

裁判の迅速化に係る
検証に関する報告書

令和5年7月

最高裁判所事務総局

目 次

はじめに（第10回迅速化検証結果の公表に当たって）	1
---------------------------	---

I 本報告書の概要

裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（概要）	5
------------------------	---

II 迅速化検証の現在地

1 はじめに	25
2 司法研修所において実施した研究会	27
2.1 基調講演の講演録	28
2.2 共同研究	40
3 迅速化検証の振り返り	45
3.1 これまでの迅速化検証の経緯	46
3.2 これまでの迅速化検証の分野別振り返り	60
4 検証検討会での議論・今回実施した企画を踏まえて	77

III 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

1 民事第一審訴訟事件等の概況	81
1.1 民事第一審訴訟事件全体の概況	81
1.2 個別の事件類型の概況	99
1.2.1 医事関係訴訟	99
1.2.2 建築関係訴訟	109
1.2.3 知的財産権訴訟	120
1.2.4 労働関係訴訟	125
1.2.5 行政事件訴訟	135
2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果	142
3 検証検討会での議論	148
4 今後に向けての検討	150

IV 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

1 刑事通常第一審事件の概況	153
1.1 刑事通常第一審事件全体の概況	153
1.2 裁判員裁判対象事件の概況	162
2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の結果	170
3 検証検討会での議論	174
4 今後に向けての検討	176

V 家庭裁判所における家事事件及び人事訴訟事件の概況及び実情等

1	家事事件の概況	179
1. 1	家事事件全体の概況	179
1. 2	個別の事件類型の概況	187
1. 2. 1	遺産分割事件	187
1. 2. 2	婚姻関係事件	192
1. 2. 3	子の監護事件	199
2	人事訴訟事件の概況等	203
2. 1	人事訴訟事件の概況	203
2. 2	審理期間の長期化傾向に関する分析	215
3	家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果	218
4	検証検討会での議論	223
5	今後に向けての検討	224

VI 上訴審における訴訟事件の概況

1	高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況	229
1. 1	民事訴訟事件の概況	229
1. 2	行政事件訴訟の概況	238
1. 3	刑事訴訟事件の概況	243
2	最高裁判所における上告審訴訟事件の概況	246
2. 1	民事訴訟事件の概況	246
2. 2	行政事件訴訟の概況	249
2. 3	刑事訴訟事件の概況	252

資料編

裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/hokoku_10_hokokusyo/index.html) に掲載

はじめに（第10回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）が施行されて20年が経過した。この間、最高裁判所は、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を、平成17年7月から令和3年7月まで、2年ごとに9回にわたり公表した。これら各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果（迅速化法8条1項）を示すものであり、本報告書はそれに続く第10回の検証結果を公表するものである。

第10回の迅速化検証においては、節目の10回目を迎えたことを契機として、司法研修所において迅速化検証をテーマとする研究会が実施されたほか、検証検討会においてこれまでの迅速化検証の振り返りがされ、これらの企画を通じて、これまでの迅速化検証の現在地を確認している。

その上で、後記のとおり、第6回以降の検証方針に従い、統計データ¹の分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で検証を実施することとし、これまでの検証と同様に、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件等について、最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行い、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件についても、併せて最新の統計データに基づく検証を行っている。

また、民事第一審訴訟事件、刑事通常第一審事件、家事事件等について、それぞれ2か所で、裁判所、検察庁（刑事通常第一審事件のみ）及び弁護士会に対して、実情調査を実施した。なお、令和4年前半に実施した実情調査の一部は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、ウェブ会議システムを利用しながら実施したが、その他の実情調査と令和4年後半に実施した実情調査については、同感染症の感染状況が落ち着いていたことから、現地において対面で実施した。

実情調査では、主として、民事第一審訴訟事件については、IT化・フェーズ1における争点整理の現状と課題や、合議体による審理の現状と課題などを、刑事通常第一審事件については、公判前整理手続の長期化要因や公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策などを、家事事件等については、事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題や、人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題などを取り上げた。

第10回の迅速化検証結果の公表に向けて、検証検討会を計4回開催した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、令和3年10月5日に予定されていた検証検討会は、ウェブ会議システムを利用しながら開催したが、その後の検討会はいずれも対面で開催した（検証検討会の開催状況、各回における議論のテーマ等は【表】のとおりである。）。

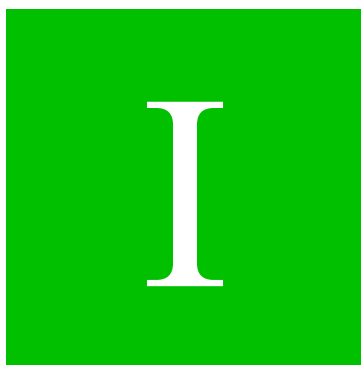
なお、第1回から第5回までの検証では、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データや実情調査等に基づき長期化要因を分析・検討し（第3回報告書）、それを解消するための施策を提示したほか（第4回報告書）、紛争や事件の動向に影響を与える社会的要因の分析・検証（第5回報告書）を行うなどした。こうして迅速化法の施行後10年の節目を迎え、迅速化法附則3項に基づき、政府（法務省）において「裁判の迅速化法に関する検討会」（以下「政府検討会」という。）が開催されたが、そこでは、迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は変わらず、最高裁判所によるこれまでの検証結果の公表の在り方は今後も維持されるべきであり、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

¹ 本報告書において分析に利用した統計データは、出典を示したもののほかは、令和5年4月15日現在のもの（なお、第9回報告書で報告した以降に統計データが修正された場合には、修正後の統計データを掲記する。）、特に明記しない限り、令和4年（1月から12月）の既済事件を対象としている。統計データは、これまでの報告書と同様、司法統計に基づいている。

最高裁判所は、この検討結果も踏まえた上で、引き続き迅速化検証を続けていくこととし、第6回以降の検証は、第5回までの10年の検証結果を前提に、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとしている。

【表】 検証検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容
第66回	令和3年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回検証の進め方について ・民事・刑事・家事の実情調査の実施方針について
第67回	令和4年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・民事・刑事・家事の前半実情調査の結果について ・これまでの検証の振り返りについて
第68回	令和5年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・民事・刑事・家事の後半実情調査の結果について ・司法研修所で行った研究会の結果について ・第10回検証報告書案について
第69回	令和5年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回検証報告書案について



本 報 告 書 の 概 要

裁判の迅速化に係る 検証に関する報告書 (概要)

令和5年7月
最高裁判所事務総局

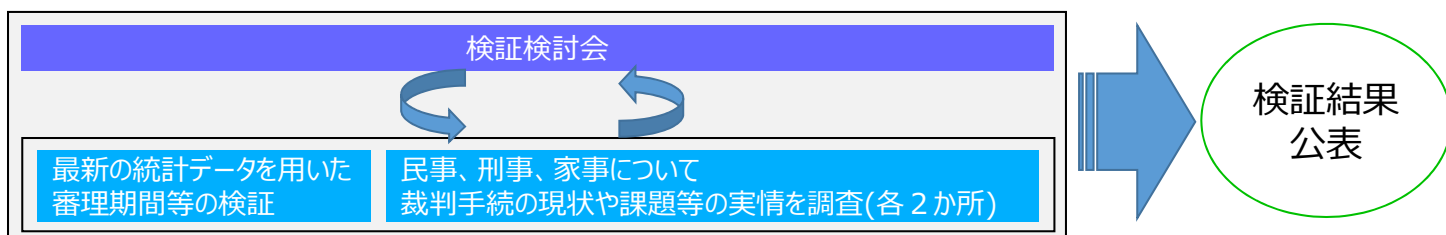
第10回迅速化検証について

● 迅速化検証について

裁判の迅速化に関する法律8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を実施

【従前の迅速化検証】

統計データを用いた審理期間等の検証と裁判手続の実情調査を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表



【第10回の迅速化検証】

従前の枠組みで検証を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表

ただし、節目の10回目であることを踏まえ、特別企画を実施し、迅速化検証の現在地を確認

《参考》 検証検討会委員について

- 座長 山本和彦（一橋大学大学院法学研究科教授）
- 委員 出井直樹（弁護士〔第二東京弁護士会〕）
- 奥山信一（東京工業大学環境・社会理工学院教授）
- 川出敏裕（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 小林篤子（読売新聞グループ本社広報部長）
- 佐古和恵（早稲田大学基幹理工学部情報理工学科教授）
- 高取真理子（横浜地方裁判所判事）
- 平出喜一（東京地方裁判所判事）
- 山田文（京都大学大学院法学研究科教授）
- 横井弘明（弁護士〔第二東京弁護士会〕）
- 吉田誠治（最高検察庁公判部長）

※ 令和5年7月現在（敬称略）

迅速化検証の現在地

はじめに

- 今回の検証結果の報告の位置づけ

迅速化法が施行されて20年経過し、節目の10回目の報告を迎える。

節目の企画として

- ➡ ・ 司法研修所において、迅速化検証をテーマとする研究会の実施
- ・ 検証検討会において、これまでの迅速化検証の振り返りを実施
- ➡ これらの企画を通じて、迅速化検証の現在地を確認

司法研修所において実施した研究会

研究会の概要

- 令和4年6月、司法研修所において、令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）を実施
 - ・参加した研究員は、民事・刑事・家事を担当する裁判官10名ずつの合計30名
 - ・検証検討会委員が講師として参加
 - ・山本和彦教授の基調講演と共同研究で構成

基調講演

- 「裁判迅速化検証の20年－その意義と課題・展望－」というテーマで実施
裁判迅速化の議論の経緯、司法制度改革審議会での議論、迅速化法の制定、迅速化検証の取組、迅速化の課題が取り上げられる

➡ その上で迅速化の将来展望について、以下の指摘

- ・デジタルトランスフォーメーション（DX）により、審理期間等についても抜本的な改善が果たされることを期待
- ・審理期間の問題に社会が無関心となり、裁判による紛争解決が社会的にマイナーとなっていないか、日々変化する経済社会の中で、今の制度が持ちこたえられるか⇒法曹が危機感を持つ必要
- ・裁判に時間がかかることで、裁判による救済を断念し、あるいは裁判でない形での解決で割り切ってしまった潜在的当事者の可能性⇒法律家が想像する必要

司法研修所において実施した研究会

共同研究

- 実施方法
「裁判の迅速化に向けた取組と問題点、今後に向けて」と題し、まず、研究員10名ずつと講師が、民事・刑事・家事のグループに分かれて分野別討議を実施、その後、全員が集合し、分野別討議の内容を踏まえて全体での討議を実施
- 分野別討議
①自分分野の審理の現状、問題点、その要因、②自分分野における、「充実した手続により、・・実現する迅速化された裁判」とは、③他分野における取組で有用と思われる発想や提案等について、分野別で議論
- 全体討議
①「充実した手続」や「迅速な審理」の必要性や意義、②充実した手続による迅速な審理を行うための工夫・取組を実施する上での観点・切り口、③迅速化法における責務、充実した手続による迅速な審理を実現するための裁判所全体としての取組等について、分野を横断して議論

➡ 講師の主なコメント

- ・ 裁判の独立を尊重しつつ、よりよい手続や手法を共有することも重要
- ・ 充実した手続を行うことによって、それが結果として迅速な審理につながるということを意識的に実践することが必要
- ・ 何でも無駄であると切り捨てるべきではない。裁判とは当事者の感情などにも配慮した血の通ったものでなければならず、当事者が結論自体に納得しなくても、血の通ったものであれば、何か訴えるものがあり、その裁判が社会全体に良い影響を与える
- ・ 何が無駄であるかは当事者によって違うので、手続進行を含め、当事者を巻き込んで、考えていくことが重要
- ・ 裁判のIT化は、法曹三者で裁判の現状に対する危機感を共有しながら、協力して良い裁判を作っていく一つの契機となり得る

これまでの迅速化検証の経緯

第1回検証（H17.7公表）

- ・ 審理を長期化させる要因について、実務経験上考え得る仮説の定立
- ・ 各種事件統計データを用い、地裁第一審訴訟事件の審理期間の経年的推移等の状況、事件数や審理期間に関する地域的状況を分析

第2回検証（H19.7公表）

- ・ 事件票に人証調べに関する項目等を追加し、新たに明らかになった点を中心に分析
- ・ 民事について、裁判官に対し、審理の実情等に関するヒアリングを実施、審理の長期化に影響を及ぼす要因とその背景事情の初期的な考察を実施
- ・ 刑事について、公判前整理手続に付された事件に係る審理期間等を分析、審理期間に影響を及ぼす要因について、審理モデル等を用いて分析
- ・ 控訴審について、審理期間の経年的推移等の状況、事件数や審理期間に関する地域的状況を分析

第3回検証（H21.7公表）

- ・ 新たに家事を検討対象に加え、統計データを継続的検証
- ・ 民事について、弁護士に対するヒアリング調査を実施、長期化要因について踏み込んだ分析・検討
- ・ 刑事について、公判前整理手続の期間に影響を及ぼす事情として考えられるものを検討
- ・ 家事のうち、遺産分割事件について、長期化要因の分析・検討

第4回検証（H23.7公表）

- ・ 民事・刑事・家事の各事件類型の統計データを幅広く取り上げて継続的に検証
- ・ 裁判官や弁護士等から各地の実情を聴取し、民事・家事を中心として、長期化要因を解消し裁判の一層の適正・充実・迅速化を促進するための具体的施策を検討
- ・ 刑事については、裁判員裁判の実施状況に関する統計データを分析
- ・ 上告審について、審理期間の経年的推移等の状況を分析

これまでの迅速化検証の経緯

第5回検証（H25.7公表）

- ・ 民事・刑事・家事の各事件類型の統計データを幅広く取り上げて継続的に検証
- ・ 地方自治体や消費生活センター等の各種相談機関や海外での実情調査を実施し、裁判の在り方に影響を与える裁判手続外の社会的要因を幅広く検討

政府検討会（H26）及びそれを受けた最高裁判所の方針

- ・ 迅速化法附則3項に基づき実施された政府検討会において、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた
⇒最高裁判所は、迅速化に関する検証を続けていくこととし、今後は、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することに

第6回検証（H27.7公表）

- ・ 民事及び家事の事件動向、当事者や代理人を巡る事情といった社会的要因、民事における争点整理の充実、合議体による審理の充実など、家事における家事調停への裁判官関与の一層の充実、手続の透明性の確保などをテーマに実情調査

第7回検証（H29.7公表）

- ・ 民事については、事件動向の他、争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有、合議体による審理の活用など、家事については、家庭裁判所における手続全体としての迅速化という観点も踏まえた充実した家事調停の運営の在り方などをテーマに実情調査

これまでの迅速化検証の経緯

第8回検証（R1.7公表）

- 初めて刑事の実情調査を実施。民事については、「その他の損害賠償」事件の具体的な内容についてのサンプル調査の他、争点整理における裁判所と当事者との間の双方向のコミュニケーションを通じた認識共有など、刑事については、裁判員裁判における公判前整理手続の長期化要因など、家事については、調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と課題などをテーマに実情調査

第9回検証（R3.7公表）

- 新型コロナウイルス感染症の影響調査（東京地家裁本庁の統計・裁判所の対応）を実施
- 対象地における新型コロナウイルス感染症の影響等の他、民事については、争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有及びその前提となる期日間準備の現状と課題などを、刑事については、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策などを、家事については、調停期日における調停運営の現状とより合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題などをテーマに実情調査

小括

- 迅速化法（同法1条、2条）
目的⇒公正・適正・充実した裁判手続の実施の確保、裁判手続全体の一層の迅速化、これによる国民の期待にこたえる司法制度の実現
性格⇒基盤整備法としての性格
- 第1回から第5回までの検証は、その都度、検証の角度や対象を変えつつ行われてきた
⇒各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果（迅速化法8条1項）を示す
- 第6回以降のフォローアップ検証においても、多角的な検証の内容が更に充実したものとなるよう努めてきた
- 裁判の迅速化は、検証の結果を踏まえた施策の実施⇒その結果の検証⇒施策に反映というサイクルを通して、その推進が図られる（同法3条、4条）



長期化要因の分析、要因に応じた施策の検討・実施、その検証というサイクルを意識し、迅速化を図る必要

これまでの迅速化検証の分野別振り返り（民事）

これまでの検証方法

- 統計分析
 - 主に民事第一審訴訟事件の長期化の要因を抽出するという観点から分析項目を設定、整理
⇒審理期間の長期化要因は、争点整理期間の長期化の影響が最も大きい
- 実情調査
 - 主として争点整理と合議体の審理の実情に焦点を当て、各地の裁判所、弁護士会等に属する関係者から実情を聴取

主要な長期化要因

- 過去の報告書における分析
 - ① 訴訟の準備段階における事情
 - 訴え提起前の調査・検討の困難性
 - 迅速な争点整理を困難にする被告側特有の事情
 - ② 訴訟における当事者側の事情
 - 弁護士と依頼者との意思疎通等の困難性
 - 期日間の準備の短縮の困難性
 - 争点の絞り込みの困難性
 - 審理期間に影響を与える訴訟活動
 - 当事者・代理人の意識
 - ③ 訴訟における裁判所側の事情
 - 争点整理への裁判所の関与の姿勢
 - 和解に関する事情
- 近年の状況
 - 法曹人口の増加、事件の質的困難化etc

講じられた審理運営上の施策の効果・課題

- 争点整理のステップの明確化
 - 序盤の方向性協議～審理計画の策定
- 口頭議論の活性化
 - 協議事項の予告、ノンコミットメントルール
- 有効な書面作成の促進
 - 準備事項の明確化、ITツールの活用
- 提出期限の遵守
 - 引き続き課題
- 合議体による審理の積極的な活用
 - 増加傾向。引き続き充実させる
- スキルの共有・研修の充実化
 - 裁判所、弁護士会とも組織的取組が充実
 - ただし、温度差があり、全体への浸透には課題も

専門訴訟について

- 専門訴訟特有の長期化要因
 - 専門的知識の不足に起因する争点整理の長期化→専門家の確保や裁判所自身の専門的知見の充実に向けた取組
- 今後の課題
 - 審理運営のプラクティスにつき、裁判所全体として部や庁を越えて共有、弁護士の理解の促進のための取組の促進

これまでの迅速化検証の分野別振り返り（刑事）

これまでの検証方法

統計分析

- 第1回以降：裁判所が収集する統計データを用いて網羅的に分析
- 第2回：公判前整理手続の導入に伴い、同手続の統計分析を開始
- 第4回：裁判員法の施行に伴い、裁判員裁判の統計分析を開始
- 第5回：裁判員裁判の公判前整理手続につき段階別の数値を分析
- 第6回以降：フォローアップ検証を継続
⇒裁判員裁判における公判前整理手続の充実・迅速化が課題

実情調査

- 第8回から実情調査を開始
- 統計分析の結果のとおり、裁判員裁判における公判前整理手続の充実・迅速化が課題
⇒①公判前整理手続の長期化要因
②公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策につき調査
- 第9回までに規模や地域の異なる3か所において実施

主要な長期化要因

統計分析に基づく長期化要因（第5回）

- ◆裁判員裁判の公判前整理手続につき、手続段階別の所要時間の統計数値を分析することにより長期化要因を検討
- 検察官の証明予定提出までの期間は短縮化傾向
- 長期化している事案では、弁護人の予定主張提出までの期間や、その後、公判期日指定までの期間に時間を要する
特に否認事件ではこの傾向が顕著
- 公判期日の指定から第1回公判期日までの期間が、法令上必要な期間よりも長い

実情調査に基づく長期化要因（第9回）

- 事件内容の変化
 - ①客観的証拠の増加（電子メール、防犯カメラ等）
 - ②科学的・専門的知見が問題となる事件の増加
 - ③否認事件や捜査段階で黙秘する事件の増加
- 当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮
 - 証拠開示…否認事件で長期化
 - 争点整理等…当事者の主張が概括的・抽象的だと長期化

講じられた審理運営上の施策の効果・課題

個々の事件において採られている方策

- 起訴後早期の打合せ
- 公判期日の仮予約
- 口頭議論を通じて事件のポイントや証拠について共通認識を形成
- 統合証拠の作成方針についての弁護士と検察官との調整

個々の事件の処理を超えて採られている方策

- 法曹三者が意見交換を行う研究会を開催
- 個々の裁判員裁判終了後に法曹三者で振り返りを実施
- 裁判所において他の裁判所との間で具体的な事例を基に議論
- 単位弁護士会内での研修の充実

効果課題

- 各施策が法曹三者間に広く浸透したことにより、平成28年までの長期化傾向に一旦歯止めがかかった
- 上記方策の趣旨的に立ち返りつつ、更に工夫を重ねる
- 法曹三者の間で、公判前整理手続の在り方に関する共通認識を形成するため、具体的に議論し、その結果を広く共有することが必要

これまでの迅速化検証の分野別振り返り（家事）

これまでの検証方法

- **統計分析**（事件類型別に、主として長期化要因の抽出という観点から整理・分析）
- **実情調査**（統計分析を踏まえ、規模や地域の異なる複数の裁判所・弁護士会等に属する関係者から各地の実情を聴取）

主要な長期化要因

調停・審判事件

- **一般的要因**：事件そのものの困難化
- **一般調停事件・婚姻関係事件**：
取下げの割合の減少・調停成立の割合の増加
手続代理人関与率の上昇
婚姻費用分担事件の増加
- **遺産分割事件**：
前提問題等の関連事件待ち
付随問題についての調整
当事者・物件多数
特別受益・寄与分についての主張、感情的対立
- **子の監護事件**：
面会交流・子の監護者指定・子の引渡し事件の増加

人事訴訟事件

- 財産分与の申立ての増加
- 財産分与に関する資料収集が難航
- 離婚原因について周辺事情に関する主張の応酬

講じられた審理運営上の施策の効果・課題

調停・審判事件

- **遺産分割に関する調停・審判の一層の充実**
(効果) 段階的進行モデルが実務上定着
(課題) 平均審理期間の高止まり、調停運営の取組を踏まえた進展
- **家事調停における裁判官関与の充実**
(効果) 調停委員会としての方針の共有、調停委員の安心感・安定感、進行の円滑化、当事者の納得感・信頼感
(課題) 調停委員会と当事者との認識共有のさらなる充実、調停委員会内部での認識共有の更なる深化
- **透明性の高い手続の実現**
(効果) 調停委員会と当事者との認識共有の取組の着実な浸透
(課題) 双方立会手続説明の在り方、当事者本人との認識共有、関係職種間・弁護士との連携
- **調停とその後の手続の適切な連携の在り方**
(効果) 〔弁護士〕 その後の手続の見通しを念頭に置いた対応
〔裁判所〕 調停担当者として人事訴訟担当者との意見交換
(課題) 効果的な取組に関する弁護士を含む関係職種間の認識共有
- **合理的かつ充実したメリハリのある調停運営**
(効果) 調停委員の意識の変化
(課題) 個々の事件においてメリハリのある調停運営を実現するための方策
弁護士を含む職種間での議論の深化、検討・実践・検証の継続

人事訴訟事件

- **人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の実現**
(課題) 人事訴訟の特徴を踏まえた適切な争点整理の在り方
裁判所・弁護士の役割、両者の協働の在り方に関する議論の深化

※令和2年は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響

検証検討会での議論・今回実施した企画を踏まえて

検証検討会での議論

- ・ 研究会の議論も通じて感じたこととして、分野毎に分割して考えるのではなく、裁判制度全体として迅速化の必要性を打ち出すべきであり、検証検討会においても、国民目線による迅速化の必要性を意識した議論をした方がよい
- ・ 迅速のためには、できるだけ無駄を廃するというにもなるが、無駄というのは判決から振り返っていうのではなく、審理の各時点において意味のある活動なのかを考えるべき
- ・ 今回の振り返りを通じ、全体として検証検討会における議論を踏まえて様々な類型の事件のプラクティスが確立されていき、審理モデルが定着していったという成果につながっていることが浮き彫りに
- ・ 迅速化検証においては、制度改正や基盤整備という視点も重要

今回実施した企画を踏まえて

- ・ これまでの迅速化検証の営みにより、民事、刑事、家事の各分野において、さまざまな成果とともに課題も明らかに
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も考えられるが、近年様々な事件類型について審理期間の長期化傾向が見られ、迅速化法の目的や、審理期間の目標に照らして許容されるか、一度立ち止まって考えてみる必要がある
- ・ 現在民事裁判をはじめとする裁判手続のIT化が進展しつつあり裁判手続の運用も大きく変わる状況に



- ・ 今後はこのような状況の変化を踏まえながら、検証の結果を踏まえた施策が実施され、更にその結果が検証され、再び施策に反映されるというサイクル（迅速化法3条、4条参照）を継続することによって、裁判の迅速化の推進を図っていくことが必要

地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

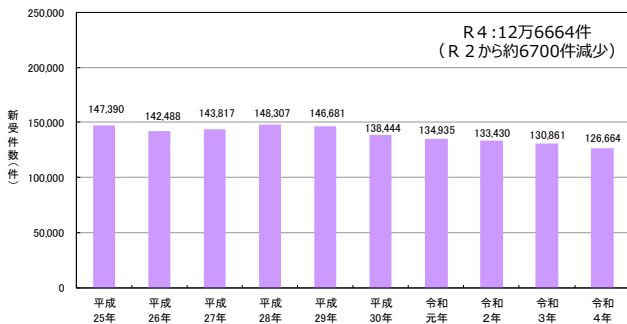
民事第一審訴訟事件全体の概況

新受件数及び既済件数の推移

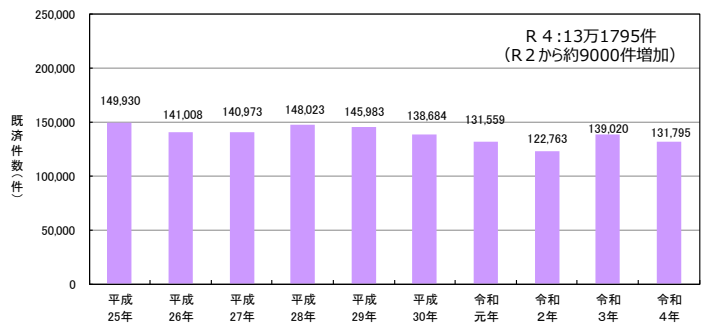
●新受件数はおおむね横ばいで推移していたが、近年若干減少
 (※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

●既済件数もほぼ同様の推移だが、令和2年からはやや増加
 (※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

新受件数の推移



既済件数の推移

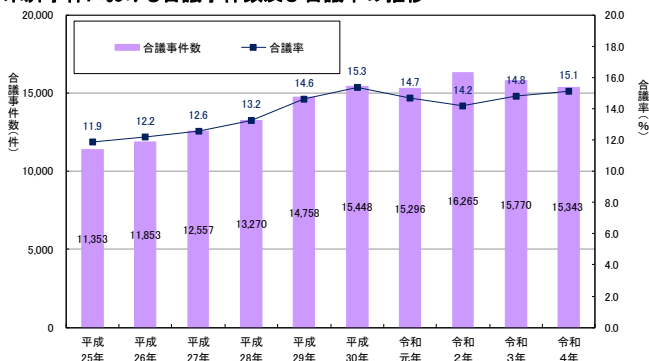


合議事件の状況

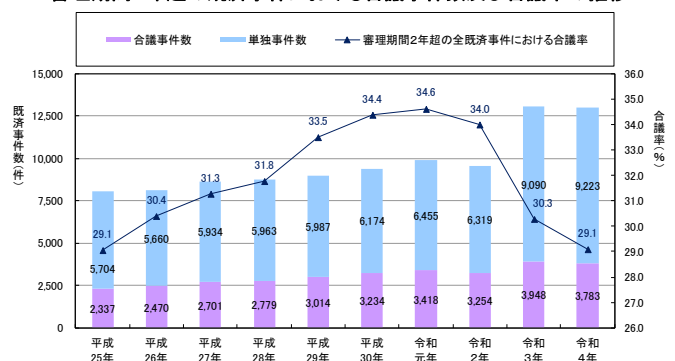
●審理期間2年超の既済事件の合議率は増加傾向にあったが、近年は若干減少

●未済事件における合議事件数は増加傾向にあったが、近年は横ばいの状況にあり、審理期間2年超の既済事件における合議事件数は増加傾向
 (※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

未済事件における合議事件数及び合議率の推移



審理期間2年超の既済事件における合議事件数及び合議率の推移



民事第一審訴訟事件全体の概況

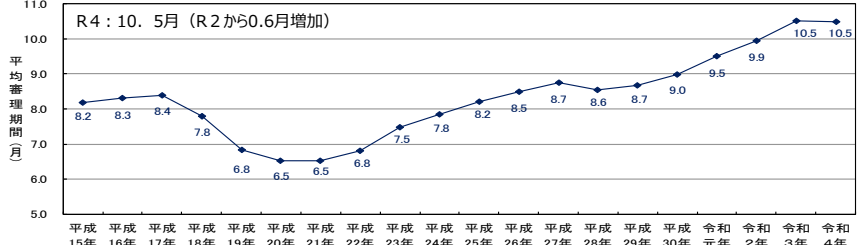
平均審理期間の推移

● 平均審理期間は近年再び長期化傾向にある

- 平均審理期間は、平成22年頃から平成27年まで長期化が続き、その後ほぼ横ばいに推移したが、近年は再び長期化

(※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあると思われる。)

【平均審理期間の推移】



手続段階別平均期間及び係属期間2年超の未済事件の割合等の推移

● 争点整理期間が長期化傾向

- 手続段階別に平均期間を見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始まで(争点整理期間)の平均期間は長期化傾向
R4: 14.0月(R2から1.3月減少)
- 訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間が長期化。
R4: 5.4月(R2から2.3月増加)

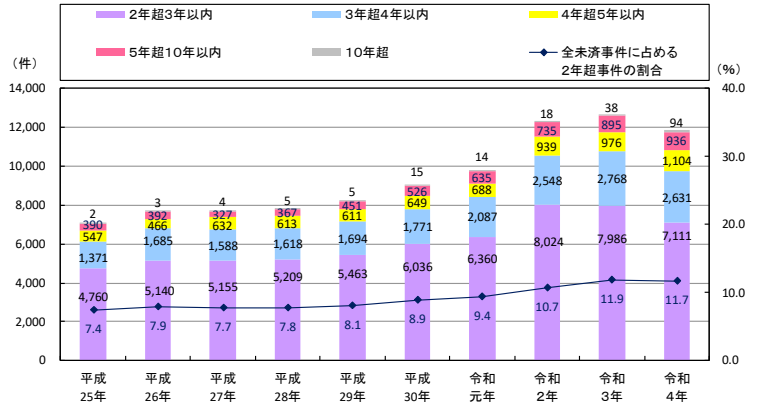
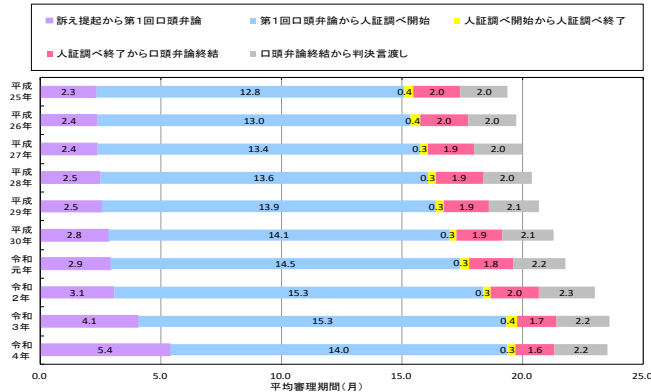
● 係属期間2年超の未済事件は増加傾向にある

- 係属期間2年超の未済事件の数及び全未済事件に占める割合は、おおむね増加傾向
R4: 1万1876件(R2とほぼ横ばい)
R4: 11.7%(R2から1.0%増加)

(※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移

係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



民事実情調査の結果

(大・中規模の地方裁判所本庁各1庁とこれらに対応する単位弁護士会に属する関係者への聴取で現れた当地の実情)

IT化・フェーズ1における争点整理の現状と課題

争点整理の現状等

- 期日等の指定の在り方について、変化が生じている**
 - 指定済みの第1回口頭弁論期日を取り消し、最初から実質的な争点整理を行う運用が拡大している
 - 事前の照会を充実させることにより、形式的にも実質的にもスムーズに争点整理を開始できる
 - ウェブ会議の普及により、出頭のための移動時間等による差支えが減り、期日等が指定しやすくなった
 - ウェブ会議の普及により、和解の経過や検討未了の点のみを確認するための期日等も柔軟に設定しやすくなった
 - 代理人側の準備に要する期間には変化はなく、また、書面の提出管理のために期日を入れてほしいという要請もある
- 期日等における争点整理は以前より充実している**
 - 期日等の前に裁判所がアジェンダ(協議事項)を送付するなどして、代理人に準備を促す運用が拡大している
 - 期日等における口頭議論は活性化しているものの、認識共有についてはなお裁判官や事案によることも大きい
 - 画面共有しながら争点を整理したり、口頭議論の結果をチャットで共有するなど、ITツールにより認識共有が図りやすくなった
- 期日間準備の充実**
 - 準備事項は具体的に協議して明確化しており、更に裁判所がメモをアップロードしたりすることもある
 - 依然として準備書面等の提出期限は守られないこともある

争点整理を充実させるための組織的取組

- 裁判所** : 部内での情報共有に加えて、庁内でも、争点整理のあり方について委員会での検討や、民事部裁判官全員での工夫例の報告会を実施、さらに、高裁管内の他庁とも定期的に意見交換
- 弁護士会** : 民事弁護委員会で協議して会報等で会員に周知したり、民事弁護研修を実施したり、研修動画をHP上に提供
ただし、全体への還元には課題も
- 裁判所&弁護士会** : 毎年複数回の協議会・懇談会等で意見交換を行い、それぞれ結果を還元

合議体による審理の現状と課題

合議体による審理の実情

- 合議に付されるべき事件はおおむね適切に付合議**
 - 付合議基準の設定や、単独事件の定期的な「棚卸し」を実施
 - 裁判所の繁忙度に応じた調整をする場面もある
- 合議体による審理の効果**
 - 迅速・丁寧でありながら、合理的な審理・判断が期待できる
 - 難航していた単独事件が、付合議によりスムーズに進むこともある

合議の充実・活用を図る取組の実情

- 裁判所** : 合議強化に向けて環境を整備したり、庁内の合議事件の状況についてアンケートを実施し、結果を共有
- 弁護士会** : 合議事件については、書面を早めに提出するよう意識したり、合議体の人数分の書面の写しを提出

検証検討会での議論

争点整理の現状と課題

迅速化に対する意識

- 長期化の背景に、一部の裁判官・弁護士において迅速化に対する意識が高まっていないという面があるのではないか
 - ・ 利用者側にも、ADRや労働審判と異なり、訴訟はじっくりやろうという意識があるのではないか
- 依然として期限までに準備書面が提出されないことが少なくないという問題も
 - ・ 期限を遵守できなかった場合、当事者に理由を説明させる（改正民事訴訟法162条2項）など、毅然とした対応が必要
 - ・ 刑事事件と同じく、民事事件でも期限を守る文化を作る努力が必要

IT化・フェーズ1における争点整理の実情

- アジェンダ（協議事項）の送付等様々な工夫例が実践されている
 - ・ ITツールをどのように利用するのか、裁判所と弁護士との間で共通認識を形成しておくことが必要
- IT化により、抜本的に仕事のやり方を変えていく必要がある（働き方改革の視点も必要）
 - ・ ITツールは、より一層迅速化に資する形で使用していくことが望ましい
 - ・ 単にツールを使うだけでなく、審理の在り方そのものが変わらなければならない

合議体による審理の現状と課題

- 付合議は審理の促進に役立っている
 - ・ IT化により、合議の在り方も改善
 - ・ 付合議に至らない場合であっても、部総括や他の陪席に相談することで、進行の参考になる
- バランスの良い最適な事件処理態勢を検討していくことが必要

今後に向けた検討

IT化・フェーズ1における争点整理

- IT化・フェーズ1における争点整理
 - ・ IT化・フェーズ1の運用開始後一定期間が経過し、ITツールを利用した争点整理が定着しつつある
 - ・ より一層迅速化に資する形でITツールを活用しつつ、どのように審理を的確に進行させていくかを考える必要
- 期日指定
 - ・ 方向性協議を活用するなどして、早期に主要な争点を確定し、進行の見通しを立てて、的確に争点整理を進めるべき
 - ・ これまでの期日の概念にとらわれず、柔軟な期日指定や、期日を入れない争点整理も考えられる
- 期日における争点整理
 - ・ アジェンダメモの送付や画面共有等のITツールを用いて、口頭議論を活性化させ、当事者と裁判所間の認識共有を促進すべき
 - ・ 口頭議論の結果についても、ITツールを用いて可視化することで、認識の齟齬を防いだり、記憶喚起も容易になる
- 期日間準備
 - ・ 依然として期限までに準備書面が提出されないことが少なくないという問題に対して、ITツールを用いた督促も活用
- 争点整理を充実させるための組織的取組
 - ・ 裁判所、弁護士会ともに引き続き取組を実施するとともに、実務の到達点が弁護士会全体に浸透するよう取り組む必要

合議体による審理の現状と課題

- 合議体による審理については、バランスの良い合理的な審理・判断が期待できるなどメリットが大きい
- 部内全体で手持ち事件のマネジメントをするという観点も踏まえつつ、引き続き合議強化に向けた取組が必要

地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

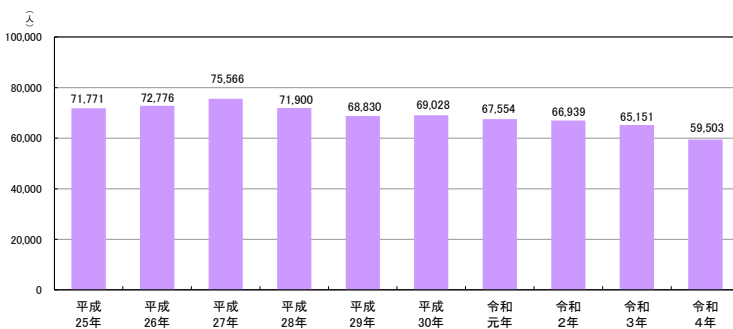
刑事通常第一審事件全体の概況

通常第一審事件全体

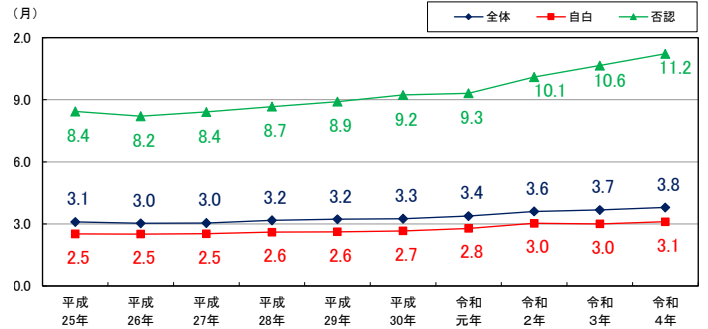
●新受人員 5万9503人 (R2から約7500人減少)

●平均審理期間 3.6月(R2) → 3.8月

新受人員の推移



平均審理期間の推移

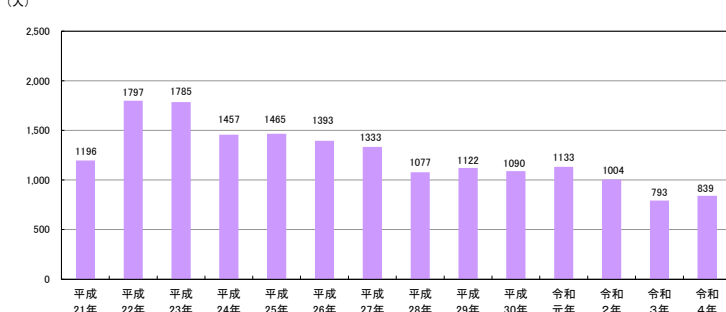


裁判員裁判対象事件

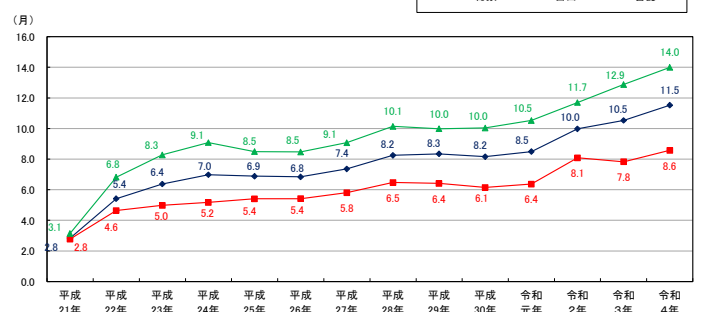
●新受人員 839人 (R2から165人減少)

●公判前整理手続期間 10.0月(R2) → 11.5月

新受人員の推移



公判前整理手続期間の平均の推移



公判前整理手続の長期化要因等

事件内容の変化

- 客観的証拠の増加（電子メールや防犯カメラ等）
 - ・ 証拠開示、謄写、証拠検討の各段階で長期化する
- 科学的・専門的知見が問題となる事件の増加（法医学等）
 - ・ 弁護人の検討や専門家への協力取付け、これに対する検察官の反論検討のため長期化する
- 捜査段階で黙秘する事件の増加
 - ・ ただし、黙秘自体で長期化するわけではなく、弁護人が主張を明示する時期次第であるとの意見や、捜査段階の供述内容や取調べ状況の確認が不要となるため迅速化するとの意見あり

当事者の訴訟活動・裁判所の訴訟指揮

- 証拠開示
 - ・ デジタル証拠は膨大に及ぶことがあり、捜査機関における解析、検察官による開示の弊害の検討、紙での謄写、弁護人による分析の各段階で長期化する
 - ・ 開示証拠と証拠一覧表との対応関係の確認に時間を要する
- 主張整理等
 - ・ 弁護人の主張が「全て争う」などと具体化されないと、公判前整理手続が長期化するのみならず、公判での立証も長期化する
 - ・ 裁判所の訴訟指揮につき、争点整理が過度に細部にわたっているという意見と、むしろもっと積極的に争点整理すべきとの意見あり

公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策

個々の事件において採られている方策

- 起訴後早期の打合せ
 - ・ 単に早期に実施するのではなく、打合せの目的を意識し、時期や内容を検討すべき
- 公判期日の仮予約
 - ・ 証人予定者や審理の規模が明らかになった段階でできる限り早期に仮予約することが重要
- 口頭議論
 - ・ 争点や証拠について法曹三者間で共通認識を得るために有用
 - ・ 事前に協議事項を連絡することで活発な議論が期待できる

個々の事件の処理を超えて採られている方策

- 法曹三者
 - ・ 法曹三者が意見交換を行う研究会を開催
 - ・ 個々の裁判員裁判終了後に法曹三者で振り返りを実施
- 裁判所
 - ・ 他の裁判所との間で具体的な事例を基に議論
- 検察庁
 - ・ 公判部長による公判前整理手続についての講義を開催
- 弁護士会
 - ・ 公判前整理手続の研修を開催

検証検討会での議論

公判前整理手続の長期化要因等

事件内容の変化

- 事件内容の変化が長期化に影響
- 他方、客観的証拠が膨大な事件でも法曹三者の取組で迅速化が図られている例もあるなど、事件内容の変化を前提に法曹三者が改善に取り組むべき

当事者の訴訟活動・裁判所の訴訟指揮

- 法曹三者の間で公判前整理手続の運用についての共通認識ができていないことが長期化に影響
- 裁判所の判決が精緻化しており、それに伴って公判前整理手続も精緻化していないか

公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策

個々の事件において採られている方策

- 従前から実践されている、起訴後早期の打合せ、公判期日の仮予約等の取組は有効
- ただし、形骸化しないよう目的意識をもって運用すべき

個々の事件の処理を超えて採られている方策

- 振り返りの会は定着している一方、明確に目的設定した上で活用する必要あり。また、その結果を集積・共有して活用すべき
- 法曹三者での研究会も有意義だが、そのような会に出席していない者にも広めていく必要あり

今後に向けた検討

公判前整理手続の充実・迅速化に向けて

- 事件内容の変化に対し、直ちに対処することは容易ではなく、引き続き法曹三者が改善に取り組んでいくことが相当
 - 現状に危機感を持ち、公判前整理手続の充実・迅速化の意義や、長期化の弊害を改めて認識する必要あり
 - 法曹三者の間で、公判前整理手続の運用の基礎となるべき点（何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうか）に関する共通認識を形成していくことが重要
- ⇒ その方策として・事件終了後の振り返りの会を活用し、その場で長期化要因やその解決策についても具体的に議論すること
 ・ 振り返りの結果や法曹三者での研究会の結果を、各庁・会内で集積するとともに広く共有することが有用

家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

家事事件及び人事訴訟事件の概況

家事事件の概況

● 新受件数

- 別表第一審判事件（成年後見関係等）：95万4573件
- 別表第二事件（遺産分割、子の監護等）：9万8563件
- 一般調停事件（離婚等）：4万6706件

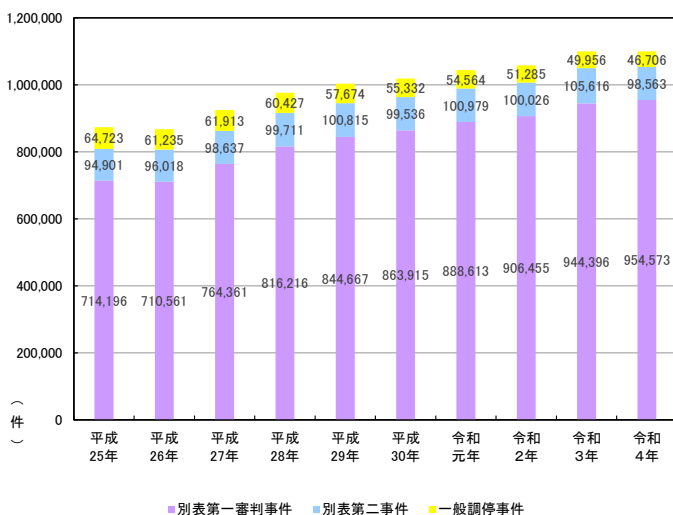
● 平均審理期間

- 別表第二審判事件：6.0月（R2）→6.1月
- 別表第二調停事件：7.5月（R2）→7.7月
- 一般調停事件：6.7月（R2）→6.5月

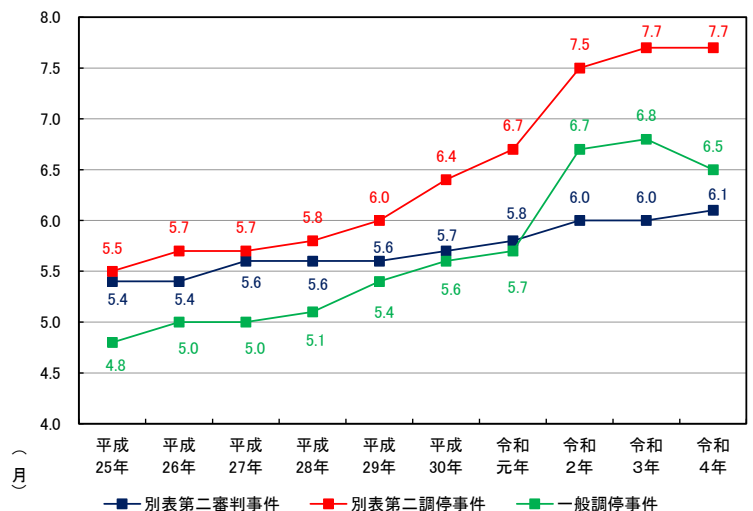
● 個別の事件類型の概況

- 遺産分割事件（別表第二）
 - 6か月以内に終局した事件の割合：30.0%（R2）→32.8%
 - 1年超で終局した事件の割合：36.0%（R2）→35.0%
- 婚姻関係事件（一般調停、別表第二）
 - 6か月以内に終局した割合：56.1%（R2）→58.8%
 - 1年超で終局した事件の割合：12.5%（R2）→12.9%
- 子の監護事件（別表第二）
 - 6か月以内に終局した割合：50.7%（R2）→48.9%
 - 1年超で終局した事件の割合：17.1%（R2）→19.8%

新受件数



平均審理期間



家事事件及び人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の概況

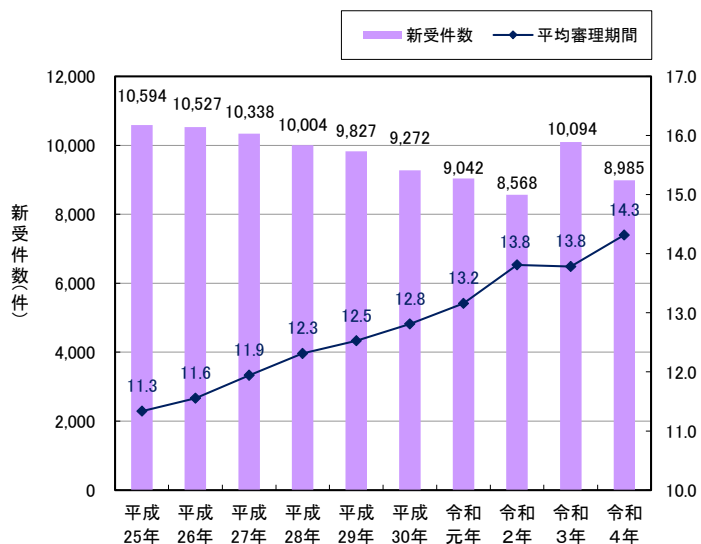
● **新受件数** : 8,985件

● **平均審理期間** : 13.8月 (R2) → 14.3月
 6か月以内に終局した事件の割合 : 23.6% (R2) → 22.4%
 1年超で終局した事件の割合 : 48.2% (R2) → 49.2%

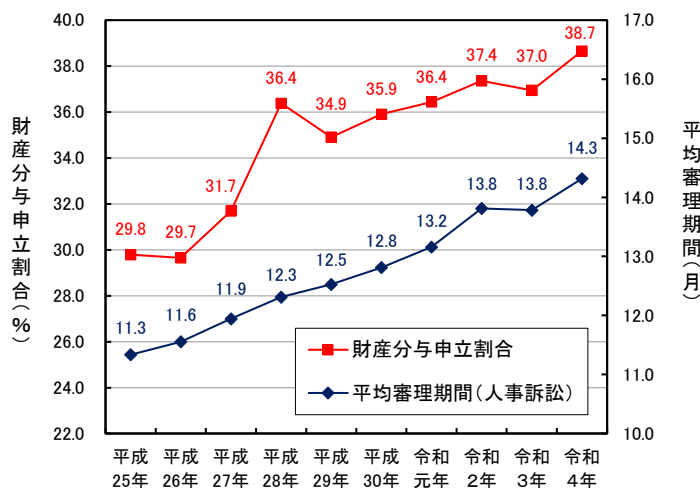
(考えられる長期化要因)

- ・ 財産分与の申立てがある離婚事件の増加
 ⇒ 資料収集をめぐって審理が難航
- ・ 離婚原因について周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返される
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も残っていると思われる

新受件数及び平均審理期間の推移 (人事訴訟)



離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合 (既済事件) 及び人事訴訟の平均審理期間の推移



家事実情調査の結果 (大規模家庭裁判所本庁及び中規模家庭裁判所本庁各1庁とこれらに対応する単位弁護士会に属する関係者への聴取で現れた当地の実情)

新型コロナウイルス感染症の影響

- 感染症対策を理由とする面会交流の在り方を巡る調整の難航
- 就労・収入の不安定化による婚姻費用・養育費の減額調停の増加等
- ウェブ調停・電話調停の実施件数の増加

事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題

調停時間の目安の設定 調停期日の3枠制 (午後2枠制)

- 1回の調停期日の予定時間に目安を設定
 ⇒ 当事者の都合等を踏まえた柔軟な指定が可能に
- 当事者・調停委員にも時間に対する意識が浸透
 ⇒ 密度の濃い期日で解決に必要な期日回数が減少
- 局面に応じて相応の時間を取って当事者の話を傾聴

メリハリのある事情聴取・調整

- 傾聴の在り方を工夫 (当事者の思いの受け止めに加え当事者の主体的な解決意欲を生み出す働きかけ)
 ⇒ 調停委員の傾聴技法習得のための研修等の実施
- 調停委員を支援する審理ロードマップ等のツールを作成
- 養育費や婚姻費用の事件では期日回数の目安を設定

ウェブ調停等の活用

- 対面で行う調停との事案や局面に応じた使い分け
- ウェブ調停のメリット
 - ・ 柔軟な期日設定による迅速な調停進行
 - ・ 高葛藤事案における当事者の安心な期日への参加
 - ・ 表情等の確認が可能

当事者との認識共有

- ホワイトボードの活用
- 当事者との間で、争点、当該期日の到達点、今後の課題等を認識共有
- 当事者・代理人の意見を踏まえた進行計画の策定

期日間準備の充実

- 期日の到達点等を踏まえ、必要な準備を促す
- 当事者の準備の負担や調停ならではの良さに配慮
- 提出期限の順守等に課題

多角的な取組の推進

- 調停委員研修の充実
- 裁判所内部での意見交換 (調停充実PT等)
- 弁護士会との連携
- 調停委員の採用
- 広報

評議の充実、審判の見通し等を意識した調停運営

- 庁の実情に応じて、事前評議、事後評議、期日終了前の評議等を活用
- 事案によって、審判等における判断の見通しを意識した調停進行
 ⇒ 資料等がおおむね揃った段階で、当事者に暫定的な見通しを伝え、決断を促すことがある
 ⇒ 審判等における判断の見通しを伝えることで、代理人において、当事者本人へのリスクの説明や人事訴訟を見据えた準備が可能になることも

人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題

人事訴訟事件の審理の現状

- **訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間の長期化要因等**
 - ・ 訴状の補正を必要最小限の部分にとどめる、訴訟救助の資料は必要最小限のもののみを求めるなどの工夫
⇒ 上記期間が長期化しているとの実感なし
 - ・ 被告への送達に時間を要する事案あり
 - ・ 第1回目の期日として弁論準備手続等の期日を指定し、早期に実質的な審理に入る運用も
- **第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間の長期化要因等**
 - ・ 当事者・代理人が財産の任意開示の要請に応じない ⇒ 探索的な調査嘱託等の申立て、調査嘱託等の採否に関する意見の応酬等
 - ・ 離婚原因を巡る周辺事情に関する主張立証の応酬が繰り返される
 - ・ 当事者が子の監護状況等に関する調査官調査に非協力的
 - ・ 人事訴訟には時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定の適用がない ⇒ 訴訟後半に新たな主張等がされることも
 - ・ 当事者間に子がいる事案においても、当事者と一体化、反論等を繰り返す一部の代理人弁護士が存在
 - ・ インターネット等により収集した自身に有利な情報のみに依拠するなどして、代理人や裁判所の助言等を聞き入れない当事者の増加
 - ・ 人事訴訟に不慣れな一部の若手弁護士の存在

より合理的かつ効果的な訴訟運営に向けた工夫例等

- **離婚原因の審理における工夫**
 - ・ 裁判所として中心論点と考えていない周辺事情については、その旨の心証を開示するなどして、訴訟指揮により歯止め
 - ・ 争点に関連性の高い部分に絞って主張を促し、その余の当事者の言い分は陳述書に記載してもらう
- **財産分与の審理における工夫**
 - ・ 当事者に対し、主な財産に絞って整理を促す
 - ・ 資料開示や調査嘱託の採否等に関する裁判所の方針を明確にしておく
 - ・ 当事者双方が自身の財産を任意開示するよう訴訟指揮を行う
- **その他、考えられる工夫**
 - ・ 審理においてやるべき事項、留意すべき事項等を整理した標準的な審理モデルを裁判所と代理人との間で共有する
 - ・ 民法768条3項の「その他一切の事情」を活用した財産分与の判断を行う
 - ・ 事案によって、調停段階で人事訴訟を見据えた整理を行う（紛争全体としての審理期間を短縮）
 - ・ 裁判所内部での人事訴訟の審理運営のノウハウやスキルの継承を確実にする

検証検討会での議論

事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題について

これまでの取組に対する評価

- 当事者と調停委員会との間の認識共有の工夫
⇒ 充実した手続に資するとの意見
- 調停委員の傾聴の在り方の重要性
 - ・ 調停委員のスキルアップのための様々な研修等
⇒ 全国の家庭裁判所に共有していくことが有用
 - ・ これまでは当事者の思いを受け止めることに重点
⇒ 今後は当事者の主体的な解決意欲を引き出す働きかけという側面も重要

指摘された課題

- 調停において審判等の判断の見通しを示すことには慎重な配慮が必要
⇔ 調停段階での情報を基にした暫定的な見通しを開示することが、当事者の主体的な紛争解決にとって重要との指摘もあり
- 手続の進め方についても当事者・代理人の意向を反映
⇒ 紛争における当事者の主体的な地位の確保
- 適切な事案では双方同席での事情聴取も
- 調停時間に目安を定める取組の柔軟な運用
- 対面での期日とウェブ調停との使い分けについてのさらなる整理

人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題について

争点整理等の現状

- 当事者間の感情のもつれ等
⇒ 主張立証等の応酬が繰り返される
- 子の利益を顧みない一部の代理人弁護士や、人事訴訟に不慣れな一部の弁護士の存在
- 裁判所内部で人事訴訟の審理運営のノウハウやスキルの継承を行っていく必要性

指摘された課題

- 弁護士側における意識向上や、裁判所において適切な訴訟指揮が可能となる仕組みや方策が必要
⇒ 標準的な審理モデルを裁判所と弁護士会とで共有
手続の早期の段階で当事者と大まかな審理の見通しを共有
- 子の利益の優先（当事者に子どもがいる事案）
⇒ 関係者が紛争解決までの期間を意識し認識共有を図ることが重要

今後に向けた検討

事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題について

- **各家庭裁判所において、調停運営改善の取組が一定程度浸透していることを確認**
 - **メリハリのある事情聴取・調整**
 - ・ 当事者との信頼関係の構築に加え、紛争解決に必要な情報を整理し、当事者の主体的な解決意欲を高めるための働きかけを行うという側面
 - ・ 当事者の権利意識やライフスタイルの変化等により、より一層効果的な当事者への働きかけ等が必要に
⇒ 今後、各家庭裁判所における取組・工夫例を全国の家庭裁判所の間で共有することが有益
 - **調停期日の予定時間に目安を設ける取組、一定の事件類型における期日回数を目安を設ける取組**
 - ・ 目的意識を持った傾聴や調停運営に対する調停委員の意識を高め、スキルアップの意欲を高めることにもつながる
 - ・ 調停期日の1日3枠制（午後2枠制）を可能とすることにより、当事者・代理人の予定等にも配慮した柔軟かつ早期の期日指定が可能に
 - ・ 他方で、個別事件における事情や当事者の意向等にも配慮した、柔軟な運用が必要
 - **調停の進捗状況等に関する調停委員会と当事者・代理人との認識共有**
 - ・ ホホワイトボード、双方同席説明等の活用
 - ・ 適切な事案における当事者双方同席での事情聴取や、手続の進め方について当事者との意思疎通を密にすることなどが課題
 - **ウェブ調停の活用**
 - ・ 対面での調停との適切な使い分けについて、今後、更なる検討・実践の積み重ねが必要
- **今後も、各取組に関し、不断の検証・改善を図っていくことが重要**

人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題について

- **人事訴訟の長期化要因として、当事者が資料の任意開示に応じないこと、離婚原因を巡る主張立証の応酬等**
 - ⇒ 人事訴訟の標準的な審理モデルを整備し、裁判所と弁護士会との間でこれを共有する取組が有効ではないか
これにより、当事者・代理人の自律的な対応を促すことに加え、裁判所が毅然とした訴訟指揮を行うことが可能に
- **特に、当事者間に子どもがいる事案では、充実かつ慎重な手続に加え、迅速な解決も重要**
 - ⇒ 当事者双方との間で、紛争の長期化が子どもに与える影響等について意識を共有し、合理的期間内での事件解決について認識共有を図る「子の利益」を十分に考慮した活動をする事について、代理人への意識付け等の方策を検討していくことが重要



迅速化検証の現在地

1 はじめに

迅速化法が施行されて20年が経過し、今回の検証結果の報告により、節目となる10回目を迎える。このような節目の企画として、令和4年6月に司法研修所において迅速化検証をテーマとする研究会が実施されたほか、検証検討会においてこれまでの迅速化検証の振り返りがされた。Ⅱにおいては、研究会の概要と、迅速化検証の振り返りの内容を紹介するものであるが、これらの企画を通じ、迅速化検証がどのような営みとして行われ、現在どのような状況にあり、これからどこに向かっていくべきか、その現在地を確認したい。

まず、迅速化検証の出発点を確認すると、迅速化法は、平成15年に施行されたが、それ以前においても、多くの裁判所は、民事訴訟において、争点整理、集中証拠調べ等審理の運営改善のための方策に取り組んでおり、平成10年に施行された現行民事訴訟法による、争点整理手続の整備、集中証拠調べの規定の新設等によって、これらの方策が正式に訴訟法上の手続とされたことにより、審理の充実、迅速化に向けた取組は更に浸透、拡大していた。そして、その間、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間は相当程度短縮した。しかしながら、人証調べを行った民事訴訟事件や専門的知見を要する民事訴訟事件の平均審理期間は、依然、民事訴訟事件全体より大幅に長くなっており、国民が注目する特異重大な刑事訴訟事件の中には、第一審の審理だけでも相当の長期間を要するものが珍しくない状況にあった。そのため、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書は、長期化している民事訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標として、訴訟手続や制度の整備や法曹の人的基盤の拡充の必要性を指摘した。また、刑事訴訟事件についても、通常第一審事件全体の平均審理期間は民事訴訟事件よりも更に短い期間で推移してはいたが、効率的かつ効果的な公判審理の実現を図るための手続的見直しと、刑事弁護体制の確立、裁判所、検察庁の人的体制の充実・強化の必要性を指摘した。

このような司法制度改革審議会意見書を受け、民事訴訟関係や刑事訴訟関係で様々な審理の充実、迅速化のための手続、制度の整備が検討される中で迅速化法は制定されたものである。迅速化法は、その目的について、「裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資すること」と定め、また、「第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させる」として、審理期間についての具体的な目標を掲げている。

迅速化検証は、最高裁判所が迅速化法8条1項に基づいて実施してきたものであり、これまで実施されてきた第1回から第9回までの迅速化検証の詳細は、後記3. 1の「これまでの迅速化検証の経緯」のとおりであるが、第1回検証においては、地方裁判所における第一審訴訟事件の審理期間等について、統計データの分析を中心とした検証を行い、第2回検証においては、その対象を高等裁判所における民事及び刑事の控訴審訴訟事件に広げるなどした。第3回検証においては、さらにその対象を家庭裁判所における家事事件に広げたほか、民事訴訟事件について、裁判官や弁護士に対する実情調査を踏まえた長期化要因の分析・検討、刑事訴訟事件について、主として裁判員裁判対象事件につき、公判前整理手続を軸とした審理状況の分析・検討、家事事件について、遺産分割事件の長期化要因の分析・検討をするなどした。第4回検証においては、統計分析のほか、裁判所や法テラスにおける実情調査の結果を踏まえ、民事訴訟事件、家事事件を中心に、長期化要因を解消するために考えられる施策を整理し提示するなどした。第5回検証においては、裁判所の外に目を向け、統計分析のほか、紛争や事件動向に影響を与える社会的要因の分析・検討を行うなどした。第5回検証後には、迅速化法附則3項に基づき、政府検討会が実施され、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされたことを踏まえた上で、最高裁判所は今後も迅速化検証を続けていくこととし、第6回検証以降においては、統計分析を中心として、それまでの検証結果をフォローア

ップする形で検証を継続している。

このように迅速化検証は、その都度、検証の角度や対象を変えつつ行うことにより、裁判の迅速化に係る「総合的、客観的かつ多角的な検証」（迅速化法8条1項）となるよう努めてきたものであるが、その結果、後記3.2の「これまでの迅速化検証の分野別振り返り」で述べるとおり、様々な成果とともに課題も明らかになってきたところである。

審理期間についてみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も考えられるものの、近年様々な事件類型について審理期間の長期化傾向が見られており、上記迅速化法の目的や、審理期間の具体的目標に照らして、このような状況をどう考えるか、今後どのようにして裁判の迅速化を図っていくかが問われているといえる。他方で、現在民事裁判をはじめとする裁判手続のIT化が進展しつつあり、新しい制度が導入され、ITに対応する態勢が整えられ、これによって裁判手続の運用も大きく変わる状況にあり、これからの迅速化検証は、このような状況の変化を踏まえつつ、引き続き「迅速化を推進するために必要な事項を明らかに」（迅速化法8条1項）することにより、裁判の迅速化が図られていくようにしていく必要があるといえる。

2 司法研修所において実施した研究会

迅速化検証が節目の10回目を迎えることを契機として、令和4年6月20日、司法研修所において、裁判官を対象とする令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）が実施された。同研究会は、裁判の迅速化をテーマとし、現状の審理期間や審理運営改善等の取組に対する裁判官の認識を改めて確認することで、こうした点に対する裁判官の問題意識の深化を図るとともに、裁判所全体として、審理期間の短縮化を含めた審理運営改善の議論をより一層活発なものとするための契機とすることを目的としたものである。同研究会においては、検証検討会委員を講師として迎え、任官してから5年目以降20年目以内の裁判官を対象とし、全国から集まった30名の裁判官が研究員として参加し、民事・刑事・家事の担当分野を横断した議論を行ったほか、全国規模で前記のような議論を促すべく、一部のカリキュラムは各地の裁判所に同時配信された。

研究会は、1日の日程で実施され、午前中に検証検討会座長の山本和彦教授による基調講演が行われ、午後は、研究員による共同研究が行われた。基調講演は、これまでの迅速化検証の経緯や現在置かれている状況を理解するだけでなく、将来向かうべき方向性を考える上で、大変示唆に富む内容であり、参考となることから、2.1においてその講演録を掲載することとした。また、共同研究についても、研究員として参加した裁判官が分野の枠を超えて、「裁判の迅速化」に関して議論したものであり、今後の裁判の迅速化の在り方を検討する上で参考となることから、2.2において概要を掲載している。

2. 1 基調講演の講演録

以下は、山本和彦教授による「裁判迅速化検証の 20 年—その意義と課題・展望—」と題する基調講演の講演録の要旨である。

1 裁判迅速化の議論の経緯

(1) 平均審理期間の推移

最初に、迅速化の議論が始まる頃までの日本の裁判の平均審理期間の推移や、諸外国の状況を見ていく。民事については、1970 年代に審理期間が非常に長期化していた。長期化のピークを過ぎた 1979 年でも平均審理期間は約 14 月だった。この平均審理期間には、欠席判決なども含まれているが、それでも 1 年以上かかっていた。

それが迅速化検証が始まる 2004 年頃には約 8 月となっており、この間ほぼ一貫して短縮し、ピークの頃に比べれば半分以下となっていた。複雑な事件に限っても同様の傾向であり、1979 年では約 25 月だったのが、2004 年には約 18 月となり、約 30%短縮している。

刑事についても、やはりピークだった 1970 年代前半には平均審理期間が 6.6 月だったが、2004 年には 3.2 月となり、ほぼ半減していた。長期係属実人員数も 1973 年の 5050 人をピークに、1995 年には 383 人となり、一割以下まで減っていた。

総じていえば、1970 年代に訴訟の長期化が非常に問題になり、ピークに達したが、その後裁判所はじめ各機関の努力のもとに徐々に迅速化が進んでいた状況にあったといえる。

(2) 諸外国の状況（民事第一審）

諸外国における民事第一審の統計を見ると、2004 年においては、フランスで 9.6 月、ドイツで 7.2 月、アメリカで 8.5 月となっている。日本は先ほど述べたとおり約 8 月であり、世界的に見ても平均的といえ、特段遅延しているわけではなかった。

証拠調べ事件については、全く同一のデータというわけではないが、例えばイギリスでトライアルを経た事件は 22.4 月、アメリカ連邦地裁でトライアルを経た事件は 22.6 月であり、これに対して日本で人証調べを経た事件は約 18 月だったから、これも際立って遅いというわけではなかった。

このように、諸外国と比べても、日本の訴訟が顕著に遅いという状況にはなかったといえる。

2 司法制度改革審議会の議論

(1) 民事裁判の迅速化・充実化

その中で、司法制度改革審議会の議論で裁判の迅速化が取り上げられることとなり、裁判の迅速化法、その後の迅速化検証につながっていくが、司法制度改革審議会の最終意見書の中で民事と刑事それぞれの裁判の充実・迅速化について述べられている。

民事裁判の充実・迅速化については、審理期間の目標が設定されている点が非常に大きな特徴であり、民事訴訟事件の平均審理期間を概ね半減することを目標とすると書かれている。ここで対象とされている民事訴訟事件は、証人尋問など人証調べを行った事件である。

人証調べを行った事件の 1999 年における平均審理期間は 20.5 月であり、それを概ね半減し、10 月程度にすることが司法制度改革審議会の意見書の設定した目標ということになる。大体 20 数年かけて民事訴訟の審理期間は大体半分ぐらいになってきたところであるが、それをさらに半分にするということで、私は率直に驚いた。

佐藤幸司先生、竹下守夫先生、井上正仁先生という司法制度改革審議会に携わった研究者 3 名が鼎談をしている書物において、この提案の中心であったと考えられる竹下守夫先生がこの目標が設定された理由について、「時間がかかりすぎるということが一般の国民から見ると司法制度を利用する障害になる。これを何

とか迅速化を図らなければ 21 世紀の日本の社会における司法の役割を果たせない。」と述べられている。

私は、竹下先生の生前にこの発言について伺ったところ、竹下先生は、現行民事訴訟の制定について、弁論準備手続を設け、争点整理を十分行い、争点中心の審理をすとした改正の構造は良いものであったし、十分成果が出ており、一般の訴訟については非常に良い改革であったと評価されていた。ただ、専門訴訟や政策形成訴訟について十分な改革ができなかったという想いを強く持ち、これらの訴訟についても司法制度改革において改革をしていくべきであると思われていたようであった。

法制審議会では、司法制度改革審議会の意見書を踏まえて、平成 15 年に民事訴訟法の改正に向けた答申を行っているが、中心的な対象とされたのはいわゆる専門訴訟であり、専門委員を導入したり、証拠収集手続を改革したりといった、主として専門訴訟を念頭に置いた改革が行われていた。ただ、それだけであれば、通常の訴訟については基本的に問題なく、特に重大な事件について審理が長期化していることが問題であるという刑事の課題設定と同様に、民事も通常の訴訟は問題ないが、専門的な訴訟、困難訴訟に問題があるとして、そこに焦点を絞ったような形で報告されることも考えられたと思われる。しかし、竹下先生としては、一般の国民から見ると、時間がかかりすぎることが障害になっている、「一般の国民」という観点を司法制度改革審議会の議論を通して非常に強く感じられたと言われていたことが、非常に印象的であった。

司法制度改革審議会は 13 名の委員のうち過半数が法律家以外の委員であり、法律専門家は 6 名で研究者が 3 名、元裁判官、検察官、弁護士が各 1 名で、残りの 7 名は法律専門家以外、どちらかといえば制度のユーザー側の委員で構成されていた。その委員で議論をするうちに、あるいはそれ以外の方からヒアリングをする中で、民事訴訟が非常に時間がかかっているという意見が強く主張され、竹下先生自身もこのままではいけないのではないかという思いを非常に強くされたということと言われていた。そういう思いの中で審理期間の半減ということと言われたのではないかということである。これは、ユーザーの声を聞かなければいけないということで、竹下先生の強いご指導の下で始められた民事訴訟の利用者調査の声の中でも裏付けられていると思っている。

いずれにせよこのような審理期間の半減という非常に大胆な目標が設定され、その具体的な対応策として、計画審理の推進、証拠収集手続の拡充、人的基盤の拡充等が提言され、その制度改革については平成 15 年の民事訴訟法改正で実現されているという状況にあったと思われる。

(2) 刑事裁判の迅速・充実化

他方、刑事裁判については、民事のような一般的な目標の設定はされていない。刑事裁判の実情は、通常事件については概ね迅速に審理がなされているものの、国民が注目する特異、重大な事件では、第一審の審理だけでも相当の長期間を要するものが珍しくなく、こうした刑事裁判の遅延が国民の刑事司法全体に対する信頼を傷つける一因にもなっていることから、刑事裁判の充実・迅速化を図るための方策を検討する必要がある、とされていた。

そのような方策として、集中審理を行うこと、すなわち、当事者の十分な事前準備を前提に、裁判所の適切な訴訟指揮の下で争点中心主義に基づく効率的かつ効果的な公判審理の実現を図るという基本的な方向性のもと、具体的には新たな準備手続、連日的開廷の確保、公判の活性化、弁護体制の整備等々が提言された。

ただ、刑事司法については、同時に裁判員裁判を導入するという極めて大きな改革の提言がされており、この段階でそれがどのような手続、審理になっていくかについて明確に見通しをつけることは難しく、この提言をどのように活かしていくかが問題になっていたと思われる。

(3) 家事事件及び人事訴訟事件の迅速・充実化

他方、家事事件及び人事訴訟事件についてはこの報告書では言及がない。これについては事情があり、一つは、家庭裁判所の改革として人事訴訟を家庭裁判所に移管するという何十年来の課題が解決され、家裁の審理手続がどのようになっていくかがこの段階では予測が難しかったものと思われる。

また、家事事件及び人事訴訟事件の審理期間やスピードについて、それまで明確な議論が行えていなかったこともあったと思われる。民事や刑事もそうであるが、早ければよいというものではなく、特に家事事件について、従来それをどのように捉えるかについて必ずしも共通の認識、枠組みがなかったため、明確な提言に至らなかったと思われる。

以上のような議論を受けて、迅速化法が制定された。

3 裁判迅速化法の制定

迅速化法は、第1条において、司法に求められる役割を十全に果たし、国民の要請、期待にこたえる司法制度の実現に資するということを目的にしている。この目的規定は、竹下先生の問題意識と基本的にパラレルな形で作られていると思われるが、審理期間の目標について、第一審訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終わらせる、その他の手続は、それぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内に終局するとされ、審理期間を半減するという目標が採用されなかった点が、司法制度改革審議会の意見書と大きく異なっている。

ここについては色々な議論が行われており、一方でこの半減目標は非常に大胆な目標で、その実現可能性について難しいところがあると思われるし、他方で、司法制度改革審議会は委員の半分以上が法律家以外の方であったが、目標を具体化していく議論の中で法律家が中心になって議論をしていくと、法律家以外の方の意見が通りにくくなっていくという過程も反映しているのではないかと思う。

その他の部分でも、例えば、司法制度改革審議会の意見書では、平成15年の民事訴訟法改正で導入された審理計画、計画審理について、全ての事件で審理計画を立てることを原則とすべきと書かれていたが、法制審議会の議論においては、全ての事件ではなく、専門訴訟の枠組みの中で、複雑な事件に限定して審理計画を定めるという形に変わり、現行法では、通常の事件については、審理計画ではなく、計画的な審理といわれるものを導入することとなっている。これは、司法制度改革審議会の意見書から見ると微修正のようであるが、全ての事件で明確な審理計画を立てることと、複雑な、少数の事件で審理計画を立て、残りの事件は基本的に計画的にやろう、ということでは実際上大きな違いがあると思われる。法制審議会はほぼ専門家の集まりであるが、分かりきっている事件で計画を明確に立てる必要はなく、本当に複雑な事件で先行きが見通せないような事件で計画を立てて審理をしていけば足りるという議論になった。私も確かにそうであると思ったが、今振り返ってみるとそれでよかったのだろうかという個人的には思っている。素人的な発想からすれば、分かりきった事件は計画を立てやすいというのであれば計画を立てれば良いだけではないかと思う。

ただ、いずれにせよ迅速化法では、「2年以内のできるだけ短い期間内に」という言葉が入り、民事訴訟については一応2年という具体的な目標設定が行われ、それに向けて国等の責務、あるいは裁判所、当事者、代理人等の責務が規定された。迅速化法の非常に大きな点は基盤整備法としての性格であり、迅速化の目標のため、充実した手続を実施すること、並びにこれを支える制度及び態勢の整備を図るということである。迅速化法は、そのために裁判所における手続の整備、法曹人口、裁判所、検察庁、弁護士の人的態勢整備を図っていく、そういった基盤を整えるための法律である。要するに、現状の手持ちの勢力でとにかく頑張りなさいということではなく、やってみてできないのであればどこに問題があるのか、制度的な問題なのか人的な問題なのか、物理的な問題なのか、を明確にしてそこに手当てをしていき、最終的に2年以内のできるだけ短い期間内に、という目標を達成していく、そのための基盤を整えるとしたものであり、そのためのエビデンスを評価するのがこの迅速化検証である。迅速化検証を行って2年ごとにその結果を公表し、国の政策の策定・実施に当たって適切に活用していくことが法律で規定されたということである。

この迅速化検証は当初10年間で想定され、検証・報告は5回行うことが前提になっていた。しかし、その後、司法制度改革について見直しを図るということで、法務省の中に、裁判の迅速化法に関する検討会が設けられ、その中で、迅速化検証は非常に有意義で、期間を制限せずにこれからも引き続きやっていくべきだといった意見が出て、現在は期間の限定無く続いていく形となっている。

4 迅速化検証の取組み

(1) 第1期(2004-2005年)

迅速化検証の歴史をたどっていく。私が委員になったのは第1期の途中からで、第1期の最初にどのような議論がされたか必ずしも十分承知をしていないが、最初はそもそもこの検証に必要な統計データがどういふものか、あるいはどのように収集するのかという議論から開始され、民事事件について一定のサンプル調査、具体例についてのサンプル調査等も行われたということであった。

迅速化は、拙速な審理につながり、充実した適正な裁判を害するものであるという一種のイデオロギー的な批判が従来強くあり、そういう中で裁判所、検察庁、弁護士会である種の共通的な方向性を見出していくことは大変な作業であったと伺っている。

私が加わった頃は、検証を始めて一年ぐらいが経った頃で、迅速化検証の検証作業について、基盤整備法としての迅速化法を基礎にしながら、必要な基礎的データを整えていくという基本的な共通認識ができており、これを受けて民事、刑事それぞれについて、まずは統計データの分析作業が行われることになったと思う。

(2) 第2期(2006-2007年)

第2期もそれを継承して、海外調査等も行われ、その分析が行われた上、第一審だけではなく、控訴審の審理期間の分析も行われた。そして、審理期間が長期化している要因についてのそれぞれの仮説の検証という作業が本格的に行われることになった。

(3) 第3期(2008-2009年)

第3期では、弁護士会、裁判所の現場の方々のヒアリングも開始されることになった。記憶では、第2期の段階から裁判官へのヒアリングをしていたと思われるが、第3期からは、より本格的に、弁護士会のヒアリングも行うようになった。これは当時の弁護士会推薦の委員の方々の大変なご尽力があったと伺っている。弁護士会のこの作業に対する協力の在り方については、弁護士会で様々な議論があったと思われるが、弁護士会と裁判所の両方からヒアリングすることができるということは、非常に画期的なことであった。

特に我々研究者からすると、裁判所から聞く話と弁護士会から聞く話は微妙に、時には大幅に違い、これは非常に面白いところである。民事で、例えば裁判所は心証開示しています、ずっとやっていますと言う。しかし、弁護士から聞くと、心証開示なんかされたことはありませんという話が出てくる。その認識の齟齬がどこから出てくるのか大変興味深く、話を聞く人によるのか、ヒアリングには相当な方を選んでいると考えられることから必ずしも全体像を反映していないのではないかといったことを色々考え、話を伺うことが我々の非常に大きな楽しみで、その地における裁判、司法の現実の在り方について立体的に認識できるという意味で非常に大きなメリットだった。

統計的な点からは、この時期に過払金返還請求事件が急増し、その影響を統計データから取り除くための措置を行った。過払金という事件類型が特定されているものではなく、それをどのような形で統計から除くかが難しかったが、一応それを取り除く措置を行っている。これは第8期まで継続して、今報告書が公開されている最新の期でデータ修正をやめることとした。

第3期で新たに家事事件についての検討を始めており、当初は、特に長期化が問題になっていた遺産分割を中心に行っている。

民事・刑事の一般については、ある程度長期化要因を特定し、民事については特に訴訟一般の長期化要因と個別事件類型、いわゆる専門訴訟の事件類型ごとの長期化要因を分析して、ある程度長期化の要因を特定していくという作業が第3期でほぼ完成に近づいてきたのではないかと思う。

(4) 第4期(2010-2011年)

第4期は長期化要因に対応する施策を提言する施策編という別冊を出したことが非常に大きな特徴である。

民事訴訟一般と個別の事件類型、さらには裁判所、弁護士の執務体制等にまで及ぶ形で、考えられる姿の提言が大胆に行われている。また、刑事については公判前整理手続、あるいは裁判員裁判の分析がされており、裁判員裁判が開始された時期になるため、その分析に重点が置かれている。さらに、上告事件、最高裁の審理期間についても分析が開始されている。

(5) 第5期(2012-2013年)

第5期は、当初想定されていた最後のまとめの時期に当たる。検証方法は最もユニークであり、裁判手続内に留めず手続外の社会的な要因まで視野を広げる形で審理期間の分析が行われている。

第4期までの分析の中で、裁判所の中、あるいは法曹の中だけでは完結しない、審理期間に影響を与える様々な問題があるのではないかとということが随時指摘され、裁判所の外の状況も検証すべきであると言われて、そのような検証が行われたものである。

高齢化問題に対する実情調査として、知見がある方についてヒアリングを行ったり、ADR、裁判外の紛争解決手続についての実情調査を行ったり、僻地、離島の実情調査なども行った。ある離島の実情調査において、市役所、消費生活センター等でヒアリングをしたところ、市役所では市民から法律的な問題を含む相談も非常に多く、法律相談をすると本当に人がたくさん来ると伺った。ところが、裁判所に行くとは事件はあまりないという話を伺い、非常に衝撃を受けた。当時我々の中で「事件が蒸発している」という言葉が流行っていたが、市役所等までは事件がたくさん来ていることから社会の中には法律問題は相当数ありそうだが、裁判所に来ないでどこかで蒸発して消えてしまっているという印象を強く抱いた。当時その島は弁護士が一人もおらず、認定司法書士が2、3人いるという状況だったと思うが、裁判所になかなか事件がつかなくておらず、一体どういうことかということをお我々委員の中でも活発に議論をしたことをよく覚えている。

そのような、様々な形で裁判所外の検証をし、潜在的な紛争が存在するのか、どの程度存在するのか、潜在的な紛争を顕在化させる要因がどこにあって、そうした要因が今後どのように変化するのか、という議論を、従来の司法統計を中心とした分析から離れて議論していた。

これで一応迅速化検証としては一段落となったはずであった。迅速化検証報告書の表紙の写真を見ると分かる通り、表紙の写真は最初のときは植物の芽が出ており、その芽が花に変わり、花が実になり、実が収穫された写真になっており、最後第5期では新しい花が咲いているといったものとなっていて、一応一巡した、一段落したということが表紙の写真で表されている。

(6) 第6期以降(2014-)

しかし、5期、10年では終わりにはならず、続けるべきということになった。第6期以降は、基本的にはこれまでの検証結果で一度完成したものとして、検証方法を、統計データの分析と裁判所、弁護士会等の実情調査の二本立てとして、民事、刑事、家事に焦点を絞ってフォローアップしていくこととした。

民事においては、争点整理が中心であり、弁論準備手続を含めて時間がかかっていることは明らかであったことから、争点整理を適正かつ迅速に進めるための認識共有の在り方をどのようにしていくか、それから、合議体の活用も一つの論点として議論されている。審理期間2年超の既済事件の単独率が7割を超えているという統計を見て私は驚いた。審理期間が2年を超えているような事件は複雑困難な事件であることが想定されるが、それでも7割が単独で、合議は3割なかった。裁判所がその後色々な取組をして合議事件は徐々に増えていったが、最近の統計でも単独率は大体65~66%になっている。依然として審理期間が2年を超えている事件でも2/3の事件は単独で、合議事件は1/3にすぎないこととなる。もちろん2年超の事件と言っても色々なものがあり、それほど難しくないが色々な事情で審理が止まっており、今の司法統計では、当事者などの責任で止まっている期間を差し引くという統計処理が行われていないことから、裁判所の責任ではなく審理期間が2年を超えている事件も一定数あると思われる。ただそれにしてもこの割合は私個人にとっては驚きがあった。この合議体をどのように活用すべきかということはフォローアップ作業の中でも非常に議論がされているところである。

そして、現在行われている第 10 期の検証作業の中では裁判の I T 化の影響も正面から取り上げられている。

家事においては、調停における裁判官関与、いわゆる評議の充実といった問題、それから、調停不成立後の審判、人事訴訟との関係、広く言えば調停と審判・訴訟をどのように相互に関連付けて全体としての審理期間を合理的なものにしていくかということである。こうしたことがフォローアップ検証の中心的な課題として取り上げられている。

刑事については、従来は統計分析を中心に行っており、実情調査は行っていなかった。これは裁判員裁判、公判前整理手続と、非常に大きな制度改革があったため、その制度改革をとりあえず見守り、統計的な観点を中心として検証してきたものであるが、第 8 期、2018～19 年の段階から実情調査も行われるようになった。

刑事であることから裁判所、弁護士会に加えて検察庁にもヒアリングを行うことになっている。民事と家事は大体午後いっぱい裁判所と弁護士から話を聞くが、検察庁が入るため刑事の場合は丸一日かけてヒアリングを行うことになる。私は、大学の法学部で刑事訴訟法の授業を聞いたことを思い出し、刑事は全然違うなと思って話を聞いているが、公判前整理手続の長期化要因が問題になっており、それについての話を伺っている。今度の 10 期でようやく 3 回目ぐらいになるが、私の印象では民事や家事に比べれば、まだ手探り状態で進めていることになると思う。

また、この前の期である第 9 期は新型コロナが大きな問題になって、審理期間にも大きな影響を与えることが予測され、現実にも与えたものであるが、その影響に対する裁判所の対応も独立した分析の対象となった。

実情調査もオンライン化し、第 9 期は、現地には一度も行けず全てオンラインで調査を行うことになった。調査自体は全く問題なく行えたと思うが、実情調査の後に行われる懇談会で本音の話を伺うことで現地の実情の雰囲気みたいなものを感じられるのが大きかったが、それがなかったことは非常に残念であった。

この点は、今期から少しずつ回復して、先日は地方の家裁に伺って、三、四年ぶりぐらいに現地に行って、リアルで調査をすることができた。

(7) 総括

以上を総括すると、第一にいえるのは司法の分野において史上初めて組織的、網羅的な形で統計分析が行われ、いわゆるエビデンスベースドポリシーメイキング (E B P M) といわれるものが司法分野において初めて基盤が形成されたという意味で画期的であった。

従来は法制審議会の議論などでもどちらかといえば印象論の域を出ない形で、それに基づいて実際の制度が決められていくところが否定できなかった。それを統計的な確実なものを基礎にできるということで、非常に大きなことであったと思っている。10 年を超えて検証作業を継続していくべきだということになったのは、その意義が一般に認識されているということだと思う。

それから検証対象および検証方法についても徐々に拡大進展している。最初は第一審に限定していたが、控訴審、家事事件、上告審、社会的な要因と、拡大して行って、審理期間に関わるものを網羅的に検証するものになっていったし、検証方法についても統計だけではなく、実情調査が行われることによって、具体的な審理の在り方が浮き彫りになっていっている。

ただ刑事については、検証の枠組みとも関連して分析の困難さがある。刑事では一般的な事件はあまり問題ではなく、特異な事件について問題であるという設定がされたため、検証対象もその特異な事件を対象にするということになり、個別事件の話になっていかざるを得ないところがある。検証の目的は、個別事件を取り上げて、誰が悪かったという話をするものではなく、一般的な形で手続の在り方を考えるものであり、刑事はそのバランスが非常に難しいと思う。現在は刑事についても実情調査が行われるようになっているが、個別の事件が良い悪いといった話が入らないように、どのように問題点を捉えていくかという作業を手探り

で行っているところであると思う。

さらに、第4期で提言された施策について、部分的には実現の方向に至っている。IT化に関する民事訴訟法の改正で、いわゆる法定審理期間訴訟手続が導入されたが、これは、この提言の中で論じられている、いわゆるファストトラックを部分的に導入したものといえる。また、当事者は準備書面の設定期間を徒過した場合に、その理由について説明義務を課されるという規定も設けられているが、これも、その施策の中で準備書面が期限通り提出されないことが審理を進める上での一つのハードルになっているという指摘があり、それに対する施策が提言され、部分的に実現したという評価ができる。

5 裁判迅速化の課題

以上のように、迅速化検証は全体として極めて画期的な営みであり、大きな成果を上げてきたと思われるが、迅速化の課題、その将来の展望というところに入っていきたい。迅速化の課題については報告書の様々なところに記載されているものを基本的には私の見方で整理したものである。

(1) 社会的要因

社会的要因としては、司法に期待される役割をどのように捉えるかという、非常に大きな視点がある。ADRのような裁判外の紛争解決手続、あるいは保険制度等が取り上げられたが、そうしたものと裁判の役割分担、紛争を裁判の外で解決、あるいは未然に防止するといったことと裁判に期待される役割はどのようなものである。これによって裁判に求められるスピードも変わってくると思われる。非常に簡単な事件で、従来裁判所に来ていたものが裁判の外で解決される、あるいは、紛争にそもそもならず予防されるということになれば、裁判所にくる事件は難しい事件、解決が困難な事件に限定されていくことになる。そうするとそれを今までと同じ審理期間で解決することは難しくなっていくが、現実にもそれはある程度表れていると思われる。そういう中で裁判に求められる迅速化、審理期間がどのようなものかということ議論していく必要がある。

民事においては、金銭その他損害賠償事件といわれるような、統計的にどこにも振り分けられないような事件、定型化することも困難な事件を合理的な期間内にどのように解決していくのが大きな課題になっている可能性がある。

刑事においては、証拠の大量化と事件の内容の大きな変化が問題となっており、法曹三者の努力の中で解決することは難しいが、客観的に与えられた条件が変わっていく中で、迅速化を求めていくにはどのような対応をしていけばよいか課題になるといわれている。

以前から指摘されていることであるが、法曹人口が増大し、当事者の権利意識が高まる中で、潜在的に見れば紛争事案は増加していく可能性がある。かつて外国の統計などを調べたところ、大体どこでも法曹人口が増えれば訴訟事件が増えている。最初は、法曹人口が増えてもそれに応じて事件は増えないが、何年か遅れて必ず事件が増えていく。弁護士は職業であり、食べていかなければならず、その活動の主たる分野が訴訟・裁判の分野であるとすれば、弁護士が増えていけば事件が増えていくことはある意味では自然なことである。事件を掘り起こしているか事件を作っているか、色々な見方があるが、増えていくこと自体は当然と思われる。しかし、日本はずっとそれが潜在化し、増えるのではないかとわれながら、民事に関していえば、現実には過払金返還請求事件を除き、事件数は増えていない。この平成30年あまりを通して見たところ、むしろ若干減るという傾向にある。これをどのように見るかも問題の1つである。

当事者の権利意識の高まりはずっと言われており、今年調停制度百周年で、座談会などをする関係で昔の資料等を調べてみたところ、調停制度50年の時、1970年代に民事調停法などが改正されているが、その中の主たる要因として当事者の権利意識の高まりということが言われていた。

徐々に高まっているということかもしれないが、何十年にわたって権利意識の高まりということが言われているにもかかわらず、必ずしもそれに伴って訴訟事件数が増加していないことから、法社会学者等の課題かもしれないが、これが一つ大きな観点としてある。

(2) 手続的課題

もう少し裁判所の中に入った手続的な課題としては、報告書の中で様々なことが言われているところであり、民事では争点整理の在り方が審理期間という観点から見て中心的課題になる。期日の回数に間隔を掛けたものが審理期間になることから、審理期間を短縮するには、期日回数を減らすか期日間隔を短くする必要がある。

平均期日回数、争点整理、弁論準備の期日の回数は7、8回になっているが、何年か前に中国に行って争点整理の話をしたときに、中国の人が一番驚き、一番聞きたがっていたのは、なぜ7、8回も争点整理をするのか、それほどやらないと争点整理はできないものなのかということ、その点を聞かれて答えに窮したことがあった。

この回数の問題は、当事者側の事情や裁判所側の事情等、色々な要素があることは間違いなく、様々なことが指摘されている。争点整理と言われる中には、統計上区別できないため、和解の期日も入っているが、それだけの回数が本当に必要なのか。

期日間隔は、昔に比べればかなり短くなっており、この20年、30年間に平均審理期間が半分ぐらいになった主要な要素は期日間隔が短くなっていることが大きい。それでもどちらかというと法律家以外の方から、本当に期日間隔として1カ月設ける必要があるのかという疑問が提示されることがある。

その他は、証拠収集が難しくなることによって期日の準備が困難になっていることや専門訴訟を中心として、専門的知見が必要となることで準備・審理が妨げられることがある。計画的な審理が必ずしも十分ではないこと、本人訴訟の問題等々が制度的にもあるいは運用的にも十分な解決がされないまま推移していることもある。

家事事件については、当初は遺産分割に的を絞って分析がされ、遺産分割事件特有の問題、相続人の範囲や遺産の範囲を確定する問題や、当事者多数、物件多数の事案、あるいは特別受益・寄与分が主張されることによる審理の困難、あるいは当事者間の感情的な対立等々が指摘されたところである。

これについては、相続法が改正され、最近では所有者不明土地問題に関して民法が改正され、遺産分割について対応されるということで将来的には少しずつ解決されていく可能性がある。改正の目的は所有者不明土地を少なくするということかもしれないが、結果として遺産分割を早め、遺産にかかわる当事者が少なくなるのが期待でき、あるいは遺留分についても相続法の改正で遺留分が金銭債権化され、審理を容易にする面があると思われる。

現在においては、家事事件一般について、家事調停の運営の在り方、コロナ禍の中での家事調停の在り方について、よりメリハリのある調停運営を進めていくこと、あるいは人事訴訟における審理期間の長期化への対応、特に家事調停との連携を調停の中で意識しながら手続を進めていくということが議論されており、今後の課題として挙げられている。

刑事裁判については、未だ手探りの状態ではあるが、当事者の訴訟活動、あるいは裁判所の訴訟指揮の在り方について様々な議論がされている。ただ、刑事の場合は実情調査を聞いていると、裁判所、弁護士会、検察庁それぞれが言うことの齟齬の度合いが民事よりも大きく感じ、どのようなコンセンサスを取りながら審理の改善の在り方を考えていくのが難しい問題であると思っている。

(3) 態勢的課題

それから、態勢的な課題として裁判所の態勢、弁護士の執務態勢の問題も取り上げられている。

これは実証的なデータで検証されているわけではないが、報告書の中でも裁判官の繁忙が審理期間に大きな影響を与える要因の一つである可能性が高いという指摘はされており、その他サポート態勢の不十分といった点も指摘されている。

弁護士の執務態勢の観点からも、弁護士へのアクセスの遅れ、あるいは弁護士の負担過重ということが指摘されており、弁護士・依頼者の関係が変化し、弁護士の言うことを聞いてくれない依頼人が増えている

中で弁護士としてどのような運営を行っていくかということが非常に難しい状況になっていることが指摘されている。

これらについては、解決されたもの、あるいは解決されつつあるものもあるかもしれないが、抜本的な解決には至っていない、解決策を見出していない問題もある状況であると思う。

6 裁判迅速化の将来展望

(1) 将来の状況変化の可能性

最後に「将来展望」という点についてお話ししたい。現在の状況は、将来さらに変化していく可能性があり、事件の更なる専門化、複雑化が生じ、量的にも事件数が増加していく潜在的な可能性がある。

審理期間をより迅速にすることは、現在の水準を維持していくだけでも大変である可能性があるのに、質的に難しくなり量が増えていく可能性があるということで、大変なところがあると思う。

その中で一つの鍵になるのはIT化であると思う。裁判のIT化の議論は私も関わってきたが、最近よくDXということが言われているところ、従来紙だったものをデータに変えたり、従来リアルで行っていた会議をオンラインに変えたりすることだけがIT化ではなく、仕事の在り方そのものを変えていくことがデジタルトランスフォーメーション(DX)ということだろうと思う。このDXはまさに現場における創意工夫の中からしか出てこないと思う。

ITを活用して問題意識を持って仕事の在り方を変えていけるのか、裁判所、弁護士、検察庁、それぞれに創意工夫が求められることになるのではないかと。それが上手く活用されていけば審理期間等についても抜本的な改善が果たされる可能性を期待している。

それとともに、司法に対する社会の期待も変わっていく可能性がある。社会全体がスピードアップしているということは間違いがない。司法は国家機関であり、普通の企業のように、直接市場に競合する競争相手がいるわけではない。しかし、そういう国家機関であってもそれに相当するサービスが民間において提供されていけば、その民間におけるそのサービスの在り方が国家機関のサービスの在り方にも影響を与えてくると言われている。

私はこの観点で一つ期待しているのはODR(Online Dispute Resolution)、オンラインにおける紛争解決である。ADRその他の裁判外での紛争解決の仕組みが社会に普及していくとすれば、そこで解決される紛争は非常に小さなものであることが多い。例えばネットショッピングをして、買った品物が届いたところ、元の写真と色が違ったとか思ったものと違った等の苦情が山のようにあるのだろうと思う。それをオンラインで解決する。携帯で昼休みに苦情を述べて相手方からの反論が次の日にはもう来ていて、それで解決しない場合は調停人のような人がオンラインで調停案を出して、一週間で解決する。もし、そういう経験を持った人が増えてくれば、裁判に対する期待もかなり変わってくる可能性がある。そうした紛争と裁判で解決される紛争には質的に大きな違いがあることは確かであるが、なぜ裁判では次の期日まで1か月もかけるのか、なぜ6回、7回期日をやってもいつ解決されるかが見えてこないのか、利用者はそういう疑問を持つことにならざるを得ないという気がしている。

そういう意味で、この社会の裁判所に対する期待がより高いものになっていく可能性がある。

(2) 裁判迅速化の意義－司法制度改革の初心に立ち返って－

民事訴訟の審理期間半減の目標が司法制度改革審議会で提示されたが、現実には、その基準とされた1999年の20.5月と比較すると2020年は23.2月となっており、むしろ伸びている。2020年は新型コロナウイルスの影響があり、非常に特異な状況だったが、2019年を見ても21.7月で、半減するどころか長くなっているのが現状である。

その原因は様々であり、事件内容の変化、事件の複雑困難化、あるいは、当事者の権利意識の高まりにより、容易に解決に納得せず、弁護士にも様々な意見を言って、弁護士も対応が困難となるといった要素があることは間違いがない。

しかし、司法制度改革審議会で、審理期間を半減していく、それをしていかないと 21 世紀の日本の司法が立ち行かないと言われていた中で、審理期間がこれだけ伸びていることについては、一度立ち止まって考える必要があると思う。

当事者の期待、利用者の声を表すものとして利用者調査がある。利用者調査はアンケート調査であり、アンケートに答える人の回答率はそれほど高くなく、不満がある人だけが回答している可能性が常にあり、必ずしも母集団が真の利用者全体を反映しているということがいえない可能性があることから、その評価については常に慎重な姿勢が必要である。

しかし、それでも客観的なデータとしていえることは、2016 年の調査の数字であるが、裁判に躊躇したかという質問に対して約半数の 49.4%の人が躊躇をしたと答えている。

躊躇した理由については、時間がかかりすぎるとした人が一番多く、78%おり、費用がかかりすぎるとした人が 75%でその次であった。

この結果によれば、半分の人が訴訟を躊躇し、その 8 割が時間を理由にしていることから、全ての当事者から見ると 4 割の人が時間を理由に訴訟を躊躇したといえる。

それから裁判の期間が予測できたかという質問に対して、全く予想がつかなかったという当事者が 56.4%おり、終了した裁判の期間をどう評価するかという質問に対して、長いという評価、あるいは長すぎるという評価をした人を合わせたものが 49.6%いる。合理的な期間だったという選択肢もあることから、これは合理的な期間を超えて長かったという評価ということになるが、それが半数で、10 年間徐々に増加している。

こうした利用者、当事者の声をどう考えるか、私が知るところでは、最近ではマスコミ等でもあまり審理期間の問題が取り上げられない状況になっており、社会がこの問題について無関心になっている可能性を一番恐れている。裁判による紛争解決が社会的にマイナーなものに変わっている可能性を恐れている。私自身は、批判されるよりも無視される方が怖いという感覚があり、そういった方向に来ていないかということである。諦めているということかもしれないが、考えてみる必要があると思う。

最後、私の意見ということになるが、法曹界、法律家の間では依然として迅速化の問題について話をすると拙速の批判が常に起こる。審理の適正、充実を犠牲にした迅速化というものは許されない、拙速な審理はいけないという批判である。一種のタブーとして迅速化というものがあつたし、現在も残っているのではないと思う。

先日の国会で裁判の IT 化についての民事訴訟法改正案が議論され、私も衆議院の法務委員会参考人として出席したが、法定審理期間訴訟手続が改正案に含まれており、それに対して強く拙速の批判が出されていた。私からみれば両者が合意して 6 か月でやることになっているわけであるが、それでも拙速ではないかという批判が出てくる。しかし、他方で、経済界から審理期間はどのように見えているのかが非常に気になるところであり、私も様々な人から話を伺う中でこのままでは司法が見捨てられてしまうのではないかと感じている。日夜非常に早いスピードで変わっていく経済社会の中で、1 か月に 1 回の期日で人証調べがあれば 2 年かけて最終的な結果が出る、あるいは控訴、上告があることから、2 年かけても最終的な結果が出るとは限らない、という制度が果たして持ちこたえられるのだろうかという気が非常に強くしている。

それとともに、審理期間が長くなることは、総体的に見れば、経済的にも社会的にも弱い立場の人により大きな重荷になっていることを懸念している。強い立場の人は審理が長くなっても持ちこたえていけるが、普通の人にとって裁判が継続しているということ自体が心理的にも経済的にも非常に重荷になることは容易に想像が付き、それが 1 年 2 年続いていくということに耐えられる人はどれだけいるのだろうかという気がしている。裁判を躊躇するとき、時間の要素が非常に大きな割合を占めているということとはとても納得できるところである。

ただ、裁判官に話を聞くと目の前の当事者、代理人で審理を迅速にしてほしいと言う人はいないと言わ

れたり、弁護士も自分の依頼者で審理をできるだけ早く進めてくださいということを言われたことはないと言われることがある。しかし、利用者調査の結果から見ると裁判所に出てきている当事者というのはある意味その時間のハードルを越えてきた当事者なわけである。

それは時間についてはもう諦めている当事者という言い方もできるのかもしれないが、その背後には潜在的にそのハードルを超えられなかった当事者も多数いる可能性があり、法律家は想像力を持ち、そのような諦めてしまった、あるいは、裁判ではない形で解決しようと割り切った当事者、潜在的な当事者の存在を感じる必要があると思う。

それから、とにかく勝ちたく、勝つためにはいくら時間がかかってもよいという当事者がいるかもしれないが、その人達が本当にそれで満足しているのかというと、民事訴訟利用調査結果を見ると、半数の人は訴訟が合理的な期間を超えていると考えていることになり、本心として満足しているかは疑問である。そういう想像力をもってこの審理期間の問題というものを考える必要がある。

そして、もう一つの創造力として、IT化も含めて実務上様々な工夫の余地があり、工夫では対応できないところでは制度の改正を考えていくべきである。ただ、その前提として、法曹の意識、法律家の意識、あるいは危機感というものが必要なのではないかとすることを最後に申し上げたい。

私が研究者になったのは1980年代半ばで、当時はいわゆる審理改善運動というものが真っ盛りの頃で、これが1990年代初めに民事訴訟法の改正につながっていったのであるが、その時期に研究者としての最初の洗礼を受けた。和解兼弁論で争点整理を進めていくといった裁判所側の熱心な取組があり、弁護士会側でも裁判には納期が必要であるといった議論がされていた。そういう中で裁判所、弁護士会それぞれに積極的な動きがあったが、当時裁判官や弁護士と話していて、このままでは裁判というものがダメになってしまうのではないかと、国民から見捨てられてしまうのではないかと、実経験に根ざした強い危機感を感じた。

私が大学でドイツやフランスのことを勉強しながら論文を書いている頃には、そうした危機感を全く感じなかったため、非常に強い衝撃を受けたというのが私の研究者としての最初の出発点だった。

民事訴訟は、景気が良ければ事件数が減って、景気が悪ければ事件数が増えるという関係があり80年代のバブルの前の方は景気が良く、バブルが崩壊した後、事件数が急速に増えていったので、ある意味では誤解だったのかもしれないが、民事訴訟の事件数が減っていた1980年代の当時の弁護士にはこのままでは裁判が見捨てられて国民から使われないものになってしまうという意識があった。

それでは今はどうかというと、私自身はかなりの危機感を持っている。現在、事件数は横ばいや減少気味であり、法律家がこれだけ増えている中でこの事件数がどうなるかということはある、裁判外での解決は、ADR等裁判外のような紛争解決手続が作られたものの、必ずしもその件数が多いわけではない。広い意味での司法ないし紛争解決というものが必ずしも日本社会においては十分にワークしていない。かつて川島先生はそれを日本人の国民性によって説明しようとされたが、あるいは川島理論に戻るような議論も最近はされているが、日本人の国民性という説明は十分疑問に値すると思う。

最近の法曹志望者、あるいは法学部の志望者の減少を見ると法律に対する社会の期待が段々薄れてきていると感じることがある。平成時代の民事に限ったものであるが、平成の前半は改革の時代、民事訴訟法が作られ、司法制度改革が行われていた改革の時代であったのに対し、平成の後半は停滞の時代ではなかったかということを書いたことがある。私は平成時代をずっと研究者として過ごしてきたが、ある意味一周回って元に戻って来たような感じを最近強く持っている。

以上は民事についてであるが、家事や刑事についてはもちろんそれぞれ別個の問題があり、早ければ良いものではないことは、民事についてはもちろん、家事や刑事においてはよりそうなのかもしれない。

適正、充実と迅速とのバランスを図っていく必要があると思うが、家事事件においては、家庭内のより弱い立場の人に対してより大きな問題を孕んでいるのではないかと、典型的には子供についての審理に時間がかかるということが子供に悪い影響を与えている可能性があると思う。

刑事について、私は素人であるが、司法制度改革審議会が言っていたような、時間がかかるということで刑事制度に対する国民の信頼を毀損するおそれがあると思う。

今回このような形で多くの裁判官が集まって、審理期間の迅速化の問題について議論することは画期的な試みであり、それぞれの手続についてぜひ活発な議論をしていただき、私自身はかなり危機的な状況にあると思っているので、これについてもぜひ皆さんで活発な議論を行っていただければ非常に良い機会になると考えている。

2. 2 共同研究

1 はじめに

共同研究は、2. 1で紹介した基調講演を聴講した研究員30名により、「裁判の迅速化に向けた取組と問題点、今後に向けて」と題して行った。具体的には、まず、研究員10名ずつが、民事、刑事、家事の分野別の3グループに分かれ、それぞれのグループに検証検討会委員が講師として臨席し、分野別討議を行い、その後、研究員と検証検討会委員が集合して全体での討議を行ったものである。

2 分野別討議の概要

分野別討議においては、①自分分野の審理の現状、問題点、その要因、②自分分野における、「充実した手続により、・・実現する迅速化された裁判」（迅速化法6条、2条1項参照）、③他分野における取組で有用と思われる発想や提案等を討議テーマとした。

(1) 民事分野について

①民事分野の審理の現状や問題については、2年超の長期未済事件が一貫して増加し、平均審理期間も伸長していることが問題であるとの認識でおおむね一致し、要因として、精緻な内容の判決をするために審理が慎重になっていること、代理人が依頼者である本人と打合せ等を行う必要性などから期日間隔に関する実務慣行が改善されないことなどが挙げられた。訴訟遂行に対する考え方の違いもあり、代理人・当事者側において争点の重要度に応じたメリハリ付けに協力的でない場合もあることや、迅速な進行について法曹全体が一層意識する必要があるとの指摘もあった。

こうした現状が続けば、紛争解決機関として、裁判所が選択されなくなるおそれがあるとの危機感が共有された。

②民事分野における「充実した手続」とは、スピード感を保ち、必要な専門的知見を踏まえつつ、争点に集中した攻撃防御が尽くされた手続をいい、これにより、結果的に迅速な審理がされるはずであるとの意見が多くあり、迅速な審理と適正・充実した審理とは本来、両立するものであるとの意見もあった。その実践のためには、裁判官が審理対象を明確にして当事者と認識を共有して、代理人と協力することが重要であるとの意見が複数出された。

③他分野の取組で有用と思われる発想や提案について、いずれも刑事分野であるが、判決後の振り返りの有用性を指摘し、和解後の振り返りを行っているとの意見、証拠の厳選の取組、判決書の記載を争点に絞ってポイントを押さえたものとするものの有用性や応用可能性を指摘する意見、計画的審理の手法である「裁判員裁判の仮予約」を参考に、尋問期日のスケジュールを早期に押さえる取組の紹介等があった。

(2) 刑事分野について

①刑事分野の審理の現状、問題点とその要因については、迅速審理に対する法曹三者の意識が希薄化しているとの危機感が示され、裁判員裁判において、争点や証拠関係等が複雑とはいえない事件でも公判期日の仮予約を半年くらい先に入れるのが当然となっていること、制度導入当初は自白事件は三、四か月で判決していたところ、現状自白事件にも長い時間を要していること、判決が結審から1週間、半月以上後で、かつ長文化、詳密化していること、仮予約した公判期日をその後の整理に応じて圧縮することを懈怠することなどの傾向があるといった指摘があった。このほか、特にデジタル証拠が膨大になっており、当事者がこれを検討するのに時間を要しているといった指摘があった。

公判前整理手続における争点整理の程度や裁判所の関与の在り方について、法曹三者の認識が一致していないことが課題として挙げられた。特に、詳細な書面が提出されて争点整理が詳密化・長期化しそうな場合には、口頭議論を活用して、その事案でどの程度詳細に主張整理をする必要があるか認

識を共有した上で、その共通認識を基に主張内容のボリュームに見通しをつけ、かつ、それを記載した書面を提出するのも要所だけにするといった工夫が紹介された。

長期化の背景には、弁護人から予定主張や証拠意見等がなかなか提出されない場合があることが挙げられるところ、その前提として十分な証拠開示を受けてからでしか提出できないとされることも多い点を踏まえ、弁護人の関心事項を良く聴取して証拠開示等の進行に反映させることが有効であり、また、弁護人にも迅速審理によるメリットを理解してもらう必要があるが、そのためには弁護士会との間で信頼関係を醸成していくことが必要であるとの認識が共有された。

②刑事分野における「充実した手続」とは何かという点については、当事者から必要十分な主張・証拠が提出された状態をいうとの意見や、判断の分岐点に焦点を当てた必要十分な審理を行うことをいうとの意見があった。

公判前整理手続について、裁判所として何を判断すべきかを把握できれば足り、争点の中身については当事者間で共通認識が持てれば十分であって、結果的に公判で想定外の問題が出てその場で考えればよいと割り切るべきとの意見が出された。また、公判前整理手続は裁判所が主催する以上、公判における判断対象を明確に意識し、請求証拠についても判断対象との関連性・必要性を明らかにさせて厳選しているとする運用が紹介された一方、それは、裁判員と評議して決めることではないかとの意見も出された。

③他分野の取組で有用と思われる発想や提案について、民事分野におけるウェブ会議、ITツールの活用を参考に、刑事分野でも電話による打合せを活用することや、ITツールの画面共有機能を用いて、今後の進行を議論しながら視覚的に共有したり争点整理案を共有したりすることが考えられるという意見等があった。

(3) 家事分野について

①家事分野の審理の現状、問題点として、人事訴訟について、審理期間の長期化傾向が確認され、要因として、法曹三者で進行についての共通認識が形成できず、代理人が当事者の意向を過度に重視することがあるとの意見や、財産分与の申立ての審理において夫婦共有財産の特定に時間を要することや、離婚訴訟において必要以上に周辺事情を主張する当事者の傾向を挙げる意見があった。

家事調停について、審理期間の緩やかな長期化傾向が確認され、期日間準備や期日を充実させ、調停で取り上げる事項を選択・集中することや、面会交流事案における調停委員会と家裁調査官との適切な連携の必要性が指摘された。遺産分割事件における段階的審理モデルなどの長期化対策について他の調停事案での応用可能性や、評議の充実、関係職種とのきめ細やかな意思疎通により、審理方針を共有し、調停委員会として機動的に方向性を示して手続を進めることの重要性も指摘された。

離婚調停と人事訴訟との連携に関し、当事者が合意した場合は、調停不成立の調書にその時点の到達点（争いのない部分や主要な争点等）を記載し、調停の成果を人事訴訟に活かす取組が紹介された。

②家事分野における「充実した手続」に関し、長期化ゆえに手続利用を諦めざるを得ない一般市民の存在を意識することが重要であるとの意見や、当事者の裁判所に対するニーズが事案の内容や当事者の特徴により異なり、裁判所は、ニーズに応じた柔軟な対応を心掛けることが重要であるとの意見があった。

家事事件においては、言い分を傾聴しつつも、それが裁判所の法的判断に与える影響を当事者と議論して共有すること、紛争全体を見渡して、審判や訴訟になったときの見通し等を説明し、当事者に合理的な手続選択をするための情報を提供すること、合意による解決と公権的判断を前提にした解決の双方を睨みながら、適時に積極的に当事者の話合いに踏み込んでいくといった手続運営をすることが重要であるなどの意見が出された。

③他分野の取組で有用と思われる発想や提案について、民事分野における計画的審理の取組は、婚姻

費用分担・養育費といった一定の事件類型については応用が可能であり、遺産分割や面会交流といった事件類型においても、ある程度先までの審理計画を立て、当事者と共有することは十分可能であるとの意見や、刑事分野における裁判員裁判の振り返りの有用性を指摘する意見があったほか、期日の仮予約の取組について、当事者との間で手続の見通しを立てた上で活用することが考えられるとの意見等が出された。

3 全体討議の概要

全体討議においては、①「充実した手続」や「迅速な審理」（迅速化法6条、2条1項参照）の必要性や意義、②充実した手続による迅速な審理を行うための工夫・取組を実施する上での観点・切り口、③迅速化法における責務（6条、2条1項、7条1項参照）、充実した手続の実施による迅速な審理を実現するための裁判所全体としての取組等を討議テーマとした。

(1) ①「充実した手続」、「迅速な審理」について

「充実した手続」については、民事事件や家事事件においては、争点に関する着実な主張立証や判断がされることが基本となるが、事案によっては、和解等を通じて履行可能性等まで取り込んだ総合的な解決を考えることも含まれるかが問題となり、当事者の希望が必然的に関係してくるが、環境調整的な配慮や和解後の紛争予防の調整に時間をかけ、必ずしも争点に限定されない点を調整する事件もあり、このような対応が裁判所への信頼を高めている面もあるという意見があった。刑事事件では、履行可能性や環境調整等の要素はあまり働かないという意見もあった一方、被告人の社会復帰を考慮に入れて情状証人をどこまで採用するかなどの問題が出てくることがあるという意見があった。

「迅速な審理」については、手続の過程を可視化し、関係者間で、手続の要点や検討事項を共有することで、要点に絞った充実かつ迅速な審理をすべきであり、手続の見通しを持つことにより、進行に納得感が得られるという意見や、民事事件や家事事件では、和解のための時間を要したとしても、上訴審に要する時間や関連紛争の解決に要する負担を考慮すると、全体としては迅速になることがあり、何をもって迅速とするかについては、代理人と共通認識を形成しておく必要があるという意見があった。

「充実した手続」と「迅速な審理」の関係については、手続を充実させれば結果的に迅速になるという点は、どの分野も基本的には同じであり、争点を簡潔に整理して法曹三者で共通認識を持ち、争点に関連する重要な証拠の有無等を明確にしていくことで、自ずと争点に集中した審理・攻防をすることができ、結果的に手続が充実し、迅速になるという意見があった。

(2) ②工夫・取組を実施するための観点・切り口について

計画的な審理を行うこと、審理スケジュールを検討し、期日の予定を当事者に事前に告知し、当事者が事前準備をすることで、一回の期日が充実し、回数を重ねる必要がなくなるという意見や、なるべく迅速にという意識を当事者ともう少し共有する必要があると、代理人・当事者の意見を踏まえて事件の終局時期を見定め、事案に応じた迅速な審理を目指す必要があるという意見があった。また、審理を計画的に進めることは大切であるが、手続は動的であるから、別のプランも考えつつ、柔軟に審理を進めていくことが大切であるという意見があった。刑事事件については、単独事件であれば否認事件であっても、早期の段階で大体のスケジュール感の見通しを立てやすいという特徴があるが、審理の見通しが立った段階で、審理予定を関係者と共有することが大切であるという意見があった。家事事件等では、手続開始後に当事者が証拠を集めていくこともあり、証拠収集の時間が読めないことなどから、計画的審理が上手くいかない面があるという意見と、事件類型によっては訴訟提起段階で文書送付嘱託等の申立てを促すなど、証拠の提出を先倒ししてもらうこともできるという意見があった。

I Tツールの利用に関し、民事事件において、I Tツールを使用して期日の前後に準備事項や予定を当事者と共有することが増えているという紹介や、当事者からの提出書面がそれまでの議論を踏まえていない場合に、すぐにI Tツールで連絡して代理人に検討を促しているという紹介があった。

事件終局後の振り返りに関し、刑事事件で行われている判決後の振り返りは、個別の事件におけるものであるが、今後の他の事案に応用できる要素を抽出して活かしていくことが肝要であり、更にそれを他の裁判官、検察官、弁護士にもフィードバックするなど、広く共有することが望ましいという意見があった。また、刑事事件の振り返りは、裁判員制度導入時から、裁判員裁判をしっかりと軌道に乗せて、よりよい裁判を作っていきたいという思いが法曹三者で共通し、弁護士会も検察官も協力的であったことから実現したものであり、民事事件や家事事件でも、このような思いが共有されれば、振り返りをやりやすくなるのではないかという意見があった。

民事事件で和解後の振り返りを行っている庁では、当事者から心証開示のタイミングや争点整理における裁判所からの質問の明確性等の指摘を受けることで、裁判官のスキルアップだけでなく、裁判所全体として、あるべき手続の進め方の共有につながっているという紹介があった。

(3) ③迅速化法における責務、裁判所全体としての取組について

裁判所は、主宰者として手続を着実に進行するスキルを磨くことが求められ、また、裁判官の判断作用は独立であるべきだが、審理運営について、外部的な視点をもって振り返ることが重要であって、手続の手法はもっと共通化していくべきという意見があり、単独事件についても、他の裁判官等に相談する機会を積極的にもって、独善的にならないようにしつつ、個人の技量を上げていくことができるという意見等があった。

裁判所がその仕組みとして裁判の迅速化を実現するという発想を組織的に共有すべきであり、仕組みとして裁判迅速化の取組に係る工夫例や、そのエビデンス、知恵袋集を共有していけると良いという意見や、庁全体で、事件類型ごとの参考文献やその概要を紹介するリストを作成する取組の紹介があった。

民事、刑事、家事の分野を跨いで取組を共有し、他分野の取組を参考にすることが大事ではないかという意見、裁判所全体として納期の発想を持ち、予定より審理に時間が掛かった事件に関し、審理計画を振り返り、部内で話し合うことも大切ではないかという意見があった。

4 講師として参加した検証委員の主なコメント

- 何を何のためにしているかを意識し、かつそれが見えるようにすることが非常に重要である。これを意識するためには、期日前の準備が大事であり、裁判でも、ITツールを用いて資料を事前に共有して、顔を合わせた時に何をすべきか理解していれば、充実した議論ができると思う。また、裁判の独立を尊重しつつ、よりよい手続や手法は共有することも重要である。
- 刑事の分野では、迅速も大切であるが、無駄をそぎ落とすことを意識しすぎて、手続の適正・充実を忘れてはならないと思う。
- 手続の迅速と充実の関係は対立するものではない。迅速化法が、充実した手続を実施することにより迅速な審理を行うとしているのも、まさに充実した手続を行うことによって、それが結果として迅速な審理に繋がるという趣旨であり、それを意識的に実践することが必要であると思う。
- 迅速も充実も両方必要であり、無駄なことをしないことも基本的には間違いないが、逆説的には、無駄なこともしてほしいと思う。裁判官が量刑を全く変えるつもりがなく、影響もないとして、検察官が求める被害者や御遺族の意見陳述を無駄だといって切り捨てられたら困る。裁判とは当事者の感情等にも配慮した血の通ったものでなければならず、当事者が結論自体に納得しなくても、血の通ったものであれば、当事者に対して何か訴えるものがあるし、その裁判が社会全体により影響を与え、意味を持つということがあり、そうしたところを考えれば、何が無駄かという議論にも一定の目安がつくと思う。
- 裁判所は国家の機関であるが、制度間競争は必ず来ると思う。建築の検査機関の場合、料金が役所の倍だとしてもスピーディにやってくれればその料金を出すといる人がいる。国民はそういうサービスを望んでおり、必ずそういう将来になるのではないかと思う。また、大学の授業評価アンケートのように、社会的な評価を裁判所も受けるようになると思う。

- 無駄なことはしないという議論について、確かに無駄は不要であるが、何が無駄であるかは当事者によって違うので、手続進行を含め、当事者を巻き込んで、考えていくことが重要である。また、本人や依頼者を放っておいて、ケースマネジメントだけを効率化することは意味がない。迅速化との関係で書面が期日前に出ないことが話題になっており、また、民事訴訟の利用者調査によると、利用者からは期日間がすごく長く感じるとの意見が強い。これは、期日間で何をやっているのかが見えないからではないか。期日の議論の到達点を書面化し、言語化して共有し、それを本人も見られるようにすると、事務が遅れている代理人はまずいと思うであろうし、当事者も期日間で何をやっているかよく分かるようになる。将来のIT化で可能となるかもしれないが、このような取組をすることで、期日が最終的に減っていったら、迅速化も可能になると思う。
- 司法の役割については、民事、刑事、家事に共通する司法としての根本的な部分というものがあがりながら、それぞれそれに上乗せさせるような機能、和解に基づいて全体的な解決をするとか、あるいは被害者の心情を汲み取っていくとか、当事者の言い分を十分に聞いて傾聴するといった部分のバランスをどうとっていくかが、大変難しい部分であると思う。
- あまりにも「無駄だ、無駄だ」と言って切り捨てていくというのは、日本の司法制度の国民からの信頼というものを考えたときに、取り返しのつかない大きな損失になる可能性もある。社会と対話をしながら、現在、日本の裁判所にどこまでの役割が求められているのかを常に検証しながら進めていくことが重要であると思う。
- 刑事の振り返りの会については、動機として、法曹三者が良い裁判を作ろうという強い意志があり、その意志に基づいてそういう取組が行われるようになったというのは大変興味深かった。裁判のIT化は、裁判の現状に対する危機感を共有しながら、協力して良い裁判を作っていく、一つの契機となり得るものであり、そのような動きは、民事で始まり、家事にも、刑事にも、間違いなく及んでいくと思う。

3 迅速化検証の振り返り

迅速化法が施行されて20年が経過し、今回の検証結果の報告は、節目となる10回目を迎えるが、これまで行ってきた検証では、統計分析や実情調査等を行い、長期化要因等を多角的に分析してきたことで、様々な課題が明らかになってきたところである。今回の報告においては、節目の企画の1つとして、これまでの迅速化検証について振り返ることとした。

以下は、3.1において第1回から第9回報告書の内容を整理してこれまでの迅速化検証でどのような検証が行われ、どのようなことが明らかとされてきたのかを時系列的に示した上で（なお、第6回以降の検証については、審理運営上の施策の検証についても力点が置かれているところ、その内容については3.2の事件別の振り返りにおいて詳細を記載していることから、簡潔に整理している。）、3.2において、民事、刑事、家事の分野別で、これまでの検証方法や長期化要因、講じられた審理運営上の施策、改善が見られた点や課題等を整理して、これまでの迅速化検証を振り返ったものである。

3. 1 これまでの迅速化検証の経緯

1 第1回報告書（平成17年7月公表）

(1) はじめに

民事訴訟（人事訴訟を含む。）と刑事訴訟の地方裁判所第一審訴訟事件を対象に、裁判所が収集している各種事件統計データを用い、審理期間の経年的推移及び当時の直近の年度の審理期間の状況について詳細な検証を行った。

(2) 審理の長期化要因についての仮説

裁判手続において、ある審級の審理期間は、当該裁判所（例えば地方裁判所）に事件が持ち込まれた日（訴状や起訴状の受理日）から当該裁判所での事件が終了した日（終局日）までの期間をいい、この審理期間は、裁判所において各種手続を行うために当事者等が参集する期日等の回数の多寡とその間隔の長さによって規定される。

このことを前提として、まず、審理を長期化させる要因として、大まかではあるが、以下の①から④の実務経験上考え得る仮説を定立した上、審理が遅延している事件では、これらの要因が単独で又は複合して、期日等の回数を増やし、あるいはその間隔を長くしていると考えられ、さらに、その背景には、このような要因を生み出す制度的制約、社会・経済的な環境があることを指摘した。

① 事件の性質・内容に内在する要因

民事訴訟事件につき、複雑困難の事件、専門性の高い事件、情報や証拠の偏在、収集困難の事件。

刑事訴訟事件につき、訴因が多数の事件等争点が多岐に及び争点や証拠関係が錯綜する事件、自白の任意性、信用性に関する主張や疎明の応酬に時間を要する事件、精神鑑定、死因鑑定等に期間を要する事件。

② 当事者に関する要因

民事訴訟事件につき、当事者の訴え提起前の準備が不足する場合、専門訴訟（専門的な内容、手続等）における当事者・訴訟代理人の専門性への対応が不十分である場合、当事者・代理人が多数である又は代理人が多忙である場合等。

刑事訴訟事件につき、特に国選弁護事件において、刑事弁護に通じた十分な数の弁護人が確保されない場合、弁護人が、集中的な期日指定に応じられない場合や、争点整理に応じないなど訴訟の進行に非協力的である場合、当事者の立証が結果として過度に広範に及んだり、証人尋問、被告人質問において必要以上に詳細な尋問、質問が行われたりする場合。

③ 裁判所に関する要因

民事訴訟事件、刑事訴訟事件を通じ、裁判官が争点の把握・整理が不十分なまま審理を進める場合、裁判官の手持ち事件数が多すぎる、あるいは開廷日が限定されているような場合、専門事件への対応が十分でない場合。

④ その他の要因

民事訴訟事件につき、当事者が死亡・破産したり、海外にいる相手方への訴状の送達等の手続に時間を要する場合、刑事訴訟事件につき、被告人が逃亡したり、病気などにより公判手続が停止されるような場合。

(3) 統計データの分析

その上で、検証の出発点として、当時の裁判の運営の実情を、審理期間という観点から明らかにするため、民事及び刑事の地方裁判所第一審訴訟事件を対象に、裁判所が収集している各種事件統計データ

を用い、審理期間の現状等について、以下のような検証、分析を行った。

ア 民事第一審訴訟事件

民事第一審訴訟事件について、審理期間、期日回数及び期日間隔の関係、人証数、当事者数と審理期間との関係、訴訟代理人の選任状況と審理期間の関係等について分析を行った。その結果、民事訴訟においては、審理期間に影響を与えているのは、主として期日回数であり、人証数と当事者数との関係では、人証数が多い事件ほど平均全期日回数が増加し、平均審理期間が長くなる傾向があり、当事者数、特に原告数が多い事件ほど平均審理期間が長くなる傾向があるが、原告数の多寡により、平均期日間隔には大きな変化は見られないことなどが明らかとなった。また、訴訟代理人の選任状況と審理期間との関係では、平均審理期間は、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件が最も長く、被告側のみ訴訟代理人が選任された事件、原告側のみ訴訟代理人が選任された事件、当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事件と続くことなどが明らかとなった。

また、専門的な知見を要する訴訟等として、医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟、労働関係訴訟、行政事件訴訟を取り上げ、それぞれの訴訟類型について、民事第一審訴訟事件全体を対比しつつ、審理期間、期日回数及び期日間隔の関係、人証数、当事者数と審理期間との関係、訴訟代理人の選任状況と審理期間の関係等を分析したり、審理期間の経年の状況を分析したり、審理期間に影響を与える要因等について分析を試みるなどした。

さらに、事件数や審理期間に関する地域的状況についても分析を行ったところ、平均審理期間の長い地方裁判所（管内）ほど平均全期日回数が多くなる傾向が認められ、各管内の平均審理期間の違いは主として平均全期日回数の違いにより生じているものと考えられたが、地方裁判所本庁の部（民事部）の数の別、裁判官の常駐支部・非常駐支部の別に見た場合、平均審理期間は広範に分布しており、庁の規模別と審理期間の関係は明らかではないことなどがうかがわれた。

イ 刑事通常第一審事件

刑事通常第一審事件について、審理期間、開廷回数及び平均開廷間隔の関係や、証人尋問、被告人質問と審理期間等の関係等について分析した。その結果、刑事訴訟においては、審理期間と開廷回数及び平均開廷間隔の関係について、開廷回数の多い事件ほど平均審理期間が長くなることなどが明らかとなった。また、証人尋問と審理期間等との関係について、審理期間が長い事件ほど、また、開廷回数が多い事件ほど、平均取調べ証人数が多くなる傾向があり、審理期間が2年を超える事件においては、審理期間が長い事件になるほど、証人尋問を実施した公判期日等の平均開廷回数が多くなり、審理期間が長い事件ほど、証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数が多くなることなどが明らかとなった。他方、被告人質問と審理期間の関係について、審理期間が長い事件ほど、被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数が増加するものの、被告人数が多い事件ほど平均審理期間が長くなるという傾向はうかがわれず、被告人数と審理期間の長短との間には有意の関係は認められないことなどが明らかとなった。

平均開廷回数、平均取調べ証人数、平均開廷間隔等については、自白事件と否認事件、否認事件において鑑定や検証を実施した事件とそれらを実施しない事件、主要罪名別、国選弁護事件と私選弁護事件、勾留なしの事件と保釈中の事件と勾留中の事件等で比較、分析するなどした。

事件数や審理期間に関する地域的状況についても分析を行っており、平均審理期間の長い地方裁判所（管内）ほど平均開廷回数が多くなる傾向が認められ、おおむね、平均審理期間の長い地方裁判所（管内）ほど平均開廷間隔が長くなる傾向がうかがわれるなどしたが、地方裁判所本庁の部（刑事部）の数の別、裁判官の常駐支部・非常駐支部の別により、平均審理期間に有意の差は認められなかった。

2 第2回報告書（平成19年7月公表）

（1）はじめに

民事訴訟（人事訴訟を含む。）と刑事訴訟を対象に、裁判所が収集している各種事件統計データを用い、審理期間の経年の推移及び当時の直近の年度の審理期間の状況について検証を行った。第2回検証は、統計データである事件票が改訂され、人証調べに関する項目等が追加されたことにより、審理期間の手続段階別内訳等が把握できるようになり、一審手続については、事件票の改訂により新たに明らかとなった点を中心に統計データの分析を行った。また、第2回検証は、新たに民事及び刑事の控訴審訴訟事件について、第1回検証の第一審訴訟事件と同様に、事件票のデータに基づき、審理期間の状況等に関する詳細な分析・検討を行った。

（2）民事訴訟事件について

ア 民事第一審訴訟事件について

民事訴訟事件については、第1回報告書作成当時の事件票からは、人証調べに費やした期日回数や期間に関する情報を把握することができず、人証数の増加に伴う審理期間や口頭弁論期日回数の増加が、人証調べのための期間や期日の増加によるものか、それ以外の手続のための期間や期日の増加によるものかは明らかでなかった。

しかし、事件票の調査項目を改訂した結果、「人証調べ開始日、人証調べ終了日及び人証調べ期日回数」のデータを把握することが可能になったことから、第2回検証においては、これらのデータ項目により新たに明らかになった部分に重点を置きつつ、人証調べと審理期間との関係について分析した。その結果、人証数が多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれもが長くなっているが、平均人証調べ期間の増加は比較的小幅なものであり、審理期間全体に対する割合が最も大きいのは争点整理期間であり、審理期間全体に対する人証調べ期間の割合は比較的小さいことが明らかになった。また、人証数が多い事件ほど、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数のいずれもが増加する傾向があるが、平均人証調べ期日回数の増加は、他の期日回数の増加よりも小幅なものであることが明らかとなった。そして、人証数が多い事件ほど審理期間が長くなっているのは、争点が多数であったり、事案が複雑であったりするなどの事由により、争点整理のための期日が増加し、そのための期間が長くなることの影響が大きいと考えられ、集中証拠調べが裁判実務に浸透、定着してきたことが裏付けられているとした。

医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟、労働関係訴訟、行政事件訴訟といった専門訴訟についても、平均審理期間、人証実施率、平均人証数、上訴率等について、民事通常第一審訴訟事件全体と比較、分析したほか、人証調べに関する統計データから、専門訴訟においても、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくなく、集中証拠調べが相当程度浸透していることが裏付けられているなどとした。

イ 民事訴訟の控訴審について

民事訴訟の控訴審については、審理期間、期日回数及び期日間隔との関係、人証数、当事者数と審理期間の関係、訴訟代理人の選任状況と審理期間との関係のほか、第一審の審理期間と控訴審の審理期間の関係等についても分析し、また、控訴審における専門訴訟事件についても民事控訴審訴訟事件全体と比較しつつ、審理期間、期日、人証調べ等の状況について分析した。

ウ 裁判官のヒアリング調査

第1回検証及び第2回検証における上記ア等の検討から、民事訴訟事件の審理期間の長期化要因について、争点整理期間の長期化の影響が最も大きいことが明らかになったところ、審理に時間を要する傾向にあり、その要因について検討が進んでいる医事関係訴訟、建築関係訴訟等について、審理期間に影響を及ぼす要因を多角的に分析するとともに、既に実施されている施策について、その効果、課題等を明らかにした。また、審理期間2年を超える事件全体に占める割合の大きい「その他の損害賠償」、「金銭のその他」、「土地」といった事件類型について、統計データからは、どのような内容の事件であるか

明らかでないため、裁判官に対し、これらの事件を中心とした、審理の実情等に関するヒアリング調査を実施し、その結果などを基に、審理が長期化する傾向のある事件類型として、「相続関係訴訟」、「境界確定訴訟」、「多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟」及び「その他専門的知見を要する訴訟」という分類を試みた。そして、初期の仮説との位置付けではあるが、事件類型ごとに、裁判実務における経験や感覚に基づき、審理期間の長期化に影響を及ぼすと考えられる要因（争点多数、当事者多数、証拠の収集困難等）を列挙し、その上で、各要因の背景事情や、当該要因が審理の長期化に結び付く方向に働くような事情又はこれを防止する手立て等について、運用面、制度面、態勢面、あるいは社会的背景の面から考察した。

（３）刑事訴訟事件について

ア 刑事通常第一審事件について

刑事訴訟事件については、第１回検証と同様に、当時の最新の統計データに基づき、刑事通常第一審事件の概況を分析したほか、第１回報告書において審理が長期化する傾向があると指摘された否認事件について、次のとおり分析した。

第１回報告書では、審理期間が２年以内の事件については、取調べ証人数に関するデータのみが把握でき、証人尋問を実施した公判期日等の平均開廷回数及び被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数に関するデータは把握できなかったが、事件票の改訂により、請求者別の取調べ証人数、証人尋問を実施した公判期日等の開廷回数を新たに把握できることとなった。

それらを踏まえ検証したところ、否認事件においては、審理期間が長いほど、平均取調べ証人数が多くなり、取調べ証人数の多い事件の割合も増加する傾向にあり、検察官請求の方が平均証人数が多いことなどが明らかとなった。また、否認事件における証人尋問を実施した公判期日等の回数についても、審理期間の長い事件ほど、平均回数が多くなり、証人尋問を実施した公判期日等の回数の多い事件の割合が大きくなる傾向等が見られた。

否認事件における被告人質問を実施した公判期日の回数についても、審理期間の長い事件ほど、平均回数が多くなり、被告人質問を実施した公判回数の多い事件の割合が増加する傾向にあったが、その伸び幅は証人尋問を実施した公判回数の場合と比べると緩やかであった。また、開廷回数に占める被告人質問を実施した公判回数の割合は、証人尋問を実施した公判回数の場合とは逆に、審理期間の長い事件ほど減少するなどしていた。

その他、追起訴の有無という観点からも、審理期間、開廷回数等について分析した。

公判前整理手続については、同手続に関する規定が施行されたのは平成１７年１１月であり、第２回検証報告の当時においては、運用の過渡期ともいべき状況の下での運用を前提とするものであり、そのサンプル数も限定的なものであったが、刑事通常第一審事件において、否認事件や合議事件、裁判員裁判対象事件で公判前整理手続に付された事件について、付されなかった事件と比較して、平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均取調べ証人数等について分析した。その結果、公判前整理手続に付された事件の方が、同手続に付さなかった事件よりも平均審理期間が短いことなどを指摘し、公判前整理手続等の導入が審理期間に大きな影響を与えると予測される旨指摘した。

開廷時間について、裁判員制度の実施に伴い、裁判員裁判対象事件の審理を中心に、刑事訴訟の審理形態が大きく変容することが予想され、単に開廷回数や開廷間隔を見るだけでは、的確な比較検討が困難になる可能性があるとし、事件票が改訂され、合議事件及び単独否認事件で、公判が開かれた合計時間及び期日外等の証人尋問の合計時間（開廷時間）が調査項目に加えられた。これを踏まえ、合議事件、自白事件、否認事件の終局人員１人当たりの平均開廷時間、公判期日等１回当たりの平均開廷時間、公判前整理手続の有無別に、合議事件や裁判員対象事件の終局人員１人当たりの平均開廷時間等についての分析を行った。

イ 刑事訴訟の控訴審について

刑事訴訟の控訴審については、開廷回数、控訴申立人、取調べ人証数、控訴理由、控訴審の終局結果と審理期間等との関係や、審理期間等の経年変化等について分析した。

ウ 長期化要因について

刑事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因については、もともと長期化している事件の数が少ないため、それらを類型化して審理の長期化要因の分析を進めていくと、事件の個性や特殊性の影響が強くなるおそれがあるとして、審理に時間を要する否認事件及び審理期間が2年を超える事件につき統計データに基づいて作成した審理モデル、審理に長時間を要した事件に基づいて作成した審理パターンを参考にしつつ、実務経験上、審理期間が長期化する要因として認識されている事情を列挙し、分析・検討するという手法での検証を行った。

そして、長期化要因を開廷回数に関するものと開廷間隔に関するものとに区別し、開廷回数に影響を及ぼす要因としては、証人数、証人1人当たりの尋問時間（開廷回数）及び被告人質問に要する時間（開廷回数）が考えられるところ、これらに影響を及ぼす要因として、①第1回公判期日前の効果的な争点整理（事前準備）の困難さ、②立証対象の性質に由来する立証又は判断の困難さ、③証人尋問の在り方、④通訳を挙げた。また、開廷間隔に影響を及ぼす要因としては、⑤鑑定、⑥追起訴のほか、⑦裁判所、検察官及び弁護人の執務態勢、執務形態等を挙げた。

3 第3回報告書（平成21年7月公表）

（1）民事訴訟事件について

ア 統計データの分析について

民事訴訟事件については、まず、当時の最新の統計データに基づき、第2回検証で分析した統計データについて、引き続き分析を行った。なお、民事第一審訴訟事件の平均審理期間は、第1回検証以降、短縮化傾向の中にあっただが、このような傾向は、審理期間の短い事件が多い、貸金業者に対する過払金返還請求訴訟が増加していたことによる影響が考えられ、必ずしも常に民事第一審訴訟事件の一般的な傾向を反映しているとは言い難かった。そのため、第3回検証においては、多くの過払金返還請求訴訟が含まれる事件票上の事件類型である「金銭のその他」等を除外して、過払金返還請求訴訟の影響を取り除いた統計データを用いて、民事第一審訴訟事件の概況を分析した（なお、この処理については、第8回検証まで続けたが、第9回検証においては、過払金事件が減少したこと等により、その必要性が低下したことから、同処理を行っていない。）。

イ 長期化要因の分析について

次に、民事訴訟事件について、主として審理が長期化する事件を念頭に置き、審理を長期化させる要因につき、第2回までの報告書における検証結果を踏まえつつ、合理的根拠をできる限り示しながら、より実証的な裏付け作業を行い、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因を整理した。ここでいう合理的根拠としては、当時の最新の統計データによる分析、弁護士からヒアリングを行った結果を取りまとめたもの、第2回検証において裁判官からヒアリングを行った結果を改めて取りまとめたもの、関連する各種文献等を活用した。

民事訴訟事件一般に共通する長期化要因として、①主に争点整理の長期化に関連するもの、②主に証拠収集に関連するもの、③専門的知見を要する事案に特有のもの及び④裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連するものに大別した。

①主に争点整理の長期化に関連する長期化要因については、更に事件類型を問わず妥当するものとして、訴訟の準備段階における事情及び訴訟における事情（当事者側及び裁判所側）があるとし、これら进行分析するとともに、争点整理が長期化しがちな事件類型ごとの事情を分析した。

②主に証拠収集に関連する長期化要因については、客観的証拠が存在しない場合や、証拠の収集が困

難な場合等を挙げ、後者について更に証拠の偏在等を挙げて分析した。

③専門的知見を要する事案に特有の長期化要因については、争点整理段階での専門的知見の不足に関するもの及び鑑定に関するもの等を挙げた上、後者については、更に鑑定人の確保の困難性等を挙げて分析した。

④裁判所の執務態勢等に関連する長期化要因については、裁判官等の不足の可能性、専門的知見の取得や法的調査のための態勢が不足している可能性、合議体による審理の活用が不十分である可能性及び法廷等の物的態勢が不足している可能性等を挙げ、弁護士の執務態勢等に関係する長期化要因としては、弁護士へのアクセスの遅れが生じている可能性、弁護士の手持ち事件の多さ等に伴い、相当数の弁護士に過重な負担が生じている可能性等を挙げた。

ウ 事件類型毎の検討

さらに、審理が長期化する傾向のある事件類型の典型例である医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟及び労働関係訴訟については、それぞれ審理の特徴や当時の動向等を踏まえて、改めて個別に長期化要因の分析を行った。そして、これらの長期化要因について、①専門的知見ないし知識を要する場合には、争点整理等に時間を要すること（医事、建築、知的財産）、②鑑定が実施される事案では、鑑定を巡る手続に時間を要すること（医事、建築）、③証拠、情報の偏在（医事、知的財産、労働）等を指摘したほか、更に当事者間の感情的対立が、長期化要因をより解消しにくくしていること（医事、建築、労働）を指摘した。

（２）刑事訴訟事件について

ア 第２回検証に引き続く分析について

刑事訴訟事件については、第２回検証と同様に、当時の最新の統計データに基づき、刑事通常第一審事件の概況のほか、否認事件の審理期間の状況等について分析した。

イ 公判前整理手続を軸とした審理状況に関する統計データの分析等について

また、公判前整理手続制度が施行されて３年が経過し一定のデータの集積を得られており、公判前整理手続が審理期間等にどのような影響を及ぼしているかという視点から、主として重大事件である裁判員裁判対象事件につき、公判前整理手続を軸とした刑事訴訟事件の審理状況に関する統計データを中心に分析を行った。

まず、裁判員裁判対象事件の否認事件においては、引き続き、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも平均審理期間が短いという傾向にあった。そして、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも、開廷回数が少なく、第１回公判期日から終局までの開廷間隔も短い上、取調べ証人数も少なく、証人尋問及び被告人質問のための公判回数も少なくなっており、公判前整理手続に付された事件では、連日的開廷に準じた集中的な審理が行われていることがうかがわれると分析した。

また、裁判員裁判対象事件の開廷時間をみたところ、否認事件については、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも終局人員１人当たりの平均開廷時間は短いという傾向が明らかになった。さらに、公判期日等１回当たりの平均開廷時間は、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも長くなっており、こうしたことから、公判前整理手続に付された事件では連日的開廷に準じた集中的な審理が行われていることが裏付けられると分析した。

他方、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件について、平成１８年から平成２０年までの各年の統計データを比較したところ、平均審理期間も公判前整理手続の平均期間も年々長くなるという傾向が明らかになった。なお、この点については、平成１８年から平成２０年にかけては公判前整理手続に付するか否かに関する運用が大きく変化しており、各年の統計データに含まれる事件の性質も異なるので、各年の数値を単純に比較することは相当ではない上、公判前整理手続の進行に関する運用も変化している

ため、公判前整理手続に時間を要する要因を分析することは困難であった。しかし、第3回検証の時点で公判前整理手続の期間に影響を及ぼす事情として一応考えられるものを列挙した上で、特に追起訴の有無や証拠開示が公判前整理手続の期間に影響を及ぼす可能性について指摘した。

(3) 家事事件について

第3回検証においては、新たに家事事件についても分析を行い、家事事件全般の平均審理期間やその推移等の他、遺産分割事件、婚姻関係事件及び子の監護事件の概況について、分析を行った。また、その中でも終局までに時間を要する事件類型である遺産分割事件について、その長期化要因を分析し、①遺産分割の前提となる問題等について、別途訴訟等が提起された場合に、結論を待たざるを得ないこと、②被相続人の死亡によって生ずる遺産分割以外の問題の調整に時間を要すること、③相続人すなわち当事者が多数にのぼる場合が多いこと、④遺産となり得る物件が多いと審理に時間を要する場合が多いこと、⑤特別受益や寄与分の主張がされる事案では、過去の事実の解明に時間を要する場合があること、⑥当事者間の感情的対立がこうした長期化要因をより解消しにくくしていること等を挙げた。

4 第4回報告書（平成23年7月公表）

(1) 民事訴訟事件及び家事事件について

地方裁判所における民事第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件については、これまでの検証に引き続き、当時の最新の統計データに基づき、審理期間等の状況について確認した上、第3回で分析・検討した長期化要因について、統計データ等による経年的な分析を続けて検証するとともに、民事訴訟事件・家事事件を中心に、長期化要因を解消し裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策を総合的に検討した。その際には、特に、裁判所及び弁護士の実務態勢等に関する実情を把握し、施策検討の参考にするため、規模や地域の異なる複数の裁判所や法テラスにおいて実情調査を行い、裁判官や弁護士等から各地の実情を聴取した。

(2) 施策の検討

第3回検証で明らかになった長期化要因のうち、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因及び個別の事件類型に特有の長期化要因については、その後の統計データ等に照らしても、第3回検証における分析・整理の前提となった状況に大きな変化はなく、それらの長期化要因が妥当することが確認できた。また、裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因については、第3回検証においては長期化要因となっている可能性があるとは指摘していたところであるが、実情調査の結果や当時の最新の統計データ等をも踏まえつつ、更に検討を深めたところ、長期化要因となっている可能性が高いことが確認できた。

そこで、このような長期化要因の妥当性等についての継続的な検証結果を前提としつつ、第3回検証で分析・整理した長期化要因を更に整理し、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因及び民事訴訟事件・家事事件の中で長期化しがちな事件類型に特有の長期化要因に関する制度・運用面の施策と、民事訴訟事件・家事事件を中心とした裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策を検討することにした。

ア 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策

民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策について、以下のとおり、①主に争点整理の長期化に関連する要因に関する施策、②主に証拠収集に関連する要因に関する施策、③専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策、④争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因に関する施策、⑤その他の施策に大別して検討した。

(ア) ① 主に争点整理の長期化に関連する要因に関する施策

a. 争点整理のステップを意識して進めていくための施策、b. 訴え提起後の比較的早期の段階において証拠を収集する制度、c. 口頭の議論を活性化させるための施策、d. 効率的・効果的な争点整理に有効な書面作成の促進に関する施策、e. 提出期限遵守のための制裁、f. 当事者のニーズや

事件規模等に応じた手続、g. 本人訴訟への対応の強化、h. ADRの結果の活用

(イ) ② 主に証拠収集に関連する要因に関する施策

a. 提訴前の証拠収集処分に関する施策、b. 文書送付嘱託の実効化に関する施策、c. 主に証拠収集に関連する要因に関するその他の施策

(ウ) ③ 専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策

a. 専門委員を活用しやすくするための施策、b. 専門的知見の獲得に資する施策等、c. 弁護士の専門化推進、d. 適切な鑑定人の確保等、e. 専門的知見を要する事案におけるADRの活用

(エ) ④ 争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因に関する施策

a. 合議体による審理の積極的な活用、b. 裁判所による行政庁等に対する照会制度の創設

(オ) ⑤ その他の施策

法教育の浸透、国民への啓発活動の推進

イ 個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策

長期化しがちな事件類型として、医事関係訴訟、建築関係訴訟、労働関係訴訟及び遺産分割事件を挙げ、以下のような施策を検討した。

(ア) ① 医事関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

a. 医療ADRの拡充、中立第三者機関による原因究明制度の確立、b. 専門委員等を活用しやすくするための施策、c. 適切な鑑定人の確保等、d. 医事関係訴訟についての裁判所のサポート態勢の充実

(イ) ② 建築関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

a. 合意内容の書面化に向けた業界慣行の改善、b. 適切な鑑定人の確保等、c. 司法と建築家団体との連携のより一層の充実、d. 損害額等の算定基準の検討、e. 専門家の関与のもと、早期に概括的判断を行って審理期間を短くする手続の検討、f. 建築物の瑕疵についての保険制度の拡大、保険制度と連携するADR機関の拡充

(ウ) ③ 労働関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

a. 労働紛争に関する各手続の整備のための施策、b. 証拠収集方法の拡充のための施策

(エ) ④ 遺産分割事件に特有の長期化要因に関する施策

a. 前提問題及び付随問題が主張された場合に適切な解決を促進するための施策、b. 特別受益・寄与分の主張に関する的確迅速な判断に資する施策、c. 参加意欲の乏しい当事者等が関与した場合の手続の促進のための施策、d. 遺産物件の確定及び評価を迅速に行うための施策、e. 遺言等の普及

ウ 裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策

裁判所の執務態勢等に関連する要因に関する施策として、a. 裁判官の人的態勢の整備、b. 裁判所の人的態勢に関するその他の施策、c. 合議体による審理の積極的な活用、d. 法廷等の物的態勢に関する施策について検討した。

また、弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策として、a. 弁護士へのアクセスに関する施策、b. 弁護士の執務態勢に関する施策を検討した。

(3) 刑事訴訟事件について

刑事訴訟事件については、まず、第3回検証と同様に、最新の統計データに基づき、刑事通常第一審事件の概況の他、否認事件の審理期間の状況等について分析した。

次に、公判前整理手続については、第3回検証における分析との連続性・継続性を考慮しつつ、刑事通常第一審事件における公判前整理手続の全体状況が把握できるよう、公判前整理手続に付された事件の平均審理期間等を示し、併せて、その経年変化もみた。

さらに、平成 21 年 5 月 21 日より裁判員制度が施行されたことから、裁判員裁判の実施状況に関する様々な統計データをみた。なお、裁判員制度の施行から十分な期間が経過しておらず、終局した事件等の母集団が標準的なものとは言い難いこと等も踏まえ、当時の時点において確定的な分析と評価を行うことは可能でも相当でもなく、その後の動向を引き続き注視していくにとどめることとした。

(4) 最高裁判所における上告事件について

最高裁判所における上告審訴訟事件について、裁判所における事件処理の全体像を概観すべく、民事訴訟事件、行政事件訴訟及び刑事訴訟事件の 3 パートに分けて、新受件数（刑事訴訟事件については、新受人員）、平均審理期間、これらの経年変化、終局事由等について、当時の最新の統計データに基づく調査・分析を行った。

5 第 5 回報告書（平成 25 年 7 月公表）

(1) はじめに

これまでの検証に引き続き、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件について、当時の最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行うとともに、第 3 回報告書及び第 4 回報告書で分析・検討した長期化要因や第 4 回報告書で整理した施策についても触れるなどして、総括的な分析・検討を行い、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件についても、当時の最新の統計データを用いて審理期間等の状況について概括的な検証を行った。

(2) 社会的要因の分析

また、社会・経済背景や国民の意識といった裁判の在り方に影響を与える裁判手続外の社会的な要因（以下「社会的要因」という。）にまで視野を広げ、紛争自体の総量や動向に影響を与える要因、裁判事件となる紛争や動向に影響を与える要因の分析・検討を行った。その際には、各種統計データに基づく分析や文献調査のみならず、地域的特性を異にする複数の地区を訪問し、地方自治体や消費生活センターなどの相談機関等での実情調査を実施するとともに、社会的要因の検討に関連する分野を対象に、専門家等を対象としたヒアリング調査や、フランス、ドイツ及びアメリカでの実情調査を実施した。

上記の各種調査結果等を踏まえた社会的要因の検証結果の概要は以下のとおりである。

ア 法的紛争一般の動向

国内実情調査によれば、地方自治体の相談窓口、消費生活センター、商工会議所、法テラス、弁護士会の法律相談センター等の各種相談機関に、法的紛争について多数の相談が持ち込まれている一方で、紛争を好まない風土、法的解決を躊躇する意識等、法的紛争を潜在化させる方向に働く諸要因により、法的解決を必要とする紛争が、このような各種相談機関に持ち込まれることなく、更に広範囲にわたって社会内に潜在化している実情がうかがわれた。そのため、社会内には、各種相談機関に持ち込まれず、ひいては裁判手続にも持ち込まれていない、多数の潜在的な法的紛争が存在しているのが実情と考えられた。

他方、国内実情調査では、少子高齢化等の進行、家族観及び家族規範の多様化、地域コミュニティの変化などの「社会の変容」、法教育の進展等を背景とした紛争解決に対する「意識等の変化」、弁護士をはじめとする紛争解決機関等への「法的アクセスの容易化」といった要因により、これまで潜在化していた法的紛争が顕在化し、質的にも複雑化・多様化し、事案によっては先鋭化していくことがうかがわれた。

以上の状況を踏まえ、法的紛争一般の動向としては、今後、紛争の量的側面に着目すれば、法的紛争の顕在化・増加が見込まれ、裁判事件の動向にも影響を及ぼす可能性があり、紛争の質的側面に着目すれば、法的紛争がより複雑化・多様化し、事案によっては先鋭化する可能性がある旨指摘した。

イ 裁判外での紛争処理の全般的動向

増大する紛争を適正・迅速に解決するためには、裁判外で紛争を処理するための制度等がバランスよ

く整備され、裁判所とも適切に役割分担をして社会全体で紛争を処理することが望ましいとし、このような観点からは、紛争解決のプロセスに与える影響の大きいADRや保険制度の動向に着目して、裁判外での紛争処理の全般的な状況を整理した。

(ア) ADRの状況

いわゆる広義のADR（各種相談機関における相談業務）の状況について、各種相談機関では、多数の相談案件を受け付けており、相談や情報提供等によって解決にまで至っているものも多数に上っている一方、より専門的な紛争解決機関の紹介等も行っており、各種相談機関は、特に紛争解決の初期プロセスにおいて重要な役割を果たしていると指摘した。

いわゆる狭義のADR（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続）について、民間・行政型ADRの現状を見ると、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく法務大臣の認証を受けたADR、各地の弁護士会に仲裁センターや紛争解決センター等のADRなど、多数のADRが創設されていること、交通紛争や公害紛争をはじめとする特定の分野については、個別にADRが整備され、筆界特定制度、金融ADRなど、専門性が高い分野や行政との関わりが強い分野などで比較的利用が活発なADRも見られること、民事紛争の分野では、一般的な紛争を対象とする民間型ADRは、司法型ADRである民事調停と比較すると事件数も少なく、活発に利用されているとはいえない現状、認知度の向上、財政的基盤の確保、信頼性・公平性の確保など、様々な課題があることを指摘した。

家事紛争の分野では、急速な少子高齢化を中心とする社会の変容が進行することで、特に遺産紛争を中心に法的紛争が増加し、かつ、その内容も複雑化・先鋭化することが見込まれるところであったが、これに対応する民間・行政型ADRは、直ちに拡充する状況にはなく、専ら家庭裁判所が紛争解決の中核的な機能を担っているのが現状であり、裁判外での紛争処理に係る状況は民事紛争と異なっていることを指摘した。

司法型ADRは、民事調停と家事調停の制度がそれぞれ整備されており、簡易・迅速な紛争解決を可能とする制度として大きな役割を果たしていると指摘した。

(イ) 保険制度の状況

保険の中でも、賠償責任保険は、保険金を通じた賠償金の支払によって紛争解決を可能とすることで、裁判外での紛争解決を促進するものといえ、損害保険の現状としては自動車保険での利用が中心であるが、医事紛争における医師賠償責任保険や建築紛争の分野における住宅瑕疵担保責任保険などは、紛争解決のプロセスにおいて大きな役割を果たすものといえると指摘した。

また、法的紛争を顕在化させる要因として弁護士保険の動向が注目され、我が国においても、今後、弁護士保険の普及が見込まれ、その動向は、法的紛争の動向に大きな影響を与える可能性があることを指摘した。

ウ 紛争類型別の検討

医事紛争、建築紛争及び遺産紛争については、更に掘り下げた検討を行った。

(ア) 医事紛争

行政や医療機関での医療安全の取組、医療ADRによる裁判外での紛争解決のための取組、医師賠償責任保険を通じた紛争解決、産科医療補償制度等の無過失補償制度の運用など、裁判外の諸制度の整備が相当程度進められており、医事紛争や医事関係訴訟の動向にも大きな影響を与えているものと考えられると指摘した。

もともと、これら裁判外の制度等の整備は始まって間もない段階であり、無過失補償制度の拡充や医療事故調査制度の創設に向けた検討等も行われており、これらの制度等の動向を引き続き注視する必要があること、今後、法曹人口の増加等を背景にして医事紛争の外縁が広がることなどにより、医

事紛争の顕在化・多様化が進み、医事関係訴訟の新受件数が反転して増加する可能性もあることも指摘した。

(イ) 建築紛争

建築紛争の分野では、紛争の予防ないし解決機能を果たす裁判外の制度等が一定程度整備されてきたこと、特に、住宅瑕疵担保責任保険では、実地検査を通じた紛争予防が期待されることに加え、紛争が発生した場合でも、賠償金の原資が保険によって確保されることによる紛争解決の促進も期待されること、紛争予防ないし裁判外での紛争解決の手続において作成された資料が訴訟において利用されれば、審理の促進に資する可能性があることを指摘した。

もっとも、裁判外での紛争予防ないし紛争解決システムの整備・構築に向けた取組については、始まったばかりというべき段階であり、任意保険の普及や契約の書面化に対する意識の向上等の実務慣行の改善といった課題も含め、今後の動向を注視していく必要があることも指摘した。

(ウ) 遺産紛争

今後、高齢化を中心とする社会の変容によって、遺産紛争の増加や、複雑化・先鋭化が一層進むことが見込まれる一方、遺言等の普及・浸透ははまだ道半ばであり、民間・行政型ADRの利用が直ちに拡充していく状況にもないことからすると、家庭裁判所が果たす役割は、今後、ますます大きくなるものと考えられること、家事調停においては、遺産紛争の前提問題や付随問題の一体的な解決や、司法的判断に裏付けられた解決に対する当事者のニーズにも配慮しつつ、より一層充実した手続を実現することも要請されることを指摘した。

エ 裁判所の役割

なお、法的紛争の動向や裁判外の制度等全般の整備状況も踏まえた上で、裁判所の役割についても検討がされ、裁判所においては、裁判外の制度等が形成される前提として、社会的な関心が高く、裁判所にとっても新しくかつ影響の大きな判断を求められる紛争について質の高い審理及び判断を行うことが求められ、裁判外の制度等が創設された後も、新たな問題について質の高い判断を示すことで、その運用に資する基準を提供するとともに、裁判外での解決が困難な争訟性の高い事件を適切に解決していくことが求められており、このような形での裁判所と社会内の紛争解決制度との適切な役割分担が期待されることを指摘した。

6 裁判の迅速化法に関する検討会（政府検討会）の実施（平成 26 年）

政府（法務省）において、政府検討会が開催された。政府検討会では、迅速化法の施行の状況を踏まえて所要の措置を講ずる必要性の有無及び内容について検討され、最高裁判所の検証と関係諸機関による検討・実施によって基盤整備を進めるという迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は変わらず、最高裁判所によるこれまでの検証結果の公表の在り方は今後も維持されるべきであり、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

最高裁判所は、この政府検討会の検討結果も踏まえた上で、今後も迅速化に関する検証を続けていくこととし、今後の検証については、これまでの 10 年にわたって行ってきた検証結果を踏まえて、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとした。

7 第 6 回報告書（平成 27 年 7 月公表）

統計データの分析については、これまでと同様、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件等について、当時の最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行い、分野によっては更なる迅速化に向けて必要な検討を行うとともに、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件についても、当時の最新の統計データに基づく検証を行った。これに加えて、民事第一審訴訟事件及び家事事件については、運用上の施策や社会的要因に関するこれまでの検証結果をフォローアップする目的で裁判所及び弁護士会に対する実情調査を実施し、その分析を行った。

実情調査においては、民事訴訟事件の動向について、当事者同士での解決、ADRの利用の進展、費用面等からの提訴回避等によって訴訟事件が減少している一方、①労働関係訴訟、②交通関係訴訟、③ITシステムに関する事件など科学技術面の先端的知見を必要とする訴訟、④新しい取引形態が問題となる訴訟、⑤親族間紛争などといった質的に困難な事件類型が増加していることが指摘された。また、当事者や代理人を巡る事情として、全般的に、当事者の法的意識や自己主張が強まっていること、代理人と依頼者との信頼関係の構築が難しくなったことや、依頼者の自己主張が強まっていることなどのために、代理人が依頼者に対して十分な説明・説得をすることができなくなっていることなどが指摘された。

また、家事事件の動向について、子の監護事件が、特に大規模庁では一貫して増加しており、感情的対立の先鋭化が見られるなど、紛争性の高い事件も多いこと、双方に資力がないため婚姻費用分担の調整が困難となる事件や、養育費の減額が申し立てられる事件が増えており、また、遺産分割事件では、均分相続的な価値観と長子承継的な価値観の対立が先鋭化したり、少子化の影響もあって相続の生活保障機能への当事者の期待が強まっていたり、被相続人を介護した者がその貢献を考慮するよう求めたりする事案が特徴的であることが指摘された。

当事者や代理人を巡る事情としては、自己の主張に固執する当事者が増え、インターネットで法的情報を得ていることもあいまって、当事者の主張や要求が従前より強まっていることや、手続代理人と当事者本人との関係では、地域差もあるが、本人の意向が非常に強くなっており、弁護士の書面の作成の仕方について本人が了承しない場合も見られ、また、信頼のある紹介者を介さずインターネットを通じて受任に至る場合が増え、手続代理人による説得がしきれない場合もあることが指摘された。

運用上の施策については、民事訴訟においては、主として、争点整理の充実、合議体による審理の充実などを、家事事件については、家事調停への裁判官関与の一層の充実、手続の透明性の確保などを取り上げた。

8 第7回報告書（平成29年7月公表）

統計データの分析については、これまでと同様、地方裁判所における第一審訴訟事件、家庭裁判所における家事事件等、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件について、当時の最新の統計データに基づく検証を行った。これに加えて、民事第一審訴訟事件及び家事事件については、これまでの検証結果をフォローアップする目的で、裁判所及び弁護士会に対する実情調査を実施し、その分析を行った。主として、民事第一審訴訟事件については、争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有、合議体による審理の活用などを、家事事件については、調停における裁判官関与と調停成立等との関係や、調停不成立後の審判や人事訴訟との関係といった家庭裁判所における手続全体としての迅速化という観点も踏まえた充実した家事調停の運営の在り方などを取り上げた。

なお、実情調査においては、民事の事件動向に関し、裁判所に訴訟提起される事件として、貸金や登記といった典型的なものが減少する一方で非典型的なものをはじめとする種々の損害賠償請求が増加する傾向が指摘された。また、新受事件が増加しない要因として、①弁護士人口の増加に伴い、訴訟前の交渉で双方に弁護士が代理人として就くことが増え、典型的な事件は訴訟前に解決していることが増えているのではないかと、②経済活動が低調なことにより、紛争自体が減少しているのではないかと、③企業では、法令遵守が進んでいる上、社会的評価や紛争解決コストを意識して訴訟を回避する傾向があるのではないかと、④特定の分野ではADRの活用が進んでいるのではないかと指摘された。

9 第8回報告書（令和元年7月公表）

統計データの分析については、これまでと同様、地方裁判所における第一審訴訟事件、家庭裁判所における家事事件等、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件について、当時の最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行った。

また、民事第一審訴訟事件及び家事事件について、これまでの検証と同様に、裁判所及び弁護士会に対

する実情調査を実施したほか、初の試みとして、刑事通常第一審事件についても裁判所、検察庁及び弁護士会に対する実情調査を実施し、それぞれ分析を行った。主として、民事第一審訴訟事件については、争点整理における裁判所と当事者との間の双方向のコミュニケーションを通じた認識共有や、合議体による審理の活用などを、刑事通常第一審事件については、裁判員裁判における公判前整理手続の長期化要因などを、家事事件については、調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と課題や、人事訴訟の審理等を念頭に置いた離婚調停の運営の現状と課題などを取り上げた。

なお、民事の実情調査においては、対象庁において、「その他の損害賠償」事件の具体的な内容についてのサンプル調査を行ったところ、不貞慰謝料関係や金融商品関係等のある程度類型化できる事件のほか、その他契約関係やその他人身傷害関係といった個性が高く類型化が難しい非典型的な事件が多く含まれていることがうかがわれる結果となった。

10 第9回報告書（令和3年7月公表）

統計データの分析については、これまでと同様、地方裁判所における第一審訴訟事件、家庭裁判所における家事事件等、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件について、当時の最新の統計データに基づく検証を行った。

また、令和2年に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が裁判に大きな影響を与えたことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた実際の対応状況や、統計や裁判運営に与える影響について検証を行うこととし、東京都の感染状況が深刻であったことも踏まえて東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁を対象として調査を行った。

東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁における調査の結果、令和2年の緊急事態措置の実施期間（同年4月及び5月）中、裁判所は緊急性の高い業務を除き、業務を縮小しており、既済事件数は前年同月より減少（業務縮小の範囲の違いに応じて減少幅に差がある。）したが、緊急事態解除宣言後は感染防止策を講じながら段階的に業務を再開しており、既済事件数は同年6月から8月にかけて徐々に回復したことなどが明らかとなった。

さらに、民事第一審訴訟事件、刑事通常第一審事件、家事事件等について、それぞれ1か所を対象に実情調査を実施した。実情調査では、主として、民事第一審訴訟事件については、争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有及びその前提となる期日間準備の現状と課題や、合議体による審理の現状と課題などを、刑事通常第一審事件については、公判前整理手続の長期化要因や、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策などを、家事事件等については、調停期日における調停運営の現状とより合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題や、人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題などを取り上げているが、新型コロナウイルス感染症の影響等も併せて取り上げた。

11 小括

迅速化法は、公正かつ適正で充実した裁判手続の実施を確保しつつ、裁判手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする基盤整備法としての性格を有しており（同法1条、2条）、裁判の迅速化は、検証の結果を踏まえた施策が実施され、更にその結果が検証され、再び施策に反映されるというサイクルを通して、その推進が図られることが予定されているものと考えられる（同法3条、4条）。

第1回から第5回までの検証は、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データによる分析や実情調査等に基づき長期化要因の分析（第3回報告書）、施策の検討（第4回報告書）及び社会的要因（第5回報告書）の検証を行うというように、その都度、検証の角度や対象を変えつつ行われてきたものであって、各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る「総合的、客観的かつ多角的な検証」の結果（同法8条1項）を示すものであった。そして、第6回以降の統計分析を中心とするフォローアップ検証においても、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の

状況を検証するとともに、様々な審理運営上の施策に加え、実情調査において、民事訴訟事件の動向（第6回報告書、第7回報告書）、家事事件の動向（第6回報告書）、社会的要因である新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響（第9回報告書）について検証するなどして、「総合的、客観的かつ多角的な検証」の内容が更に充実したものとなるよう努めてきた。他方で、第9回検証においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が考えられるものの、多くの事件類型において、令和2年度の審理期間等の長期化が認められ、また、それ以前からも長期化傾向が見られる事件類型が認められた。長期化傾向が続く事件類型については、検証を通じて長期化要因の分析、要因に応じた施策の検討をし、施策の実施、その結果の検証、施策への反映というサイクルを意識していくことで、迅速化を図っていく必要があると考えられる。

3. 2 これまでの迅速化検証の分野別振り返り

1 民事分野について

(1) これまでの検証方法

ア 統計分析

統計分析においては、主に民事第一審訴訟事件の長期化の要因を抽出するという観点から分析項目の設定、整理を行ってきた。

第1回報告書においては、民事第一審訴訟事件について、検証の出発点として、審理期間、期日回数及び期日間隔の関係、人証数、当事者数と審理期間との関係、訴訟代理人の選任状況と審理期間の関係等、審理期間に影響し得る様々な要素を踏まえながら多角的に分析を行い、第2回報告書においては、事件票の改定を踏まえ、人証調べと審理期間の関係について、手続段階別の期間を分析するなどし、審理期間の長期化要因について、争点整理期間の長期化の影響が最も大きいことを明らかにした。

また、複雑困難な事件において、審理を迅速に進めつつ、説得力のある質の高い判断を安定的に示していくためには、合議体による審理の活用が極めて重要であるとの観点から、第3回報告書から合議事件の割合等についての分析も開始した。

なお、統計分析に当たっては、第3回から第8回報告書まで、平成18年以降急増した貸金業者に対する過払金返還請求訴訟（過払金等事件）による一過性の影響を取り除くため、過払金等事件が含まれる一定の事件類型（「金銭のその他」等の事件）とそれ以外の事件類型とを分けて分析を行ってきたところ、近年、全体として過払金等事件が減少していることや、民事第一審訴訟事件全体と「金銭のその他」等以外の事件との平均審理期間の差がわずかになってきたことを踏まえて、第9回報告書から「金銭のその他」等の事件を統計から除外する処理を取りやめた。

第4回報告書以降においては、それまでの検証に引き続いて、審理期間の状況を確認しつつ、長期化要因について、経年的な分析を継続している。

イ 実情調査

実情調査については、民事訴訟における審理の長期化要因等を明らかにするため、第2回検証において、裁判官のヒアリングを、第3回検証において、弁護士のヒアリングを行ったところである。

そして、第4回検証においては、施策検討のため、規模や地域の異なる複数の裁判所や法テラスにおける実情調査を行い、第5回検証においては、社会的要因を明らかにするため、地方自治体や消費生活センターなどの相談機関等での実情調査を実施した。

第6回以降の検証においては、統計分析を踏まえて、主として争点整理と合議体の審理の実情に焦点を当て、規模や地域の異なる複数の裁判所やこれに対応する弁護士会等から各地の実情を聴取しつつ、これまでの検証結果のフォローアップを行ってきた。

また、第9回（令和3年）報告書では、令和2年、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、社会経済活動が抑制されるという未曾有の事態に直面したことから、新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応について、東京地家裁本庁を中心とした実情調査を実施した。

(2) これまでの検証で現れた主要な長期化要因

ア 第3回及び第4回報告書における分析

第1回及び第2回報告書により、審理期間の長期化要因について、争点整理期間の長期化の影響が最も大きいことが明らかとなり、これを踏まえて争点整理期間の長期化の要因について、様々な角度から分析を行ってきた。

まず、網羅的な整理、検討がされた第3回及び第4回報告書によって取りまとめられた争点整理に関

連する長期化要因は、大要次のとおりである。

(ア) 訴訟の準備段階における事情

a 訴え提起前の調査・検討の困難性

弁護士ヒアリングの結果、依頼者本人の資料収集の困難さなどの要因により、弁護士が訴え提起前に証拠関係を含めた事案の全容を把握することが困難である一方、訴え提起前の証拠収集処分はほとんど利用されておらず、時効の切迫等の事情により、準備不十分なまま訴えを提起せざるを得ない事例があり、こうした事例では、訴訟係属中に新たな事実が判明することになりやすいことが指摘された。

b 迅速な争点整理を困難にする被告側特有の事情

被告側特有の事情として、被告となった依頼者が弁護士に相談する時期が遅いなどの事情があり、被告側の準備が遅れる結果、被告側の実質的な答弁が提出され、実質的な争点整理が開始するまでに時間を要していることも判明した。

(イ) 訴訟における当事者側の事情

a 弁護士と依頼者との意思疎通等の困難性

依頼者との意思疎通等が困難であり、近年は、依頼者から書面の修正等を求められ、書き直しや確認にも時間を要することが増えたと指摘された。

b 期日間の準備の短縮の困難性

こうした中で、争点整理の準備に必要な期間は最低でも1か月程度は必要であり、これを短くすることはできないと指摘された。

c 争点の絞り込みの困難性

そして、当事者からは法律判断に不必要な点まで主張立証が拡張されることが多いところ、その背景には、事件全体の真相解明を期待している面があり、裁判所においても紛争の全体的解決という観点からそのような主張・立証を特に制限しない場面が少なからずあるため、これが争点の絞り込みを困難にしているとの実情も確認された。

d 審理期間に影響を与える訴訟活動

こうした背景から過剰又は不十分な主張立証がされることとなり、それが審理期間に影響を与えていると考えられた。

e 当事者・代理人の意識

一方、当事者によっては迅速な解決よりも真相解明を求めて時間をかけた進行を希望する者もいる上、当事者側には争点整理の進行について裁判官に委ね、裁判官による積極的な争点整理を期待するという意識の者が多いことも確認された。

(ウ) 訴訟における裁判所側の事情

a 争点整理への裁判所の関与の姿勢

その反面、裁判所側は、当事者主義の観点や、主張を厳しく制限すると当事者の抵抗を生み、かえって紛争の円滑な解決を阻害する場合もあり得るといった懸念から消極的な関与となる場合もあるなど当事者・代理人の上記意識との間にかい離があることも確認された。

b 和解に関する事情

和解についても、その成立見込みについての裁判所と代理人との間で認識の齟齬等があり、和解のために審理が長期化することがあることも指摘された。

イ 近年の状況

第5回報告書以降の検証・実情調査の結果によると、その後の社会情勢の変化として、インターネットの普及、法曹人口の増加、法律相談ツールの多様化などが図られ、また、当事者の法的意識の高まりなどにより、依頼者との信頼関係の構築は一層困難になっているとの実情報告もある上、これに加えて

近年、ADR利用の進展等の影響により、新たな長期化要因として、民事訴訟として係属する事件の質的困難化、すなわち、科学技術面の先端的知見を必要とする事件や、新たな取引形態が問題となっている事件など非典型的な事件、親族間紛争等の感情的対立の激しい事件（併せて事実関係の対立も多岐にわたる傾向にある。）といった裁判所と当事者との間の認識共有を困難化させている事件が増加していることも指摘されている（第6回報告書）。前記アで挙げられた長期化要因の改善状況は一進一退の状況にあり、後記（3）の施策の効果、とりわけ口頭議論や合議の活性化、IT化フェーズ1（ウェブ会議）の運用開始等により、前記アで挙げられた長期化要因のうち、訴訟における事情（ア（イ）、ウ）については若干の改善が見られているものの、引き続き施策の継続を要する状況である。

（3）講じられた審理運営上の施策とその効果や課題

前記（2）の長期化要因に対して、主として第4回報告書において以下の審理運営上の施策が提示され、これまで様々な取組や検討が実施されてきた。

今回までの実情調査の結果を踏まえた施策の効果や課題といった現在の発展状況は、以下のとおりである。

ア 争点整理のステップの明確化

（ア）検討された施策

第4回報告書において、争点整理を効率的・効果的に行うために、①証拠収集・主張提出段階、②争点議論段階、③争点確定段階の3つのステップを明確に意識して進めていくプラクティスを可能にする方策や、計画審理の利用促進について検討を進めるべきことが提示された。

（イ）講じられた施策の効果

実情調査の結果によれば、現在では、①争点整理の早期の段階で、裁判所と当事者との間で双方向の実質的な口頭議論を行い、訴訟物や主要事実レベルでの争点について共通認識を持ち、これを前提に、その後の審理イメージを共有することなどを目的とした協議を行って、審理の土台を固めるプラクティス¹が広がってきていることがうかがわれる。加えて、IT化フェーズ1の運用開始後、被告側に代理人の受任意思が確認できた段階などにおいて、事案に応じ、第1回口頭弁論期日を取り消して書面による準備手続等に付してウェブ会議による期日、協議を活用することで代理人の期日への出頭負担を減らし、期日間隔を従前より短くするなどして書面の交換を効率的に行うことで早期に②争点整理の中盤（争点議論段階）へと移行する運用も定着しつつある。

そして、②争点整理の中盤（争点議論段階）では、後記イのとおり、裁判所から暫定的な心証開示などにより主要な争点や重要な証拠について認識を示して口頭議論をすることも多くなり、③争点整理の終盤（争点確定段階）では、期日における口頭での争点の確認のほか、複雑な事案では争点を調書に記載したり、争点整理案を調書に添付するなどして、争点整理の結果を記録化して、争点を確定するというステップが履践されている。このように、争点整理手続の段階ごとに到達すべきポイントが共有され、争点整理が効率的・効果的に行われるようになりつつあるといえる。

さらに、計画審理の利用に関しては、法定の厳格な計画審理（民訴法147条の3）ではなく、序盤に審理計画の大枠を定めた上で、審理の進行に合わせて、2、3回先の期日までなど、短期的な見通しを共有しながら、柔軟な形で、見通しを持って争点整理を進めるプラクティスが広まっており、弁護士側の側からも、これにより進行がスムーズになっているように感じているという意見が出ている。

（ウ）今後の課題

上記のプラクティスは、典型的な事件においては活発化しているものの、複雑困難な非典型的な事件

¹ 今回の実情調査先の2庁（後掲Ⅲ.2.1参照）のいずれにおいてもこのようなプラクティスを実施していたが、このうち一方の庁が「方向性協議」と呼んでいたことから、本報告書では、便宜上、「方向性協議」と表現することとする。

においては、裁判所及び当事者の一方又は双方に知見やノウハウの蓄積がないということもあり、各ステップにおいて裁判所と当事者との間での認識共有がうまくいかず、ステップ自体もあいまいとなる場合があるといった課題も見られた。

イ 口頭議論の活性化

(ア) 検討された施策

口頭議論の活性化の必要性については、過去の報告書でも繰り返し指摘されており、第4回報告書では、集中的に口頭議論を行う期日の実現について検討を進めることが提示され、第6回報告書では、議論のポイントをあらかじめ代理人に伝えて、準備をした上で期日に臨むことができるようにすることや、特に審理の序盤の段階を念頭に、暫定的な発言を心証形成等に用いないこととするいわゆるノンコミットメントルールの徹底などが提案された。

(イ) 講じられた施策の効果

実情調査では、裁判所が、口頭議論を予定している期日の前に、案内文書や釈明事項等を記載したアジェンダ等を送付する運用も広まっているほか、序盤の方向性協議の冒頭で、ノンコミットメントルールについて説明をした上で議論を行っているなど、ノンコミットメントルールの下で口頭議論を行うことの重要性について、裁判所内でコンセンサスが得られているといった実情がうかがわれた。実際に、弁護士の側からも、裁判所による釈明権行使や暫定的心証開示を行いながらの口頭議論が格段に活性化しているという意見があり、準備事項についても、具体的に協議し、細かく裁判官の指示の趣旨を確認するなど、認識の共有が図られていることがうかがわれる。特に、IT化フェーズ1の運用開始後は、口頭議論が活性化したとの意見が相次いでおり、画面越しであることにより対面の場合よりもきちんと話さなければ伝わり難いため、具体的で分かりやすい言葉が選択されるようになったという意見や、出頭が不要となって時間的な余裕ができ、期日においても記録を検討しながら待てるようになったため議論に入りやすくなったという意見が出ている上、ITツールの機能を用いて上記アジェンダの送付がされたり、事前準備事項の確認のやり取りがされたりすることで、認識齟齬の解消が図られていることがうかがわれた。

(ウ) 今後の課題

一方、口頭議論の活性化については、弁護士の側からは裁判体によって濃淡があると指摘されたほか、裁判所側からは全く認容の余地がない事案や口頭議論をすることでかえって争点が拡散しそうな事案については口頭議論をしないことがあると指摘されたり、発言等の揚げ足取りに終始する代理人、依頼者等との打合せが不十分であるため「持ち帰る」ことが目立つ代理人などには消極的にならざるを得ない実情があることが指摘されたりするなどしており、事案の内容、弁護士の個性等に応じた効果的な在り方を引き続き検討していく必要がある。

ウ 有効な書面作成の促進

(ア) 検討された施策

第4回報告書では、有効な書面作成の促進のために、a 争点整理に有効な時系列表、主張対比表、要約書面等（争点整理表等）の提出を当事者に求めることができるようにする方策や、b 準備書面の分量が多くならざるを得ない事案があり得ることも視野に置きつつも、一定の分量以上の準備書面には要約書面等の添付を求めるといった準備書面の分量制限等を求めることについて、適切な制度の導入の可能性を含め検討を進めることが提示された。

(イ) 講じられた施策の効果

検討の結果、争点整理表等の作成が自己目的化することがないようにする必要や費用対効果といった観点から、争点整理表等の作成よりも口頭議論を中心軸に据えるべきであると指摘されたり、争点整理表等の作成は、事実経過が長期にわたる場合や事案が複雑で主張が多岐にわたる場合、代理人の

訴訟活動が不十分で法的構成が整理されていない場合等に限定されるのではないかと指摘されたりした（第6回報告書）。

現在では、IT化フェーズ1の運用が開始され、期日間準備事項を記載したメモをアップロードすることで、準備事項を明確化することにより、有効な書面の作成を図るといった工夫例が見られるようになったほか、前記イのとおり、口頭議論が活性化され、事前に議論する内容を記載したアジェンダ等をアップロードしたり、協議結果を追記するなどして終了時にアップロードするといった取組や、争点整理表等の作成に関しても、ITツールに表のフォーマットをアップロードして当事者双方が入力を行ったり、裁判所が作成したものをデータで共有するなど、ITツールを活用した様々な有効な書面作成の促進が広がっていることが確認された。

（ウ）今後の課題

このように、ITツールの活用によって、書面作成を効率的に行う動きは広がっているものの、口頭議論の活性化同様、取組の具体的内容は、事案の内容、裁判官又は弁護士の個性等によっても濃淡があることがうかがわれた。また、書面による準備手続を終結した後の口頭弁論期日において、争点・証拠整理の結果を踏まえて陳述すべき主張書面や提出すべき書証を選別するなどの取組が考えられるが、そのような取組はまだほとんどされていないことがうかがわれ、ITツールの活用によって情報の量が増える一方で、合理的な期間内で真の争点に焦点を当てた主張・立証を尽くし、納得度の高い紛争解決を行うために効果的な主張・立証を選別するという観点の検討を要する状況へと変化してきたといえる。

エ 提出期限の遵守

（ア）検討された施策

第4回報告書では、書面の提出期限の遵守のために、時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度に加えて、制裁（失権効等）を導入することについて必要性を含め検討を進めることが提示された。

（イ）講じられた施策の効果及び今後の課題

現在でも、上記のような制裁制度は導入されておらず、裁判所側からは、控訴審も含めた事実審全体の解決を考えると実体判断をした方が効率的等の理由から、時機に後れた攻撃防御方法の却下も活用されていない。しかしながら、書面の提出期限は十分に守られていない実情が報告され、ある裁判所からは、期限どおりに書面が提出される割合は5割前後であるといった指摘もされている。

一方、弁護士の側からは、代理人の準備期間を1か月より短くすることは難しいが、期日の1週間前に相手方から書面が出る運用が前提となれば、期日までの間にそれへの対応を検討することができるため、書面提出期限を3週間後とすることも可能かもしれないといった意見が出されたほか、弁護士個人の属人的な問題という面が強いという意見や、事案や依頼者にもよるといった意見が出されるなどし（第6回報告書）、このような意見を踏まえて、機械的に約1か月後に準備書面の提出期限を定めるような運用とならないよう工夫が必要であるとの考えが示されるようになった（第9回報告書）。

IT化フェーズ1の運用開始後の現在でも、実情調査の結果によると、裁判所側からは前記ウ（イ）の準備事項を記載したメモのアップロードやITツールを活用するなどした催促をしているものの、効果は不明という意見が出されるなど、なお提出が遅延することも相当程度あることがうかがえた。弁護士の側からも、おおむね提出期限を守るよう努めていることがうかがわれたものの、予想外に時間がかかることもあり、提出が遅れることもままあるという意見が出されており、この点は引き続き今後の課題と考えられる。ただし、前記ア（イ）のとおり、ウェブ会議の期日は、代理人の出頭負担が軽減された結果、従前よりも期日の間隔が短くなったとの指摘もされているほか、前記ウ（イ）のとおり、口頭議論の結果メモや争点整理表等がアップロードされるようになったことで依頼者への伝達もしやすくなったとの指摘もされているため、IT化による弁護士業務の在り方の変化も期待され

ているところである。

上記の点に関連して、令和4年改正の民訴法において、提出期間の経過後に準備書面を提出する当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかつた理由を説明しなければならない旨の規定が設けられた。改正法の施行までの間も、改正の趣旨を踏まえて運用上対応することが考えられる。

オ ニーズや事件規模等に応じた手続

(ア) 検討された施策

第4回報告書では、紛争当事者のニーズや事件規模、事件類型等に応じて、必要性、有効性を吟味した上で、一定の事件に関して、審理期間を短くする手続を設けることについて検討を進めることが提示された。

(イ) 講じられた施策の効果及び今後の課題

令和4年改正の民訴法においては、消費者契約に関する訴え等一定の事件を除き、当事者双方の申出・同意があれば、一定の事件につき、手続開始から6月以内に審理を終結し、そこから1月以内に判決をする法定審理期間訴訟手続が創設された。同制度により、裁判所・当事者が終局までの見通しを持って審理に臨み、比較的短期間で事件を終局させることが可能となるため、これに適した事件では活用が期待される。

カ 合議体による審理の積極的な活用

(ア) 検討された施策

第4回報告書では、いわゆる複雑困難事件に対応するため、合議体による審理をこれまで以上に活用すべきことについて検討を進めることが提示された。

(イ) 講じられた施策の効果

統計データを見ると、未済事件における合議率は、おおむね増加傾向にあり（平成23年8.9%→令和2年14.2%）、審理期間が2年を超える既済事件における合議率も、おおむね増加傾向にある（平成23年26.8%→令和2年34%）。

また、これまでの実情調査の結果によれば、裁判所・弁護士いずれも、合議相当事件は、おおむね合議に付されているという認識であり、合議に付すことによって、スムーズかつ充実した争点整理が行われるようになり、説得力のある判断が示されたり、和解が勧誘されたりすることで当事者の納得も得られやすいといった意見が出されている。

(ウ) 今後の課題

その一方、合議事件は、期日が入りにくいといった課題や、判断の質を高めるためには、裁判長裁判官及び右陪席裁判官の単独事件の負担の軽減を図る必要があるといった課題があることが従前から指摘されており、これに対しては各部において様々な工夫を行って対応しているところではあるが、引き続き合議体による審理を充実させるための方策を検討していく必要がある。

特に、単純に合議事件の数を増やすだけではかえって事件の滞留等の弊害を生じさせるおそれもあることから、付合議とする事件の選別及びその時期については、なお検証を要する状況であり、各部の実情に応じて、新件受理時に合議相当性を検討したり、定期的に単独事件の状況を部内で共有したりする取組を継続していく必要がある。また、審理の質を高める上では、期日前に裁判体において十分な合議をする必要があるところ、これに当たっては書面の提出期限の遵守がされなければならないが、前記エのとおり、書面の提出期限の遵守の状況は十分ではないため、その改善も強く求められる。

キ スキルの共有・研修の充実化

(ア) 検討された施策

第4回報告書では、実務的なスキルが不十分な若手弁護士が見られるなどの状況を踏まえて、弁護

士のOJTや研修を充実させるための具体的手法や枠組み作りについて検討を進めることが提示され、民事訴訟事件の質的困難化が指摘された第6回報告書では、裁判所においては、前記合議事件の活用だけでなく、裁判所内部での勉強会の充実化、専門的知見を要する訴訟に関する司法研修所における研修の充実化、裁判所と弁護士会との協議会や勉強会の充実化の重要性などが指摘された。

(イ) 講じられた施策の効果

実情調査の結果によれば、a. 裁判所内における勉強会等の充実化が図られていることがうかがえた。特に、IT化フェーズ1の運用開始を契機として審理運営改善の意識が高まっており、従前から行われていた部や庁内のPTでの検討に加えて、月1回程度の頻度で民事担当裁判官が集まって工夫例の報告を行う機会を設けたり、他庁とのオンラインでの意見交換を行う機会を設けたりし、スキルの共有化に関する取組が浸透しつつある。

また、b. 弁護士会内部においても勉強会等の充実化が図られており、IT化フェーズ1の運用開始を契機として、各種委員会活動が活発化し、その結果を会報等で周知したり、研修動画の作成をしたりしてホームページで提供するなどの取組もされている。

そして、c. 裁判所と弁護士会の間でも、年に複数回の協議会・懇談会が実施されており、当該庁の裁判官と多数の弁護士が参加して自由闊達な意見交換が行われていることがうかがえた。

(ウ) 今後の課題

一方、弁護士の側からは、いわゆる即独弁護士等に対してOJTの機会がないといった課題があることや、研修には一部の弁護士しか参加しておらず、会報等も必ず読まれているわけではないため、関心のある会員にしか効果がない上、即独弁護士等の中には、弁護士会での研修等に不熱心な者もいるとの意見も出されていた。

ク 小括

以上のとおり、過去の報告書で検討されていた審理運営上の施策については、IT化の流れも相まって、現在までに相当程度実務に広がっており、審理運営の改善につながっているものといえる。もっとも、提出期限の遵守についてはなお課題があるほか、口頭議論の活性度や主張・証拠の選別、組織的なスキルの共有度合についても、裁判体や弁護士により達成度、浸透度にばらつきがあるため、全体的な底上げは引き続き課題である。とりわけ、弁護士人口の増加も相まって弁護士会全体の底上げには大きな課題が残っており、期日の準備に1か月を要することが常態化している弁護士業務の在り方についても、IT化に伴って変容が求められる状況にある。

加えて、新たに導入される法定審理期間訴訟手続は、これに適する事案の迅速な解決に資するものであって、今後、これに適する事案の選別や具体的な審理運営の在り方等について、裁判所・弁護士会が協力して検討し、実践することが必要となる。

(4) 専門訴訟について

ア 概要

民事訴訟事件の中でも、審理に当たり専門的な知見を必要とする訴訟類型については、従来から審理期間が長期化していることが指摘されていたところである。そのため、迅速化検証の取組においては、民事訴訟事件一般にわたる検証のほか、医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産関係訴訟、労働関係訴訟及び行政事件訴訟の典型的な5類型の専門訴訟について、統計分析を中心に長期化要因の分析・検討を行ってきた。

ここでは、専門訴訟特有の観点から特に問題となり得る専門的知見の獲得と、審理運営に関するプラクティスの確立等の二つの観点から振り返りを試みたい。

イ 専門的知見の獲得等に向けた方策

専門訴訟特有の長期化の要因としては、専門的知識の不足に起因する争点整理の長期化が挙げられる。

特に、科学的技術に関する事項が問題となる分野（医事、建築、知的財産）では、当事者・代理人や裁判所が的確な専門的知見を獲得することが不可欠であり、的確な専門的知見を提供する専門家をどのように確保するかが課題とされてきた。この点については、従前から鑑定人の確保等を円滑にすることの必要性が指摘されていたが、これに加えて、争点整理中にも適切な専門家の関与を得て争点整理期間の長期化に対処することが求められた。

そこで、各地の裁判所では、医療機関を交えた協議会や鑑定人推薦ネットワークの構築、建築専門家との意見交換等の取組を行うなどして、鑑定人、専門委員、調停委員の候補者となる専門家の確保や裁判所自身の専門的知見の充実に向けた取組を進めてきた。

また、最高裁でも、医事関係訴訟委員会及び建築関係訴訟委員会を通じた鑑定人等候補者の推薦依頼制度を運用・拡充してきたほか、専門委員については、他庁の事件にも関与することができるよう職務代行による広域利用の運用を進めるとともに、新規任命や職務代行の発令を機動的に行う態勢を整え、事案に応じた的確な専門委員を迅速に関与させることができるよう取り組んでいる。

このような最高裁の取組については、司法研修所での研究会の機会などを利用して、各地の裁判官に対して情報提供を行い、その活用を呼び掛けてきたところである。

ウ 専門訴訟における審理運営に関するプラクティスの確立等

専門訴訟では、各分野とも、専門部・集中部を中心として審理運営に関するプラクティスが蓄積されてきたところである。従前から、診療経過一覧表（医事）や調停の活用を含む審理モデル（建築）といった審理運営に関するプラクティスが蓄積されてきたほか、近年は、「京都地方裁判所労働集中部所属の裁判官有志及び京都弁護士会所属の弁護士有志からなる勉強会の成果として、割増賃金の計算及び主張整理を容易にする表計算ツール「きょうとソフト」が製作される（労働）」など、裁判所と弁護士会が協力した新たな試みも行われている。

また、知的財産関係の分野では、ビジネスの過程で生じた知的財産権を巡る紛争について、一定の期日までに提出された資料等に基づき、知的財産専門部の裁判官及び知的財産関係事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などから構成された調停委員会の見解や助言を得て、話し合いによる簡易・迅速な解決を図る「知財調停」の取組が、令和元年より、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所で開始した。幅広い知的財産関係紛争で利用され、平均約5か月というスピード感のある審理の下、約7割という高い調停成立率が示されている。

エ 今後の課題

このように、専門訴訟については、専門的知見を的確、適時に取り入れ、かつ審理運営上の工夫を試みることで適正迅速な裁判の実現を目指すための取組が行われてきた。

これらの取組の多くは、専門部・集中部が中心となり、専門性を有する弁護士や関係機関の協力を得て進められてきたものであり、それらの成果は各種書籍の発刊や法律専門誌での紹介記事等により広く発信されてきたところである。

しかしながら、裁判所全体として紛争解決能力を高めていくためには、専門訴訟に関する審理運営のためのプラクティスを部や庁を越えて共有することが必要である。また、訴訟代理人として主張・立証の責任を負う弁護士にもそうしたプラクティスを理解し、これを踏まえた訴訟活動をすることが求められる。各庁の実情に応じて裁判所と弁護士会が協力するなどして一層の取組を進めていく必要があると考えられる。

また、専門訴訟における審理運営に関するプラクティスは、複雑困難な事実関係や専門的知見を的確迅速に整理することを目的として確立されてきたものである。そのような各プラクティスの本質的な有用性に着目し、他の専門訴訟分野や民事訴訟全般への応用可能性も踏まえた取組を進めていくことも重要であると考えられる。

2 刑事分野について

(1) これまでの検証方法

ア 統計分析

第1回及び第2回報告書においては、地方裁判所における刑事通常第一審事件を対象として、裁判所が収集している統計データを用いて網羅的な分析を行った。すなわち、審理期間は開廷回数と開廷間隔により定まることを前提に、これらの要素と、事件内容（自白・否認別、主要罪名別、刑種・刑期別、追起訴の有無等）、証拠調べの内容（証人数、鑑定・検証の有無等）、その他の事情（国選・私選別、身柄状況等）など多岐にわたる項目との間でクロス集計を行った。これにより、これまで法律実務家が感覚的に認識していたところではあるが、否認事件や重大事件等では開廷回数が増加することや、鑑定を実施した事件や追起訴があった事件等では開廷間隔が長期化することで、結果として審理期間が長期化することが裏付けられた。また、複雑な否認事件において争点及び証拠の整理が効果的に行われていない場合には開廷回数が増加する可能性があるなど、審理運営面に関する長期化要因についても指摘された。

これ以降、地方裁判所における刑事通常第一審事件を対象とする統計分析を継続しつつ、平成17年11月には公判前整理手続が導入されたため、第2回報告書からは、同手続に関する統計分析も行うこととした。さらに、裁判員法が平成21年5月に施行されたため、第4回報告書からは、裁判員裁判に関する統計分析も行うこととした。その中で、裁判員裁判の平均審理期間に長期化傾向が見られ、その要因は、審理期間の大半を占める公判前整理手続の長期化にあることが指摘された。これを受けて、第5回報告書においては、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続について、同手続の段階を細分化し、検察官の証明予定事実記載書面の提出まで、弁護人の予定主張記載書面の提出まで、といった手続段階別の所要時間を分析することで、長期化要因を検証した。第6回報告書以降は、それまでの検証結果をフォローアップするため、以上のような統計項目について分析を継続してきた。これまでの統計数値の経年的な推移を概観すると、刑事通常第一審事件全体の平均審理期間は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいの状況にあるが、他方、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続期間は、短縮したり、横ばいとなったりする時期はあるものの、全体としてみると長期化傾向がうかがわれるといわざるを得ず、刑事分野では、裁判員裁判対象事件において充実した公判前整理手続を迅速に行うことが重要な課題であるといえる。

イ 実情調査

刑事分野では、第8回報告書から実情調査を開始した。

上記アのとおり、刑事分野では裁判員裁判対象事件において充実した公判前整理手続を迅速に行うことが重要な課題であるため、①裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の長期化要因や、②公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策について調査することとした。

実情調査に当たっては、統計数値の分析のみでは把握し得ない長期化要因を探るべく、規模や地域の異なる複数の裁判所や、これに対応する検察庁及び弁護士会から各地の実情について幅広く聴取を行った。

(2) これまでの検証で現れた主要な長期化要因

ア 統計分析に基づく長期化要因（第5回報告書）

上記(1)アのとおり、第5回報告書においては、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続について、手続段階別の所要時間の統計数値を分析することによって長期化要因を検討した（分析に当たっては、全般的な長期化要因を検討するため、鑑定、追起訴、訴因変更、通訳及び弁護士辞任・解任という特殊要因を含まない事件を対象とした。）。その結果、①検察官の証明予定事実記載書面の提出までの期間は短縮化の傾向がみられること、他方、②公判前整理手続が長期化している事案では、弁護人の予

定主張記載書面の提出までの期間や、その後、公判期日指定までの期間に時間を要し、特に否認事件ではこの傾向が顕著であること、③公判期日の指定から第1回公判期日までの期間について、裁判員規則上は6週間以上あれば足りるところ、平均で9週間を要していることなどが明らかになり、これらが公判前整理手続期間全体の長期化をもたらしていることが明らかになった。

イ 実情調査を踏まえた長期化要因（第8回及び第9回報告書）

第8回報告書及び第9回報告書においては、実情調査の結果を踏まえて、長期化要因を分析した。その結果、次のとおり事件内容の変化に由来する要因と当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮に由来する要因とが複合的に影響を及ぼし、公判前整理手続期間の長期化がもたらされていると指摘された。

（ア）事件内容の変化について

a 電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠

電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠については、性質上、その量が膨大なものとなりやすい上、スマートフォンやSNSの普及により、更に量が増加してきており、そのため検察官による証拠開示や弁護人による検討に多くの手間と時間が必要となると指摘された。

b 科学的・専門的知見が問題となる事件

科学的・専門的知見が問題となる事件においては、鑑定請求の要否を検討するために弁護人が協力医等から意見書を入手することや、鑑定の採否を巡って検察官と弁護人との間で主張の応酬が行われることなどによる長期化が見られると指摘された。

また、責任能力が争点となる事件は、法曹三者で判断枠組みが共有されてきて、以前と比べるとプラクティスが確立しつつあると指摘された。他方、死因など法医学の専門的知見が問題となる事件については、判断枠組みが整理されておらず、専門家の知見も多岐にわたり、プラクティスの蓄積が少ないと指摘された。

c 否認事件や捜査段階で黙秘する事件

否認事件の長期化への影響に関しては、具体的な争点の所在により差がみられた。すなわち、犯人性や責任能力が争点となる事件では、より多くの客観的証拠の収集・精査や、科学的・専門的知見に基づく主張立証の準備のために長期化しがちであると指摘された。他方、犯行態様や主観的要件が争点となる事件では、法曹三者で早期に争点整理や立証計画についての共通認識を持ちやすいため、必要以上に長期化していないと指摘された。

（イ）当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について

a 証拠開示

実情調査に参加した法曹三者において、自白事件では必要十分な証拠開示がおおむね円滑に実施されているとの認識で一致した。他方、否認事件では、必要な証拠の開示を受けるまでの類型証拠開示請求等の繰り返しや開示証拠と証拠一覧表との対応関係の確認により長期化する場合があると指摘された。

b 争点整理等

実情調査に参加した法曹三者において、自白事件では当事者の書面の内容は必要十分なものとなっており、提出時期についても大きな問題はないとの認識で一致した。他方、否認事件では、当事者の主張内容が概括的・抽象的であるときに長期化する場合があると指摘された。ただし、書面の内容が不十分な場合でも、公判前整理手続の目的を意識した上での口頭議論により対応可能な場合があるとの指摘もあった。

（3）講じられた審理運営上の施策

ア 個々の事件において採られている方策

（ア）起訴後早期の打合せ

起訴後早期に三者による打合せを開き、①裁判所から大まかな審理方針を説明した上、②検察官に

対し、迅速かつ柔軟な証拠開示を促し、③弁護士が、自ら暫定的な認否又は証拠意見に関する見通しを明らかにする場合には、検察官においてその内容を証拠開示の方針等に反映させるなどして、初動段階から十分な三者間の意思疎通と当事者間の情報交換を図り、準備が円滑、迅速に進むようにするというものである。

これに対しては、実情調査において、当事者双方にメリットがある形で争点整理手続を促進できる有効なツールであるとの意見が出された一方で、証拠を見ない限り何も言えないという弁護士が多いので顔合わせする程度の意味しかなくなっているといった指摘や、弁護士側から、特に事実を「認める」ことについては暫定的な見通しであっても示すことは難しいといった指摘があった。

(イ) 公判期日の仮予約

公判に最大何日程度要するというくらいの大まかな見通しが立った段階で、残りの準備に必要と見込まれる期間も勘案して公判日程を仮予約し、公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間を短縮するというものである。

これに対しては、実情調査において、迅速な裁判を実現するために必要な工夫であるとしておおむね肯定的な意見が出されたが、弁護士側からは、その後の当事者の準備状況に合わせて柔軟な対応がとられないと仮予約した公判期日が既成事実となって拙速な争点整理につながるリスクがあるとの懸念も示された。

(ウ) 口頭議論

公判前整理手続期日の中で、当該事件のポイントとなる部分がどこにあり、そのために必要な証拠が何であるかについて口頭で議論をすることで、法曹三者で共通認識を作ることも迅速化に資するとの意見があった。

(エ) その他

検察官が統合証拠の作成を行う際に、弁護士が検察庁を訪問し、検察事務官も交えて統合証拠の調整を行うことで手戻りが生じることを防ぐなどの取組も紹介された。

イ 個々の事件の処理を超えて採られている方策

個々の事件の処理を超えて採られている方策として、各庁において、①法曹三者が意見交換を行う研究会を開催して公判前整理手続の在り方についても議論を行い、その結果を庁内・会内で共有すること、②個々の裁判員裁判終了後に当該事件を担当した法曹三者で振り返りの会を実施し、その中で公判前整理手続の在り方についても意見交換を行うこと、③裁判所において、高裁管内の他の裁判所との間で、裁判員裁判対象事件の具体的な事例を基に議論すること、④単位弁護士会内での研修の充実といった取組が行われていることが紹介された。

(4) 改善が見られた点や課題

裁判員裁判対象事件における公判前整理手続期間については、平成28年まで長期化傾向にあったものの、これに歯止めが掛かった。これは、上記(3)の各施策が法曹三者間に広く浸透してきたことによる効果が表れたものと考えられる。

もっとも、令和2年以降、公判前整理手続期間は大幅に長期化しており、これには新型コロナウイルス感染症のまん延の影響もあるものと考えられるが、長期化した現状がこのまま固定化してしまうおそれも否定できない。刑事分野においては、裁判員裁判対象事件において充実した公判前整理手続を迅速に行うことが、いまだ課題の一つといえる。

手続の充実と迅速化は対立するものではなく、また、迅速な公判前整理手続の実現は、充実した公判前整理の前提となるものである。法曹三者の間で、現状に危機感を持ち、公判前整理手続が長期化することの弊害や、充実・迅速化に向けた改善の必要性を改めて認識し、そのための具体的な方策についても検討し、共有していくことが有用であると考えられる。

これまでの報告書でも指摘されているとおり、事件内容の変化という外在的要因については、訴訟関係者の取組によって直ちに改善を図ることは容易でない。他方、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮については、これまで実施してきた起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約といった取組は定着したと言ってよいものの、これらに対して上記（3）のような指摘や懸念が示されていることからすると、その趣旨目的に立ち返りつつ、更に工夫を重ねる余地があると考えられる。また、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮の基盤になるものとして、法曹三者の間で、争点整理に必要な主張書面の内容はどのようなものか、ある類型の事件において重要なポイントや必要な証拠は何かなど、公判前整理手続の在り方に関する共通認識を形成していくことが重要である。このような共通認識を形成していくために、これまでも個々の裁判員裁判終了後の振り返りの会や、法曹三者による研究会の開催といった取組がされてきたが、今後更に、事件類型を意識しつつ具体的に議論することや、議論の結果を各庁・会内で広く共有していくことが有効な方策であると考えられる。

3 家事分野について

（1）これまでの検証方法

ア 統計分析

統計分析については、主として長期化要因の抽出という観点から、統計項目の設定、整理を行ってきた。

このうち、家事事件全体の概況に関しては、別表第一審判事件、別表第二審判事件、同調停事件、一般調停事件（家事事件手続法の施行前は、甲類審判事件、乙類審判事件、同調停事件、乙類以外の調停事件）それぞれについて分析を行っており、特に、第6回報告書以降、新受件数が減少傾向にある一方で平均審理期間については長期化傾向にある一般調停事件を中心に、終局区分別の平均審理期間に着目するなどして、統計分析を行ってきた。

また、家事事件の個別の事件類型として、第3回報告書以降、主要な事件類型である遺産分割事件、婚姻関係事件、子の監護事件（いずれも審判・調停の双方を含む。）の概況について、終局区分、手続代理人の関与や調査命令の有無等に注目するなどして、統計分析を行ってきた。なお、子の監護事件については、養育費請求事件や面会交流事件等、傾向を異にする様々な事件類型が含まれることから、第6回報告書以降、類型別の分析も行っている。

また、第3回報告書では、家事事件の中でも困難な事件であると言われ、また平均審理期間が他の家事事件と比べて長い遺産分割事件について取り上げて、その長期化要因について詳細な統計分析を行っている。

人事訴訟事件については、第2回報告書及び第3回報告書において、民事第一審訴訟事件に関する分析の中で、参考として統計分析が行われているほか、第6回報告書以降継続的に統計分析を行っているところ、新受件数が減少傾向にある一方で、平均審理期間については長期化傾向が進んでいる状況を踏まえ、第9回報告書では、口頭弁論期日及び争点整理期日それぞれの期日回数及び平均期日間隔の推移や、訴訟代理人弁護士との関与の有無別平均審理期間の推移、親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移等を新たな統計分析の項目として新設し、更なる長期化要因の分析に努めているところである。

イ 実情調査

実情調査においては、統計分析を踏まえて、規模や地域の異なる複数の裁判所やこれに対応する弁護士会等から各地の実情を聴取しつつ、これまでの検証結果のフォローアップ等を行ってきた。

第4回報告書では、遺産分割事件に関して、第3回報告書で指摘された同事件に特有の長期化要因を踏まえて、同報告以降の検討状況等について実情調査を行った。

第5回（平成25年）報告では、遺産紛争に影響を及ぼし得る社会的要因を調査するため、①遺産紛争

を中心とする家事事件の動向を対象として、法テラス、社会福祉協議会、公証役場等の関係機関への実情調査、②遺言、成年後見、信託等の相続関連業務を担当する弁護士、公証人及び金融機関担当者らに対するインタビューを中心とする遺産紛争に関する基礎調査、及び③諸外国の制度に関する実情調査を行った。

第6回から第8回報告書までの実情調査においては、平成25年1月に施行された家事事件手続法の立法趣旨（手続の透明性の確保等）も踏まえ、調停手続への裁判官関与の一層の充実及び手続の透明性確保に向けた取組の浸透の状況や効果、課題等を中心に実情調査を行ってきた。また、第7回及び第8回報告書では、調停と審判や人事訴訟を合わせた家庭裁判所における手続全体としての迅速化という観点も踏まえた家事調停の充実のための方策に係る実情調査を行っている。

第9回報告書においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による裁判事務への影響が予想されたことから、家事事件の中でも、感染防止対策の観点から同感染症による制約を大きく受ける事件類型であると予想される調停手続を中心に、事件動向や事件処理状況等に対する新型コロナウイルス感染症の具体的影響とそれに対して裁判所がどのような対応をとっているかを調査するとともに、より合理的かつ効果的な調停運営に向けた取組と課題についても調査した。

また、人事訴訟事件については、第8回報告書までは、前述のとおり、離婚調停に関する検証の中で、離婚調停と人事訴訟の連携という観点から調査を行ってきたが、人事訴訟事件に関する平均審理期間の長期化傾向が依然として続いている状況を踏まえ、第9回報告書では、人事訴訟事件自体を取り上げ、その実情を調査するとともに、合理的かつ効果的な審理の在り方について検証を行った。

（2）これまでの検証で現れた主要な長期化要因

ア 一般的要因

家事調停事件全体の平均審理期間の長期化傾向について、第6回報告書では、事件そのものの困難化等による部分もあると考えられることに加え、裁判官関与が充実したことで、解決に必要な資料を整えるため、提出指示がより詳細になったり、調停の過程での説得により力が入られるようになったりしたことも要因の一つではないかと指摘されている。

イ 一般調停事件

第6回報告書では、取下げで終局した事件の割合が減少する一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が増加傾向にあることが影響しているのではないかと指摘された。調停成立で終局した事件の割合については、近時減少傾向に転じているものの、その後の報告書でも、同割合は依然として高い水準にあるとして、基本的には同様の指摘がされている。

第8回報告書以降、婚姻費用分担事件の増加傾向による影響（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）も指摘されている。

ウ 遺産分割事件

第3回報告書においては、遺産分割事件に特有の長期化要因として、「前提問題等の関連事件待ち」、「付随問題についての調整」、「当事者多数」、「物件多数」、「特別受益・寄与分についての主張」及び「感情的対立」が挙げられており、第4回及び第5回報告書においても、同様の指摘がされている。

エ 婚姻関係事件

第6回報告書では、①相対的に平均審理期間が長い調停成立で終局した事件の割合が増えていること、②婚姻費用分担事件の増加傾向、③手続代理人弁護士関与率の増加が示唆する事件の困難化傾向が指摘されている。その後の報告でも、上記①について、第8回報告書以降、「調停成立で終局した事件の割合が高いこと」という表現に変わっているものの、基本的には同様の指摘がされている。

オ 子の監護事件

第6回報告書以降、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者指定及び子の引渡しの各事件が最近一貫して増加していることが挙げられる旨指摘されている。

なお、同報告では、実情調査の結果として、上記3つの事件類型について、感情的対立の先鋭化が顕著であり、紛争性の高い事件も多く、子の状況等に関する家裁調査官の調査が必要となる場合も多いことが指摘されている。

カ 人事訴訟事件

第6回報告書以降、①審理が長期化しやすい財産分与の申立てのある離婚事件の割合が増加していることの指摘に加え、争点整理期間も長期化しているとして、②財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲に関して当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、③離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されている。

キ 令和2年の長期化要因

全ての事件類型について、令和2年に平均審理期間が大きく長期化し、多くの場合平均期日間隔も伸びているところ、第9回報告書では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる旨分析されている。

(3) 講じられた審理運営上の施策とその効果や課題

前記(2)の長期化要因に対して、第4回以降の報告書において、以下のような審理運営上の施策が提案され、これに対応する様々な取組が実施されてきた。今回までに各庁において講じられてきた主な審理運営上の施策とその効果や課題については、概要以下のとおりである。

ア 遺産分割事件に関する調停・審判の一層の充実

(ア) 提案された施策

第4回報告書において、前記2に記載した長期化要因を踏まえ、①前提問題及び付随問題が主張された場合に適切な解決を促進するための施策、②特別受益・寄与分の主張に関する的確迅速な判断に資する施策、③参加意欲の乏しい当事者等が関与した場合の手続の促進のための施策、④遺産物件の確定及び評価を迅速に行うための施策について、検討を進めていくべきである旨指摘されている。

第5回報告書では、遺産紛争に関する家事調停においては、遺産紛争の前提問題や付随問題の一体的な解決や、司法判断に裏付けられた解決に対する当事者のニーズにも配慮しつつ、より一層充実した手続を実現することも要請されることや、家庭裁判所では、家事事件手続法の施行を契機に、裁判官が調停にこれまで以上に積極的に関与し、充実した調停運営を目指す取組等を行っているところであり、こうした取組を通じて遺産紛争を含めた家事紛争の量的増加、質的な複雑化という傾向に対応できるよう、家庭裁判所の機能の更なる充実強化が必要となる旨指摘されている。

(イ) 施策の効果

施策実現の具体的方策の一つとして、遺産分割事件の法的な判断枠組みを踏まえ、相続人の範囲・遺産の範囲等の前提問題から順序だてて整理しながら進行させるという、いわゆる段階的進行モデルが採用され、実務上定着している。

遺産分割事件の平均審理期間は、平成5年をピークに減少傾向にあり、さらに、令和元年までの数年間は12か月を下回る水準で推移している。

(ウ) 今後の課題

遺産分割事件の平均審理期間は、上記のとおり減少傾向にあるとはいえ、依然として他の事件類型に比べると高い水準にある上、令和2年には長期化し、12か月を上回っている。今後もその動向を注視する必要があるとともに、後述する新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機とした合理的かつ充実した調停運営の実現のための取組も踏まえて、更なる取組の進展が期待される。

イ 家事調停における裁判官関与の充実

(ア) 提案された施策

第5回報告書において、家庭裁判所では、家事事件手続法の施行を契機として、調停委員会が当事者の言い分を整理し、争点（紛争における対立点）に関する事実関係を把握し、法的判断の枠組み及び紛争の実態を踏まえた解決案を策定するとともに、調停委員会と当事者との間で、争点に関する相手方の言い分や重要な証拠資料を共有することで、当事者が主体的に解決策を検討することが可能となるような調停運営を目指しており、このような取組には、裁判官が調停にこれまで以上に積極的に関与することが不可欠であると指摘されている。

(イ) 施策の効果

各家庭裁判所においては、裁判官が対面評議や書面評議を合理的かつ効果的に行い、手続全体の進行のイメージ・見通し、各期日の進行・位置付け、当該事件の争点・課題等について調停委員会内部での認識共有を図るとともに、当事者の自主的紛争解決を後押しするため、法的観点が増強されすぎることのないよう、法的観点を当事者への伝え方も含めて評議を行うなど、評議を通じた裁判官関与の充実の取組が進められている。また、同取組を進める上での課題として、評議待ちの問題が生じるなどしているが、書記官による評議の適切な前さばきや、当事者に対する丁寧な説明等を通じて、当事者の理解を得ながら、適宜適切に対面評議を行うことができるよう取組が進められている。

調停委員からは、評議において、裁判官と率直な意見交換を行うことができおり、これが調停委員会としての方針の共有に寄与し、調停委員による調停の進行について安心感、安定感が生まれ、こうした調停委員会としての方針等が当事者にも伝わることにより、調停の進行が円滑化するだけでなく、当事者の調停に対する納得感や信頼感の向上につながっているという意見が出されており、弁護士からも、調停委員同士の認識共有や役割分担が図られ、家庭裁判所調査官の適時適切な関与が増加していると指摘されている。このように、裁判官関与の充実の取組の趣旨は着実に浸透しているといえる。

(ウ) 今後の課題

一方で、第9回報告書では、当事者による自主的な紛争解決を後押しするという観点から、調停委員会と当事者との間の認識共有の更なる充実の前提として、調停委員会内部での認識共有を更に深めるための取組を引き続き進めていく必要があると指摘されている（後記ウ（ウ）参照）。

ウ 透明性の高い手続の実現

(ア) 提案された施策

第7回報告書では、裁判官関与の一層の充実を中心とした更なる調停の充実に向けた取組については、家事事件手続法の理念の一つである手続の透明性等とセットとして総合的に進める必要があるとしたうえで、当事者の自主的紛争解決意欲を向上させるために、当事者との間において、調停委員会としての紛争解決プロセスの見通し、当該調停における紛争の実質的な対立点、当該対立点を解消させるための方策等についての認識共有を更に進めていく必要があり、調停委員会と当事者との間の認識共有という視点がこれまで以上に重要であって、その具体的方策等について検討を深めることが必要となると提案された。

(イ) 施策の効果

各家庭裁判所において、手続全体の進行のイメージ・見通し、各期日の進行・位置付け、当該事件の争点・課題、審判や訴訟に移行した場合の結果の見通し等について、調停委員会と当事者との間の認識共有を図るための取組が進められており、ホワイトボードを活用して、判断枠組みや判断要素、争点等を視覚化する取組や、期日の終了時に、当事者双方同席で又は個別に、期日において主張の一致した点や依然として対立している点、次回までの検討ないし準備事項等を確認する取組が行われて

いる。このように、調停委員会と当事者との間の認識共有に関する取組についても着実に浸透しつつある。

(ウ) 今後の課題

第9回報告書では、紛争解決を阻害している課題が何で、その解決のために次回期日以降何を話し合うのか、そのために当事者が検討・準備する事項等について、調停委員会内部及び調停委員会と当事者との間での確実に認識共有を行うことが必要であるところ、そのための重要な手段である双方立会手続説明について、その意義を再確認するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により困難になっているとすれば、それに代わる具体的方策を検討する必要があると指摘されている。

また、調停委員会と当事者との間の認識共有については、第8回報告書において、手続代理人弁護士の有無により、その浸透度合いに差があり得るところであり、当事者本人の理解の程度に応じた認識共有の在り方についても議論を深めていく必要があると指摘されている。

さらに、第8回及び第9回報告書では、調停委員会と当事者との間の認識共有を踏まえ、当事者の自主的紛争解決に向けた意欲（当事者間に子のいる事件では子の利益に対する意識を含む。）を引き出すような働きかけの在り方という視点が重要になり、こうした働きかけのためには、関係職種間の連携が一層重要になると指摘されるとともに、第7回報告書では、調停における手続代理人の役割等についても検討し、弁護士との間で共通認識を得た上で、連携していくことの必要性が指摘されている。

エ 調停とその後の手続の適切な連携の在り方

(ア) 提案された施策

第7回報告書では、調停が自主的な紛争解決手続であるということに照らせば、調停を訴訟化させたり、調停を訴訟の争点整理として位置付けたりするというような運用は避けなければならないものの、このことと、調停において審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置きつつ調停の進行、運用を行うことは矛盾するものではないとしたうえで、そのような調停進行上の具体的方策等を更に検討していく必要があり、家庭裁判所全体における紛争解決機能の強化という視点を踏まえ、調停を更に充実させていくために、調停とその後の手続の適切な連携の在り方に関する検討を深めていく必要があると提案されている。

(イ) 施策の効果及び今後の課題

第8回報告書では、弁護士の意識としても人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停に臨んでいることが明らかになった。

他方で、第8回及び第9回報告書では、特に離婚について争いがある場合に、どこまで人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停を進行すべきかについて、裁判官と弁護士の間には意識の違いもあるように見受けられることから、効果的な取組について、離婚調停・人事訴訟の各手続に関与する弁護士を含む各職種の間で共有するなど横断的な取組が重要であると指摘されている。この点、第9回報告の実情調査では、裁判所の側から、人事訴訟担当者と調停担当者との間で定期的な意見交換会を持ち、財産分与の争点を採り上げて議論した例がその効果とともに紹介されており、同報告では、引き続き取組の進展が期待されると指摘されている。

オ 合理的かつ充実したメリハリのある調停運営

(ア) 提案された施策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として、1回1回の期日の大切さや合理的かつ充実した調停運営の重要性が改めて確認され、第9回報告書の実情調査でも、調停の本質・利点に立ち返って、利用者のニーズや生活様式の変化に対応する調停運営の在り方を模索しようとする裁判所側の取組が紹介された。第9回報告書では、実情調査の結果も踏まえ、調停手続においては、調停委員が当事者との間で丁寧に事情聴取・調整を行い、信頼関係を醸成して、当事者の自主的紛争解決へ

の意欲や手続・結果への納得性を高めることが求められる一方で、司法機関による法的観点を踏まえた迅速な紛争解決へのニーズもあるところ、これらを両立させるためには、個々の事件の性質・内容、手続の進行段階、当事者の個性や意向・ニーズ、手続代理人の有無等に応じて、期日における手続の内容について充実させるべきところは充実させ、時間をかけるべきところは時間をかけ、合理化させるべきところは合理化するメリハリのある調停運営を行う必要があると提案されている。例えば、事情聴取については、手続の初期の段階では、当事者との信頼関係の醸成等のためにも、比較的時間を掛けて受容的に事情聴取を行い、当事者の主張や争点が整理された段階では、紛争解決に必要なポイントに焦点を当てた聴取を行うなど、事案の内容や手続の進行段階等に応じて、事情聴取の内容・程度、時間、心情への配慮の程度等に強弱ないし濃淡を付けるといった方法が考えられることが指摘されている。

(イ) 施策の効果および今後の課題

第9回報告書の実情調査では、弁護士の側からも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、調停委員が効率的かつ迅速に調停手続を進めようとしている感じがするといった、新型コロナウイルス感染症の影響を契機とした裁判所側の調停運営の在り方の見直しの機運についての実感が述べられた。

加えて、第9回報告書では、今後は、事案等に応じたメリハリのある調停運営を個々の事件において実現するための方策について検討を進めていく必要があり、調停委員を含めた裁判所の関係職種間、更には弁護士も含めて、このような調停運営の重要性を共有し、それを実現するための方策について更に議論を深め、検討・実践・検証を重ねていくことが期待されると指摘されている。

カ 人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の実現

(ア) 提案された施策

第9回報告書では、紛争解決の遅滞が、当事者、とりわけ日々成長過程にある子に与える影響の大きさについて十分に認識した上で、離婚調停及び人事訴訟を併せた手続全体として、当事者の自主的紛争解決に向けた必要十分な働き掛けを含む迅速かつ適切な紛争解決の実現を目指すことが必要であり、離婚調停・人事訴訟の各手続に関与する弁護士を含む各職種においては、離婚事件の特徴（未成年子の利益への重大な影響等）を十分に認識した上で、それぞれの立場の違いはありつつもそのような紛争解決の実現に向けて協働する必要があると提案されている。

(イ) 今後の課題

第9回報告書では、今後、人事訴訟の特徴を踏まえた適切な争点整理の在り方、そのような争点整理のために裁判所と弁護士（訴訟代理人）それぞれに求められる役割、両者の協働の在り方について、更に議論を深めていく必要があると指摘されている。

4 検証検討会での議論・今回実施した企画を踏まえて

1 検証検討会での議論

- 研究会の基調講演は、迅速化検証がそもそもなぜ始まって、10年でなぜ終わらず、20年経ってもまだ続けようとしているのか、今後目指すべき方向性が非常によくわかるものであったとの意見が出された。
- 司法研修所で実施された迅速化検証に係る研究会の分野横断的な議論も通じて感じたこととして、分野毎に分割して考えるのではなく、裁判制度全体として迅速化の必要性を打ち出すべきであり、検証検討会においても、個々の当事者の利害関係を超え、大きな意味での国民目線による迅速化の必要性を意識した議論をした方がよい、という意見も出された。
- 充実と迅速化の関係について、迅速というのは、時間だけのことではなく、適正で充実した手続と両立するものであり、迅速のためには、できるだけ無駄を廃するということにもなるが、無駄というのは判決から振り返っていうのではなく、審理の各時点に立って意味のある活動なのかということを考えるべきであるとの意見が出された。
- 今回の迅速化検証の振り返りを通じ、検証の観点については様々な意見があり得るところ、これまでの検証で取り上げた長期化要因とそれに対して講じられた審理運営上の施策を見ると、全体として検証検討会における議論を踏まえて様々な種類の事件のプラクティスが確立されていき、審理モデルが定着していったという成果につながっていることが浮き彫りになっているという指摘がされた。
- 迅速化検証の第6回から第10回までは運用を中心とした検証が行われ、意義があるものであったが、制度改正や基盤整備という視点も重要ではないかとの意見も出された。
- 第5回検証で取り上げられた社会的要因は、裁判所や法曹の世界を飛び出し、社会が裁判の迅速化という問題に与える影響について、保険制度等様々な観点から検証しながら全体を見ようとしたものであり、画期的であったとの意見も出された。

2 今回実施した企画を踏まえて

これまでの20年に渡る迅速化検証の営みは、3.1にまとめられているとおりであり、それまで実務感覚で捉えられていた長期化要因について、統計分析や実情調査等を通じて実証的な分析・検討等を行い、様々な考え得る施策を提示し、裁判の在り方に影響を与える裁判手続外の社会的要因の分析・検討を行った。そして、3.2でまとめられたとおり、民事、刑事、家事の各分野において、様々な成果とともに課題も明らかになったところである。

しかし、審理期間について見ると、迅速化検証が始まる以前に比較して、審理期間が短縮している事件類型も存在しているが、近年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も考えられるものの、様々な事件類型について審理期間の長期化傾向が見られ、中には迅速化検証が始まる以前よりも長期化しているものも存在している。迅速化法は、その目的について、「裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資すること」と定め、また、「第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させる」として、審理期間についての具体的な目標を掲げている。裁判の迅速化は、単に審理期間を短くすることのみが目標とされ、何でも無駄であると言って切り捨てられたり、粗雑な審理が誘発されたりしてはならないものであり、充実した手続の中で実現すべきものであるが、現状の審理期間の長期化傾向が今後も継続するとした場合、迅速化法の目的や、審理期間の目標に照らして許容されるものであるかは、一度立ち止まって考えてみる必要があるだろう。

この点については、研究会の基調講演においても、裁判の利用者の視点から、日々変化していく経済社会の中で、今の制度が持ちこたえられるか、審理期間の長期化が、社会的、経済的に弱い立場にある人にとってより大きな重荷となっていないか、と指摘されたところであり、このような裁判の利用者の目線を大切にしながら、迅速かつ充実した裁判の実現を図るために、審理や訴訟活動の在り方、裁判を支える態勢の在り方について考えなければいけない状況にあるといえる。

司法研修所の研究会においては、裁判官の研究員が参加し、民事、刑事、家事の分野を超えて、「充実した手続」や「迅速な審理」（迅速化法6条、2条1項参照）の必要性や意義をはじめとして、充実した手続による迅速な審理を行うための工夫・取組を実施する上での観点・切り口や、迅速化法における責務（同法6条、2条1項、7条1項参照）、充実した手続の実施による迅速な審理を実現するための裁判所全体としての取組等について議論されたところである。法曹三者間においても、このような現状を踏まえ、国民や利用者の目線を意識し、充実した手続の実施による迅速な審理の実現に向けた議論を活発化していくことも期待されるところである。

他方で、現在民事裁判をはじめとする裁判手続のIT化が進展しつつあり、民事訴訟法が改正されるなどして新しい制度が導入され、ITに対応する態勢が整えられており、裁判手続の運用も大きく変わる状況にある。裁判の迅速化は、検証の結果を踏まえた施策が実施され、更にその結果が検証され、再び施策に反映されるというサイクルを通して、その推進が図られることが予定されているものと考えられる（同法3条、4条）が、今後の迅速化検証はこのような状況の変化を踏まえながら、このサイクルを継続することによって、裁判の迅速化の推進を図っていく必要があるといえる。



地方裁判所における 民事第一審訴訟事件の概況及び実情

1 民事第一審訴訟事件等の概況

1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件の新受件数は、過払金等事件（「金銭のその他」等）の新受件数の増減を受け、平成21年をピークにして減少傾向が続いた後、平成27年以降はおおむね横ばいとなっていたが、近年は減少に転じている。

平均審理期間を見ると、平成22年頃から平成27年まで長期化が続き、平成28年及び平成29年はおおむね横ばいに推移したが、近年は再び長期化している。審理期間が2年を超える事件の割合も、前回の7.8%から9.9%に増加した。平均争点整理期日回数は若干減少したが、平均期日間隔は若干長期化し、全体として、争点整理期間が長期化している。また、係属期間が2年を超える未済事件の事件数及び全未済事件に占める割合は、近年増加傾向が続いている。

終局区分別の事件割合については、前回（判決で終局した事件の割合が43.2%、和解で終局した事件の割合が35.3%、取下げで終局した事件の割合が18.2%）と比べ、判決で終局した事件の割合が45.8%と、増加した一方で、和解で終局した事件の割合が32.8%、取下げで終局した事件の割合が18.1%とそれぞれ減少した。なお、対席判決で終局したのは既済件数全体の約25%（判決で終局した4割強の事件のうち、対席判決によるものが5割強）となっている。

人証調べの実施率は減少傾向にあったが、令和4年は前回より若干増加し、人証調べ実施事件における平均人証数は前回とほぼ同様である。

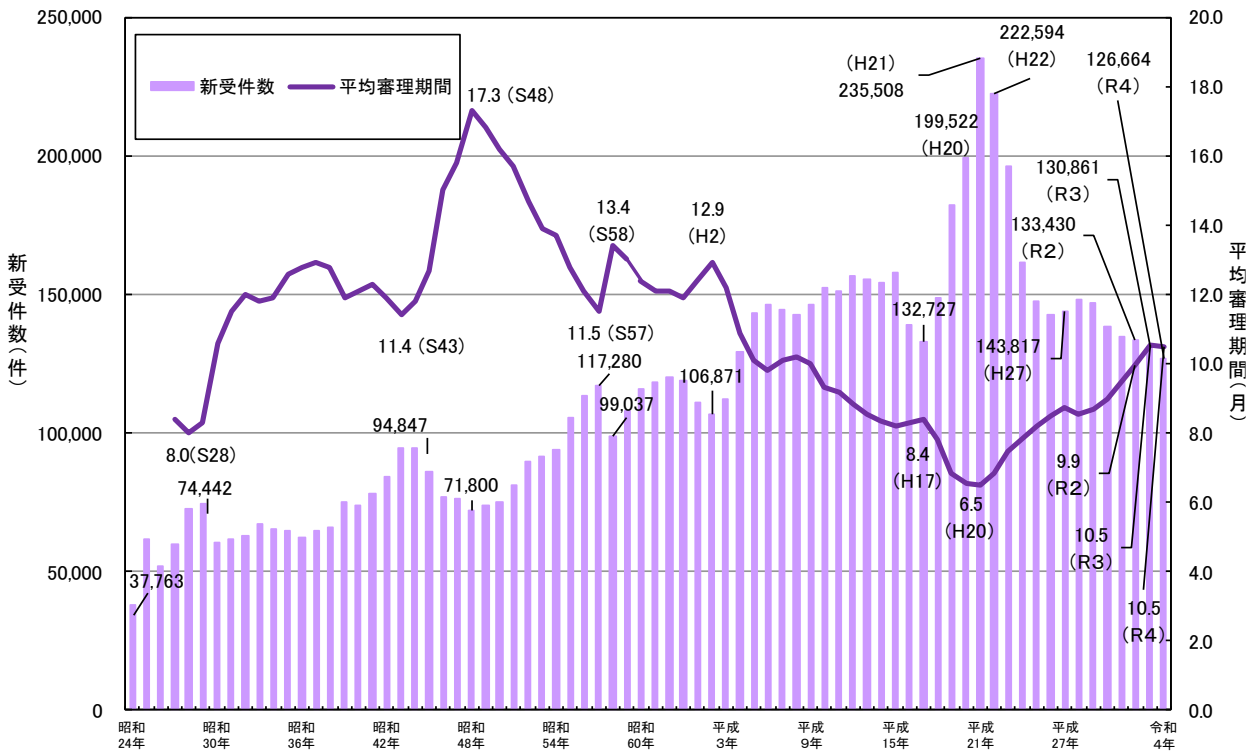
上訴率については、平成27年（23.4%）をピークに、平成28年以降は減少する傾向にあったが、令和4年は20.8%であり、令和2年（18.6%）より増加している。

合議率については、平成30年まで、既済事件及び未済事件ともにおおむね増加する傾向にあったが、近年若干減少している。審理期間2年超の既済事件の合議事件数及び合議率は、いずれも平成25年以降増加する傾向にあり、令和4年は、合議事件数は増加する一方、合議率は29.1%であり、前回（34.0%）より減少している。

○ 事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移

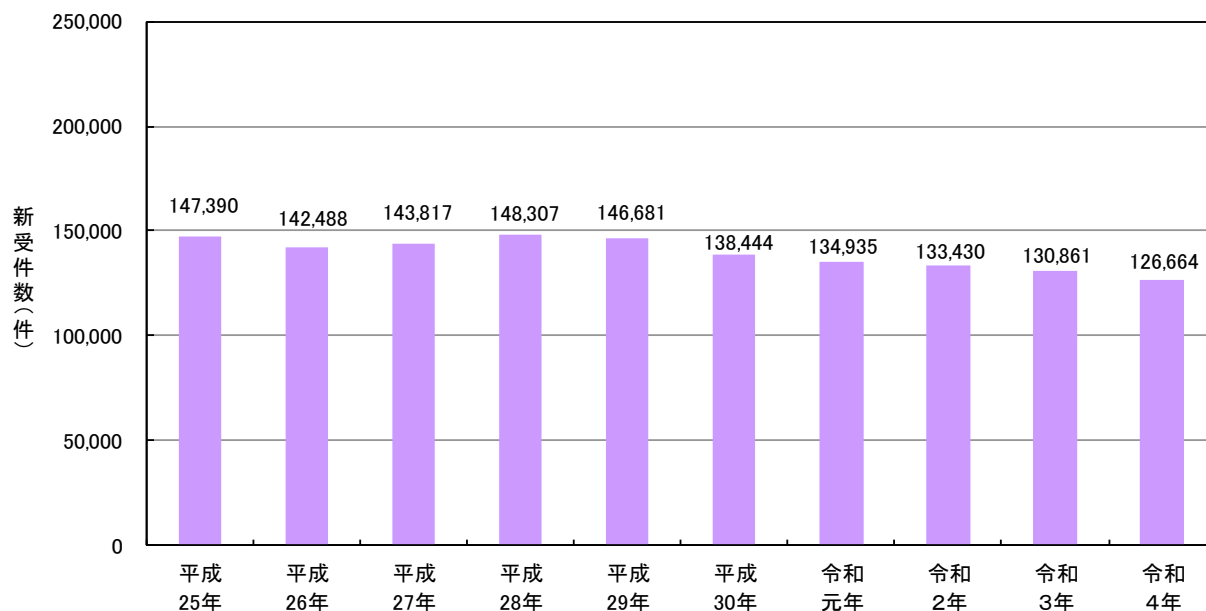


新受件数²は、平成18年以降に過払金等事件の新受件数の増加に伴って急増し、平成21年（23万5508件）にピークとなった後、減少に転じ、平成27年（14万3817件）以降はおおむね横ばいで推移していたが、近年若干減少に転じている（【図1】 【図2】）。

¹ ここでの「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。なお、平成16年4月1日以降提起された人事訴訟(人事を目的とする訴え)は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、基本的には同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以降に提起されたそれに関する反訴事件等のみを審理していた。ただし、例えば、同日以降に、地方裁判所の人事訴訟事件の確定判決に対して第三者が独立当事者参加の申出とともに再審請求をした場合等には、当該独立当事者参加が地方裁判所の人事訴訟事件として新たに立件され、新受事件や既済事件として計上されることがある。

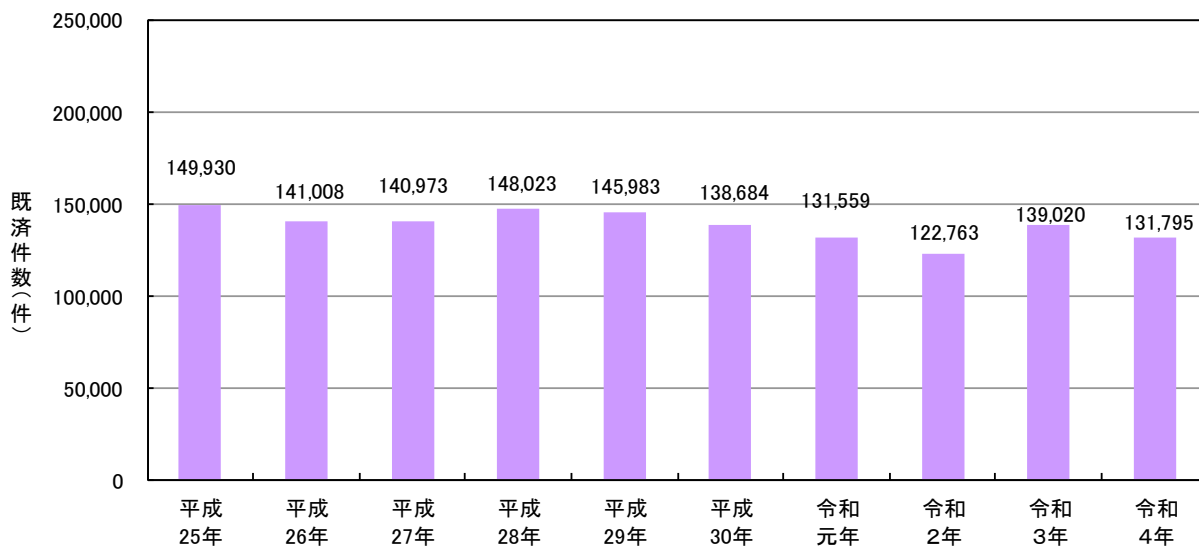
² 第3回から第8回まで、過払金等事件が含まれる事件類型である「金銭のその他」等の事件を統計から除外する処理(以下「本件除外処理」という。)を採用していたが、前回、本件除外処理を改め、第一審訴訟事件全体の統計データのみを分析の対象とした(本件除外処理の詳細は、第3回報告書概況・資料編24頁以下、本件除外処理を改めた理由の詳細は、第9回報告書56頁注2以下参照)。本報告書でも、前回同様、第一審訴訟事件全体の統計データのみを分析の対象としている。

【図2】 新受件数の推移



最近10年間における既済件数の推移については【図3】のとおりであり、平成29年まではおおむね横ばいで推移し、近年は減少傾向にあったが、令和4年は、前回(12万2763件)から増加し、13万1795件となっている。³

【図3】 既済件数の推移



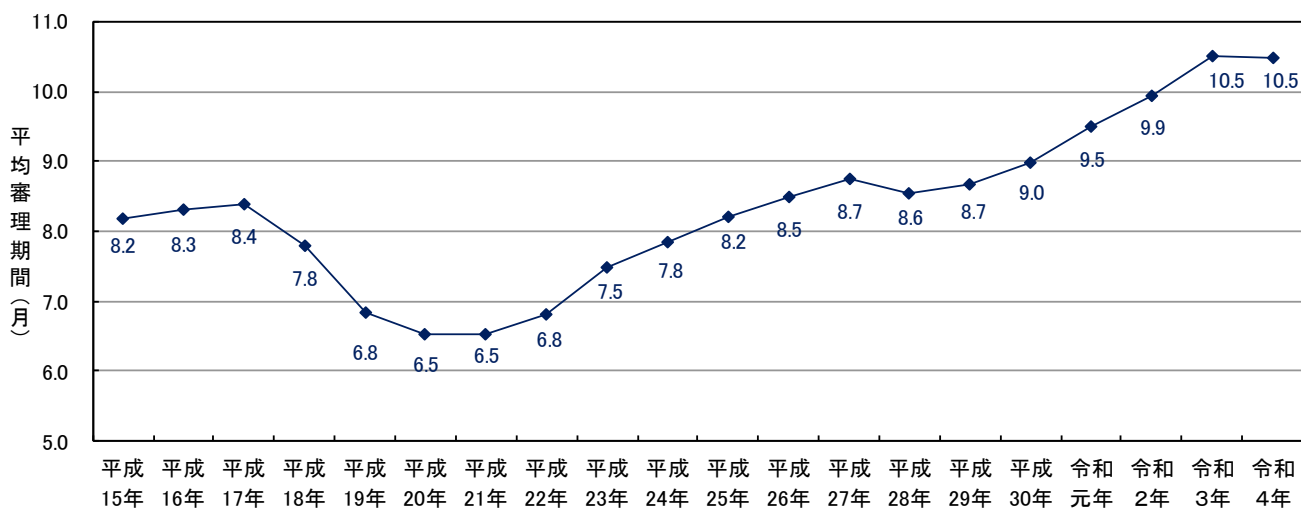
³ ただし、前回(令和2年)における減少の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

民事第一審訴訟事件の平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は、過払金等事件の増加の影響を受けて平成18年（7.8月）以降平成20年（6.5月）まで顕著に短縮した後、平成22年（6.8月）以降長期化に転じ、平成27年（8.7月）以降はおおむね横ばいで推移していたが、近年再度長期化に転じ、令和4年は10.5月と前回（9.9月）より長くなった（【図1】【図5】）。⁴

【表4】 既済件数及び平均審理期間

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	131,795
平均審理期間(月)	10.5

【図5】 平均審理期間の推移



⁴ ただし、前回(令和2年)以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表6】のとおりである。既済件数については、「金銭のその他」⁵（3万0129件）、「建物」⁶（2万9284件）、「その他の損害賠償」（2万3012件）、「交通損害賠償」（1万5537件）の順に多く、「その他の損害賠償」（2万3012件）が前回（1万9136件）より3,876件増加したが、全体としては前回までの調査結果と大きな変化はない。平均審理期間については、件数の少ない「公害差止め」（4件）、「手形異議」（15件）を除くと、長い順に、「責任追及等」⁷（28.6月）「建築瑕疵損害賠償」（27.0月）、「医療損害賠償」（26.6月）、となっているが、「金銭のその他」（9.5月）は長期化の傾向が継続しており（第8回報告書21頁、第9回報告書59頁参照）、「その他の損害賠償」（15.8月）も前回（15.2月）より長期化した。（第9回報告書59頁【表6】参照）

【表6】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
総数	131,795	10.5
金		
売買代金	1,182	11.5
貸金	5,970	8.2
立替金	2,356	5.1
建築請負代金	1,522	19.4
建築瑕疵損害賠償	517	27.0
交通損害賠償	15,537	13.3
医療損害賠償	792	26.6
公害損害賠償	68	16.1
その他の損害賠償	23,012	15.8
手形金	5	8.7
手形異議	15	40.8
金銭債権存否	1,276	12.4
労働金銭	2,680	17.6
知的財産金銭	312	17.5
金銭のその他	30,129	9.5

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
建物	29,284	4.0
土地	6,068	9.6
土地境界	311	17.4
労働	1,156	16.3
知的財産	322	16.0
請求異議	210	9.3
第三者異議	52	8.9
公害差止め	4	57.0
責任追及等	42	28.6
共通義務確認	1	18.0
その他	8,972	11.7

⁵ 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上個別に分類されて統計が取られているものを除く事件であり、その中には、いわゆる過払金等事件以外に、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等が含まれる(第5回報告書概況編17頁脚注3参照)。

⁶ 「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる(第5回報告書概況編18頁脚注5参照)。

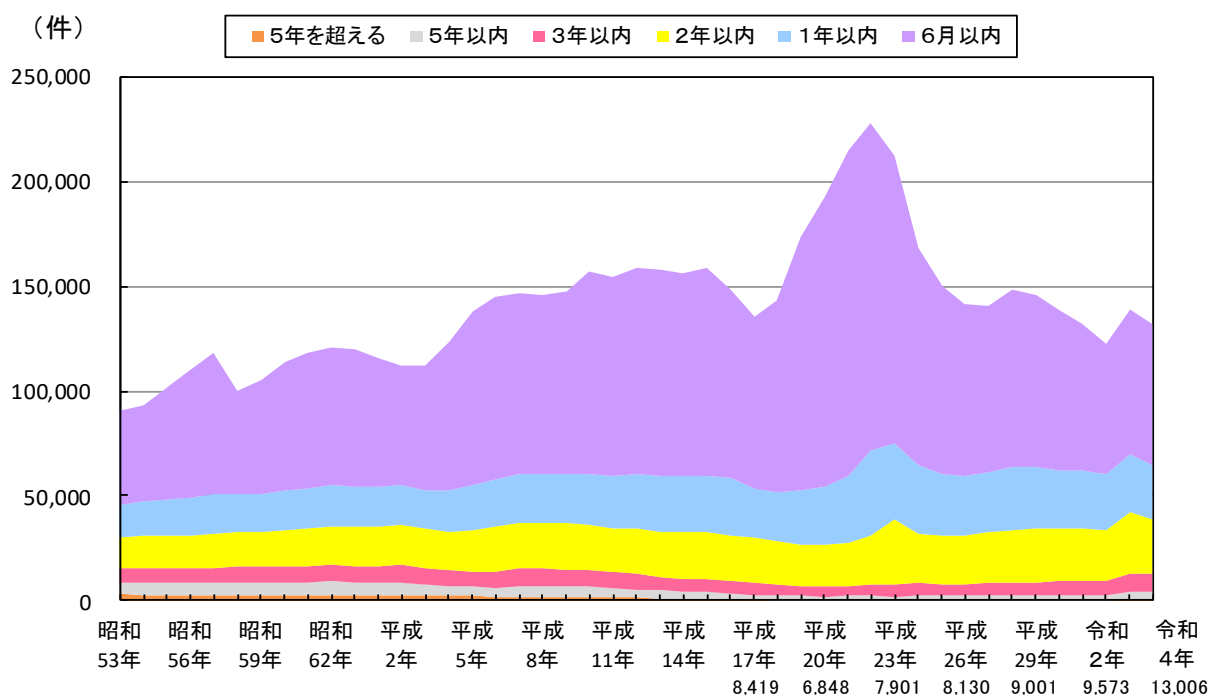
⁷ 「責任追及等」とはいわゆる株主代表訴訟等であり、具体的には、会社法847条3項若しくは5項、847条の2第6項若しくは第8項、847条の3第7項若しくは第9項(これらの規定を準用する場合を含む。)に基づく訴え、又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律64条による改正前の商法267条3項若しくは4項(これらの規定を準用する場合を含む。)に基づく訴えを指す。

民事第一審訴訟事件の審理期間別の既済件数及び事件割合は【表7】のとおりであり、既済事件の審理期間別事件数の推移は【図8】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合（9.9%）⁸は、前回（7.8%）よりも増加している⁹（第9回報告書60頁【表7】参照）。

【表7】 審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	131,795
6月以内	67,234 51.0%
6月超1年以内	25,687 19.5%
1年超2年以内	25,868 19.6%
2年超3年以内	8,886 6.7%
3年超5年以内	3,605 2.7%
5年を超える	515 0.4%

【図8】 既済事件の審理期間別事件数の推移



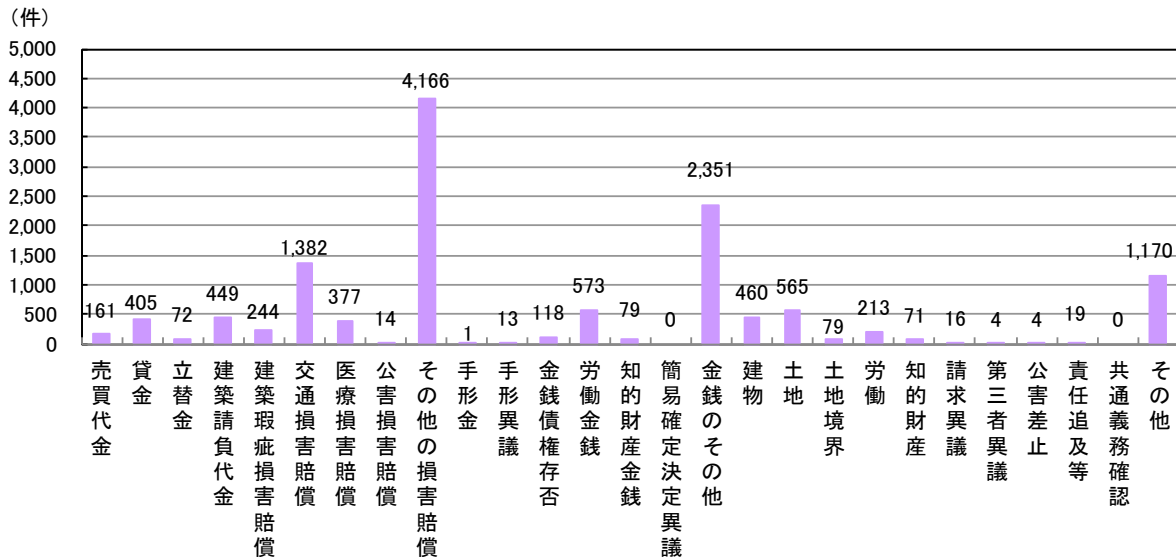
※ 年度の下の数値は審理期間が2年を超える事件の数である。

⁸ 端数処理の関係上、表7の数値を足し合わせた数値とは一致しない。正確な数値については、【図9】のうち「総数」の行を参照されたい。

⁹ 前回(令和2年)以降における増加の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響やその後も継続した同感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

事件類型別の審理期間2年超の既済件数を見ると、2年超の既済件数全体に占める割合が高い事件類型が「その他の損害賠償」（32.0%）、「金銭のその他」（18.1%）である点、各事件類型における2年超事件の割合が高い主要な類型が「建築瑕疵損害賠償」（47.2%）及び「医療損害賠償」（47.6%）である点は、前回と同様である（【図9】）（第9回報告書61頁【図9】参照）。

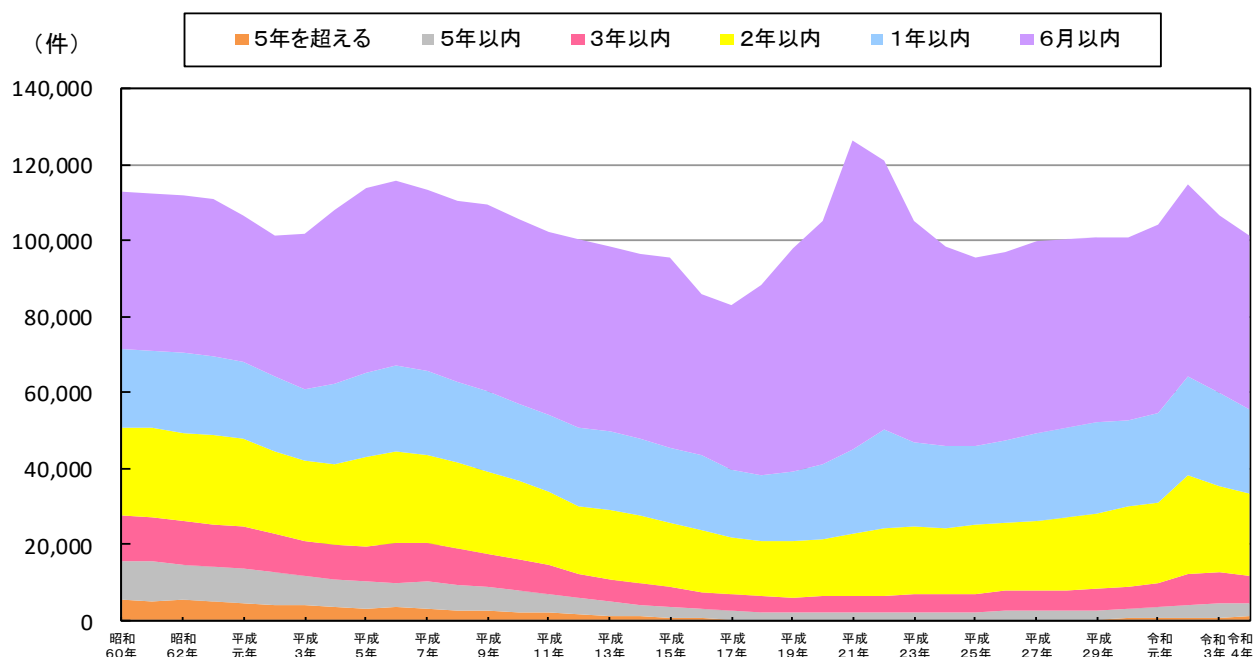
【図9】 事件類型別の審理期間2年超の既済件数



事件の種類	既済件数	全既済件数に対する割合	審理期間が2年を超えた既済件数	2年超全事件に対する各事件類型の2年超事件の割合	各事件類型における2年超事件の割合	
総数	131,795	100.0%	13,006	100.0%	9.9%	
金銭	売買代金	1,182	0.9%	161	1.2%	13.6%
	貸金	5,970	4.5%	405	3.1%	6.8%
	立替金	2,356	1.8%	72	0.6%	3.1%
	建築請負代金	1,522	1.2%	449	3.5%	29.5%
	建築瑕疵損害賠償	517	0.4%	244	1.9%	47.2%
	交通損害賠償	15,537	11.8%	1,382	10.6%	8.9%
	医療損害賠償	792	0.6%	377	2.9%	47.6%
	公害損害賠償	68	0.05%	14	0.1%	20.6%
	その他の損害賠償	23,012	17.5%	4,166	32.0%	18.1%
	手形金	5	0.004%	1	0.008%	20.0%
	手形異議	15	0.01%	13	0.1%	86.7%
	金銭債権存否	1,276	1.0%	118	0.9%	9.2%
	労働金銭	2,680	2.0%	573	4.4%	21.4%
	知的財産金銭	312	0.2%	79	0.6%	25.3%
	簡易確定決定異議	-	-	-	-	-
	金銭のその他	30,129	22.9%	2,351	18.1%	7.8%
	建物	29,284	22.2%	460	3.5%	1.6%
	土地	6,068	4.6%	565	4.3%	9.3%
	土地境界	311	0.2%	79	0.6%	25.4%
	労働	1,156	0.9%	213	1.6%	18.4%
知的財産	322	0.2%	71	0.5%	22.0%	
請求異議	210	0.2%	16	0.1%	7.6%	
第三者異議	52	0.04%	4	0.03%	7.7%	
公害差止め	4	0.003%	4	0.03%	100.0%	
責任追及等	42	0.03%	19	0.1%	45.2%	
共通義務確認	1	0.0008%	-	-	-	
その他	8,972	6.8%	1,170	9.0%	13.0%	

各年12月末時点における未済事件の係属期間別事件数の推移は【図10】のとおりであり、係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移は【図11】のとおりである。係属期間2年超の事件の数は、平成19年まで減少傾向が続いた後、平成20年以降はおおむね増加する傾向となっていたが¹⁰、令和4年（1万1876件）は令和2年（1万2264件）より388件減少している¹¹。また、全未済事件に占める係属期間2年超の未済事件の割合は、平成25年（7.4%）以降おおむね増加する傾向にあり、令和4年は11.7%であった。（第9回報告書63頁【図11】参照）¹²

【図10】 未済事件の係属期間別事件数の推移

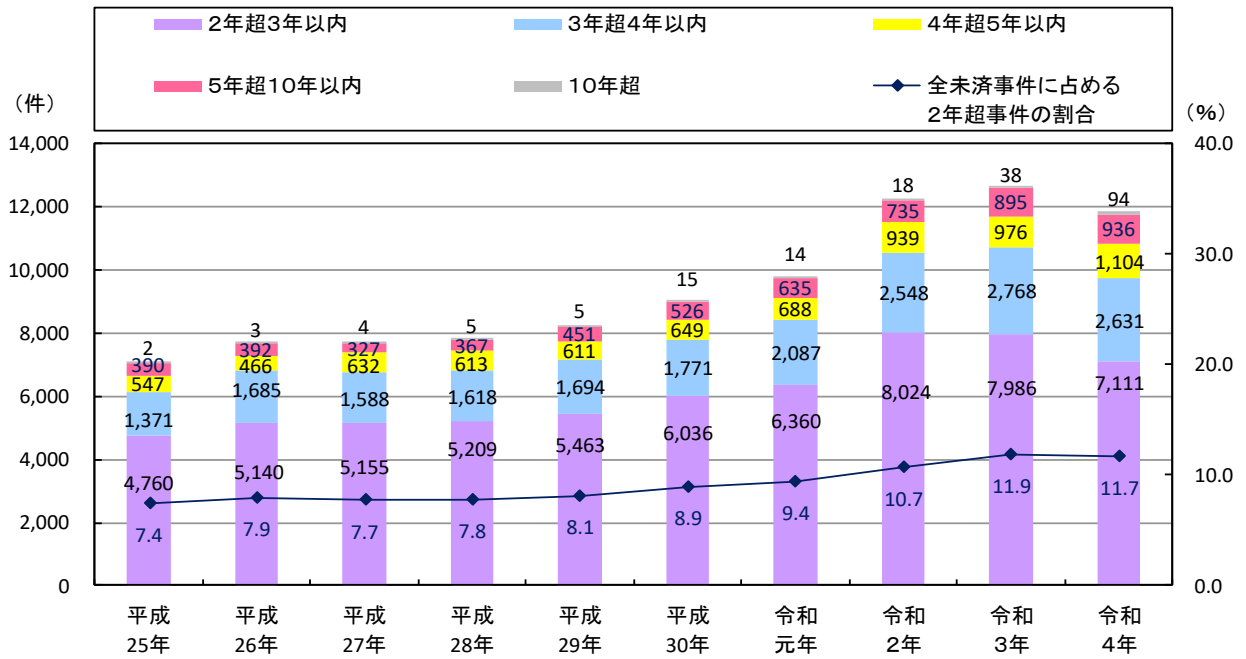


¹⁰ 上記の傾向に関しては、過払金等事件の被告会社が倒産手続中であるために訴訟が長期にわたって中断している事案の影響も考えられる(破産法44条1項、民事再生法40条1項、会社更生法52条1項等参照)。

¹¹ ただし、令和2年の係属期間2年超の未済事件の事件数の増加の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

¹² ただし、令和2年以降における係属期間2年超の未済事件の事件数及び全未済事件に占める係属期間2年超の事件の割合の各増加の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図11】 係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



○ 終局区分と審理期間の関係

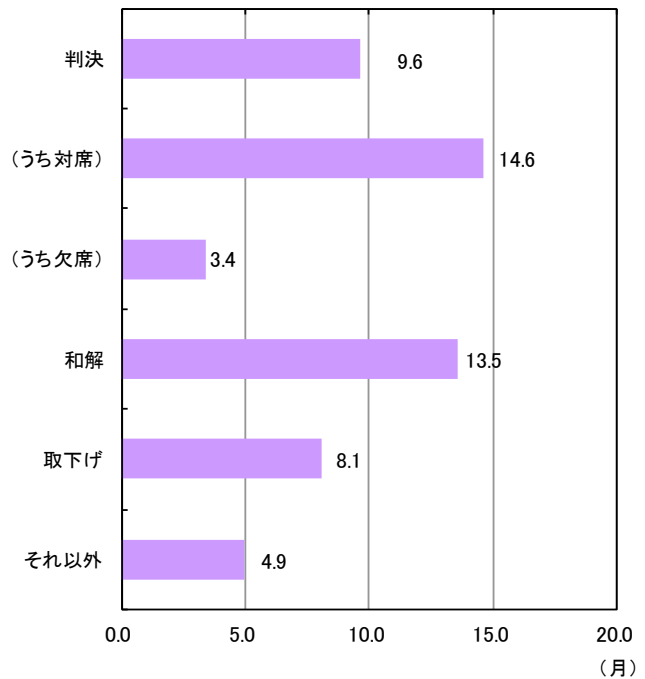
終局区分別の事件割合については、判決で終局した事件の割合（45.8%）が前回（43.2%）より増加した一方で、取下げで終局した事件の割合（18.1%）、和解で終局した事件の割合（32.8%）は前回（それぞれ18.2%、35.3%）より減少したほか、判決で終局した事件のうち対席判決となっている事件の割合（55.5%）が前回（54.2%）より増加した（第9回報告書 64 頁【表 12】参照）。

【表 12】 終局区分別の既済件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	131,795
判決	60,311 45.8%
うち対席 (%は判決に対する割合)	33,498 55.5%
和解	43,265 32.8%
取下げ	23,880 18.1%
それ以外	4,339 3.3%

終局区分別の平均審理期間は【図 13】のとおりであり、全体的に見て前回より長期化している¹³（第9回報告書 64 頁【図 13】参照）。

【図 13】 終局区分別の平均審理期間



¹³ 長期化の背景には、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔¹⁴は【表 14】のとおりである。平均口頭弁論期日回数（1.5 回）及び平均争点整理期日回数（2.6 回）は、いずれも前回（平均口頭弁論期日回数 1.7 回、平均争点整理期日回数 3.0 回）より若干減少したものの¹⁵、平均期日間隔（2.6 月）は、前回（2.1 月）から若干長期化し¹⁶、全体として争点整理期間が長期化する傾向にある（第 9 回報告書 65 頁【表 14】参照）。

【表 14】 平均期日回数及び平均期日間隔

事件の種類	民事第一審訴訟
平均期日回数	4.1
うち平均口頭弁論期日回数	1.5
うち平均争点整理期日回数	2.6
平均期日間隔(月)	2.6

なお、争点整理手続の実施件数及び実施率¹⁷（準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続のいずれかが実施された事件の割合）は、【表 15】のとおりである。争点整理手続の実施率（47.5%）は、前回（43.0%）より増加している（第 9 回報告書 65 頁【表 15】参照）。

【表 15】 争点整理手続の実施件数及び実施率

事件の種類		民事第一審訴訟
争点整理	実施件数	62,541
	実施率	47.5%

¹⁴ 平均期日回数とは、平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数）の合計値を指す。また、平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数で除した数値を指す。なお、平均期日回数・平均期日間隔の算出に当たっては、判決言渡期日のみならず、事件票上の記載項目とされていない和解期日及び進行協議期日が考慮されていないため、実際の期日回数よりも少なめの数値及び実際の期日間隔よりも長めの数値が出ていると思われることに注意を要する（第 1 回報告書 20 頁参照）。

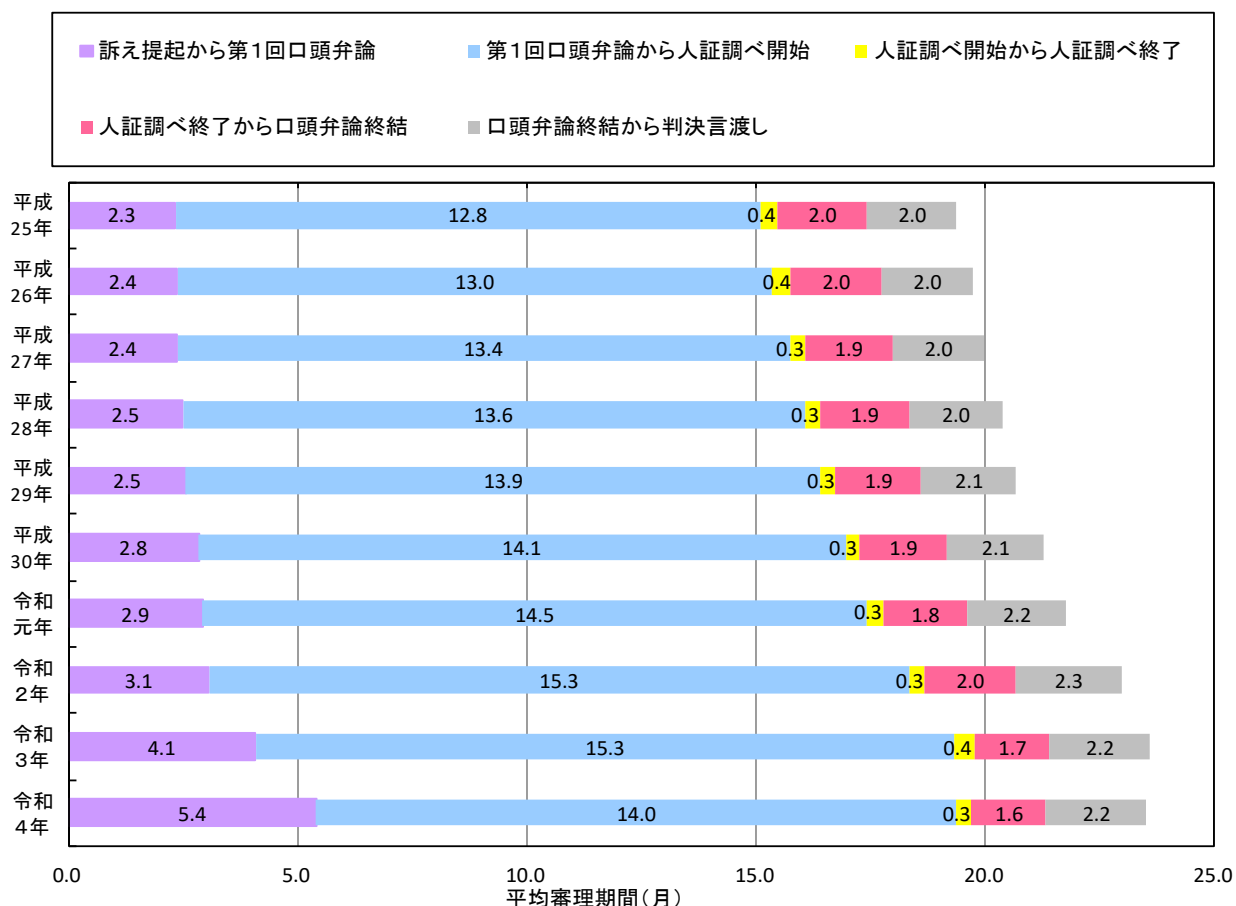
¹⁵ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ウェブ会議又は電話会議を利用した、書面による準備手続における協議（期日回数に含まれない。）が活用されるようになったことの影響もあると思われる。

¹⁶ 長期化の背景には、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

¹⁷ ただし、それほど複雑ではなく 1 回 1 回の期日に時間をかける必要がないような類型等の場合、いわゆる争点整理手続を用いず、口頭弁論の中で争点整理を進める訴訟指揮を行う例も一定数存在するので、争点整理手続の実施率はあくまでも目安にすぎない。

人証調べを実施して対席判決で終局した事件¹⁸における手続段階別平均期間の推移は【図 16】のとおりである。第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）及び訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間はいずれも長期化傾向にあり、そのために審理期間全体が長期化しているが¹⁹（第9回報告書66頁【図16】参照）、令和4年は、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間が令和4年（14.0月）は前回（15.3月）より短縮する一方、訴え提起からの第1回口頭弁論までの平均期間（5.4月）は前回（3.1月）より長期化した²⁰。

【図16】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移



¹⁸ 人証調べを実施して対席判決で終局した事件のみを取り上げるのは、審理の各段階ごとの期間を取ることが、統計データシステム上、上記の事件でしか行えないためである(この点は、本報告書における他の事件類型についても同様である。)

¹⁹ ただし、令和2年の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

²⁰ ウェブ会議を活用して、第1回口頭弁論期日を経ることなく、争点整理手続を行う運用が拡大していることが影響しているものと思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数²¹は【表 17】のとおりである。

第5回報告書概況編 37 頁でも指摘されており、民事第一審訴訟事件における平均人証数（今回0.4人）はおおむね減少傾向にある。人証調べを実施した事件における平均人証数も、ここ10年間おおむね横ばい状態であり令和4年においては、2.7人となっていて、前回と同様である（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】、第6回報告書 30 頁【表 16】、第7回報告書 24 頁【表 15】、第8回報告書 28 頁【表 17】、第9回報告書 67 頁【表 17】参照）。

人証調べ実施率は、人証調べが実施されることが少ない過払金等事件の動向に影響されやすく、現に平成18年以降急激に減少し、平成22年に10.3%となった後、平成23年に増加に転じ（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】参照）、平成26年には15.9%まで増加した。その後、減少に転じたが、令和4年は14.2%と前回（12.4%）より増加した（【表 17】）。（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】、第6回報告書 30 頁【表 16】、第7回報告書 24 頁【表 15】、第8回報告書 28 頁【表 17】、第9回報告書 67 頁【表 17】参照）

人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.9月）は、前回（23.2月）よりも長くなっている。その要因については、平均人証調べ期間²²（0.3月）が前回と同様であるのに対し、平均争点整理期日回数（7.1回）が前回（8.6回）より減少しているものの、前述のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件における争点整理期間が長期化していることからすると、争点整理期間が長くなったことによるものといえる。²³（【図 16】【表 18】【表 19】）（第9回報告書 67 頁【表 18】【表 19】参照）

【表 17】 人証調べ実施率及び平均人証数

事件の種類		民事第一審訴訟
人証調べ実施率		14.2%
平均人証数		0.4
うち平均証人数		0.1
うち平均本人数		0.3
人証調べ実施事件	平均人証数	2.7
	うち平均証人数	0.9
	うち平均本人数	1.8

【表 18】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間

平均審理期間(月)	23.9
平均人証調べ期間(月)	0.3

【表 19】 人証調べを実施した事件における平均期日回数

平均期日回数	10.2
平均口頭弁論期日回数 (人証調べ期日を含む)	3.1
うち平均人証調べ期日回数	1.1
平均争点整理期日回数	7.1

※ 端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

²¹ 平均人証数は、平均本人数と平均証人数の合計である。ただし、端数処理の関係上、平均本人数と平均証人数の合計値が平均人証数と合致しない場合がある。

²² 人証調べ期間とは、最初の人証調べを実施した日から最後の人証調べを実施した日までを指し、その間に争点整理手続や和解が行われている場合、その期間を含むものである。

²³ ただし、前回(令和2年)以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

さらに、人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合について見ると、前回と同様に、およそ9割の事件は1回の期日で人証調べが終えられている一方、3回以上の人証調べ期日を重ねた事件は1.1%であるから、ほとんどの事件で集中証拠調べが実践されていることは明らかである（【表20】）（第9回報告書68頁【表20】参照）。

【表20】 人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合

人証調べ期日回数	既済件数	事件割合
1回	16,878	90.5%
2回	1,565	8.4%
3回	152	0.8%
4回	11	0.06%
5回	13	0.07%
6回	3	0.02%
7回	5	0.03%
8回	6	0.03%
9回	4	0.02%
10回	1	0.005%
11～15回	3	0.016%
16回以上	4	0.02%
合計	18,645	100.0%

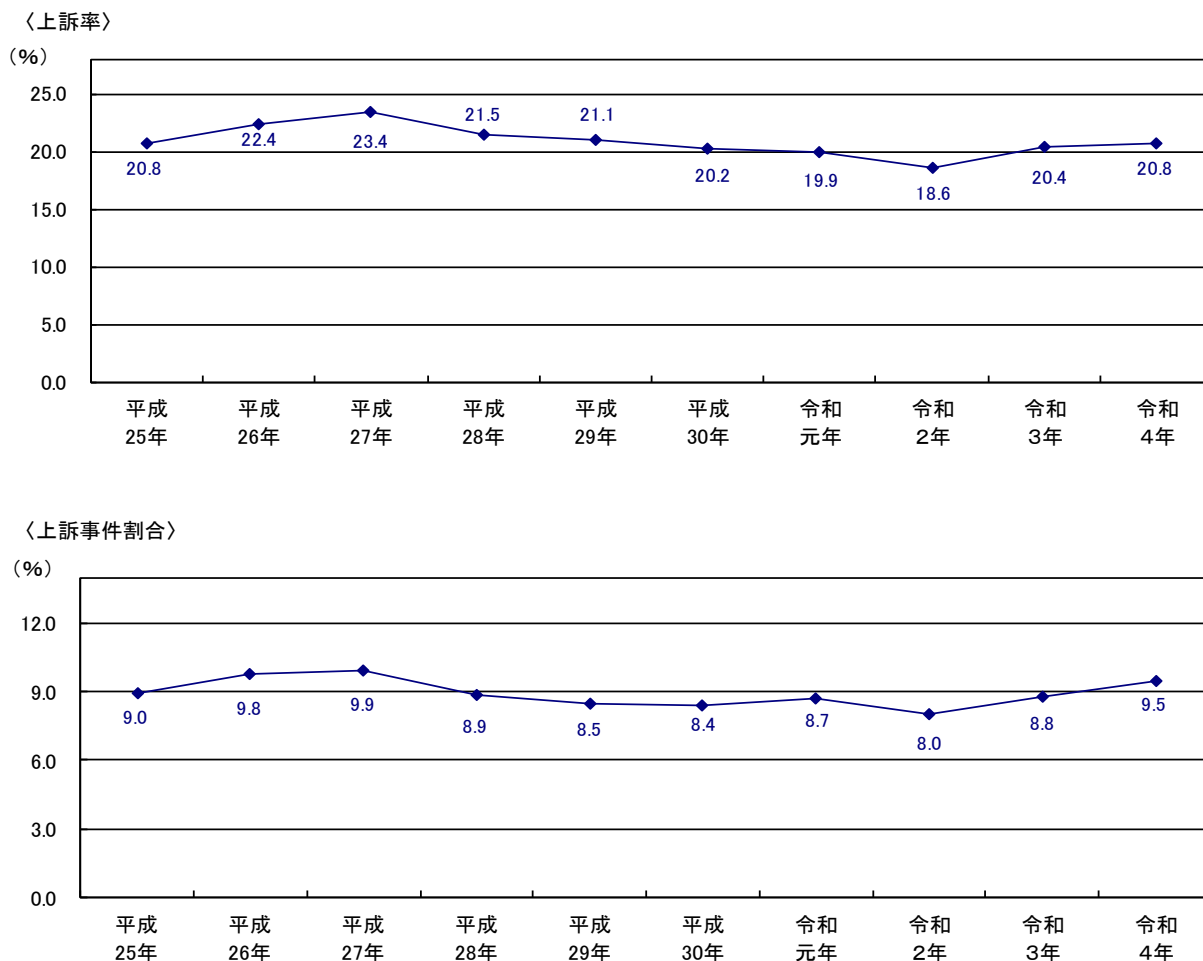
鑑定及び検証の実施件数及び実施率については【表21】のとおりであり、いずれの実施率も前回と同様である（第9回報告書68頁【表21】参照）。

【表21】 鑑定及び検証の実施件数及び実施率

事件の種類		民事第一審訴訟
鑑定	実施件数	692
	実施率	0.5%
検証	実施件数	188
	実施率	0.1%

上訴率及び上訴事件割合²⁴の推移については【図22】のとおりであり、平成27年をピークにいずれも減少する傾向にあったが、令和4年は上訴率（20.8%）及び上訴事件割合（9.5%）ともに前回（それぞれ18.6%、8.0%）より増加している。

【図22】 上訴率及び上訴事件割合の推移



²⁴ 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指し、上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。例えば、和解で終局する事件の割合が大幅に増加した場合、その分判決で終局する事件として対立が先鋭なものが残る可能性があるから、上訴率は増加する可能性があるが、判決で終局する事件そのものが和解で終局する事件の割合の増加に伴い減少することで、上訴事件割合は減少する可能性がある。その意味で、上訴率や上訴事件割合を見るに当たっては、終局区分別の事件割合との関係を念頭に置く必要がある。ただし、今回に関しては、終局区分別の事件割合に大きな変化が見られないため、この考慮が分析の中で顕在化することはない。

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表 23】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、過払金等事件の増加に伴い平成 18 年以降急激に減少し、平成 22 年に 27.8%となった後、平成 23 年以降は増加傾向にあり、令和 4 年（47.9%）は前回（44.5%）よりも増加した（第 5 回報告書概況編 33 頁【図 16】、第 6 回報告書 32 頁【表 22】、第 7 回報告書 27 頁【表 21】、第 8 回報告書 31 頁【表 23】、第 9 回報告書 70 頁【表 23】参照）。

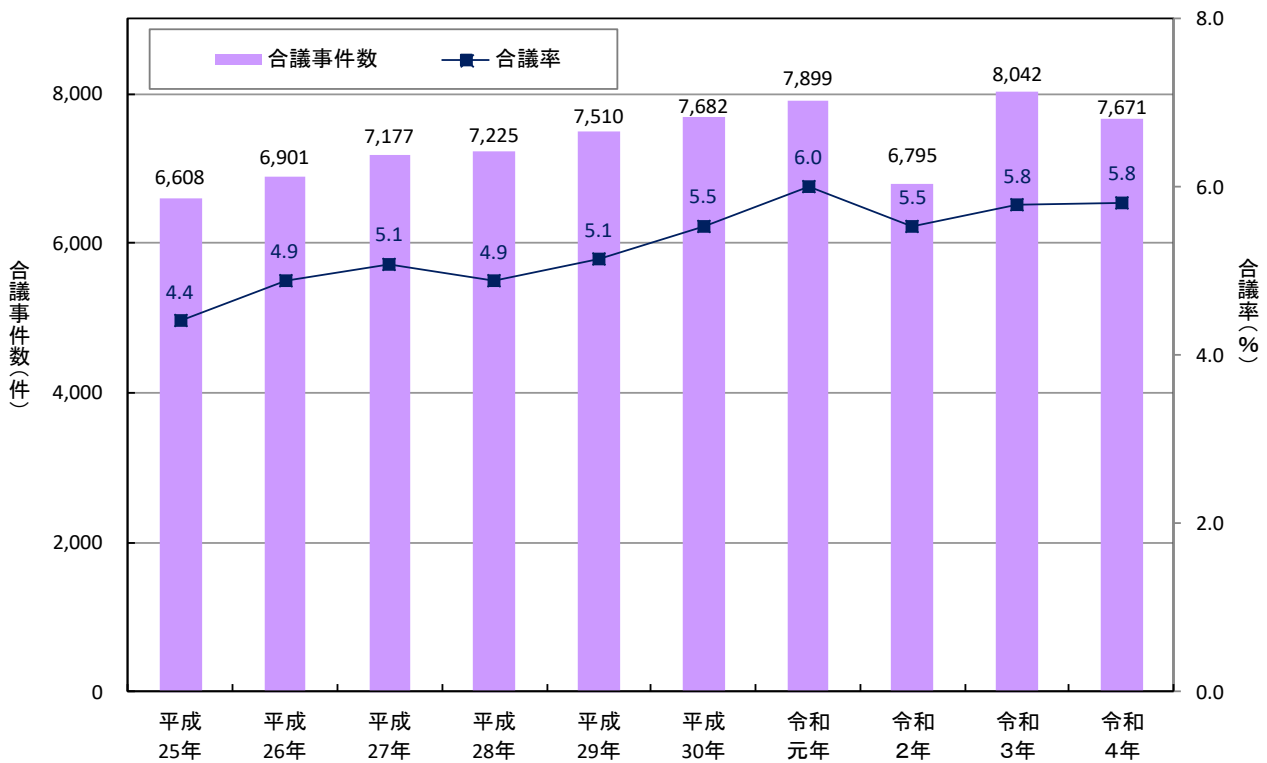
【表23】 訴訟代理人の選任状況

事件の種類	民事第一審訴訟
双方に訴訟代理人	63,161 47.9%
原告側のみ訴訟代理人	54,904 41.7%
被告側のみ訴訟代理人	4,005 3.0%
本人による	9,725 7.4%

○ 合議の状況

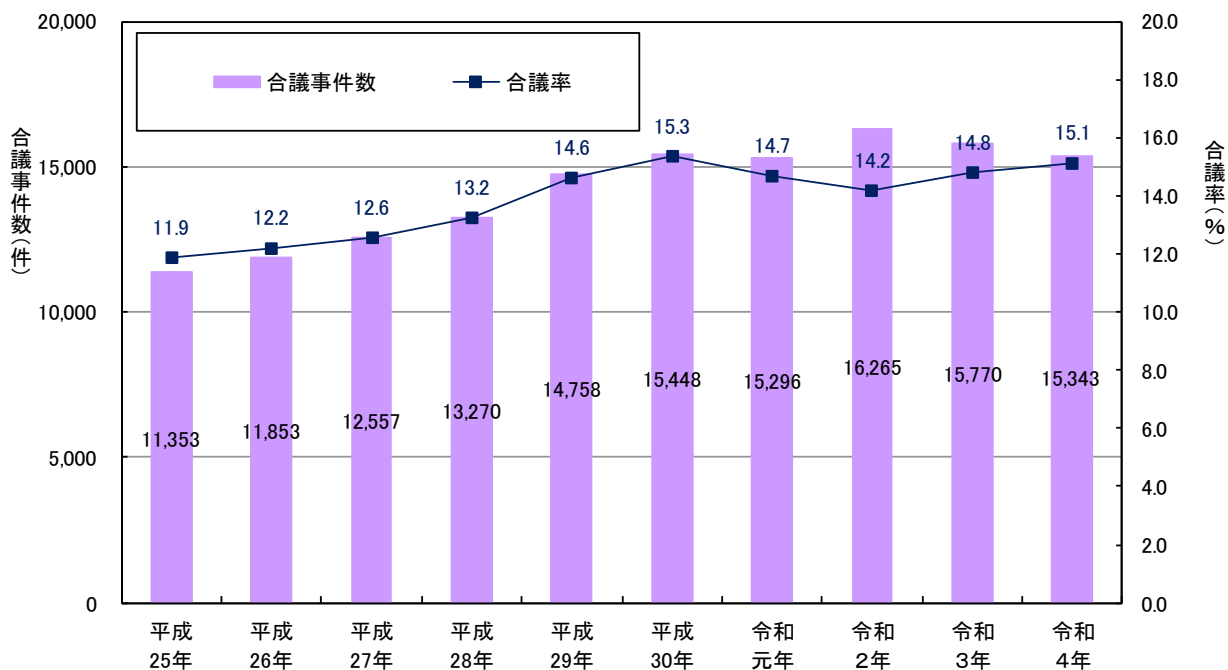
既済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 24】のとおりである。合議率は、平成 25 年（4.4%）から、令和元年（6.0%）までおおむね増加傾向にあったが、近年は若干減少し、令和 4 年は 5.8%となっている。

【図24】 既済事件における合議事件数及び合議率の推移



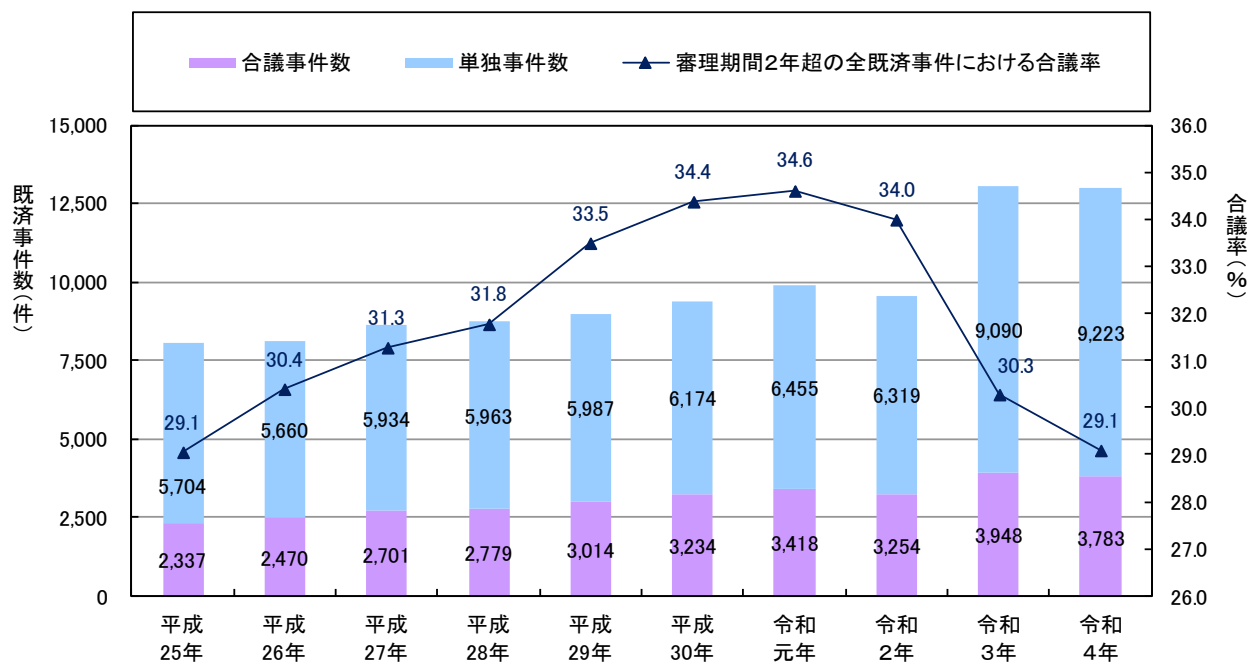
未済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 25】のとおりである。合議率については、平成 25 年 (11.9%) から、平成 30 年 (15.3%) まで増加傾向にあったが、近年は若干減少し、令和 4 年は 15.1% となっている。合議事件数については、平成 25 年以降増加傾向にあったが、令和 4 年は前回 (1 万 6265 件) から減少し、1 万 5343 件であった。

【図25】 未済事件における合議事件数及び合議率の推移



合議・単独別での審理期間2年超の既済事件数及び合議率の推移は【図26】のとおりである。合議事件数及び合議率は、平成25年以降、いずれも増加傾向にあったが、令和4年は、合議事件数が前回の3,254件から3,783件に増加する一方、合議率が前回の34.0%から29.1%に減少した²⁵。

【図26】 合議・単独別での審理期間2年超の既済事件及び合議率の推移



²⁵ 前回(令和2年)から令和4年にかけての合議率の減少は、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴う裁判所の業務縮小を経て、その後単独事件の既済件数が増加したことによると考えられる。

1. 2 個別の事件類型の概況

1. 2. 1 医事関係訴訟

医事関係訴訟の新受件数は、ピーク時である平成 16 年（1,089 件）から平成 21 年（707 件）までおおむね減少傾向をたどった後、平成 21 年以降は年間 700 件台から 800 件台前半で推移していたが、令和 4 年は、令和 2 年（721 件）より減少して、643 件であった。

平均審理期間は、近年 23 月から 26 月の範囲内で推移していたが、令和 4 年（26.6 月）は、令和 2 年（26.7 月）とほぼ同様であった。審理期間が 2 年を超える事件の割合についても、令和 4 年（47.6%）は令和 2 年（47.1%）より若干増加した。

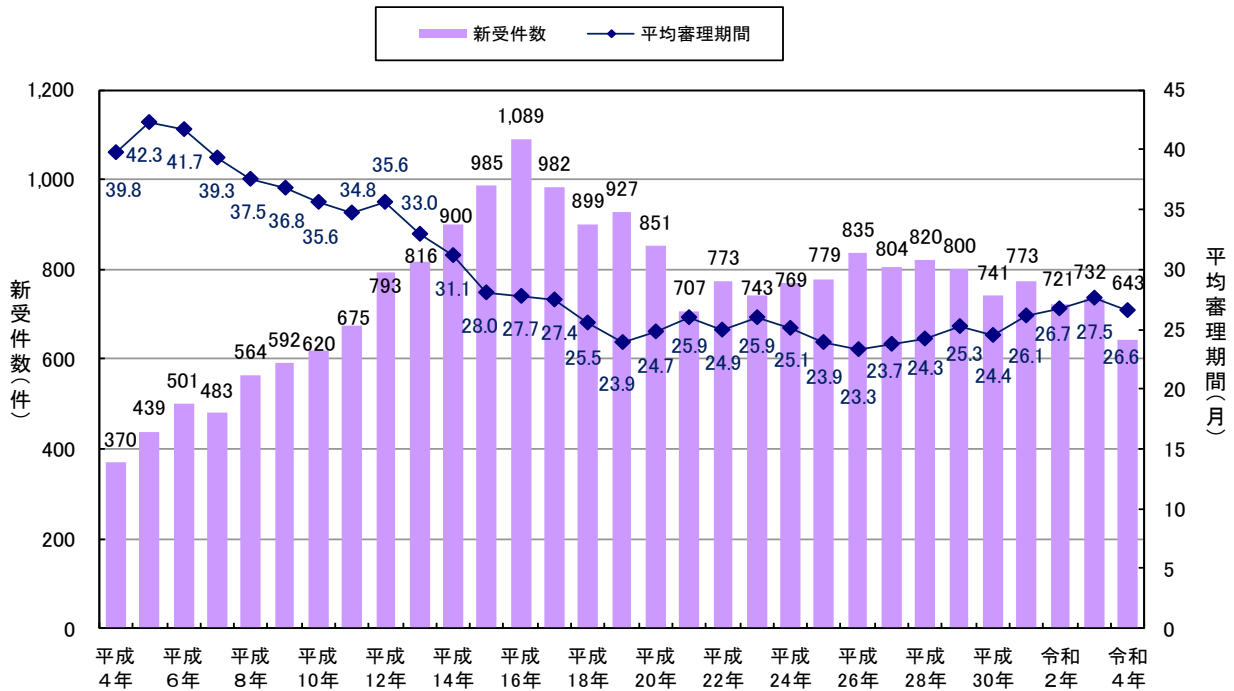
人証調べを実施して判決で終局した事件について見ると、争点整理期間（22.8 月）が前回（23.7 月）より短縮し、全体の平均審理期間（35.3 月）も前回（36.1 月）より短縮している。また、人証調べ実施率及び鑑定実施率については前回より減少しており、長期的に見ても減少傾向が続いている。

終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

医事関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(医事関係訴訟)

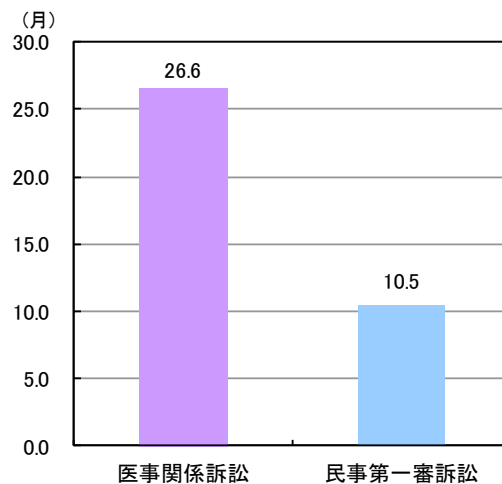


※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

新受件数は、平成4年(370件)から平成16年(1,089件)までおおむね増加傾向にあったところ、それ以降減少傾向に転じた後、平成21年以降は年間700件台から800件台前半で推移していたが、令和4年は、令和2年(721件)より減少して、643件であった。

平均審理期間については、民事第一審訴訟事件(全体)と比べると高い水準にあり、近年23月から26月の範囲内で推移していたが、平成27年(23.7月)以降徐々に長期化しており、令和4年(26.6月)は、令和2年(26.7月)とほぼ同様であった(【図1】【図2】)²。

【図2】 平均審理期間
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



¹ 本報告書において、医事関係訴訟とは、事件票において「医療損害賠償」に区分される訴訟を指す(第1回報告書69頁参照)。

² ただし、前回(令和2年)以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあるものと思われる。

○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にあるところ、平成26年（39.6%）以降増加傾向にあり、令和4年は、前回（47.1%）より若干増加して47.6%となった（第6回報告書34頁【表3】、第7回報告書29頁【表3】、第8回報告書34頁【表3】、第9回報告書75頁【表3】参照）³。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	792	131,795
平均審理期間(月)	26.6	10.5
6月以内	93 11.7%	67,234 51.0%
6月超1年以内	90 11.4%	25,687 19.5%
1年超2年以内	232 29.3%	25,868 19.6%
2年超3年以内	202 25.5%	8,886 6.7%
3年超5年以内	135 17.0%	3,605 2.7%
5年を超える	40 5.1%	515 0.4%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、和解で終局した事件の割合は、前回（54.9%）より減少して53.0%となっているが、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にある。また、欠席判決で終局した事件が極めて少ない傾向も、前回と同様である。（第9回報告書75頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
判決	254 32.1%	60,311 45.8%
うち対席 （%は判決に対する割合）	252 99.2%	33,498 55.5%
和解	420 53.0%	43,265 32.8%
取下げ	60 7.6%	23,880 18.1%
それ以外	58 7.3%	4,339 3.3%

³ ただし、前回（令和2年）以降に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあるものと思われる。

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任されている事件の割合（78.7%）は、前回（77.4%）より増加しており、依然として高い水準にある（第9回報告書75頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	623 78.7%	63,161 47.9%
原告側のみ 訴訟代理人	82 10.4%	54,904 41.7%
被告側のみ 訴訟代理人	64 8.1%	4,005 3.0%
本人による	23 2.9%	9,725 7.4%

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりであり、平均争点整理期日回数（8.6回）、平均口頭弁論期日回数（1.7回）及び全体の平均期日回数（10.3回）は、いずれも前回（平均争点整理期日回数は9.9回、平均口頭弁論期日回数は2.1回、全体の平均期日回数は12.0回）よりも減少したが、平均期日間隔（2.6月）は前回（2.2月）から若干長くなった（第9回報告書76頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	10.3	4.1
うち平均口頭弁論期日回数	1.7	1.5
うち平均争点整理期日回数	8.6	2.6
平均期日間隔(月)	2.6	2.6

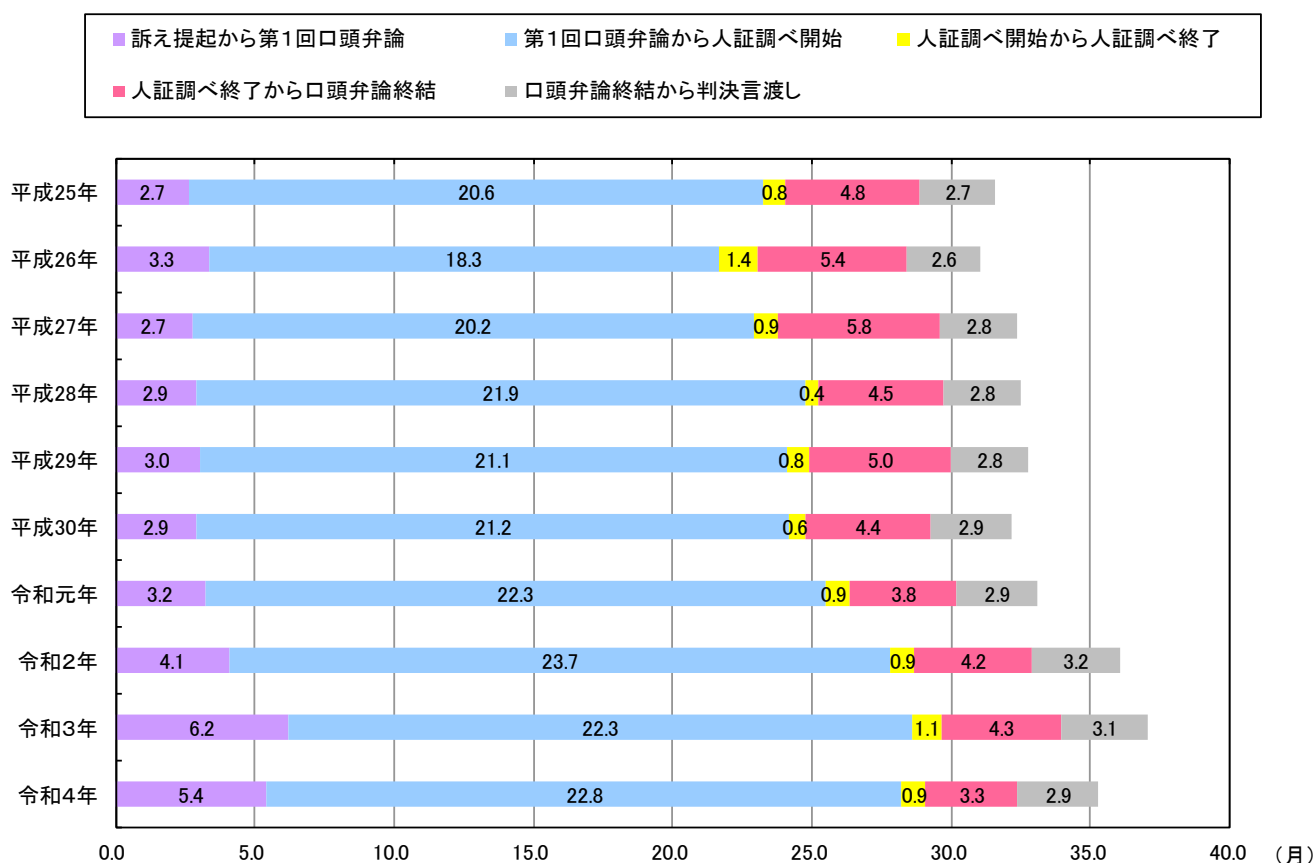
争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、医事関係訴訟の争点整理実施率（83.1%）は、前回（79.4%）より増加しており、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると顕著に高い水準にある（第9回報告書76頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	658
	実施率	83.1%
		62,541
		47.5%

人証調べを実施して判決で終局した事件（令和4年において、医事関係訴訟全体の23.4%を占める。）における手続段階別平均期間の推移は【図8】のとおりである。長期的に見ると、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）及び訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間はいずれも長期化傾向にあり、人証調べ開始以降の平均期間はおおむね短縮傾向にあるものの、審理期間全体は長期化傾向にある⁴。令和4年は、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間（5.4月）が前回（4.1月）より長期化した一方⁵、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（22.8月）は前回（23.7月）より短縮し、審理期間全体（35.3月）は、前回（36.1月）よりも若干短縮した。

【図8】 人証調べを実施して判決で終局した事件の手続段階別平均期間の推移（医事関係訴訟）



⁴ ただし、前回（令和2年）以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあるものと思われる。

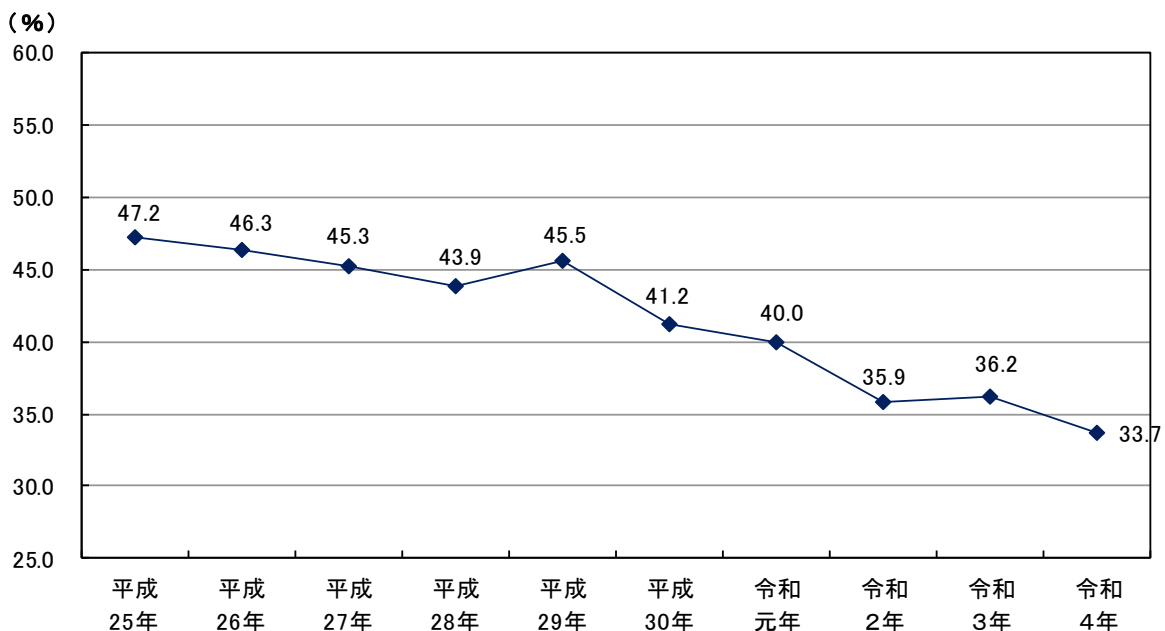
⁵ 指定済みの第1回口頭弁論期日を取り消し、最初から実質的な争点整理手続を行う運用が拡大していることが影響しているものとも思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率（33.7%）は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べれば依然顕著に高い水準にあるが、前回（35.9%）から減少しており、平成23年以降で見ても減少傾向にある（【図10】）（第9回報告書78頁【表9】参照）。

【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	33.7%	14.2%
平均人証数	0.8	0.4
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.4	2.7

【図10】 人証調べ実施率の推移（医事関係訴訟）



人証調べを実施した事件における平均審理期間（38.9月）は、前回（38.6月）より長期化しており⁶、民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.9月（前掲Ⅲ. 1. 1【表18】））と比べて長い傾向が続いている。なお、平均人証調べ期間（0.7月）は、前回（0.9月）から若干減少している。（【表11】）（第9回報告書78頁【表11】参照）

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間
（医事関係訴訟）

平均審理期間(月)	38.9
平均人証調べ期間(月)	0.7

⁶ ただし、前回（令和2年）以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあるものと思われる。

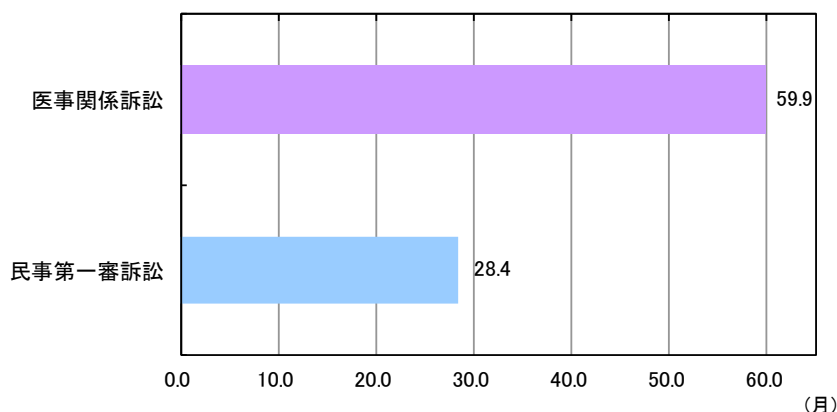
鑑定実施件数及び鑑定実施率については【表12】のとおりである。鑑定実施率（5.8%）は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて一貫して顕著に高い水準にあるものの、前回（7.0%）より減少しており、長期的に見ても、平成20年からおおむね緩やかな減少傾向にある（第5回報告書概況編72頁【図13】、第6回報告書38頁【表12】、第7回報告書33頁【表12】、第8回報告書38頁【表12】、第9回報告書79頁【表12】参照）。

【表12】 鑑定実施件数及び鑑定実施率
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟
鑑定	実施件数	46	692
	実施率	5.8%	0.5%

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図13】のとおりであり、平均審理期間（59.9月）は、前回（58.1月）よりも長期化した⁷。平均審理期間が民事第一審訴訟事件（全体）のうちの鑑定実施事件よりも顕著に長い傾向は、前回と同様である。（第9回報告書79頁【図13】参照）

【図13】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



平均鑑定期間（鑑定採用から鑑定書提出までの平均期間）は【表14】のとおりであり、前回（4.4月）よりも0.4月短縮して4.0月となった（第9回報告書79頁【表14】参照）。

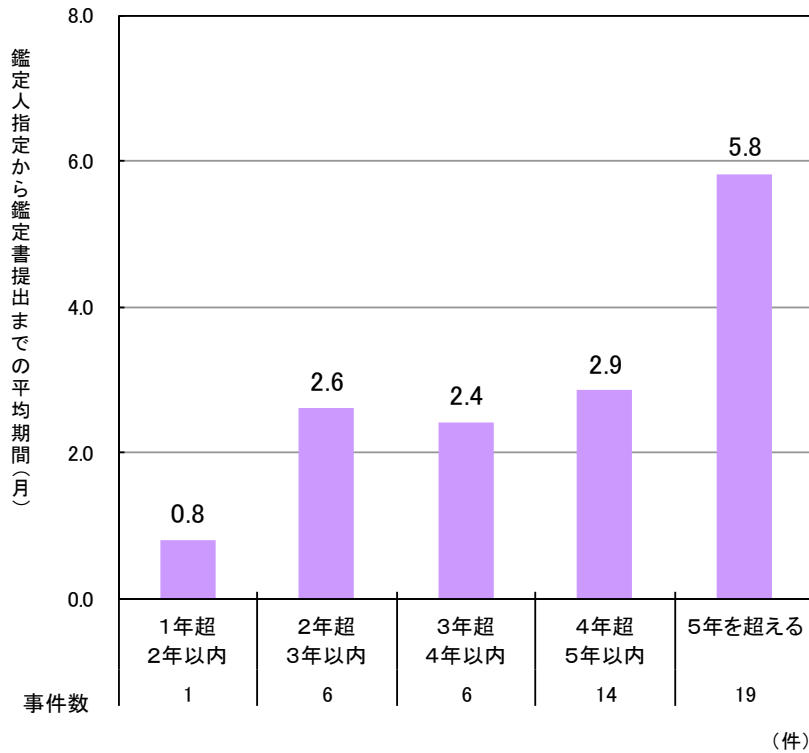
【表14】 平均鑑定期間(医事関係訴訟)

平均鑑定期間(月)	4.0
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	0.1
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	4.3
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	3.9

⁷ ただし、前回(令和2年)以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあると思われる。

なお、【図 15】によれば、審理期間が長い事件ほど鑑定書提出までに時間を要するという傾向は、従前ほど明確ではないものの、同様に認められる（第2回報告書 48 頁【図 59】、第3回報告書概況・資料編 69 頁【図 18】、第4回報告書概況編 68 頁【図 18】、第5回報告書概況編 73 頁【図 16】、第6回報告書 39 頁【図 15】、第7回報告書 34 頁【図 15】、第8回報告書 39 頁【図 15】、第9回報告書 80 頁【図 15】参照）。

【図 15】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間
（医事関係訴訟）



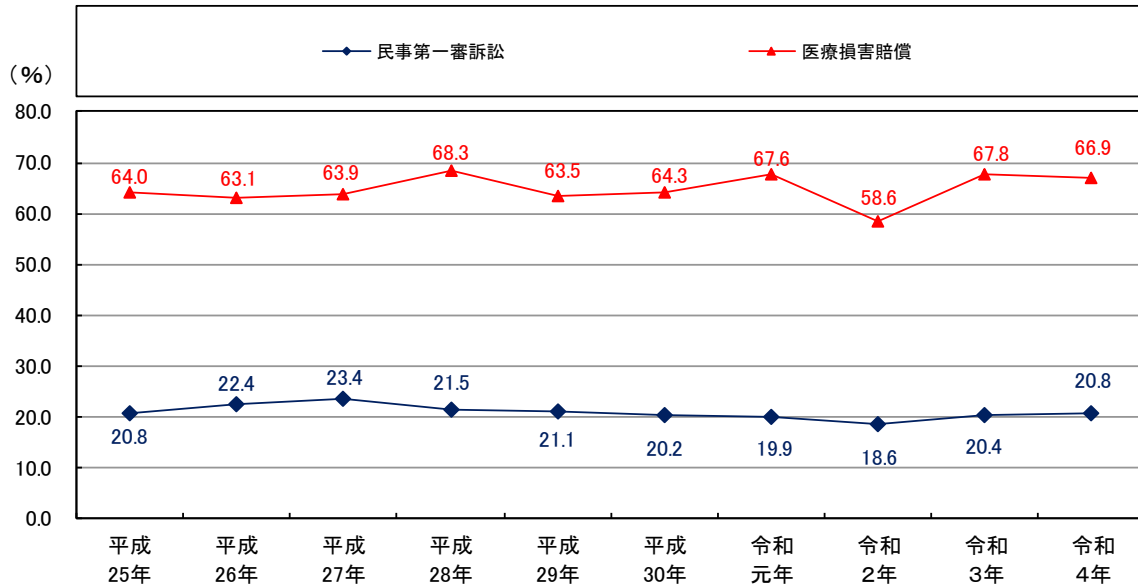
※ 審理期間1年以内の事件は該当なし。

○ 上訴に関する状況

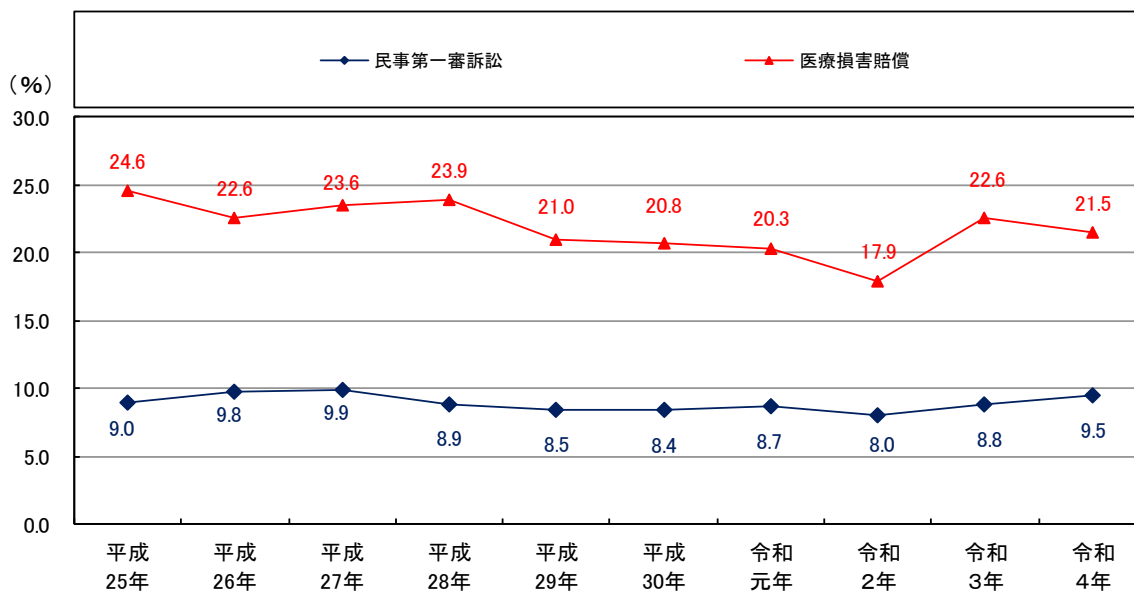
上訴率及び上訴事件割合については【図 16】のとおりであり、民事第一審訴訟事件（全体）より顕著に高い水準にある。

【図16】 上訴率及び上訴事件割合の推移(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



1. 2. 2 建築関係訴訟

建築関係訴訟の新受件数は、近年おおむね 1,950 件から 2,050 件程度で推移していたが、令和 4 年は前回（1,970 件）よりも減少して 1,828 件となった。審理期間については、比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟（27.0 月）は前回と同じであったが、瑕疵主張のない建築関係訴訟（15.3 月）が前回（13.8 月）より 1.5 月長期化し、建築関係訴訟全体の平均審理期間（21.3 月）は、前回（19.7 月）より 1.6 月長期化した。

平均期日回数は、瑕疵主張のある建築関係訴訟が 11.1 回（前回 12.9 回）、瑕疵主張のない建築関係訴訟が 6.2 回（前回 6.6 回）と、いずれも前回より減少した。他方で、平均期日間隔は、瑕疵主張のある建築関係訴訟が 2.1 月（前回は 1.9 月）、瑕疵主張のない建築関係訴訟が 2.2 月（前回は 2.0 月）と、いずれも前回より若干長期化した。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が 2 年を超える事件の割合（47.0%）は前回（48.0%）より若干減少したが、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて、審理期間が 2 年を超える事件の割合が高い水準にある。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間は前回（0.5 月）と同じであり、前々回（0.3 月）や、民事第一審訴訟事件（全体）とほぼ同様の水準となっている。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率は、平成 18 年以降で見ると低い水準が続いている。

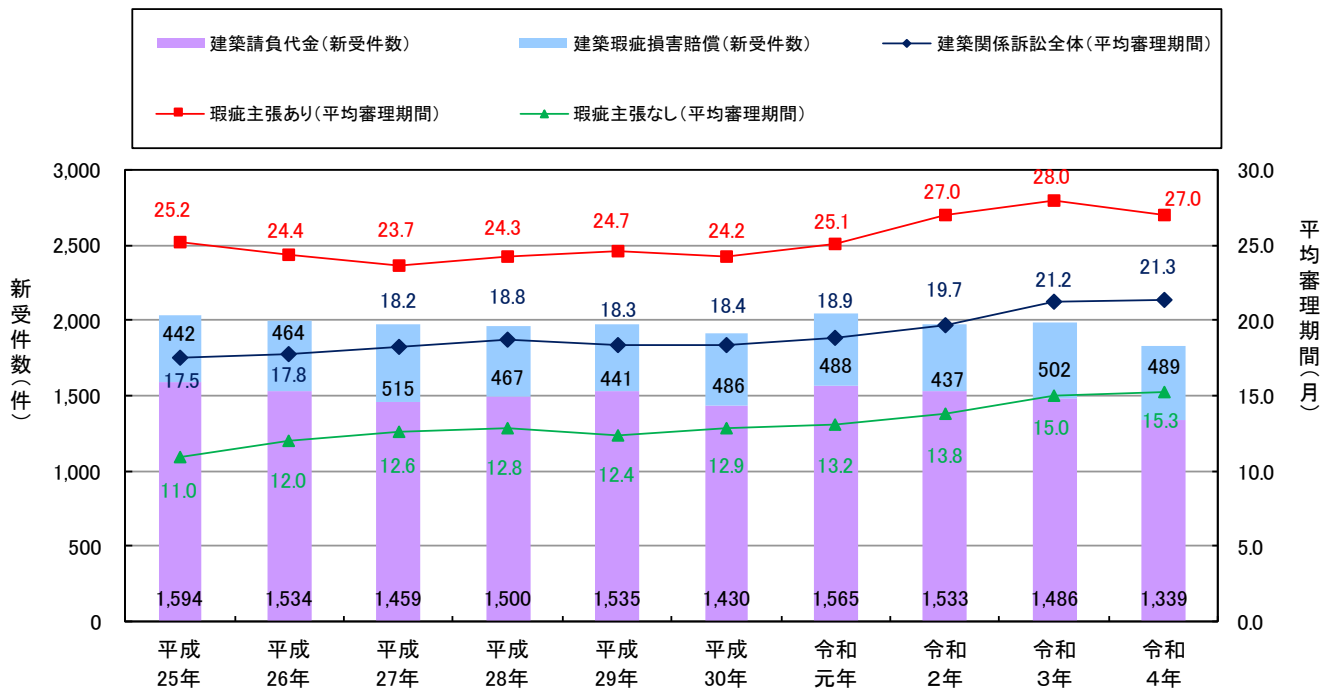
瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停に付された事件の割合（53.0%）は、前回（42.3%）よりも高い水準にあるが、その平均審理期間（29.8 月）は、前回（31.1 月）より短縮した。平均調停期日回数（8.0 回）も前回（8.8 回）より減少した。

その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない。

○ 事件数及び平均審理期間

建築関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(建築関係訴訟)



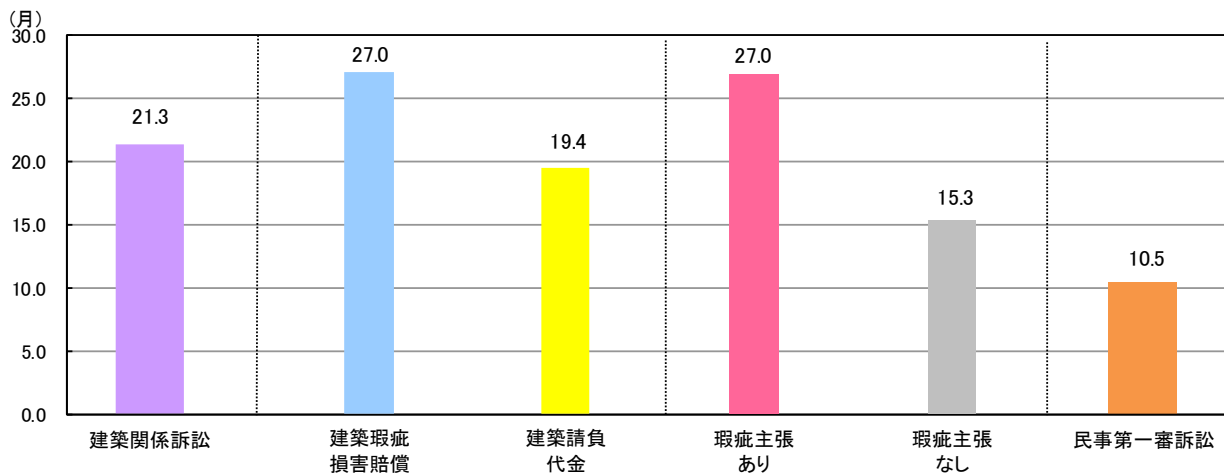
新受件数は、近年おおむね 1,950 件から 2,050 件程度で推移していたが、令和4年(1,828 件)は前回(1,970 件)より 142 件減少した。

建築関係訴訟全体の平均審理期間については、近年 18 月台で推移していたが、令和4年は前回(19.7 月)よりも 1.6 月長期化して 21.3 月となった(【図1】【図2】)。比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、前回(27.0 月)と同じ 27.0 月であったが、瑕疵主張のない建築関係訴訟(15.3 月)が前回(13.8 月)より 1.5 月長期化した(第9回報告書 84 頁【図2】参照)²。

¹ 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件(建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件)と建築請負代金事件(建物建築に関する請負代金等を請求する事件)がある(第5回報告書概況編 78 頁脚注1 参照)。前者において建物の瑕疵が主張されているのは当然であるが、後者においては、被告が建物の瑕疵を主張して反論する事件とそうでない事件とがある。そして、建築瑕疵損害賠償事件であっても、建築請負代金事件のうちの瑕疵主張がある類型であっても(以上をまとめて「瑕疵主張のある建築関係訴訟」という。)、瑕疵が主張されることで専門的知見が必要になるなどの点は共通するといえるから、以下の分析においては、主として、より長期化しやすい、瑕疵主張のある建築関係訴訟を取り上げ、必要に応じて瑕疵主張のない建築関係訴訟との比較等を交えながら記述していくこととしたい(この点は、第9回報告書と同様である。同・83 頁脚注 1 参照)。

² ただし、前回(令和2年)以降の平均審理期間の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図2】 平均審理期間(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(47.0%)は、前回(48.0%)より若干減少したが、前々回(40.2%)と比べると増加しており、民事第一審訴訟事件(全体)と比べると高い水準にある。瑕疵主張のない建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(20.1%)も、前回(17.4%)より増加した³。(第8回報告書43頁【表3】、第9回報告書84頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
既済件数 (%は建築関係訴訟に対する事件割合)	517 25.4%	1,522 74.6%	1,050 51.5%	989 48.5%	131,795 -
平均審理期間(月)	27.0	19.4	27.0	15.3	10.5
6月以内	42 8.1%	377 24.8%	64 6.1%	355 35.9%	67,234 51.0%
6月超1年以内	58 11.2%	236 15.5%	131 12.5%	163 16.5%	25,687 19.5%
1年超2年以内	173 33.5%	460 30.2%	361 34.4%	272 27.5%	25,868 19.6%
2年超3年以内	126 24.4%	262 17.2%	263 25.0%	125 12.6%	8,886 6.7%
3年超5年以内	97 18.8%	156 10.2%	189 18.0%	64 6.5%	3,605 2.7%
5年を超える	21 4.1%	31 2.0%	42 4.0%	10 1.0%	515 0.4%

○ 終局区分別の既済件数等

³ ただし、前回(令和2年)以降に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、全体として前回から大きな変化は見られない。瑕疵主張のある建築関係訴訟について見ると、判決で終局した事件（26.5%）のほとんどが対席判決によるもの（95.3%）であり、また、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて取下げ⁴で終局した事件の割合（39.5%、民事第一審訴訟事件（全体）は18.1%）が高い傾向にある。（第9回報告書85頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審
判決	144 27.9%	551 36.2%	278 26.5%	417 42.2%	60,311 45.8%
うち対席 (%は判決に対する割合)	133 92.4%	419 76.0%	265 95.3%	287 68.8%	33,498 55.5%
和解	151 29.2%	508 33.4%	321 30.6%	338 34.2%	43,265 32.8%
取下げ	205 39.7%	399 26.2%	415 39.5%	189 19.1%	23,880 18.1%
それ以外	17 3.3%	64 4.2%	36 3.4%	45 4.6%	4,339 3.3%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟で双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（88.2%）は、民事第一審訴訟事件（全体）（47.9%）と比べて顕著に高く、大半で訴訟代理人が選任されている傾向に前回から変化は見られない（第9回報告書85頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	458 88.6%	1,083 71.2%	926 88.2%	615 62.2%	63,161 47.9%
原告側のみ 訴訟代理人	30 5.8%	351 23.1%	80 7.6%	301 30.4%	54,904 41.7%
被告側のみ 訴訟代理人	23 4.4%	40 2.6%	36 3.4%	27 2.7%	4,005 3.0%
本人による	6 1.2%	48 3.2%	8 0.8%	46 4.7%	9,725 7.4%

⁴ 取下げ事案の相当部分は、調停成立に伴う取下げ擬制であると考えられる（第5回報告書概況編81頁参照）。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表6】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均期日回数（11.1回）は前回（12.9回）よりも減少しており、瑕疵主張のない建築関係訴訟における平均期日回数（6.2回）も、前回（6.6回）から減少している。（第9回報告書86頁【表6】参照）

他方で、平均期日間隔は、瑕疵主張の有無にかかわらず、いずれの類型でも前回よりも若干長期化し、瑕疵主張のある建築関係訴訟で2.1月（前は1.9月）、瑕疵主張のない建築関係訴訟で2.2月（前は2.0月）となった（第9回報告書86頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（建築関係訴訟（調停に付された事件を除く）及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
平均期日回数	10.6	7.4	11.1	6.2	4.1
うち平均口頭弁論 期日回数	1.9	1.7	1.9	1.7	1.5
うち平均争点整理 期日回数	8.7	5.7	9.3	4.5	2.6
平均期日間隔(月)	2.3	2.1	2.1	2.2	2.6

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の9割強で争点整理手続が実施されており、民事第一審訴訟事件（全体）よりも争点整理実施率が顕著に高い傾向にあることは前回と同様である（第9回報告書86頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
争点 手続 整理	実施件数	478	1,159	983	654	62,541
	実施率	92.5%	76.1%	93.6%	66.1%	47.5%

⁵ 調停に付された事件に関しては、調停で争点整理が行われることが多い分、争点整理期日回数が減り、期日間隔が長くなることがあると考えられる。そこで、建築関係訴訟に関する統計データのうち、平均期日回数及び平均期日間隔については、調停に付された事件を除いて算出した。

人証調べ実施率及び平均人証数は【表8】のとおりであり、平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は【表9】のとおりである。民事第一審訴訟事件（全体）よりも人証調べ実施率が高く、平均人証数も多い傾向にある点については、前回から変化は見られない。人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間（0.5月）は、前回（0.5月）と同じであり、民事第一審訴訟事件（全体）（0.3月）とほぼ同様の水準となっている。瑕疵主張のない建築関係訴訟における人証調べ実施率（21.2%）は、前回（18.5%）より2.7%増加している。（前掲Ⅲ. 1. 1【表17】【表18】）（第9回報告書87頁【表8】【表9】参照）

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	26.7%	24.4%	28.5%	21.2%	14.2%
平均人証数	0.8	0.7	0.9	0.6	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.1	2.9	3.2	2.6	2.7

人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均審理期間については【表9】のとおりであり、前回（38.1月）よりも2.5月短縮して35.6月となった⁶。民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.9月）（前掲Ⅲ. 1. 1【表18】）と比べて長い傾向についても、前回と同様である。（第9回報告書87頁【表9】参照）

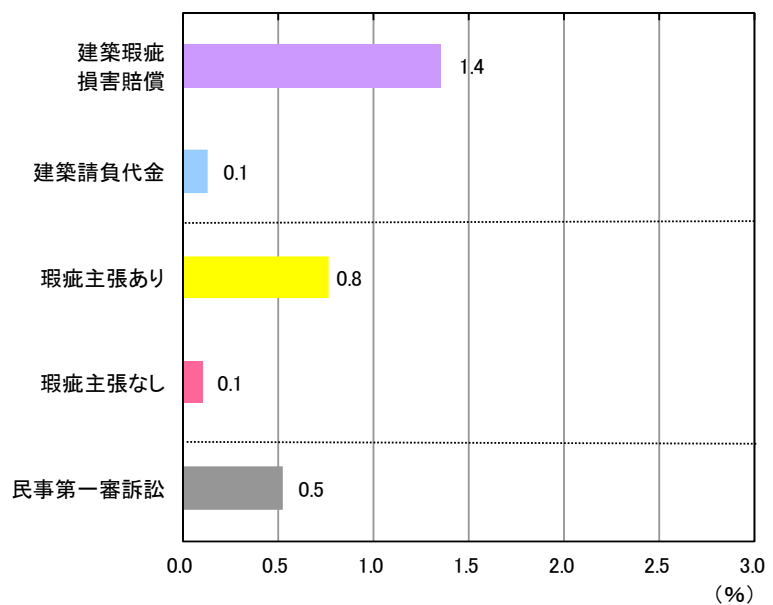
【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(瑕疵主張のある建築関係訴訟)

平均審理期間(月)	35.6
平均人証調べ期間(月)	0.5

⁶ ただし、前回(令和2年)の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

鑑定実施率については【図 10】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率（0.8%）は前回（1.1%）より若干減少しており、平成 18 年以降で最も低い水準となっている（この一つの要因としては、鑑定以外の形での、建築関係訴訟への専門家の関与が進んでいることが考えられる⁷。）（第 9 回報告書 88 頁【図 10】参照）。

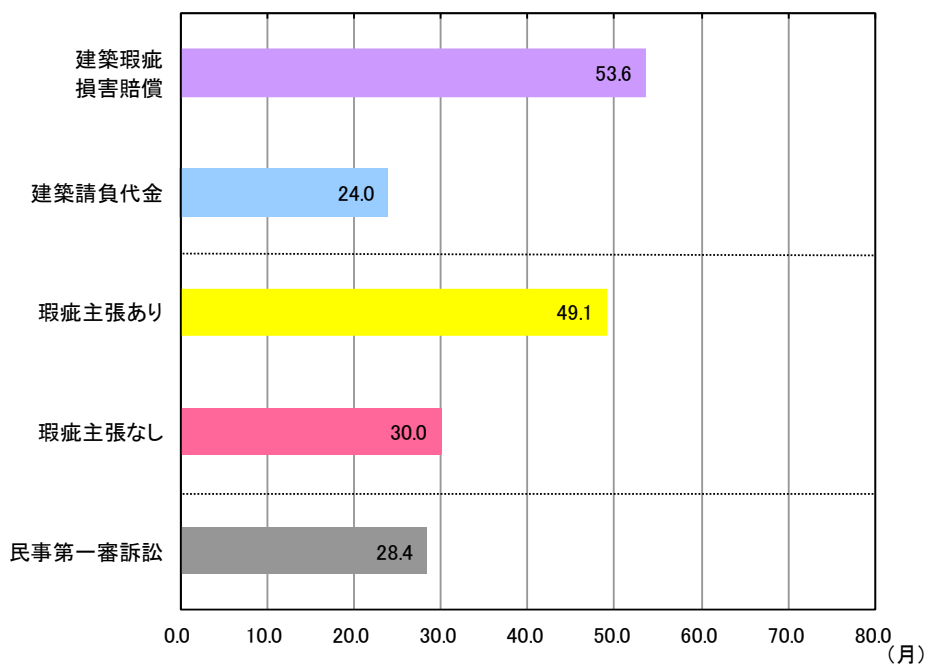
【図10】 鑑定実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



⁷ 瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停委員又は専門委員が関与した事件の割合は、平成 19 年に 37.4%であったものが、令和4年には 61.8%に達している。

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 11】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間（49.1 月）は前回（61.5 月）よりも 12.4 月短縮した（第 9 回報告書 89 頁【図 11】参照）⁸。

【図 11】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



平均鑑定期間は【表 12】のとおり 7.5 月であり、前回（16.8 月）よりも短縮し、前々回（7.6 月）とほぼ同水準であった（第 8 回報告書 47 頁【表 12】、第 9 回報告書 89 頁【表 12】参照）⁹。なお、鑑定採用日と鑑定人指定日が同日でない事件は 1 件であった。

【表 12】 平均鑑定期間（建築関係訴訟）

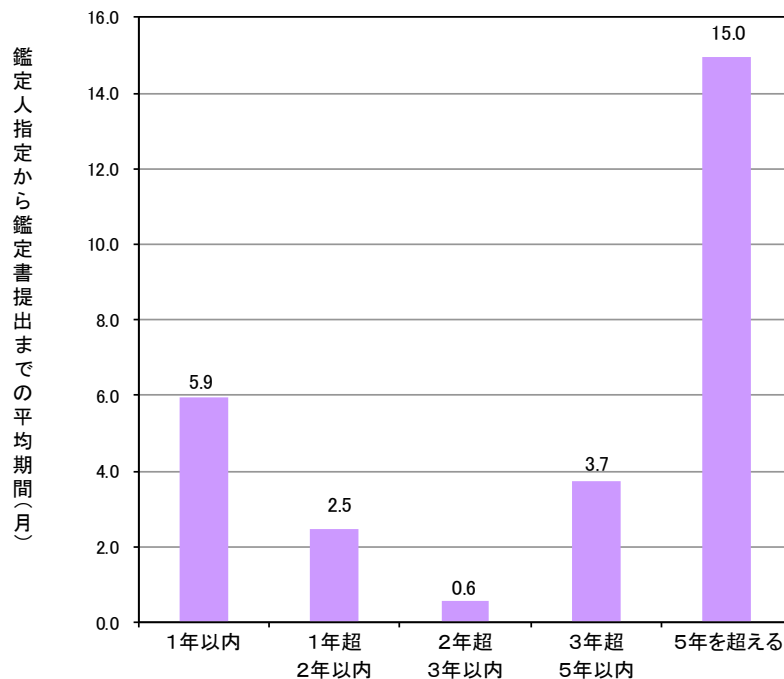
平均鑑定期間(月)	7.5
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	0.5
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	4.1
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	7.1

⁸ ただし、鑑定を実施した事件は計 9 件（建築瑕疵損害賠償 7 件、建築請負代金 2 件）しかないことに留意する必要がある。

⁹ ただし、既に述べたとおり、鑑定を実施した事件は計 9 件しかないため、平均鑑定期間は、個別事件の影響を受けやすいことに留意する必要がある。

また、鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を審理期間別に見たものについては【図13】のとおりであり、3年を超え5年以内の事件（3.7月）は前回（2.3月）より若干長期化したものの、審理期間が2年を超え3年以内の事件（0.6月）及び5年を超える事件（15.0月）においては、前回（それぞれ3.7月、30.6月）より短縮している（第9回報告書90頁【図13】参照）¹⁰。

【図13】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（建築関係訴訟）



付調停に関する状況について、調停に付された件数の大部分を占めている瑕疵主張のある建築関係訴訟を見ると、【表14】のとおり、調停に付された事件の割合（53.0%）は、ここ数年間で最高であった前々回（45.0%）を上回る水準となっている（第9回報告書90頁【表14】参照）。

【表14】 付調停事件数及び付調停率（建築関係訴訟）

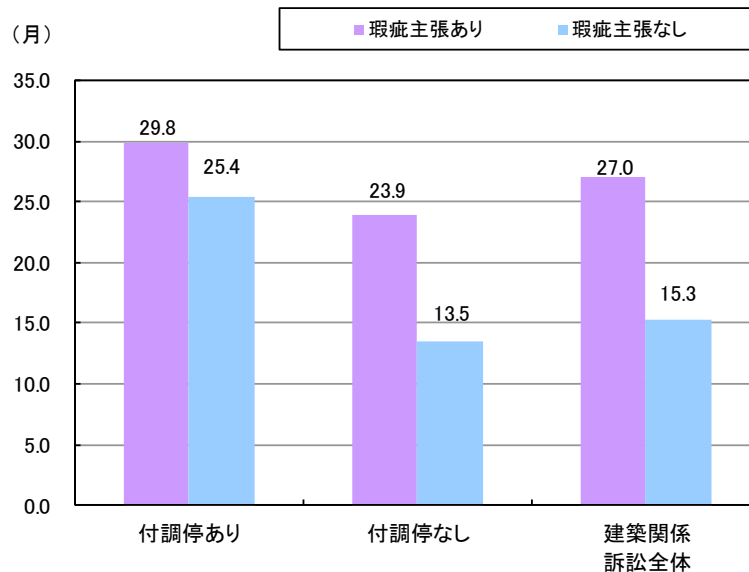
事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
既済件数	1,050	989	2,039
付調停事件数	556	147	703
付調停率	53.0%	14.9%	34.5%

¹⁰ もっとも、鑑定を実施した事件が計9件しかないことに留意する必要があることについては、既に述べたとおりである。

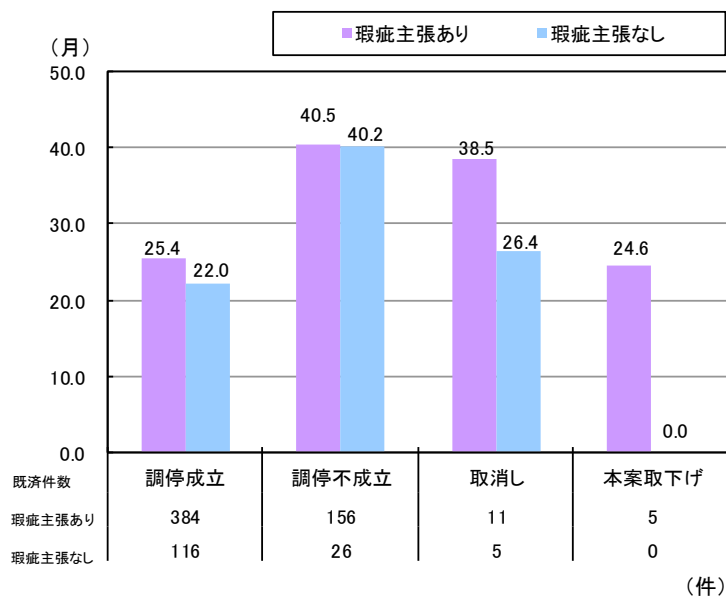
調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、【図15】のとおり、前回（31.1月）より短縮して29.8月となった。調停終了区分別で見ると、【図16】のとおり、調停成立事件（25.4月）は前回（26.8月）より短縮し、調停不成立事件（40.5月）は前回（39.6月）より長期化した（第9回報告書91頁【図15】【図16】参照）¹¹。また、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均調停期日回数（8.0回）は、前回（8.8回）から若干減少した（【表17】）（第9回報告書91頁【表17】参照）。

調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなり（【図15】）、調停に付された事件の中では、不成立となった事件の方が成立した事件よりも審理が長期化する傾向（【図16】）については、前回と同様である（調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなる要因としては、調停に付された事件には、建築士等の専門家を調停委員として加えて進行する必要のある、より専門性の高い事案が多いことが考えられる。）（第9回報告書91頁【図15】【図16】参照）。

【図15】 付調停の有無別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【図16】 調停終了区分別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【表17】 平均調停期間及び平均調停期日回数（建築関係訴訟）

事件の種類		瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
付調停	平均調停期間(月)	13.2	8.1	12.2
	平均調停期日回数	8.0	4.8	7.3

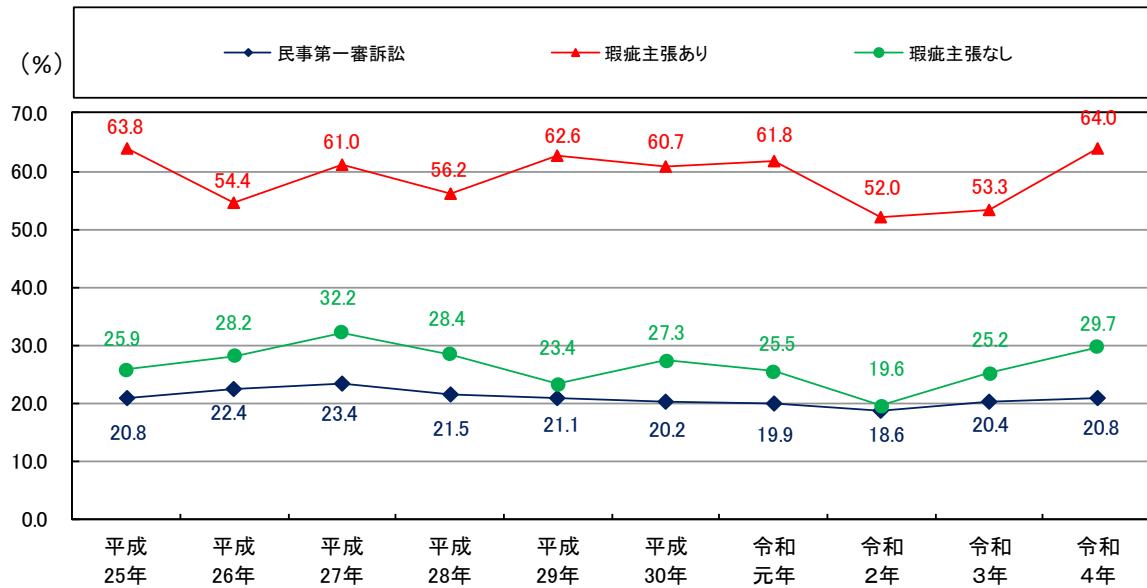
¹¹ ただし、前回（令和2年）の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 上訴に関する状況

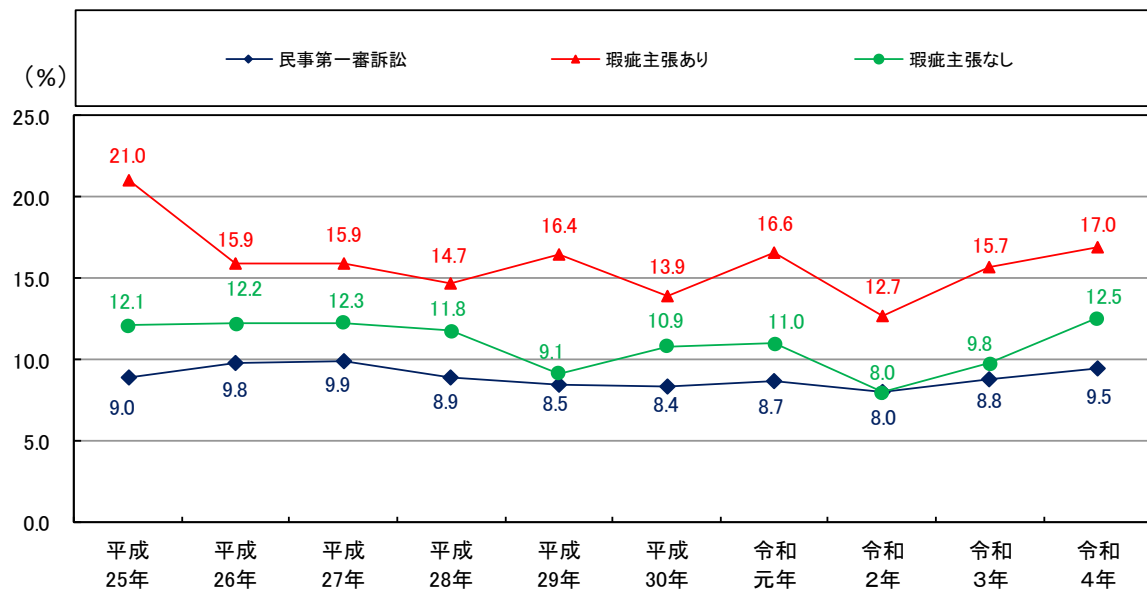
上訴率及び上訴事件割合については【図 18】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟では民事第一審訴訟事件（全体）よりも上訴率等が高くなっている一方、瑕疵主張のない建築関係訴訟の上訴率等は民事第一審訴訟事件（全体）と比較的近い水準である。

【図 18】 上訴率及び上訴事件割合の推移（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



1. 2. 3 知的財産権訴訟

知的財産権訴訟の新受件数（479件）は、令和2年（492件）より減少した。平均審理期間は、平成5年（31.9月）以降短縮化が進んだが、令和4年は、前回（15.4月）より長期化して、16.7月となった。

審理期間が6月以内の事件の割合（23.7%）や6月超2年以内の事件の割合（52.6%）が前回（それぞれ24.8%、56.0%）より減少し、2年超の事件の割合（23.7%）は前回（19.1%）より増加した。

また、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べて、判決で終局した事件に占める対席判決の割合（94.5%）及び当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（74.6%）が極めて高く、平均争点整理期日回数（5.0回）も多くなっている。

知的財産権訴訟の上訴率は53.9%であり、民事第一審訴訟事件の上訴率の約2.6倍である。

○ 事件数及び平均審理期間

知的財産権訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、新受件数は約410件から約700件の幅の中で推移しているところ、令和4年（479件）は、令和2年（492件）より減少した。

平均審理期間については、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、制度面の改善（特許法104条の3による無効の抗弁の導入等²）及び運用面での工夫³が図られたことにより、短縮化が進んだ。令和4年は、前回（15.4月）より長期化して、16.7月となったが（【図1】【図2】）、知的財産権訴訟は、全体の事件数が上記のとおり多くはないため、長期間係属していた事件が数多く終局したなどといった事情によって、その年の平均審理期間が左右されることもあり得るので、そのような点にも留意し、少し長い目で見えていくのが相当であろう⁴。（第9回報告書94頁【図2】参照）

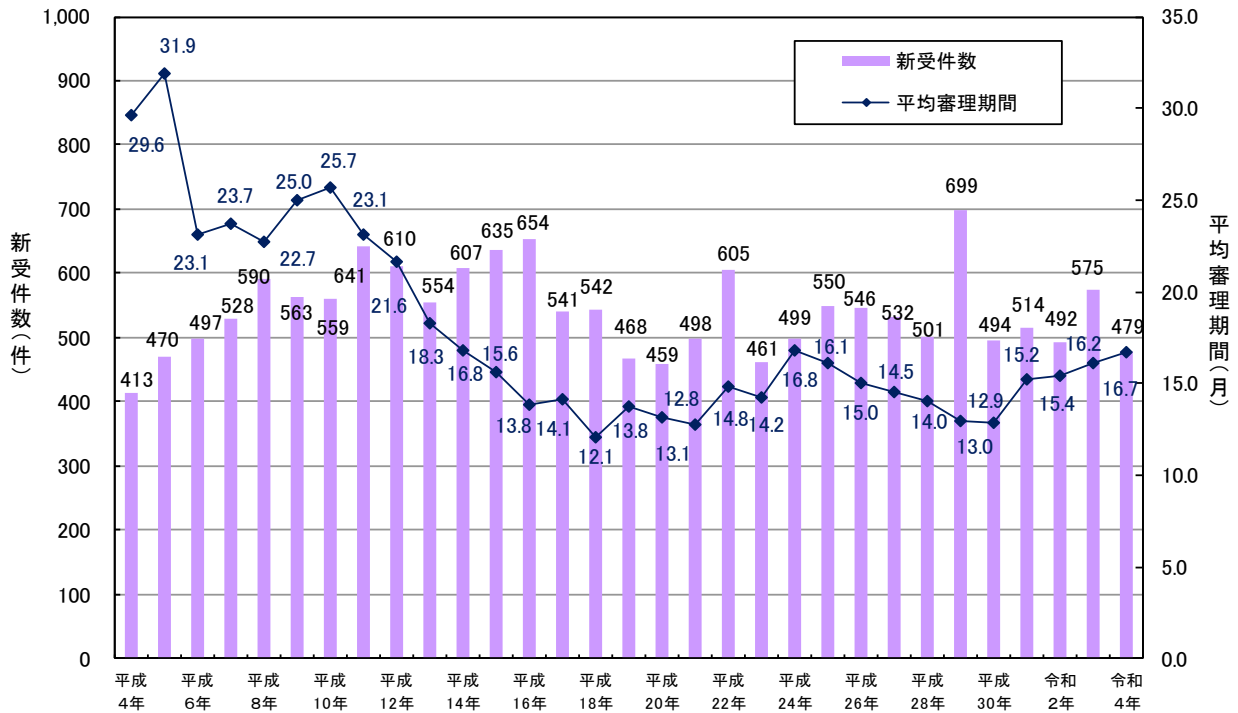
¹ 本報告書において、知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す（第1回報告書 97 頁参照）。

² 制度面の改善による審理への影響等について、第6回報告書 50 頁参照

³ 運用面の工夫による審理への影響等について、第6回報告書 50 頁参照

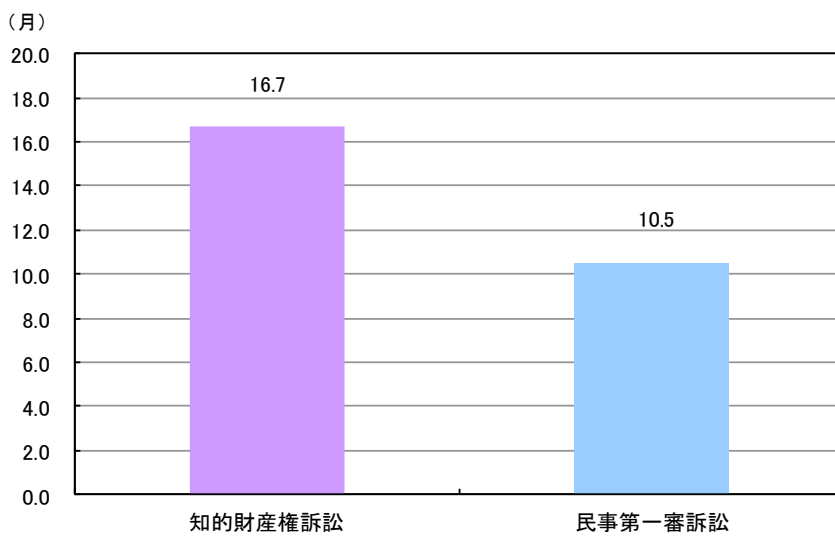
⁴ 令和4年の平均審理期間の長期化の背景には、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は前回(19.1%)より増加して23.7%となった一方で、6月超2年以内の事件の割合は前回(56.0%)より減少して52.6%となり、6月以内の事件の割合も前回(24.8%)より減少して23.7%となっている⁵。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い(54.1%)。(第9回報告書95頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	634	131,795
平均審理期間(月)	16.7	10.5
6月以内	150 23.7%	67,234 51.0%
6月超1年以内	141 22.2%	25,687 19.5%
1年超2年以内	193 30.4%	25,868 19.6%
2年超3年以内	102 16.1%	8,886 6.7%
3年超5年以内	47 7.4%	3,605 2.7%
5年を超える	1 0.2%	515 0.4%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。42.7%の事件が判決で終局し、民事第一審訴訟事件と異なりその大半が対席判決である(94.5%)。また、和解により終局した事件が33.3%、取下げにより終局した事件が21.0%と、前回(それぞれ34.5%、23.4%)から減少している(第9回報告書95頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
判決	271 42.7%	60,311 45.8%
うち対席 (%は判決に対する割合)	256 94.5%	33,498 55.5%
和解	211 33.3%	43,265 32.8%
取下げ	133 21.0%	23,880 18.1%
それ以外	19 3.0%	4,339 3.3%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。74.6%の事件で双方に訴訟代理人が選任されていて、この割合が民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることに、前回から大きな変化は見られない(第9回報告書95頁【表5】参照)。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	473 74.6%	63,161 47.9%
原告側のみ 訴訟代理人	66 10.4%	54,904 41.7%
被告側のみ 訴訟代理人	48 7.6%	4,005 3.0%
本人による	47 7.4%	9,725 7.4%

⁵ ただし、令和4年の2年超の事件割合の増加の背景には、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりである。平均争点整理期日回数は前回(5.9回)より減少して5.0回、平均口頭弁論期日回数は前回(1.4回)より若干減少して1.2回、平均期日間隔は前回(2.1月)より若干長期化して2.7月となった(第9回報告書96頁【表6】参照)。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	6.2	4.1
うち平均口頭弁論期日回数	1.2	1.5
うち平均争点整理期日回数	5.0	2.6
平均期日間隔(月)	2.7	2.6

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、争点整理実施率は前回(71.2%)より増加して83.0%であり、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準である(第9回報告書96頁【表7】参照)。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
争点整理	実施件数	526	62,541
	実施率	83.0%	47.5%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表8】のとおりであり、人証調べ実施率が前回(8.0%)より増加して13.7%となった⁶(第9回報告書96頁【表8】参照)。

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	13.7%	14.2%
平均人証数	0.4	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.6	2.7

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表9】のとおりであり、平均審理期間は前回(28.5月)より短期化して27.0月となり、平均人証調べ期間は前回と同様0.2月となった(第9回報告書96頁【表9】参照)。

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(知的財産権訴訟)

平均審理期間(月)	27.0
平均人証調べ期間(月)	0.2

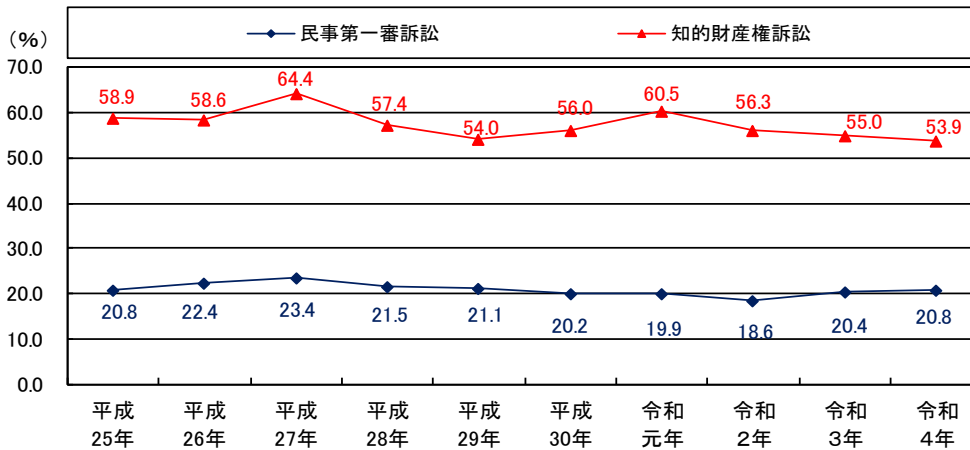
⁶ 他の専門訴訟(医事関係訴訟や建築関係訴訟等)と比べて、知的財産権訴訟における人証調べ実施率がかなり低い水準である(前掲Ⅲ. 1. 2. 1【図 10】及びⅢ. 1. 2. 2【表8】参照)のは、知的財産権訴訟で人証調べが実施されるのが、冒認出願(発明者でない者が出願すること)が問題になる場合等、例外的な場面にとどまり、主に問題となる技術的事項についての立証は書証によって行われる場合が多いことによるものと解される(第1回報告書 102 頁、第2回報告書 74 頁及び塚原朋一「知財高裁における特許訴訟の審理充実化について」知財ぶりずむ 2010 年7月号2頁参照)。

○ 上訴に関する状況

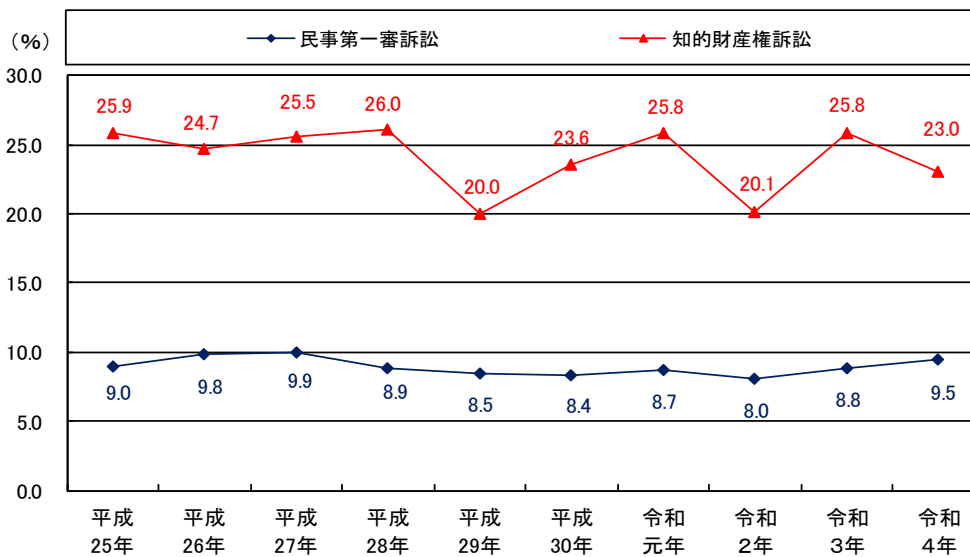
上訴率及び上訴事件割合については【図10】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図10】 上訴率及び上訴事件割合の推移(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



1. 2. 4 労働関係訴訟

労働関係訴訟については、平成21年以降新受件数が高い水準で推移しており、令和4年の新受件数は3,298件であった。事件数増加の影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある。

審理期間が6月以内の事件の割合（15.1%）は前回（17.9%）より減少し、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合（41.7%）は前回（41.0%）より若干増加し、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。

また、終局区分別の事件割合について、判決で終局した事件の割合（27.2%）は前回（23.7%）より増加したのに対し、和解で終局した事件の割合（52.8%）は前回（60.7%）より減少した。民事第一審訴訟事件と比べると、和解で終局した事件の割合が高い点は、前回と同様である。

なお、労働審判事件に係る終局事由別の事件割合について、調停成立で終局した事件の割合（69.4%）は前回（68.1%）より増加し、労働審判で終局した事件の割合（16.6%）は、前回（16.2%）より若干増加した。労働審判事件の平均審理期間（90.3日）は、前回（107.5日）より短くなった。

○ 事件数及び平均審理期間等

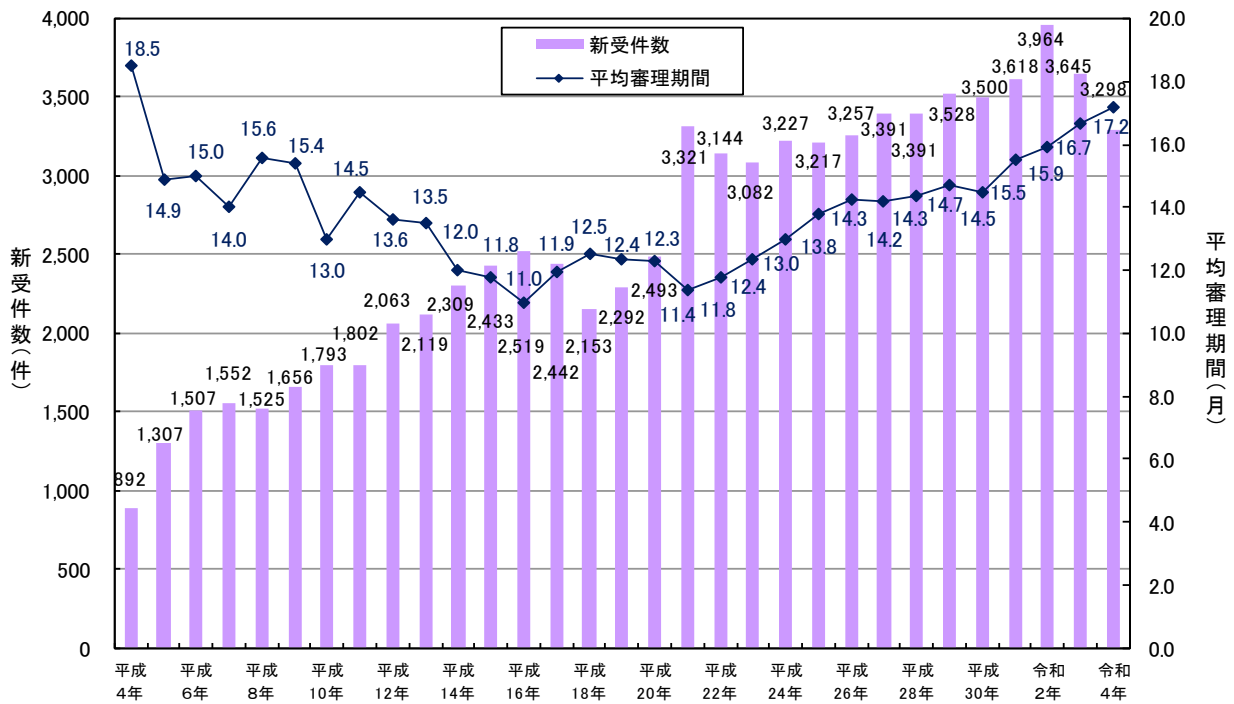
労働関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

新受件数は、平成4年から平成16年にかけて増加傾向が続き、一旦横ばいとなった後、平成21年に急増し、その後も高い水準で推移しており、令和4年は3,298件であった。事件数増加の背景としては、平成20年に起きたリーマンショック以降の景気動向のほか、労働紛争に対する国民一般の関心や、時間外の割増賃金等に関する労働者の権利意識が高まっていること等が考えられる。

令和4年の平均審理期間は、【図2】のとおりであり、前回（15.9月）より長期化して、17.2月となった。これまでの推移を見ると、【図1】のとおり、平成4年（18.5月）からおおむね短縮してきたが、平成22年以降は長期化傾向が見られる。これには、上記で述べた事件動向のほか、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間はそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があるところ（【図7】）、前者の事件の割合の増加傾向等が反映されているものと考えられる（【図6】）。

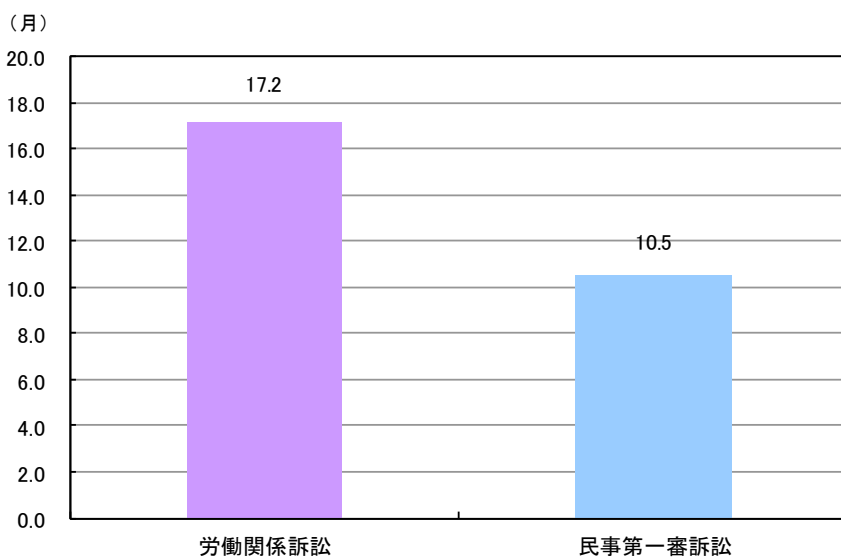
¹ 本報告書において、労働関係訴訟とは、事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す（第1回報告書113頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



※平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（17.9%）より減少して15.1%となっており、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合は、前回（41.0%）より若干増加して41.7%となっており、前回までと同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。なお、審理期間が2年を超える事件の割合は、前回（17.0%）より増加して20.4%となっている。（第9回報告書100頁【表3】参照）

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	3,836	131,795
平均審理期間(月)	17.2	10.5
6月以内	579 15.1%	67,234 51.0%
6月超1年以内	870 22.7%	25,687 19.5%
1年超2年以内	1,601 41.7%	25,868 19.6%
2年超3年以内	596 15.5%	8,886 6.7%
3年超5年以内	177 4.6%	3,605 2.7%
5年を超える	13 0.3%	515 0.4%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。判決で終局した事件（うち9割以上が対席判決である。）の割合が前回（23.7%）より増加して27.2%となったのに対し、和解で終局した事件の割合は前回（60.7%）より減少して52.8%となった。和解で終局した事件の割合が、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準であることは前回と同様である。なお、取下げで終局した事件の割合は、前回（11.2%）から増加して16.6%となっている。（第9回報告書100頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
判決	1,042 27.2%	60,311 45.8%
うち対席 (%は判決に対する割合)	972 93.3%	33,498 55.5%
和解	2,024 52.8%	43,265 32.8%
取下げ	637 16.6%	23,880 18.1%
それ以外	133 3.5%	4,339 3.3%

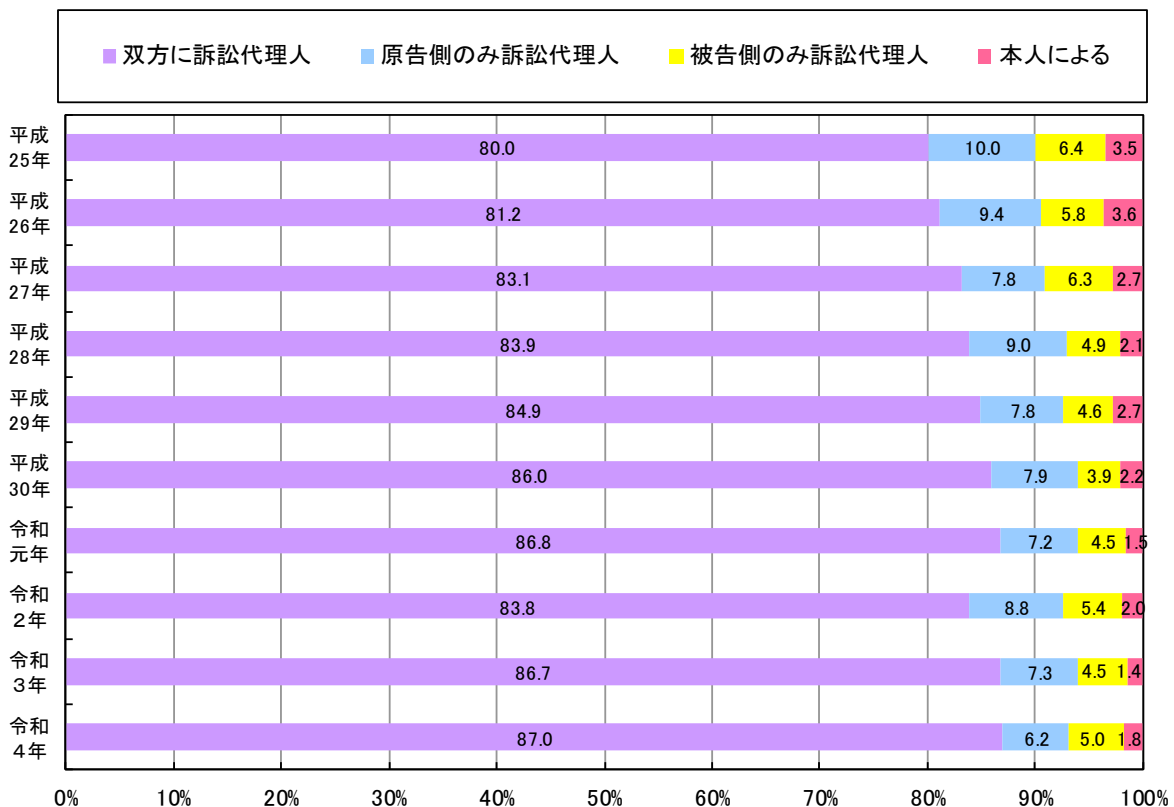
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（87.0%）は、前回（83.8%）からは増加し、全体として増加傾向にある（【図6】）。双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間がそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があること（【図7】）を踏まえると、平成22年以降における労働関係訴訟全体の平均審理期間の長期化傾向は、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合の増加傾向が反映されているものと考えられる。

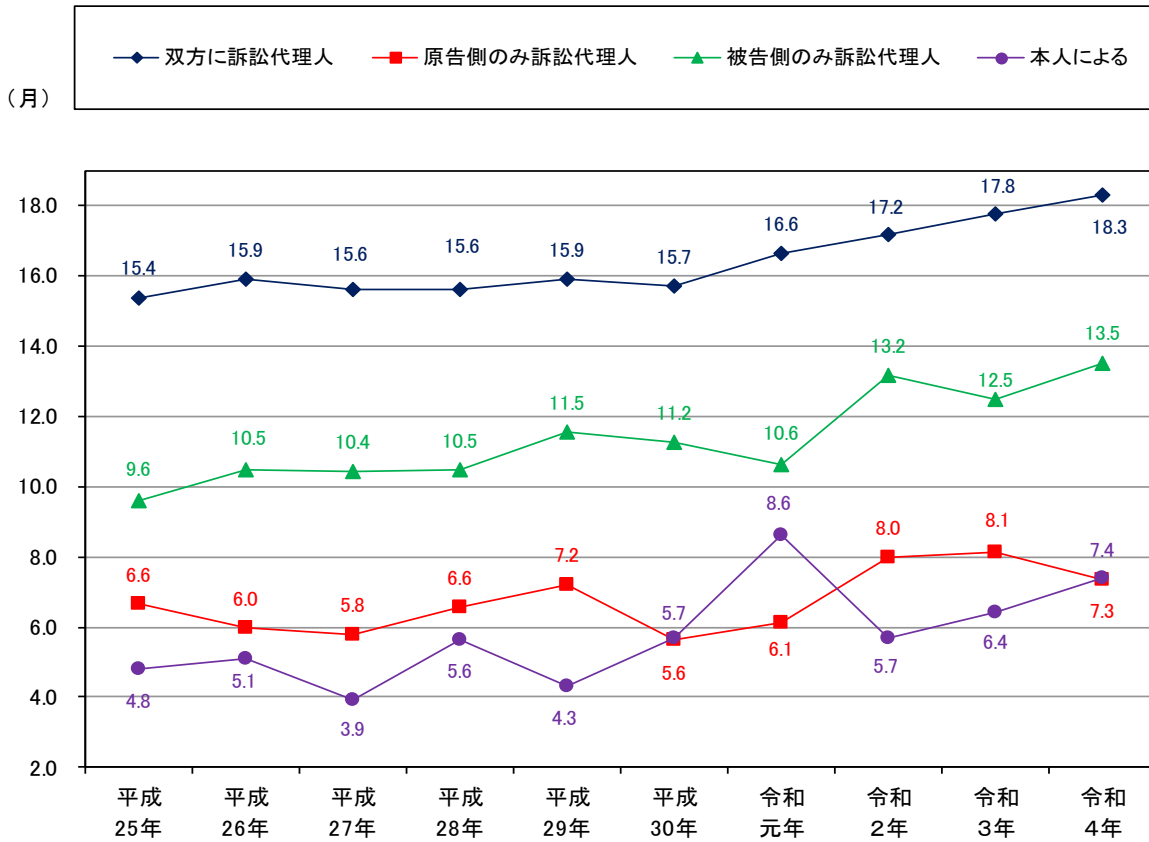
【表5】 訴訟代理人の選任状況
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
双方に訴訟代理人	3,338 87.0%	63,161 47.9%
原告側のみ訴訟代理人	237 6.2%	54,904 41.7%
被告側のみ訴訟代理人	192 5.0%	4,005 3.0%
本人による	69 1.8%	9,725 7.4%

【図6】 訴訟代理人の選任状況の推移(労働関係訴訟)



【図7】 訴訟代理人の選任状況別平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表8】のとおりである。平均期日回数(7.0回)は、前回(8.6回)より減少しているところ、そのうち、平均口頭弁論期日回数(1.6回)は、前回(2.0回)より減少し、平均争点整理期日回数(5.4回)も、前回(6.6回)より減少している。平均期日間隔(2.5月)は、前回(1.9月)より若干長期化している。(第9回報告書102頁【表8】参照)

労働関係訴訟の平均審理期間の長期化傾向には争点整理期間の長期化の影響も考えられるため(第6回報告書59頁参照)、その推移については注視していく必要がある。

【表8】 平均期日回数及び平均期日間隔(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	7.0	4.1
うち平均口頭弁論期日回数	1.6	1.5
うち平均争点整理期日回数	5.4	2.6
平均期日間隔(月)	2.5	2.6

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表9】のとおりである。争点整理手続の実施件数は、前回(2,444件)より増加して3,272件となった。また、争点整理手続の実施率は、前回(82.2%)より増加して85.3%となり、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることは前回と同様である。(第9回報告書103頁【表9】参照)

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		労働関係訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	3,272	62,541
	実施率	85.3%	47.5%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表10】のとおりである。人証調べ実施率は、前回(28.4%)より増加して32.7%となり、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準であることは前回と同様である。また、人証調べを実施した事件における平均人証数(3.1人)は、前回からほとんど変化は見られず、民事第一審訴訟事件よりも多い。(第9回報告書103頁【表10】参照)

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	32.7%	14.2%
平均人証数	1.0	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.1	2.7

労働関係訴訟では、解雇権の濫用が争点になる場合等、規範的要件をめぐって多くの事実が問題

となる一方で、客観的証拠が不十分なこともあるため、このような傾向になるものと解される(詳細は、第3回報告書分析編78頁から84頁参照)。

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであり、前者(23.9月)及び後者(0.2月)ともに、前回から変化はない(第9回報告書103頁【表11】参照)。さらに、審理に比較的長い期間が必要となる、人証調べを実施して対席判決で終局した事件

【表11】人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(労働関係訴訟)

平均審理期間(月)	23.9
平均人証調べ期間(月)	0.2

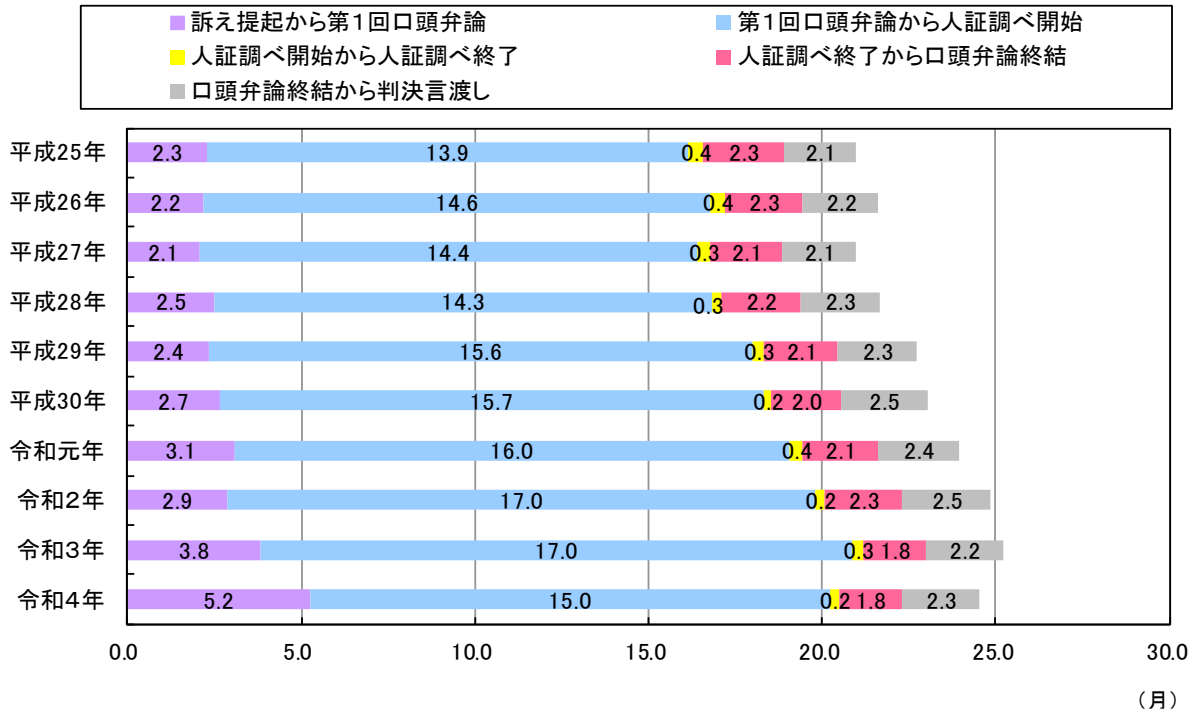
(労働審判手続から移行した訴訟事件²を除く。) ³について、手続段階別の平均期間の推移を見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間(この期間は、基本的に争点整理期間と考えて良いと思われる)は、【図12】のとおり、前回(17.0月)より短縮して15.0月となっているが、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間は前回(2.9月)より長期化して5.2月となっており⁴、全体として長期化傾向が見られるところである。今後も、争点整理期間の推移については注視していく必要があるだろう。

² 労働審判手続から移行した訴訟事件とは、労働審判に対する異議の申立てがあり訴訟に移行した事件(労働審判法 21 条1項、3項、22 条1項)、労働審判を取り消す旨の決定があり訴訟に移行した事件(同法 23 条)及び労働審判をしない場合の労働審判事件終了により訴訟に移行した事件(同法 24 条)を指す。

³ 労働審判手続から移行した訴訟事件の中には、第1回口頭弁論期日を指定する前に事件を弁論準備手続に付する例が一定数あるところ、当該事件においては、訴え提起から第1回口頭弁論までの期間が顕著に長くなり、他方で、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間が顕著に短くなるので、手続段階別の平均期間をよりの確に把握するため、分析対象から除いた。

⁴ 指定済みの第1回口頭弁論期日を取り消し、最初から実質的な争点整理手続を行う運用が拡大していることが影響しているものとも思われる。

【図12】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移
 (労働関係訴訟(労働審判手続から移行した訴訟事件を除く))

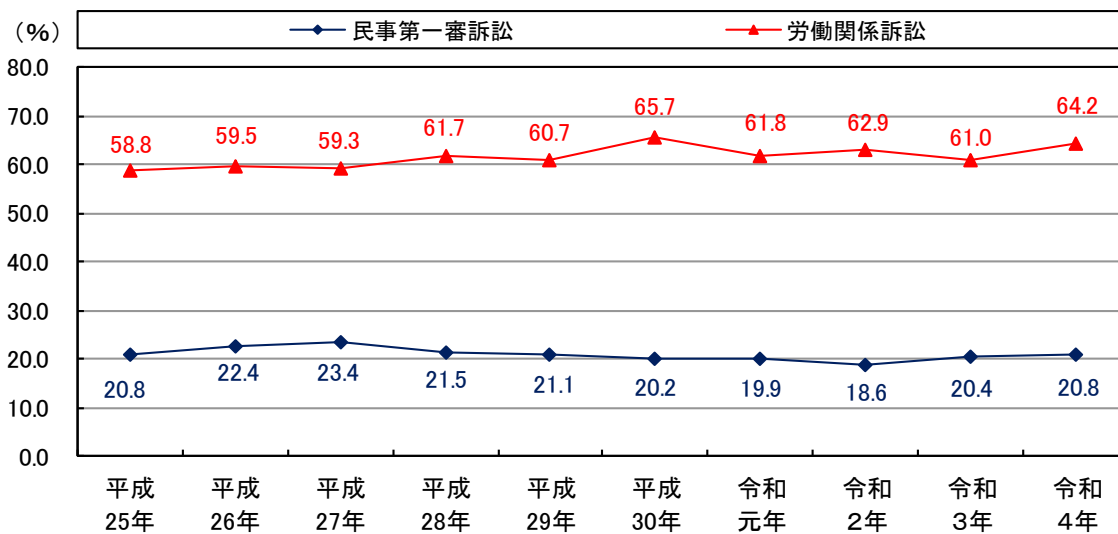


○ 上訴に関する状況

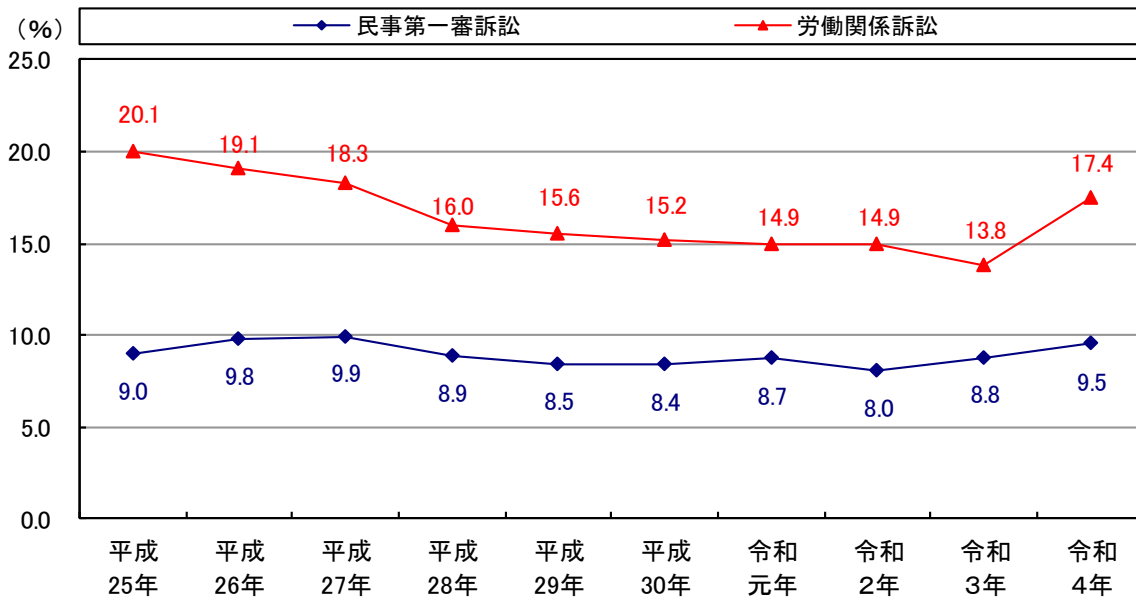
上訴率及び上訴事件割合については【図13】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合の推移(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉

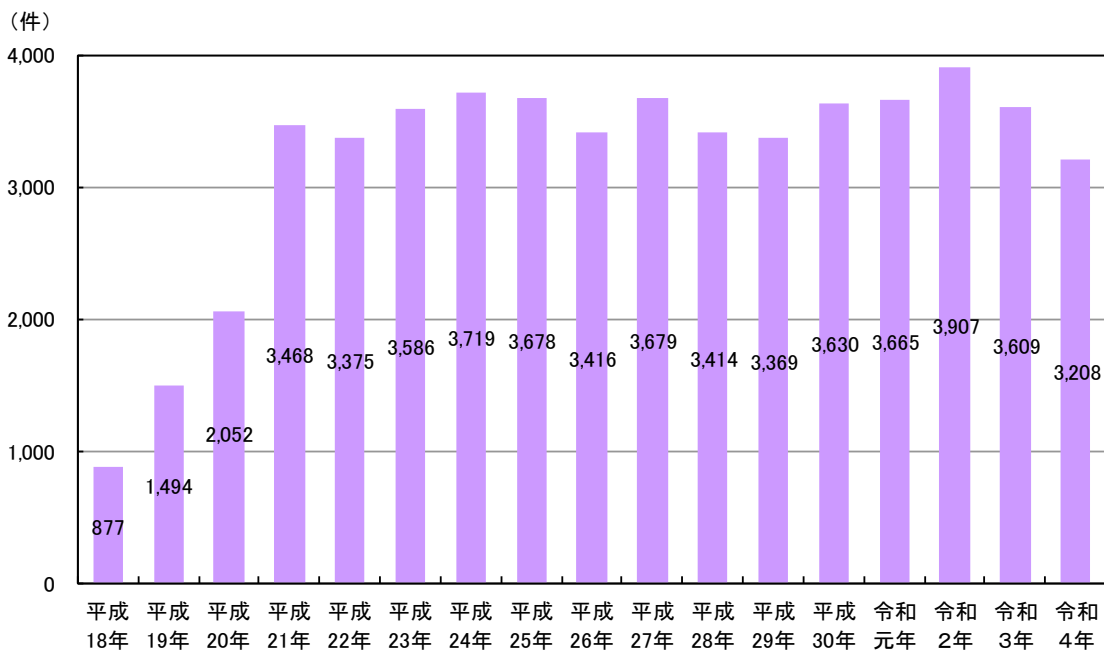


(参考) 労働審判事件の概況等

○ 労働審判事件の概況

労働審判手続は、平成18年4月に導入された制度であるところ、労働審判事件の新受件数については【図14】のとおりであり、労働関係訴訟と軌を一にして平成21年に大幅に増加し、令和4年まで高水準で推移している。

【図14】 新受件数の推移(労働審判事件)



※ 平成18年の数値は、同年4月から同年12月までの数値である。

労働審判事件に係る終局事由別の既済件数及び事件割合については【表15】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合は、前回（68.1%）から増加し、69.4%となっている。労働審判で終局した事件の割合（16.6%）は、前回（16.2%）から若干増加し、そのうち、異議申立てがあった事件の割合は、前回の57.1%（347件）から減少し、50.4%（274件）となっている。（第9回報告書106頁【表15】参照）

【表15】 終局事由別の既済件数及び事件割合（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
労働審判	544 16.6%
調停成立	2,272 69.4%
24条終了	160 4.9%
取下げ	258 7.9%
却下・移送等	39 1.2%

労働審判	544
うち異議申立てあり	274 50.4%
うち異議申立てなし	270 49.6%

また、労働審判で終局した事件のうち異議申立てがなく確定した事件が労働審判事件全体に占める割合は8.2%（270件）であり、これと調停成立で終局した事件との合計が労働審判事件全体に占める割合（77.7%）は、前回（75.1%）から増加した（第9回報告書106頁【表15】参照）。また、取下げで終局した事件（258件）の中にも、当事者間の手続外での合意等により満足的に解決したものと考えられるため、全体の約8割の事件は労働審判手続を契機として最終的な解決に至っているものと考えられる。

労働審判事件の平均審理期間については【表16】のとおり、前回（107.5日）より短くなり90.3日となっている。また、審理期間別の既済件数及び事件割合については【表16】のとおり、3月以内に終局した事件の割合は56.9%となっており、前回（44.9%）から増加した。（第9回報告書106頁【表16】参照）⁵

【表16】 審理期間別の既済件数、事件割合及び平均審理期間（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
既済件数	3,273
平均審理期間(日)	90.3
1月以内	72 2.2%
1月超2月以内	722 22.1%
2月超3月以内	1,066 32.6%
3月超6月以内	1,311 40.1%
6月超	102 3.1%

⁵ ただし、前回（令和2年）の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

申立人代理人の選任状況については【表 17】のとおりであり、約 9 割の事件で申立人代理人が選任されており、前回 (90.8%) と同様に高い水準にある (第 9 回報告書 107 頁【表 17】参照)。

【表 17】 申立人代理人の有無別の既済件数(労働審判事件)

事件の種類	労働審判事件
申立人代理人あり	2,953 90.2%
申立人代理人なし	320 9.8%

○ 労働審判事件についての分析

前述のとおり、労働審判事件の新受件数は、制度導入以降平成21年まで増加を続け、その後も高水準で推移している。

労働審判手続は、3回以内の期日において審理を終結することを原則とする制度である(労働審判法15条2項)ところ、このように労働審判事件の事件数が高水準で推移している状況等をも踏まえると、適正かつ迅速な審理のためには、労働審判委員会による迅速処理に向けた取組はもとより、労働審判手続に適した事件について手続が利用されることが一層必要であろう。特に、申立人代理人においては、事前に相手方と交渉をし、労働審判手続での解決に適した事件であるかを見定める必要があり、その際には、その他の手続(労働関係訴訟、民事調停等)も視野に入れて適切に手続を選択していくことが重要といえよう⁶(第4回報告書施策編58頁でも、適切な手続選択の促進が掲げられている。第5回報告書概況編112頁脚注4も参照)。そして、労働審判事件を申し立てる場合には、予想される争点や関連事実・証拠のみならず、当事者間の事前交渉に係る事実経過を具体的に記載すべきとした労働審判規則9条1項各号の趣旨に鑑み、これらを十分に記載できるだけの事前準備を尽くし、準備不足のために申立後に「補充書面」(労働審判規則17条から19条等参照)の提出が何度も繰り返されるような事態をできる限り防ぐこと等が代理人に期待されているといえよう。

⁶ 適切な手続の選択に関する議論について、第6回報告書 64 頁参照

1. 2. 5 行政事件訴訟

行政事件訴訟の新受件数（1,834件）は、前回（1,692件）より増加した。

平均審理期間（16.4月）は、前回（15.9月）より若干長期化したが、既済事件のうち審理期間が6月以内の事件及び1年を超える事件の割合は、いずれも前回（それぞれ27.6%、47.0%）から増加し、それぞれ29.7%、48.5%となった。

当事者双方に訴訟代理人が選任された事件及び人証調べを実施した事件はいずれも平均審理期間が長い傾向にあるところ、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、前回（51.4%）より減少して47.0%となったが、その平均審理期間は、前回（23.2月）より長期化して25.5月となった。また、人証調べ実施率は前回（22.1%）より若干増加して23.0%となり、人証調べを実施した事件における平均審理期間は、前回（31.8月）より若干長期化して32.1月となっており、双方に訴訟代理人が選任された事件における人証調べ実施率は、前回（39.7%）から増加して44.1%となった。

争点整理手続の実施率は、前回（23.9%）より大きく増加して36.0%となったが、民事第一審訴訟と比べると実施率はやや低い。

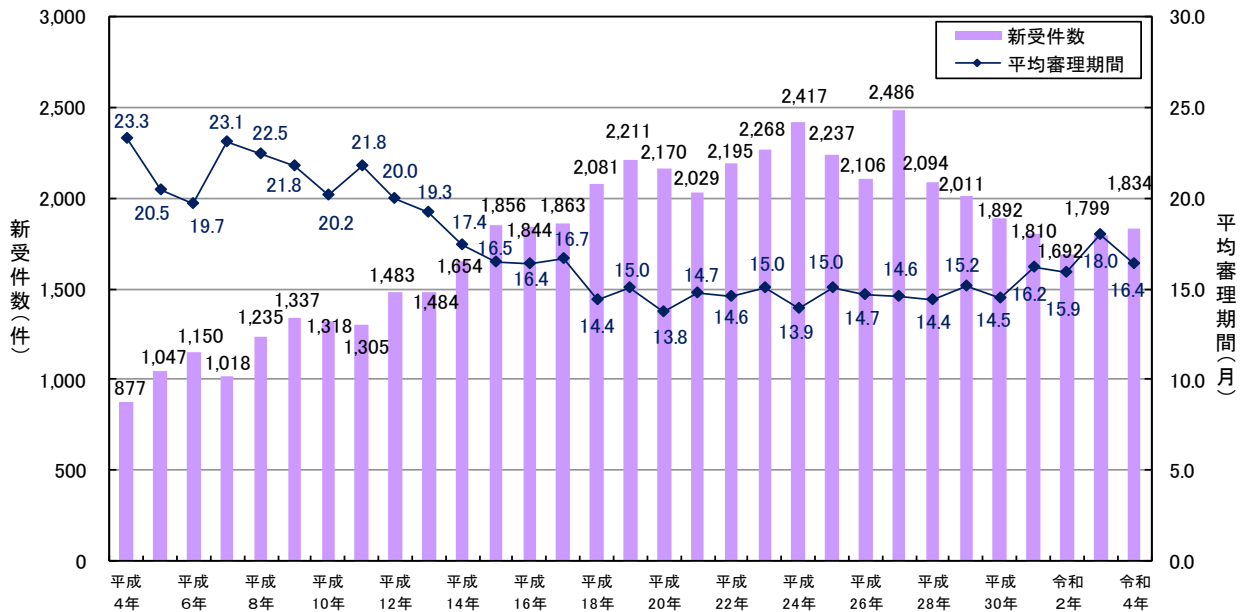
その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）については、全体としては前回から大きな変化は見られなかった。民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局することは、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。新受件数は、平成4年以降、長期的にはおおむね増加傾向にあり、平成18年以降、2,000件を超える高い水準で推移していたが、平成28年以降は減少傾向にあり、令和4年は1,834件であった。

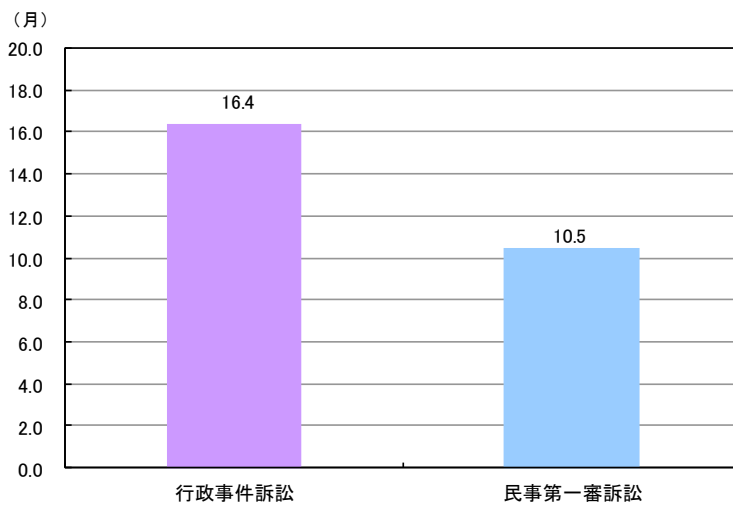
¹ 行政事件訴訟とは、抗告訴訟（取消訴訟、不作為の違法確認訴訟、無効等確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟）、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟を指し、国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない（行政事件訴訟法2条から6条）（第1回報告書128頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



平均審理期間は、平成4年以降大幅に短縮しており、平成18年以降はおおむね14月から15月の範囲で推移していたが、令和元年以降は16月前後に長期化し、令和4年の平均審理期間は、前回(15.9月)より若干長期化して16.4月となった(【図1】【図2】)。

【図2】 平均審理期間(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向にあることは、前回と同様である。審理期間が6月以内の事件及び1年を超える事件の割合は、いずれも前回（それぞれ27.6%、47.0%）から増加し、それぞれ29.7%、48.5%となった。²（第9回報告書110頁【表3】参照）

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	1,912	131,795
平均審理期間(月)	16.4	10.5
6月以内	568 29.7%	67,234 51.0%
6月超1年以内	415 21.7%	25,687 19.5%
1年超2年以内	511 26.7%	25,868 19.6%
2年超3年以内	236 12.3%	8,886 6.7%
3年超5年以内	151 7.9%	3,605 2.7%
5年を超える	31 1.6%	515 0.4%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、判決で終局した事件の割合（77.2%）が前回（71.2%）から増加した。行政事件訴訟の性質上、大半の事件は判決で終局しており、和解による終局はほとんどない（第9回報告書110頁【表4】参照）。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
判決	1,476 77.2%	60,311 45.8%
うち対席 （%は判決に対する割合）	1,263 85.6%	33,498 55.5%
和解	19 1.0%	43,265 32.8%
取下げ	245 12.8%	23,880 18.1%
それ以外	172 9.0%	4,339 3.3%

² 前回(令和2年)から引き続き、審理期間が1年を超える事件の割合が増加傾向にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

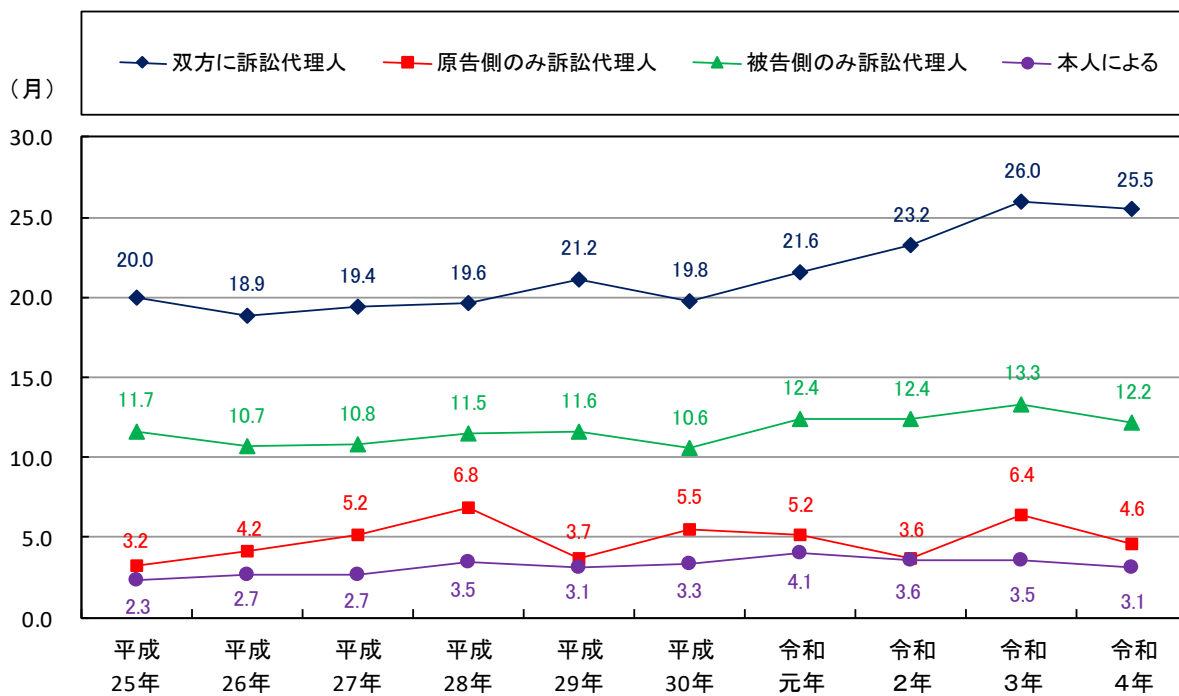
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人³の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回(51.4%)より減少して47.0%となり、被告側のみに訴訟代理人が選任された事件の割合は前回(25.7%)より増加して29.4%となった。また、双方とも本人による事件の割合⁴が前回(17.6%)より増加して19.6%となった(第9回報告書111頁【表5】参照)。【図6】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間が、それ以外の事件よりも一貫して顕著に長い傾向にあることは、前回と同様である。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
双方に訴訟代理人	898 47.0%	63,161 47.9%
原告側のみの訴訟代理人	78 4.1%	54,904 41.7%
被告側のみの訴訟代理人	562 29.4%	4,005 3.0%
本人による	374 19.6%	9,725 7.4%

【図6】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



³ 訴訟代理人には、弁護士代理人のみならず、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条1項、6条2項、7条3項等に基づく指定代理人も含まれる。この点は、控訴審における行政事件訴訟(後掲VI. 1. 2)においても同様である。

⁴ 被告側に指定代理人も付かない事案の多くは、被告が応訴する前に終局したものであると思われる(第1回報告書140頁参照)。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表7】のとおりである。平均期日間隔が前回(3.1月)より若干長期化して3.3月となった一方、平均期日回数は前回(5.2回)から若干減少して4.9回となった(第9回報告書112頁【表7】参照)。

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	4.9	4.1
うち平均口頭弁論期日回数	3.4	1.5
うち平均争点整理期日回数	1.5	2.6
平均期日間隔(月)	3.3	2.6

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表8】のとおりである。争点整理手続の実施率は、前回(23.9%)から大きく増加して36.0%となったが、民事第一審訴訟事件と比べると実施率が低い傾向が続いている⁶(第9回報告書112頁【表8】参照)。

【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
争点整理 実施件数	689	62,541
実施率	36.0%	47.5%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率は、前回(22.1%)から23.0%へと若干増加したが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向があることは前回と同様である。人証調べを実施した事件における平均人証数(2.6人)は、前回と同数であった(第9回報告書112頁【表9】参照)。【図10】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の人証調べ実施率(44.1%)は前回(39.7%)から増加しており、それ以外の事件と比べて一貫して顕著に高い傾向にあることは、前回と同様である(第9回報告書113頁【図10】参照)。

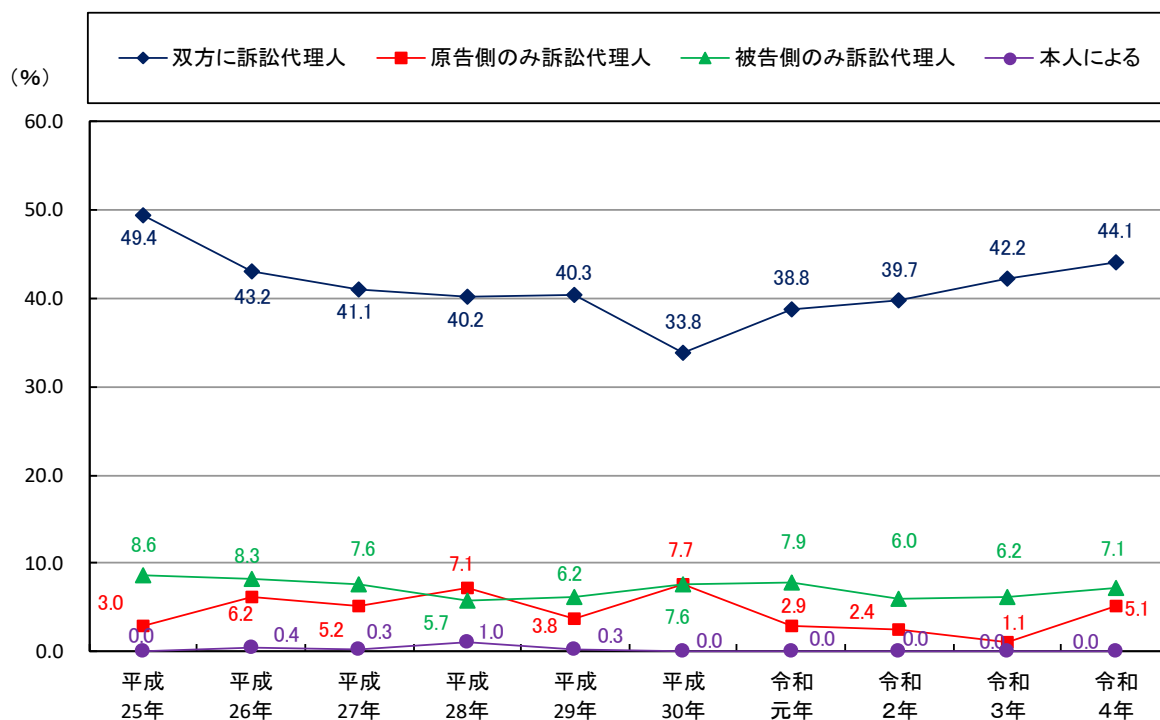
【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	23.0%	14.2%
平均人証数	0.6	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.6	2.7

⁵ 平均期日間隔は3.3月であり、民事第一審訴訟事件よりも顕著に長い。これは、訴訟要件具備の有無や行政実体法規の解釈適用について専門的な知識が必要となり、当事者の期日間準備に時間を要する場合が多いこと等に起因するものと考えられる(第1回報告書130頁参照)。

⁶ 行政事件訴訟では、通常口頭弁論期日において争点整理をするケースが多いものと考えられる(第5回報告書概況編53頁参照)。今回、争点整理手続の実施率が大きく増加した要因としては、ウェブ会議を利用した争点整理手続が実施されるようになったことが寄与している可能性がある。

【図10】 訴訟代理人選任状況別の人証調べ実施率の推移(行政事件訴訟)



【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(行政事件訴訟)

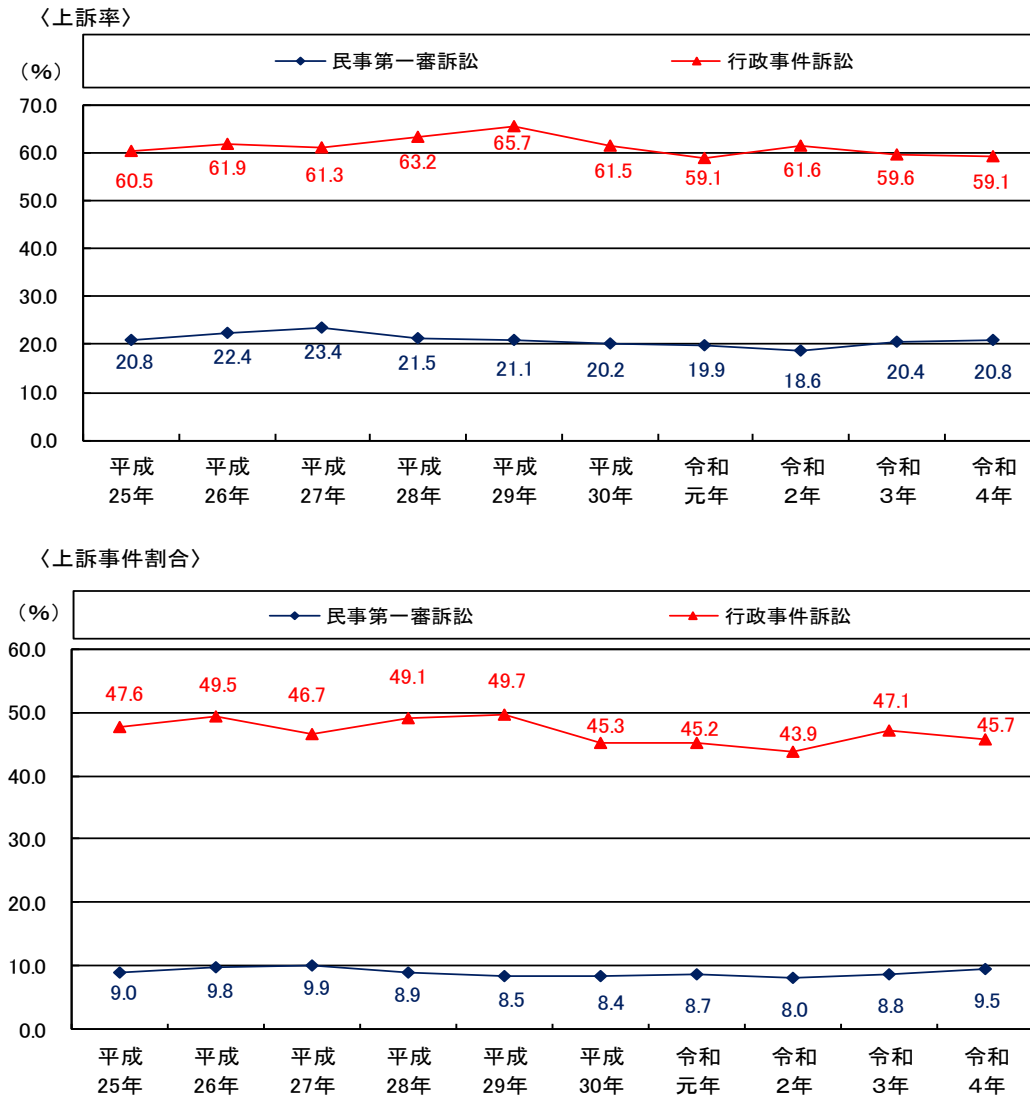
人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであるところ、平均審理期間は前回(31.8月)よりも若干長期化して32.1月となっており、平均人証調べ期間は前回(0.6月)と同数であった(第9回報告書113頁【表11】参照)。

平均審理期間(月)	32.1
平均人証調べ期間(月)	0.6

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図12】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図12】 上訴率及び上訴事件割合の推移(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

民事第一審訴訟事件については、過去の報告書でも指摘されてきたとおり、争点整理期間が長期化し、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にある。争点整理は、裁判所と当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠であるかについて認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うためのものであるところ、争点整理期間が長期化している状況からは、このような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。

ところで、令和2年2月以降現在までの間に、全国の地方裁判所（支部を含む。）において、IT化・フェーズ1の運用が開始され、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理が行われるようになってきている。これを契機として、従前の争点整理のプラクティスを改善し、迅速化につなげていくことが期待されるところである。

そこで、今回の検証では、IT化・フェーズ1における争点整理の現状と課題に関して、争点整理手続におけるウェブ会議の活用状況や運用上の工夫例のほか、IT化・フェーズ1が平均審理期間の長期化等従前からの課題に与えた影響等について実情調査を行うこととした。これに加えて、合議体による審理の現状と課題についても実情調査を行い、これまでに採られてきた方策の進捗状況や、ITツールの導入による変化等についても調査対象とした。

IT化・フェーズ1における争点整理の現状と課題について調査するためには、ウェブ会議の実施件数が多く、ITツールの活用事例について一定の蓄積が見込まれる庁を対象とするのが相当であるため、実情調査先は、令和2年2月からフェーズ1の運用を開始した庁の中から、異なる地域に所在する大規模庁及び中規模庁を選定し、令和4年3月及び10月に、これらの庁の本庁及びこれらの庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。なお、これらの庁は、他庁に先行してフェーズ1の運用を開始しており、特に先進的な取組が行われているため、今回の実情調査の結果は、全国の民事第一審訴訟事件の平均的な「実情」とは必ずしも一致しない点には留意が必要である。

実情調査の結果は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

(1) IT化・フェーズ1における争点整理の現状と課題について

ア 争点整理の現状等

(ア) 期日等の指定の実情

① 方向性協議の拡大

IT化・フェーズ1における期日等（以下、書面による準備手続における協議や事実上の打合せ等も含めて、単に「期日」という。）の指定の実情に関しては、「方向性協議」（前掲Ⅱ3. 2脚注1参照）と呼ばれるプラクティスが広まりつつあることが紹介された。主として当事者双方に弁護士が就いている事案において、被告側にも準備の時間を確保した上で（そのために第1回口頭弁論期日を取り消されることも多い。）、ウェブ会議等の方法により、初回の期日から方向性協議が行われているとのことである。裁判所からは、方向性協議により、早期の争点確定につながり、進行の見通しを立てやすくなるため、争点整理期日の回数が減り、全体として審理期間が短縮しているという意見があった。

方向性協議に関連して、裁判所からは、当事者双方に対する参考事項の聴取・事前照会書を活用して、事前交渉の有無、被告代理人の有無、進行についての意見、ITツールを利用したウェブ会

議の利用の可否、和解の意向の有無等を確認しており、これにより、方向性協議を実施すべき事案を選別するなどして、手続がスムーズに進められるよう工夫しているとの紹介があった。弁護士からも、多くの事件で参考事項の聴取・事前照会書が活用されている旨の紹介があったが、争点や和解の可能性をできる限り伝えていくという弁護士がいる一方で、何を書けばよいかがよく分からず、あまり事前照会書の作成に力を入れていなかったため、今後は更なる活用に向けて検討したいという弁護士もいた。

さらに、方向性協議に当たっては、裁判所から当事者双方に対し、事前に案内文書を送付して、争点等に関する口頭議論をすることを予告し、十分な準備をするように促した上で、1時間程度の十分な期日の時間を確保されているとのことである。弁護士からも、裁判所からの連絡を受けて、期日を充実したものにするために、十分に準備をしなければならないという意識が向上したという意見があり、例えば、これまでは第1回口頭弁論期日後に文書送付嘱託の申立て等をしてしたが、期日を待たず極力早期に申し立てるようになったという意見もあった。

また、弁護士からは、訴え提起後間もない時点では被告側の準備に要する時間の確保に留意すべき旨の指摘があったものの、方向性協議がうまく機能すれば、迅速化につながるのではないかとの指摘もあった。

② その他の期日の指定の実情

一般的な期日の指定の実情については、裁判所・弁護士双方から、ウェブ会議の方法による争点整理が相当程度浸透している旨の指摘があり、また、これにより、期日の「差し支え」が減り、その分短い間隔で期日を設定できるようになったとの指摘があった。加えて、裁判所からは、和解の意向確認等のために、10日前後の短い間隔で期日を設けるなど、柔軟に期日を入れることが容易になったという紹介があった。もっとも、弁護士が準備書面等を作成するために要する期間には変化はないため、一般的には、期日の間隔に大きな変化はないという指摘もあった。この点に関連して、裁判所からは、一方当事者の書面の提出期限と、これに対する他方当事者の反論書面の提出期限を定め、これらの提出を経た上で期日を実施するというようにメリハリを付けた進行もあり得るが、実際には、期日と書面の提出期限を結び付けて準備を進める弁護士も多いため、書面の提出管理のための期日を入れてほしいという要請も多いという意見があった。

また、裁判所からは、期日でなければならないこと（争点についての口頭議論や和解協議等、時間をかけて双方と話をすること）、期日を開いてやるべきことを意識するなど、期日を開くことの意義等についての考え方が変化したという意見もあった。

(イ) 期日における争点整理の充実の視点

上記(ア)のとおり、争点整理の実施の方法としてウェブ会議という選択肢が加わったことにより、期日の形態や所要時間を検討するに当たって、裁判所・弁護士ともに、目的意識を持つようになったという実情がうかがわれた。また、次のとおり、口頭議論の活性化や口頭議論の結果の記録化のための工夫が積み上げられており、中には、ITツールを活かした工夫もあった。

① 口頭議論の活性化

今回の実情調査では、裁判所・弁護士の双方から、従前と比べて口頭議論が活性化しているという意見が多く述べられた（もっとも、従前から活発であったという意見もあった。）。弁護士からは、ウェブ会議では、裁判所に出頭することで満足するということがなくなり、口頭議論を行わないと期日を実施したという実感が無いという指摘があり、裁判所からも、最近は弁護士の方から心証に基づいた議論を求められるようになったという指摘があった。

口頭議論の活性化のための工夫として、裁判所からは、期日に先立って、弁護士に案内文書（上記(ア)①も参照）やアジェンダ（協議事項）を送付している例が紹介された。ITツールの導入によ

り、電話やファクシミリよりも気軽に連絡ができるようになったことが背景にあり、裁判所内でその有用性が広まったとのことであり、弁護士からも、事前に予告をしておいてもらえれば、準備をして期日に臨めるため、審理が促進するという指摘があった。なお、暫定的な発言は撤回可能なものとし、裁判所は当該発言をもって心証形成することはなく、相手方も当該発言を準備書面で引用するなどしないというノンコミットメントルールについては、裁判所からは、ノンコミットメントルールで口頭議論を実施しているという指摘が多かったのに対し、弁護士からは、ノンコミットメントルールが浸透しているかどうかは分からないという指摘もあった。

期日において、裁判所と当事者との間で争点やその後の審理イメージについての認識共有ができているか、という点に関しては、なお認識に齟齬が見られる場面もないわけではないものの、裁判所からは、電話会議に比べて、表情が見えるウェブ会議ではコミュニケーションが取りやすくなったとの指摘があったほか、準備事項や協議の結果を、口頭だけではなくチャット機能等を用いて可視化して確認しているという工夫も紹介され、認識共有のためにITツールが活用されていることがうかがわれた。さらに、期日において画面共有機能・ファイル共有機能を活用することにより、①当事者双方が表を埋めながら争点整理をすることが可能になり、従前では数期日かかっていたと思われる作業が1期日で終わった例や、②争いのない事実を色付けするなどして争点整理を進めたことでうまく認識が共有でき、早期に和解が成立した例が紹介され、視覚的に捉えることができると分かりやすいという意見があった。

また、弁護士からは、暫定的な心証開示が上手な裁判官とは良い議論ができるという指摘があった。この点、裁判所からも、暫定的な心証開示を希望する弁護士も増えており、裁判官との議論の重要性が弁護士に浸透してきているとの指摘があった。暫定的な心証開示について、弁護士からは、①終盤に突然予期せぬ心証を開示されるよりも序盤から証拠構造などの認識を示されると良いという指摘や、②裁判所から不利な心証を開示された側の当事者が激しく反発するようなこともあるため、裁判所はあくまでも暫定的な心証である旨の留保をするなど心証の伝え方について、弁護士は暫定的な心証を伝えられた時の対応の仕方について、それぞれトレーニングしていかなければならないのではないかととの指摘、③裁判官が的確に争点を把握し、紛争の実相も理解してくれているというような信頼があれば、不利な心証を開示されても強い反発はしないという意見などがあった。

② 口頭議論の結果の記録化

各期日における口頭議論の結果の記録化については、裁判所から、ノンコミットメントルールで争点整理手続を実施しているため、争点整理手続終結時を除いて、原則として調書には残しておらず、訴訟の枠組みを決めるような重要な部分や、当事者から調書に記載するよう要請があった部分については、全ての当事者に確認をした上で記載しているが、他方で、チャット機能等に関しては、その日の協議事項や次回までの準備事項、その後の進行予定を共有するために活用しており、これらの方法を意識的に使い分けられているとの意見があった。

弁護士からも、チャット機能やファイル共有による情報共有があると、認識に齟齬が生じずかみ合った議論が可能になる、やるべきことが明確になる、陳述書の作成や尋問の準備の際にも争点を意識して行うことができる、依頼者にも説明しやすく、代理人と依頼者との関係でも齟齬が減ったなど、好意的な意見が多く述べられた。特に、依頼者との関係では、裁判官が言及した内容が依頼者に与える影響は想像以上に大きいので、ストレートな形で裁判所の考えが伝わることになったというのは、依頼者の意識の上では大きな変化があるのではないかと感じているという意見もあった。

(ウ) 期日間準備の充実の視点

① 期日間準備の内容等

当事者が期日間に準備すべき具体的な内容（準備書面等の提出の要否、内容等）については、裁判

所・弁護士とも、期日において具体的に協議しているという意見であり、また、上記（イ）②のとおり、チャット機能等を用いて共有されている例も紹介された。上記のとおり、弁護士からは、チャット機能等を用いて準備事項を共有されると、やるべきことが明確になる、依頼者にも説明しやすいなどの意見があった。その他にも、裁判所からは、損害一覧表のデータをアップロードして埋めてもらうなど、ITツールを活用した工夫例が紹介された。

弁護士の期日間準備については、ITツール、特にウェブ会議の普及により、遠隔地の依頼者や、会社内の多数の関係者等との打合せがしやすくなるなど、情報収集が円滑になった一方で、情報量が増えて整理に時間がかかるようになったため、結局準備に要する時間は変わらないという意見があったが、移動時間がなくなったことで、1件に向けられる時間が増えているため、迅速化にもつながるはずであるという指摘もあった。

② 提出期限の遵守状況等

第9回検証においては、期限までに準備書面が提出されないことが少なくないという実情が紹介され、検証検討会においても、委員から厳しい指摘があったところである。今回の実情調査においては、弁護士からは、基本的に提出期限を守っているという意見も多かったものの、様々な理由により、予想以上に準備に時間を要し、提出期限に間に合わなくなることも少なくないとの意見もあった。裁判所からは、弁護士によって異なるが、期限どおりに提出されるのは半分程度ではないかという意見が多かった。

提出期限の遵守のための工夫として、裁判所からは、ITツール上に準備事項や提出期限を明記しているという工夫のほかに、期限を日付だけでなく時間まで（例えば、〇月〇日正午まで）指定することで、期限遵守の意識を高められるよう工夫しているという例や、書面の提出が遅れた場合には、期日で裁判所から指摘し、遅れた理由を聞いたり、さらに、チャット機能を用いて遅れた理由を記録しているという例も紹介された。弁護士からも、ITツール上に提出期限が記載されていると、弁護士の意識を高めることができ良いのではないかという意見もあったが、他方で、提出期限を守らない弁護士はあまり気にしないのではないかという指摘もあった。

また、提出期限を徒過している場合の督促については、電話やファクシミリを利用している例が多いようであり、裁判所から、裁判官が自ら弁護士に直接電話をすると、ある程度効果があるという意見があった。弁護士からは、裁判所からの督促はプレッシャーになるという意見や、準備を失念していることもあるので必要であるとの意見もあり、また、相手方の提出が遅れている場合でも弁護士からは言いつらいため、裁判所から督促があると有り難いという意見もあった。

イ 争点整理を充実させるための組織的取組

① 裁判所内部での取組

今回の実情調査の結果によれば、裁判所内部でも、様々なレベルで争点整理を充実させるための組織的取組が行われていることが分かった。

まず、基本的な意見交換の場となる部内においては、合議事件での審理を通じて部内全体に取組の浸透を図ったり、部内で報告会を行ったりしているという例が紹介された。

また、庁内でも、審理運営改善のための委員会を立ち上げて情報を集約し、上記の方向性協議のような工夫を共有しているという例や、そのような動きを委員会のメンバー等の一部の裁判官だけではなく全庁的な取組とするべく、民事部の全裁判官が出席する民事部会において、持ち回りで工夫例の報告をしているというような例が紹介された。

さらに、ウェブ会議の普及を受けて、高裁管内の全地裁のIT化PTのメンバーによる定期的なオンライン意見交換会を実施し、争点整理を充実させるための方策等について協議しているという紹介があり、他庁との連携により、取組を実践するモチベーションになるという意見や、取組の拡大により、

弁護士側の意識改革も進み、協力が得やすくなることを期待しているという意見もあった。

② 弁護士会内部での取組

弁護士会内部での取組として、争点整理に関するシンポジウムを行ったほか、民事弁護委員会で協議して会報等で周知しているという紹介や、定期的に研修を行ったり、研修動画を作成してホームページ上で提供したりしているとの紹介があった。

もっとも、このような研修等は、関心のある会員にしか効果がなく、裁判所とは異なり、全員が共有をするのは構造的に難しいという指摘があった。この点に関しては、実務の到達点が分かるよう、ホームページや書籍等により、恒常的にこれを見れば分かるというものを用意すべきではないかという意見もあった。

③ 裁判所と弁護士会との間での取組

今回の実情調査の対象地においては、裁判所と弁護士会との間で、毎年複数回の協議会・懇談会・勉強会等が実施されているとのことであり、裁判所・弁護士のそれぞれが考えていることについて、ざっくばらんに意見交換ができていたとのことである。裁判所からは、多くの弁護士から取組についてのフィードバックを受けることができ、更なる検討、改善につなげられているという感想も聞かれ、弁護士会との協議会等を経て審理を充実させる意識が強くなっていることを感じているという意見もあった。

このような協議会等の参加者に関しては、裁判所は、各部から参加者を選んでいるため、偏りはないということであったが、弁護士会では、一部の熱心な弁護士しか参加しておらず、メンバーが固定化しているという指摘があった。

協議会等の結果を裁判所内・弁護士会内で還元することについては、弁護士会でも大きな課題と捉えられているとのことであり、弁護士会の会報等で結果を紹介しても、きちんと浸透はしていないのではないかという意見があった。他方、裁判所では、協議会等に出席した裁判官が議論の結果を各部に持ち帰って議論をしているほか、民事部会や研究会等で報告をすることなどで、全体に浸透させられるよう工夫しているという紹介があった。

(2) 合議体による審理の現状と課題について

ア 合議体による審理の実情

(ア) 付合議の実情について

裁判所から、①新件の段階での付合議については、各部において付合議基準が設けられている、②単独で進行している事件についても、部の裁判官全員で各裁判官の単独事件の状況について情報を共有しつつ、付合議が適切な事件について協議をする「棚卸し」を定期的実施しているとの紹介があった。もっとも、合議事件の係属状況によっては、付合議のタイミングや、主任裁判官の変更などの調整を要する場面があるとの指摘もあった。

弁護士からは、合議が望ましいと思われる事件は、おおむね合議に付されているとの意見があった。

(イ) 付合議の効果について

裁判所及び弁護士の双方から、①付合議によって各裁判官の知見や経験等を集約して、バランスの良い合理的な審理・判断が期待できる、②合議体での検討により、争点整理や和解案の提示の場面でより説得的な説明が可能になるとの意見があった。また、③単独事件で進行に苦慮している事案では、付合議によって審理が大きく促進されるという意見もあった。

弁護士からは、付合議によって、裁判長から暫定的心証開示も含めた丁寧な説明がされたり、口頭議論の結果が可視化されたりして、迅速に、安心して審理が進められて良いという意見が多く、依頼者にとっても、主任裁判官が記録を一生懸命検討していることが伝わるため、裁判官に対して信頼感を持つ依頼者もいるという意見があった。他方で、一部の弁護士からは、合議体で判断する以上は、敗

訴する側の主張を排斥する理由をより丁寧に示してほしいという意見もあった。

裁判所からは、内容や進行が難しい事案を他の裁判官に相談できることのほか、時間に余裕のある左陪席裁判官が文献等を調査できたり、裁判長から説得的な心証開示ができるとの意見があった。さらに、長期化している事件を合議によって適切に進行させることにより、部内全体で手持ちの事件を円滑に進められるという意見もあった。

イ 合議の充実・活用を図る取組の実情

(ア) 裁判所側の工夫等について

裁判所においては、期日前には、主任裁判官が合議メモを作成して、合議をすることで合議体内の認識を共有し、期日後にも、結果メモを作成したり I T ツールを用いたりして、情報を共有しているという紹介があった。

また、単独事件についても、裁判官同士で質問をし合ったり、各裁判官の手元の事件の状況を共有したりしているという意見もあった。

さらに、部総括裁判官が合議事件に注力しやすく、また、主任裁判官が一層イニシアチブを発揮しやすい環境を整えるなどして、合議の充実に向けた意識作りをしているという紹介があった。また、各庁でアンケートを実施したり、研究会等の場を通じて、合議事件における工夫例等を共有しているという紹介もあった。

(イ) 代理人側の工夫等について

弁護士からは、書面を早めに提出するようにしたり、合議体の裁判官用に書面の写しを提出するようにしているという意見があった。

なお、裁判所から弁護士に対しては、合議事件では期日前合議を行うため、書面を期限どおりに提出してもらいたいという意見や、複雑な事件では、双方の主張を集約した共通書面や要約書面を活用するなど準備書面の作成の仕方を工夫するほか、一覧表を作成した場合には、そのデータをファイル共有することにも協力してもらいたいという意見があった。

3 検証検討会での議論

1 争点整理の現状と課題について

(1) 迅速化に対する意識

検証検討会では、平均審理期間の長期化の背景には、そもそも迅速化に対する意識が一部の裁判官・弁護士において高まっていないという面があるのではないかと指摘があった。

この点に関しては、弁護士委員から、比較的短期間で紛争解決ができるADRや労働審判のような選択肢がある中で、訴訟についてはじっくりやろうという意識が利用者側にあるという指摘もあった。

また、第9クールの検証検討会でも取り上げられていた、期限までに準備書面が提出されないことが少ないという問題については、今回の実情調査でも指摘されていたが、弁護士委員からも、1週間前に書面が提出されるのは半分程度であるという指摘もあり、現在も改善が見られない状況が広く存在することがうかがわれた。これに対しては、提出期限を守らなかった弁護士に、裁判所がその理由を述べさせるなど毅然とした訴訟指揮を執り、ITツールを用いるなどして適切な進行管理をすることにより、提出期限が遵守されるようになれば、裁判所も相手方代理人も十分に書面を検討して期日に臨むことができ、充実した審理ができるようになるという指摘があった。さらに、刑事事件の場合には、検察官も弁護士も基本的に期限を守っているのであるから、民事事件においても、期限を守る文化を作るための努力をする必要があるという意見もあった。

(2) IT化・フェーズ1における争点整理の実情

ア IT化の状況

今回の実情調査では、アジェンダ（協議事項）の送付等様々な工夫例が紹介されたが、検証検討会では、それらが単なる備忘メモなのか、それを基に争点整理を進めるものなのかなど、その意味合いや位置付けが裁判体ごと、事件ごとに異なり得るため、裁判所と弁護士との間で共通認識を形成しておくことが必要であるとの指摘があった。

さらに、検証検討会では、IT化・フェーズ1の開始後、少しずつITツールが取り入れられているが、より一層迅速化に資する形で使用していくことが望ましいという感想が述べられた。また、IT化では、これまで積み重ねられてきた工夫の延長線上にツールを位置付けるのではなく、裁判所においても、育児や介護との両立など働き方のニーズの多様化等に対応する働き方改革の観点も加味するなどして抜本的に仕事のやり方を変えていくDXの思想が重要であり、口頭議論を充実させるために、簡単な打合せや情報共有はチャットやメール等で事前に済ませるなど、審理の在り方そのものが変わらないといけないという指摘もあった。

イ 方向性協議等

今回の実情調査では、ウェブ会議等の方法により、審理の最初から実質的な争点整理を行う方向性協議と呼ばれるプラクティスが広まりつつあることが紹介されたが、これに関しては、審理の序盤で争点整理の土俵を形成することは重要であり、裁判所と当事者が主たる争点や主張立証の見通しを共有することで、議論の拡散や五月雨的な求釈明による無用な審理を防ぐことができるなど、有効性を評価する旨の指摘があった。

また、今回の実情調査では、参考事項の聴取や事前照会書の活用についても紹介があったが、これについても、審理の序盤で全体の見通しを持つために有用であるとして評価する旨の意見があった。他方で、相手方当事者の知らないところで裁判所が一方当事者から事情を聴取することについて、他方当事者との関係で留意すべき面もある旨の指摘があったが、これに対しては、事前照会書の内容は、各庁が単位弁護士会との間で内容について協議するなどしており、かつ提出も任意であるなどの配慮がされているとの指摘があっ

た。

2 合議体による審理の現状と課題について

検証検討会では、合議に付すべき事件はおおむね順調に合議に付されており、また、IT化・フェーズ1の開始後は、画面共有をしながら合議をするなど、合議のやり方も更に改善してきているとの指摘があった。また、前半の実情調査先において、合議率が年々上昇し、長期未済事件を中心に付合議が積極的に活用された結果、長期未済率が減少したという報告があったことを指摘した上で、付合議により、事案のポイントや結論に至る道筋が明確になることが少なくなく、審理の促進に役立っているという指摘があった。さらに、付合議に至らない場合であっても、合議に付するか否かの相談の際に、事件の進行等について部総括や他の陪席に相談することで、進行の参考になる面があり、合議に関する議論をポジティブに受け止めているという意見もあった。

もともと、単に合議事件の件数を増やせばいいというわけではなく、陪席裁判官の繁忙度や部に所属している事件全体の進行状況等に配慮しながら、バランスの良い最適な事件処理態勢を検討していくことが必要であるとの指摘もあった。

4 今後に向けての検討

1 IT化・フェーズ1における争点整理について

IT化・フェーズ1の運用開始後一定期間が経過し、即時に、多くの関係者が、双方向のやり取りも含めて、明確な形で情報共有できるという特質を有するITツールを利用した争点整理が定着しつつあるといえる。もっとも、検証検討会でも、より一層迅速化に資する形でITツールを活用していくことが望ましいと指摘されていたところであり、単にITツールを使うだけではなく、これを活用しつつ、どのように審理を的確に進行させていくかを考えていく必要がある。

期日の指定に関しては、方向性協議を活用し、審理の序盤に口頭議論を行うなどして、事案に応じてなるべく早期に主要な争点を確定し、進行の見通しを立てることにより、議論の拡散を防ぎつつ、的確に争点整理を進めることが考えられる。そのためには、裁判所は、当事者からの参考事項の聴取や事前照会書を活用して、有益な情報を収集したり、ITツールを活用して、方向性協議の趣旨を説明し、弁護士に準備を促したりすることが有用である。また、弁護士は、訴状や事前照会書等に必要な情報を盛り込んだ上、十分な準備をして期日に臨むことが必要である。そして、方向性協議以降の争点整理においても、これまでの期日の概念にとらわれず、期日の意義を考えた上で柔軟に期日を設けたり、あるいは期日を指定することなく、ITツールを用いて争点整理を進めることも考えられる。

期日における争点整理に関しては、IT化・フェーズ1の運用開始により、期日間にITツールを用いて容易に連絡ができるようになったことや、ウェブ会議によりコミュニケーションが取りやすくなったことや弁護士の移動の負担が減ったこと、画面共有機能などの利点を活かし、これまで以上に口頭議論を活性化させ、主張及び証拠を整理し、当事者と裁判所の間で認識を共有していくことが重要である。また、口頭議論の結果の記録化に関しては、ITツールを用いて当事者と裁判所の間で共有された認識を明確に可視化することで、確実にメッセージを伝達でき、認識の齟齬を防いだり、後から記憶を喚起することも容易になるなどのメリットがある。

期日間準備については、上記のとおり、ITツールを用いて課題を明確にしたり、各種一覧表を利用できるなど、様々な工夫が考えられる。もっとも、期限までに必要な準備が遂げられなければ期日でやるべきことができないのであり、従前から指摘されていた、期限までに準備書面が提出されないことが少なくないという問題については、ITツールを用いた督促や意識付け等を行うなどして改善を図ることが重要である。

以上のように、争点整理の各場面において、ITツールを手段として活用しながら、迅速化につなげていくことが期待される場所である。

争点整理を充実させるための組織的取組に関しては、裁判所内部では、部や庁を超えて様々な意見交換等の取組が行われており、弁護士会内では、シンポジウムや研修等が行われており、さらに、裁判所と弁護士会との間でも、定期的に意見交換の場が設けられており、引き続き実施していく必要があると考えられる。もっとも、弁護士会での取組については、関心のある会員にしか効果がなく、裁判所とは異なり、全員が共有するのは構造的に難しいという指摘もあったところであり、実務の到達点について弁護士会全体に周知できるよう、裁判所も含めて取り組んでいくことが必要であると考えられる。

2 合議体による審理の現状と課題について

合議体による審理については、バランスの良い合理的な審理・判断が期待できるなどメリットが大きいことについては、裁判所及び弁護士の双方が認識しているところである。このようなメリットを活かし、部内全体で手持ちの事件をマネジメントするという観点も踏まえつつ、ITツールも活用しながら、引き続き、合議強化に向けた取組を進めていく必要がある。



地方裁判所における 刑事通常第一審事件の概況及び実情

1 刑事通常第一審事件の概況

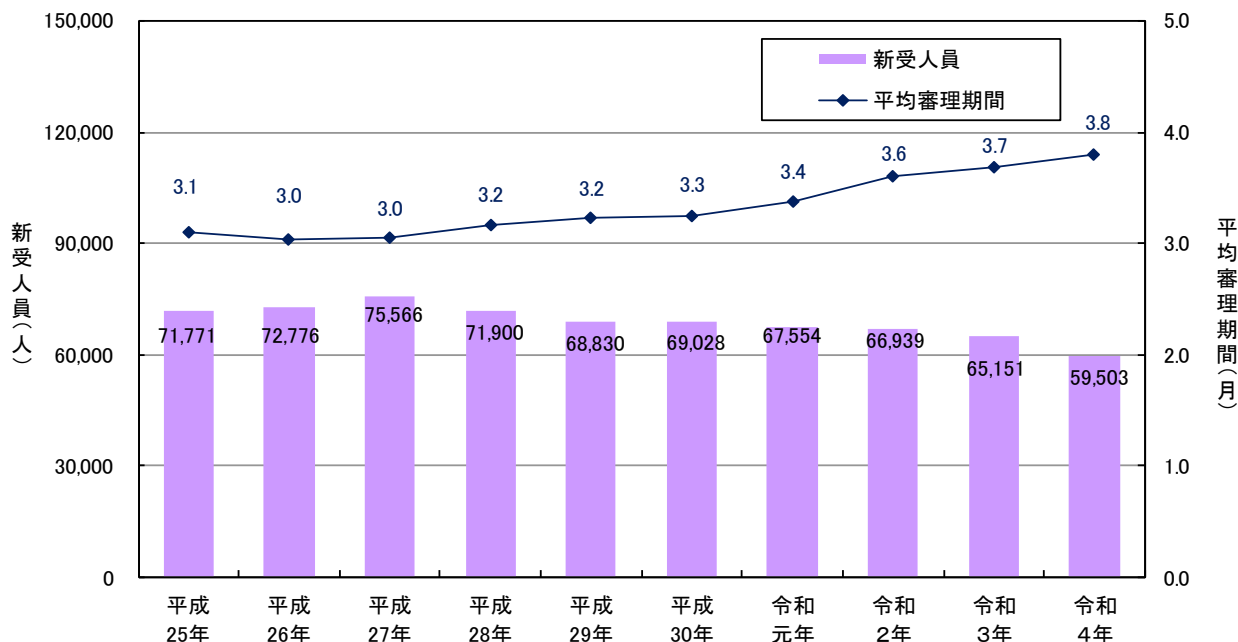
1. 1 刑事通常第一審事件全体の概況

刑事通常第一審事件全体について見ると、事件数（新受人員、終局人員）及び平均審理期間は、平成25年以降おおむね横ばいの状況にあったが、近年、事件数については減少傾向が、平均審理期間については長期化傾向がみられる。平均審理期間のうち、特に否認事件の平均審理期間の長期化傾向が顕著である。

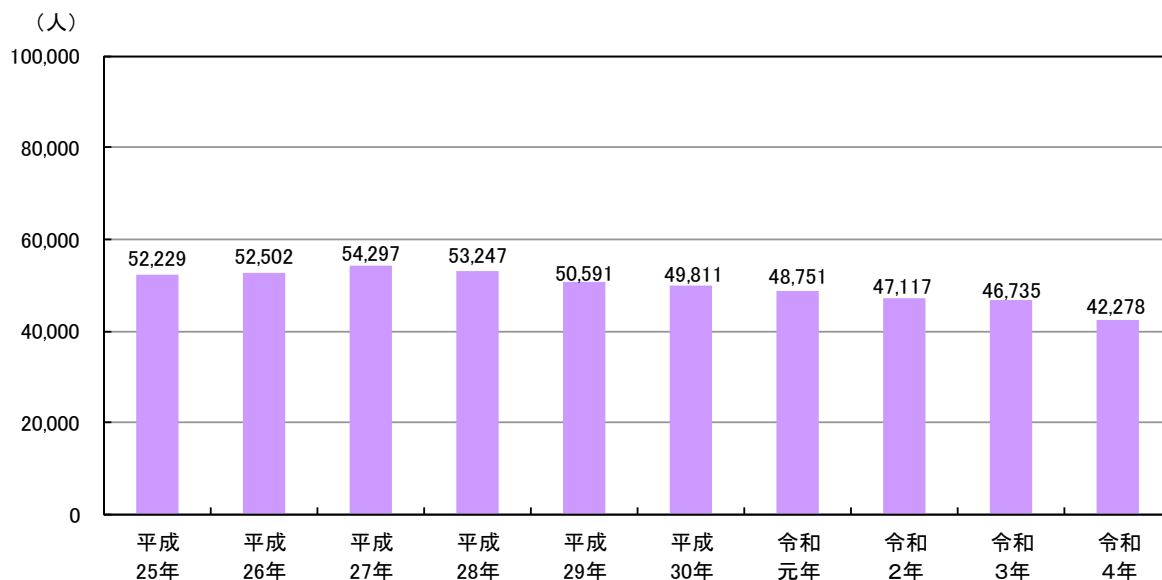
事案複雑等を事由とする長期係属実人員数については増加がみられるが、その余の主な統計データ（否認率、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均証人尋問公判回数、平均被告人質問公判回数等）については前回から大きな変化はみられない。

刑事通常第一審事件¹の新受人員（延べ人員）²及び終局人員（実人員）³の推移については【図1】【図2】のとおりである。いずれについても、平成25年以降おおむね横ばいの状況にあったが、近年、減少傾向がみられる。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移



【図2】 刑事通常第一審事件の終局人員（実人員）の推移



¹ ここでいう「刑事通常第一審事件」とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

² 延べ人員とは、同一被告人について、追起訴があった都度1人として累積計上したものを指す。

³ 実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものを指す。

主要罪名別終局人員については【表3】のとおりであり、前回と同様、窃盗、覚醒剤事犯、交通事犯が目立っている（第9回報告書129頁【表3】参照）。

【表3】 主要罪名別終局人員(実人員)

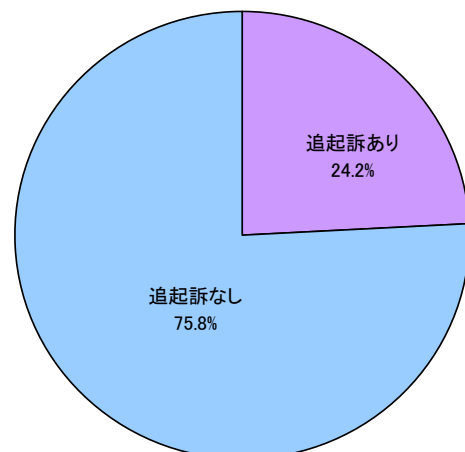
	窃盗	詐欺	傷害	強盗・同致死傷	強制性交等・同致死傷	業務上横領	恐喝	殺人	傷害致死	現住建造物等放火	贈・収賄	業務上・自動車運転過失致死傷	その他刑法犯	道路交通法違反	覚醒剤取締法違反	自動車運転死傷処罰法違反	出入国管理及び難民認定法違反	税法違反	銃砲刀剣類所持等取締法違反	公職選挙法違反	その他特別法犯	
通常一審全体	9,598	3,482	1,747	326	282	261	201	193	86	70	47	31	5,553	5,125	5,005	4,059	1,463	190	78	4	4,477	
うち裁判員裁判対象事件	-	-	4	143	48	-	1	189	86	70	-	-	120	-	31	17	-	-	11	-	-	33

- ※1 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条変更等の場合は、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名であっても、裁判員裁判対象事件として計上される。
- 2 裁判員裁判対象事件のうち、①裁判員法3条1項の除外決定があったもの、②裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
- 3 「強制性交等・同致死傷」には、処断罪が「強盗・同致死傷」及び「集団強盗・同致死傷」のものが含まれる。
- 4 「自動車運転死傷処罰法違反」には、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条から6条の各罪で終局した事件が計上されている。同法の施行日は、平成26年5月20日であり、同法附則14条により、同法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされているため、同日以前の危険運転致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2に係る罪)については、「その他刑法犯」欄に、同日以前の自動車運転過失致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法211条2項に係る罪)については、「業務上・自動車運転過失致死傷」欄に、それぞれ計上されている。

追起訴の有無別割合については【図4】

のとおりである。追起訴のある事件の割合は、前回とほぼ同様(24.2%)であり、全体の約4分の1を占める(第9回報告書129頁【図4】参照)。

【図4】 追起訴の有無別割合



刑事通常第一審事件の概況は【表5】のとおりである。

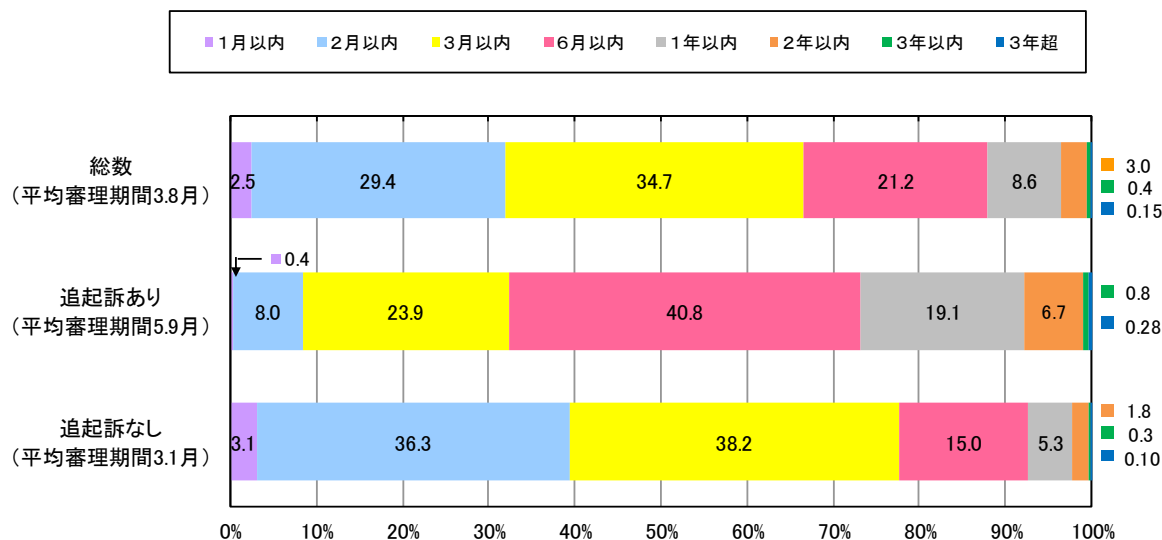
【表5】 刑事通常第一審事件の概況データ

	通常第一審全体	うち裁判員裁判対象事件 ※9、10
終局人員(実人員)	42,278	753
平均審理期間(月) ※1	3.8	13.8
受理から第1回 ※2	2.0	
第1回から終局 ※3	1.8	
審理期間が2年超の事件の割合(%)	0.5	8.2
平均開廷回数 ※4	2.7	5.4
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで) ※5	1.4	
平均取調べ証人数	0.7	3.1
平均証人尋問公判回数 ※6	1.2	2.4
平均被告人質問公判回数 ※7	1.1	1.8
否認率(%)	8.9	52.9
弁護士選任率(%)	99.5	100.0
国選弁護士選任率(%) ※8	84.2	84.5
私選弁護士選任率(%) ※8	17.9	20.6
外国人(要通訳)率(%)	8.1	8.4
鑑定実施率(%)	0.3	7.7
検証実施率(%)	0.01	-

- ※1 平均審理期間は、審理期間区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされている。)に、各区分ごとの事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除する形で算出されている。期間の区分は、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。
- ※2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については※3を参照)を控除して算出している。
- ※3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、※1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。
- ※4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。
- ※5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。
- ※6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※8 国選弁護士と私選弁護士が同時に選任された事件や国選弁護士が解任された後に私選弁護士が就いた事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。
- ※9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- ※10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

追起訴の有無別の平均審理期間については【図6】のとおりである。追起訴のある事件の平均審理期間は5.9月、追起訴のない事件の平均審理期間は3.1月であり、追起訴のある事件の平均審理期間は前回（5.3月）より若干長期化している（第9回報告書131頁【図6】参照）。

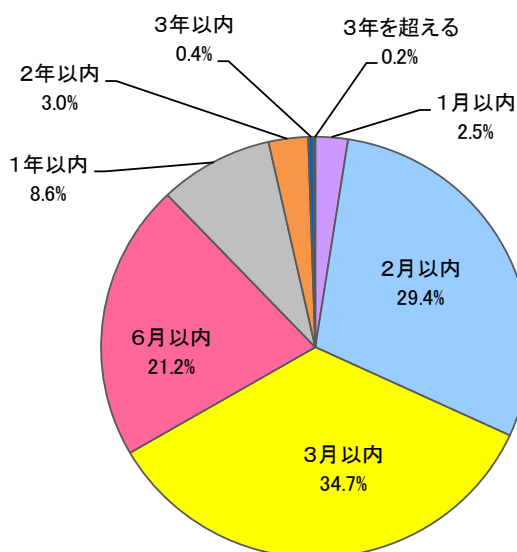
【図6】 追起訴の有無別平均審理期間及び審理期間の分布



※ 総数とは、2つ以上の項目がある場合の各件数を合算したものをいい、例えば、本図のとおり、追起訴の有無別においては、追起訴がある事件数とない事件数とを合算したものをいう。なお、類似の概念である「全体」については、【図11】の脚注を参照

審理期間の分布については【図7】のとおりであり、審理期間が3月以内の事件は、前回（66.8%）より若干減少して66.6%となり、3月超6月以内の事件も、前回（22.1%）より若干減少して21.2%となった。その一方で、審理期間が1年を超える事件は、前回（2.7%）より増加して3.6%となった（第9回報告書131頁【図7】参照）。

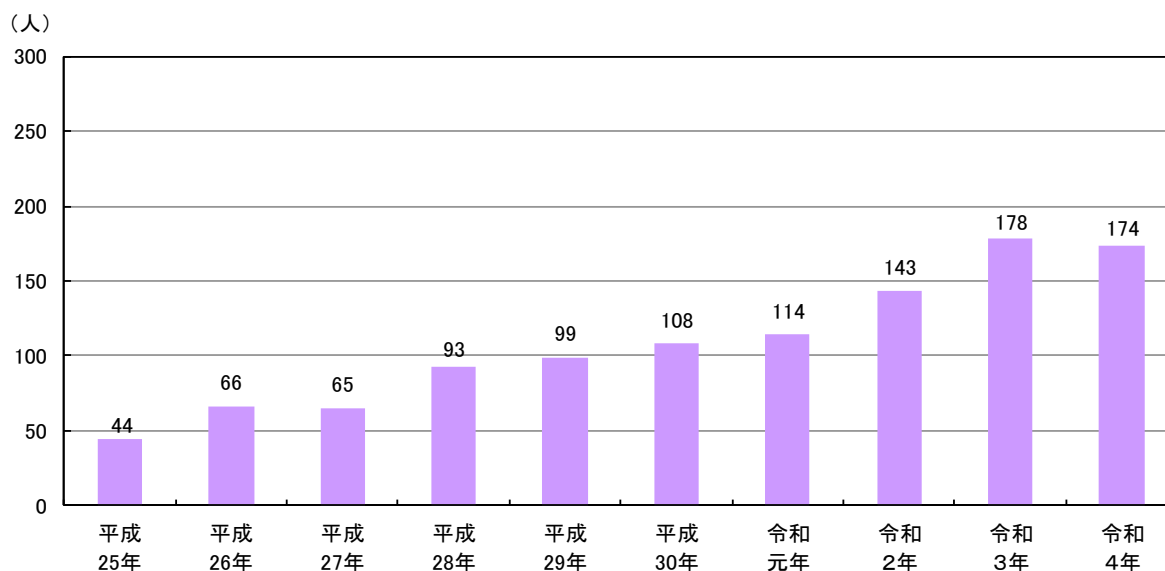
【図7】 審理期間の分布



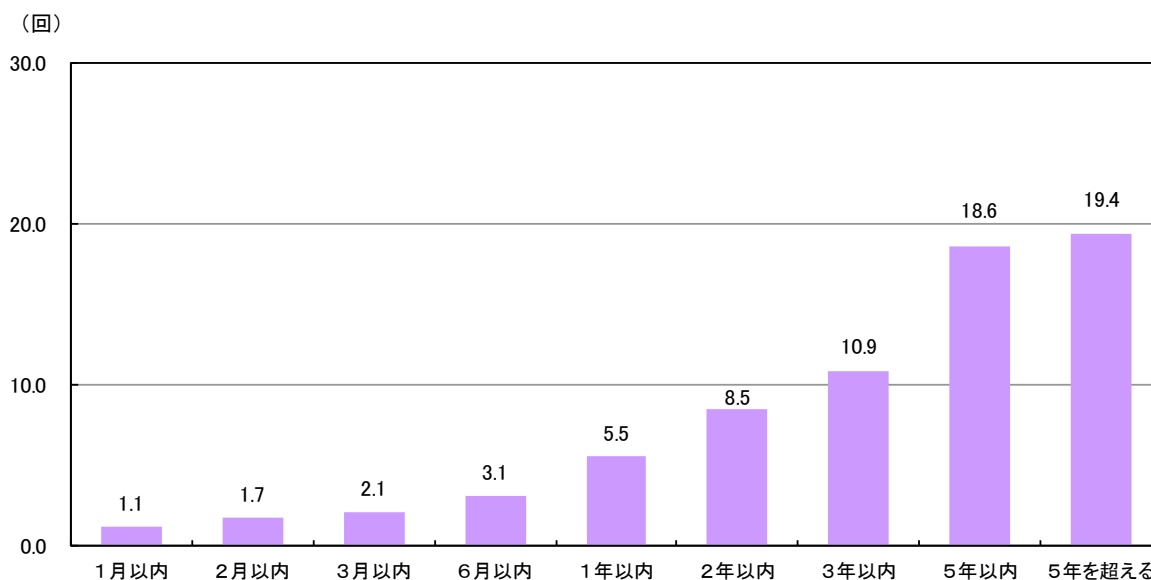
追起訴の有無別で見た審理期間の分布については【図6】のとおりであり、追起訴のない事件では審理期間が2月以内の事件が約4割を占めるのに対し、追起訴のある事件では、2月超3月以内、3月超6月以内の事件が合わせて約3分の2を占めていることは前回と同様である（第9回報告書131頁【図6】参照）。

事案複雑等を事由として2年を超える長期にわたって係属している実人員の推移については【図8】のとおりであり、前回（143人）から31人増加して174人となっている⁴。

【図8】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



【図9】 審理期間別平均開廷回数



平均開廷回数⁵及び平均開廷間隔については【表5】【表10】のとおりであり、いずれも前回からほとんど変化は見られない（第9回報告書130頁【表5】、133頁【表10】参照）。

⁴ 長期係属事件の状況をより詳細に述べたものとして、最高裁判所事務総局刑事局「令和3年における刑事事件の概況(下)」法曹時報75巻3号16頁から37頁(令和3年)。

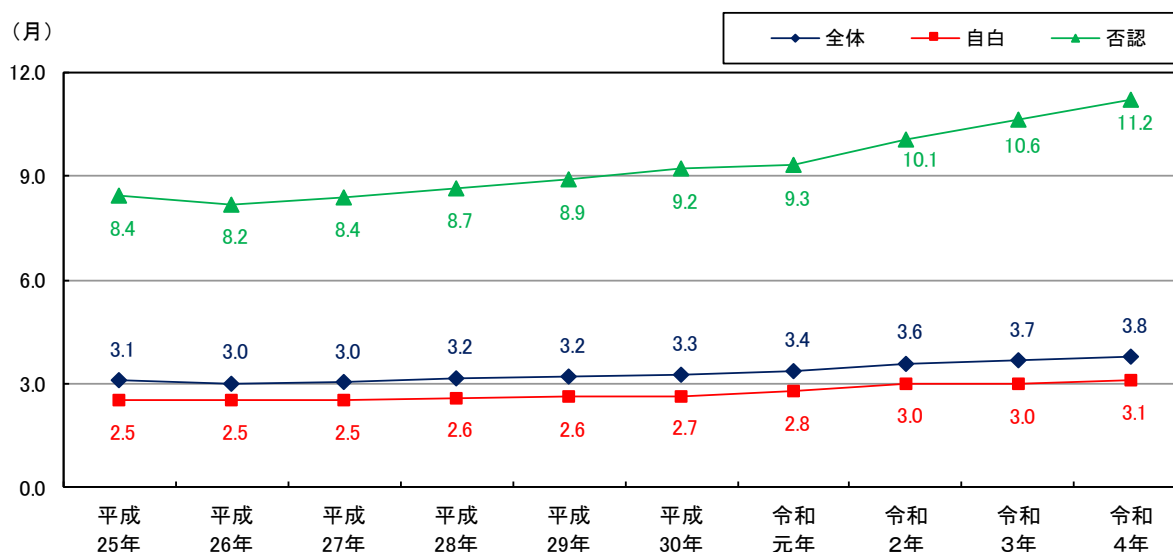
⁵ 開廷回数は、基本的には審理期間が長くなるほど増加する傾向である(【図9】)。

平均審理期間の推移（全体、自白、否認⁶）については【図11】のとおりである。自白事件及び否認事件のいずれについても長期化傾向がみられるが、特に否認事件の長期化傾向が顕著である。

【表10】 平均開廷間隔(全体・自白・否認)

	全体	自白	否認
平均開廷間隔(月)	1.4	1.3	1.7

【図11】 平均審理期間の推移(全体・自白・否認)



※ 全体とは、2つ以上の項目がある場合において、図表に掲載されている項目のほか、図表に掲載されていない項目をも含んだものをいい、例えば、本図のとおり、自白・否認別においては、自白及び否認以外に、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。なお、類似の概念である「総数」については、前掲【図6】の脚注を参照

公判前整理手続に付された人員と付されなかった人員に分けた場合の平均審理期間については【表12】【表13】のとおりであり、公判前整理手続に付された人員の平均審理期間は、前回（総数13.1月、自白9.9月、否認15.2月）より長期化している（総数15.0月、自白10.8月、否認17.9月）（第9回報告書134頁【表12】【表13】参照）。

⁶ 自白とは、終局の段階において全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。否認とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

【表12】 公判前整理手続の有無別の終局人員(実人員)及び平均審理期間

	総数	公判前整理手続に付されなかった人員			公判前整理手続に付された人員				
		自白	否認	その他	自白	否認	その他		
終局人員	42,278	41,349	36,890	3,208	1,251	(2.2) 929	(0.8) 358	(1.3) 559	(0.03) 12
平均審理期間(月)	3.8	3.5	3.0	10.1	1.9	15.0	10.8	17.9	7.4

※1 ()内は公判前整理手続実施率(%)である。

- 2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。
- 3 「公判前整理手続に付された人員」欄の「その他」の12人は公判前整理手続に付されたが、被告事件についての陳述に入らずに公訴棄却、移送等で終局した人員である。
- 4 公判前整理手続に付され、かつ、期日間整理手続にも付された人員が58人ある。

【表13】 自白・否認別及び合議・単独別の公判前整理手続に付された終局人員(実人員)及び平均審理期間

	総数	終局人員	合 議				単 独	
			法定合議	裁判員裁判対象事件		裁定合議		
				裁判員裁判対象事件	非対象法定合議事件			
公判前整理手続	総数	終局人員	929	767	725	42	84	78
		平均審理期間(月)	15.0	14.1	13.6	21.4	24.3	14.4
うち自白	総数	終局人員	358	333	330	3	7	18
		平均審理期間(月)	10.8	10.5	10.6	9.0	23.1	10.7
うち否認	総数	終局人員	559	423	384	39	77	59
		平均審理期間(月)	17.9	17.0	16.5	22.4	24.4	15.7
うち被告事件についての陳述前に移送等で終局	総数	終局人員	12	11	11	-	-	1
		平均審理期間(月)	7.4	7.6	7.6	-	-	4.5
公判前整理手続実施率(%)			2.2	43.2	97.7	4.1	18.7	0.2

※1 裁判員裁判対象事件の公判前整理手続実施率が100%にならないのは、公判前整理手続に付される前に移送等で終局した事件や、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付された事件等があるためである。

- 2 合議単独別の人員は処断罪名を基準として集計しているため、この表の裁判員裁判対象事件には、裁判員の参加した合議体により審理終局したが、終局時の罪名が法定合議事件に当たらない人員は含まれない。
- 3 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- 4 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

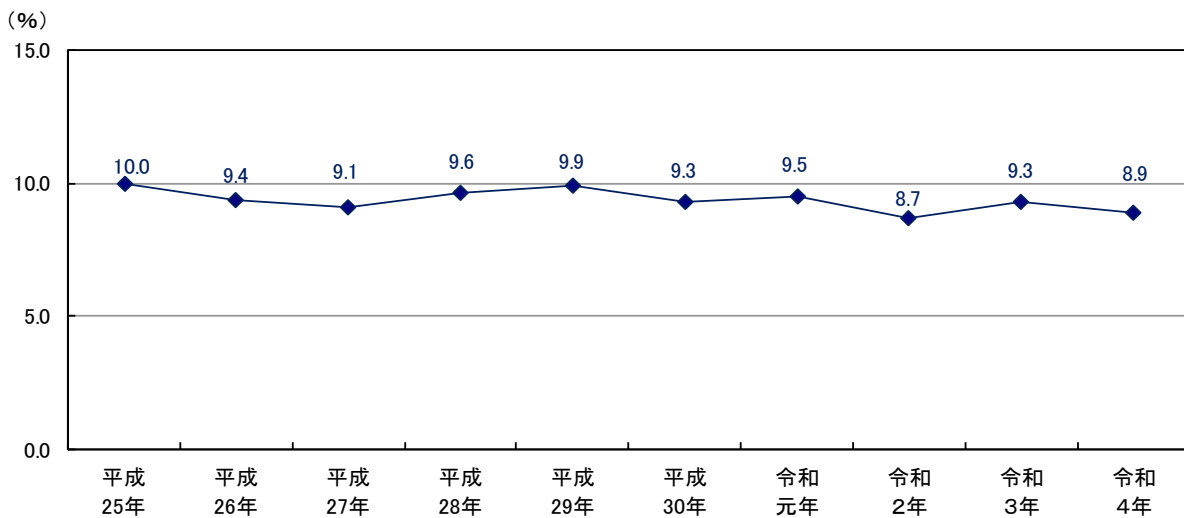
否認率については【図14】のとおりであり、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいの状況にある。

審理の状況に関するその余の統計データを見ると、平均取調べ証人数（0.7人）を始めとして、平均証人尋問公判回数（1.2回）、平均被告人質問公判回数（1.1回）、鑑定実施率（0.3%）、検証実施率（0.01%）といった証拠調べの実施状況については【表5】【表15】【表16】のとおりであり、前回から大きな変化はみられない（第9回報告書130頁【表5】、135頁【表15】【表16】参照）。

なお、弁護士選任率や外国人（要通訳）率は【表5】のとおりであり、弁護士選任率（99.5%）は、前回から変化は見られないが、外国人（要通訳）率（8.1%）は、前回（9.3%）より減少している（第9回報告書130頁【表5】参照）。

控訴率（全体11.5%、自白8.4%、否認42.7%）については【表17】のとおりであり、前回（全体11.9%、自白9.1%、否認40.9%）から大きな変化はみられない（第9回報告書135頁【表17】参照）。

【図14】 否認率の推移



【表15】 平均証人尋問公判回数
(全体・自白・否認)

	全体	自白	否認
平均証人尋問公判回数	1.2	1.0	2.4

【表16】 平均被告人質問公判回数
(全体・自白・否認)

	全体	自白	否認
平均被告人質問公判回数	1.1	1.1	1.6

【表17】 控訴率(全体・自白・否認)

	全体	自白	否認
控訴率	11.5%	8.4%	42.7%

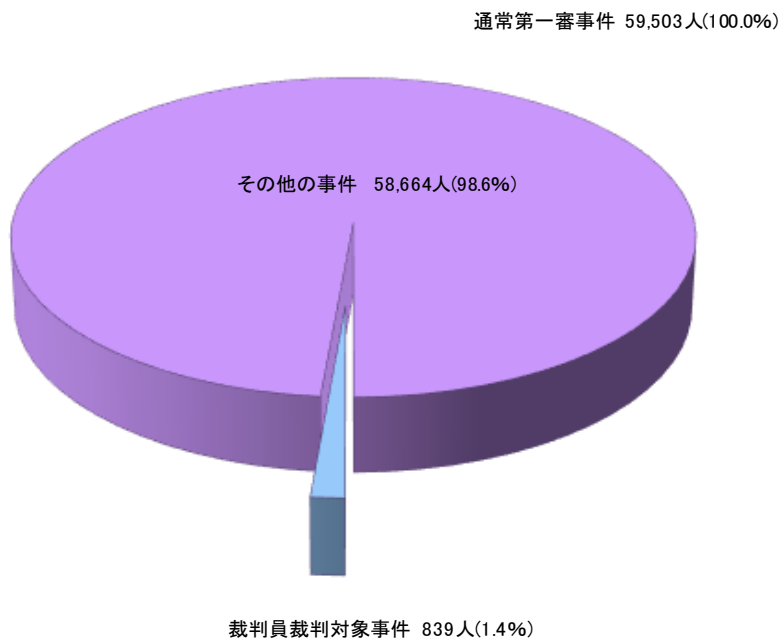
※ 控訴率は判決人員(有罪(一部無罪を含む。))及び無罪人員の合計)に対する控訴人員の割合である。

1. 2 裁判員裁判対象事件の概況

裁判員裁判対象事件の新受人員及び判決人員は、近年はおおむね横ばいの状況にあったが、全体としてみると減少傾向にある。平均審理期間及び審理期間の大半を占める公判前整理手続期間については、いずれも、一時は長期化傾向に歯止めが掛かっていたが、近年再び長期化傾向がみられる。

裁判員裁判対象事件（裁判員法施行後に起訴された同法2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に該当する事件）が全体に占める割合（新受人員での割合）は、【図18】のとおり僅かであるが、現在の刑事訴訟において裁判員裁判の適正・充実・迅速化は最大の課題となっていることから、今回の検証においても、裁判員裁判対象事件に限定した概況の説明を別項目で行うこととした。

【図18】 刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



※1 延べ人員である。

2 通常第一審事件には再審事件を含む。

3 「裁判員裁判対象事件」には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

まず、事件数の動向については【表 19】 【図 20】 のとおりである。新受人員は、平成 28 年まで減少傾向が続き、その後横ばいの状況が続いていたが、前回（1,004 人）から減少して 839 人となっており、近年再び減少傾向がみられる。判決人員についても、前回（905 人）から減少して 738 人となっており、新受人員と同様に、近年再び減少傾向がみられる。なお、【表 19】では、累計の新受人員の多い順に、罪名別の人員数を掲げているところ、強盗致傷、殺人の各罪名が突出して多い傾向が読み取れる。

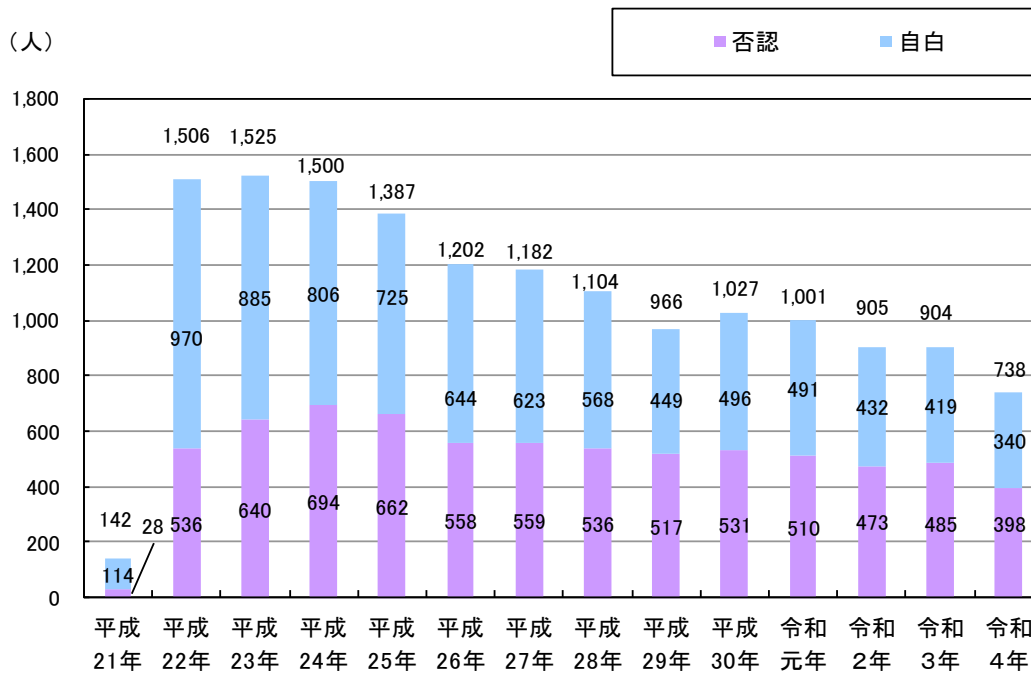
【表19】 罪名別新受人員の推移

	累計	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
総数	17,484	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	1,090	1,133	1,004	793	839
強盗致傷	4,009	295	468	411	329	342	321	290	224	253	281	222	304	136	133
殺人	3,915	270	350	371	313	303	302	303	255	278	250	255	217	220	228
現住建造物等放火	1,719	98	179	167	128	141	136	162	124	105	115	100	97	87	80
覚醒剤取締法違反	1,495	90	153	173	105	105	129	58	67	102	96	252	77	28	60
傷害致死	1,476	70	141	169	146	136	131	107	103	96	82	71	57	82	85
(準)強制わいせつ致死傷	1,371	58	105	105	109	133	131	111	115	90	104	77	90	69	74
(準)強制性交等致死傷	1,162	88	111	137	124	121	91	104	75	65	47	55	47	47	50
強盗・強制性交等	578	61	99	83	59	57	36	34	20	21	24	18	28	23	15
強盗致死(強盗殺人)	415	51	43	37	37	37	27	35	22	19	23	21	33	12	18
偽造通貨行使	299	34	60	30	34	12	4	20	7	13	18	20	5	11	31
危険運転致死	288	13	17	20	27	21	23	28	28	18	7	16	22	25	23
通貨偽造	133	14	18	20	19	17	4	8	6	11	5	5	1	4	1
銃刀法違反	132	13	5	3	4	10	10	15	10	16	16	7	9	5	9
保護責任者遺棄致死	106	7	9	12	4	5	7	5	6	10	11	6	11	3	10
集団(準)強姦致死傷	79	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2	-	-	-	-
逮捕監禁致死	71	4	18	21	1	4	3	2	1	5	4	-	-	-	8
組織的犯罪処罰法違反	55	6	5	-	-	3	14	18	1	7	-	1	-	-	-
麻薬特例法違反	32	1	5	3	2	1	1	11	3	2	1	1	-	-	1
身の代金拐取	31	-	3	-	1	1	1	-	3	1	-	1	2	8	10
拐取者身の代金取得等	30	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2	1	-	22	2
爆発物取締罰則違反	20	6	-	-	5	2	-	2	1	1	-	-	1	2	-
麻薬取締法違反	10	1	3	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-
強盗・強制性交等致死	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
その他	56	3	3	5	2	3	5	10	4	5	2	3	3	7	1

※1 延べ人員である。

- 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
- 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 5 「(準)強制わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷を含む。
- 6 「(準)強制性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷及び平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷を含む。
- 7 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。
- 8 「強盗・強制性交等致死」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦致死を含む。
- 9 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
- 10 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
- 11 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
- 12 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
- 13 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。
- 14 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図20】 裁判員裁判対象事件における判決人員の推移(自白・否認)



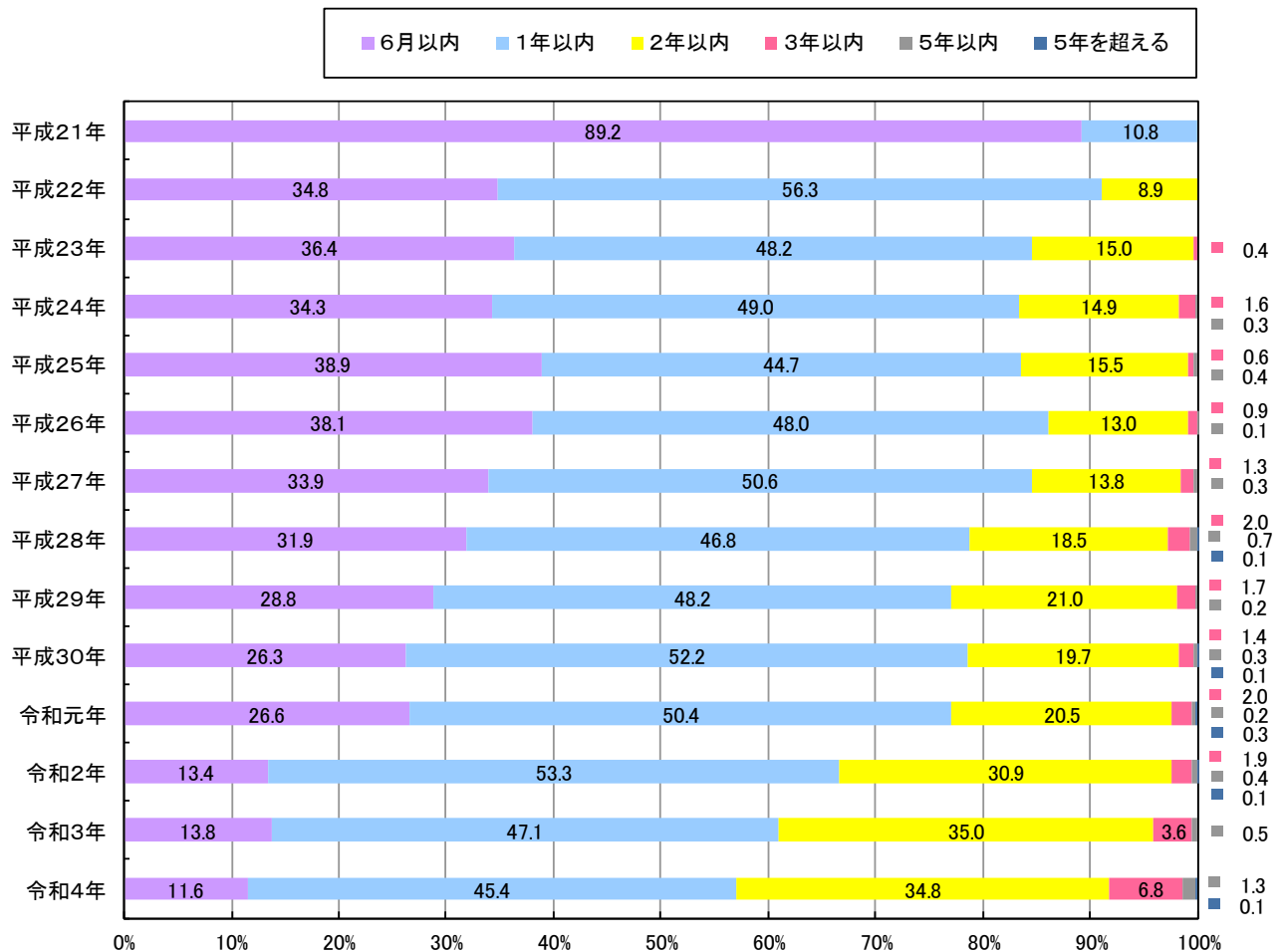
- ※1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

否認率については【表5】 【図20】⁷のとおりであり、終局人員で52.9%、判決人員で53.9%と、いずれも前回と同様、半数を超えている（第9回報告書130頁【表5】、138頁【図20】参照）。

次に、平均審理期間（終局人員）については【表5】のとおり、前回（11.8月）より長期化して13.8月となっており、審理期間が2年を超える事件の割合も、前回（2.5%）より5.7%増加して8.2%となっている（第9回報告書130頁【表5】参照）。審理期間の分布については【図21】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件は、前回（13.4%）より減少して11.6%となった一方で、1年超2年以内の事件が前回（30.9%）より増加して34.8%となった（第9回報告書139頁【図21】参照）。

⁷ 【表5】と【図20】とで、数値に若干相違があるのは、前者には、公訴棄却判決、公訴棄却決定、移送その他による終局人員が含まれるためである（なお、【図20】の注2も参照）。

【図21】 裁判員裁判対象事件における審理期間別事件割合の推移



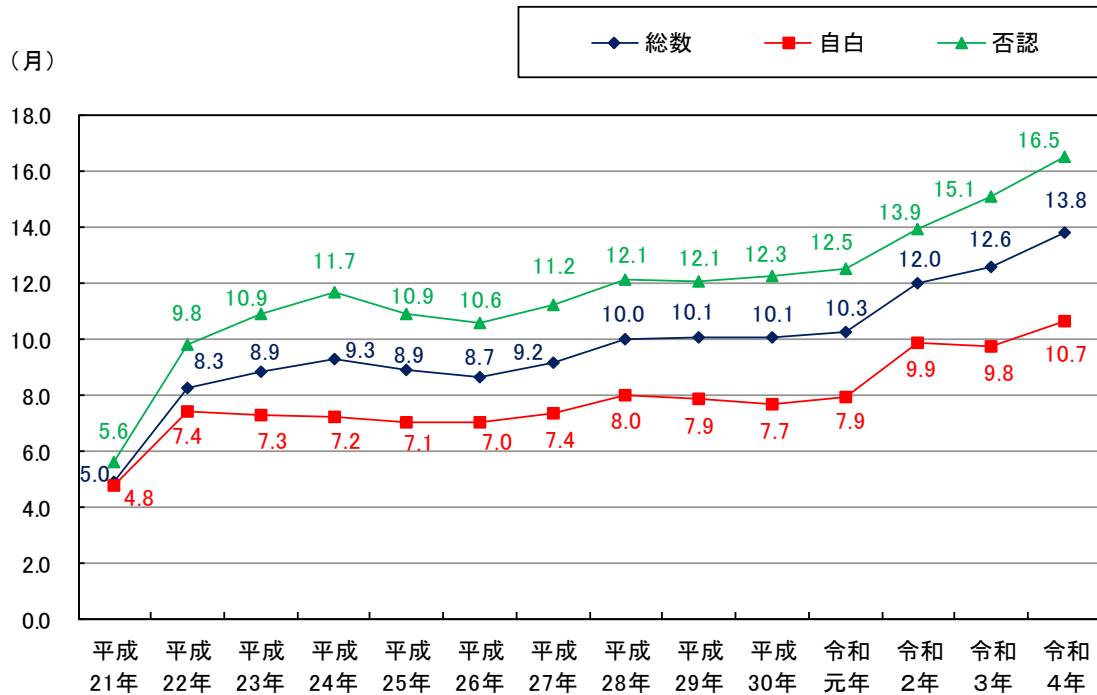
※1 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

平均審理期間（判決人員）は【図22】のとおりであり、公判前整理手続期間の平均は【図23】のとおりである。いずれについても、一時は長期化傾向に歯止めが掛かっていたが、近年は再び長期化傾向となっている。

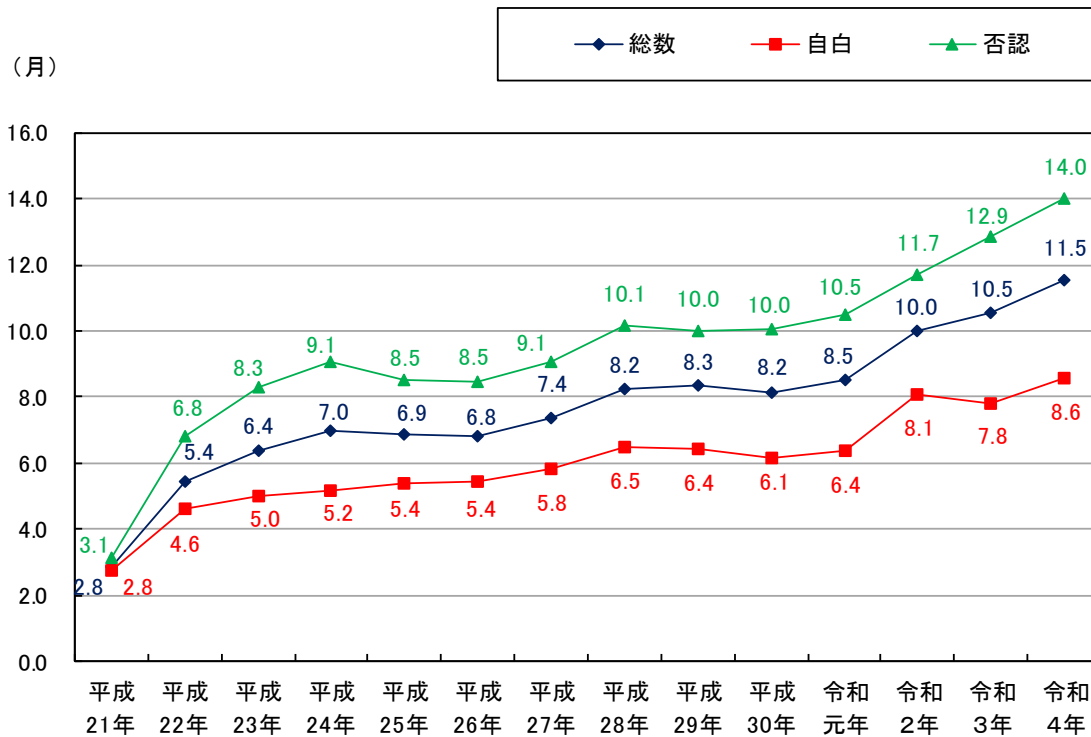
審理期間の内訳をみると、【図24】のとおり、公判前整理手続期間が審理期間の大半を占め、公判前整理手続期間が長期化すると審理期間も長期化する関係にある。更に公判前整理手続期間別の事件割合の推移をみると、【図25】のとおり、前回の令和2年の時点では、手続期間別で長期分の割合が増えた結果、全体的に公判前整理手続期間が長期化しているとみて取れたところ、令和2年から令和4年の3年間で比較してみると、6月以内及び1年超1年6月以内については大きな変動はなく、他方で、1年6月超については大きく増加しているなどといった、前回とはやや異なる傾向がみられる。

平均開廷回数については【表5】のとおり5.4回となっており、前回（4.7回）から若干増加している（第9回報告書130頁【表5】参照）。

【図22】 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移
(総数・自白・否認)

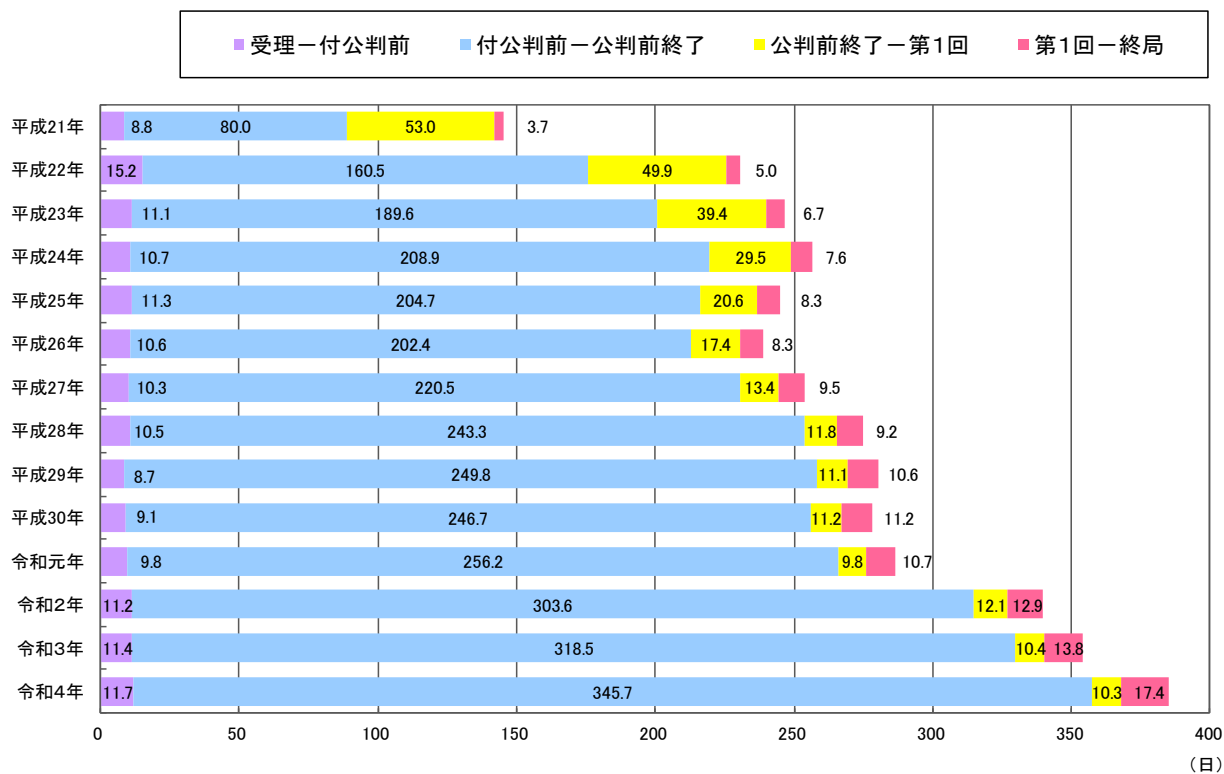


【図23】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移(総数・自白・否認)



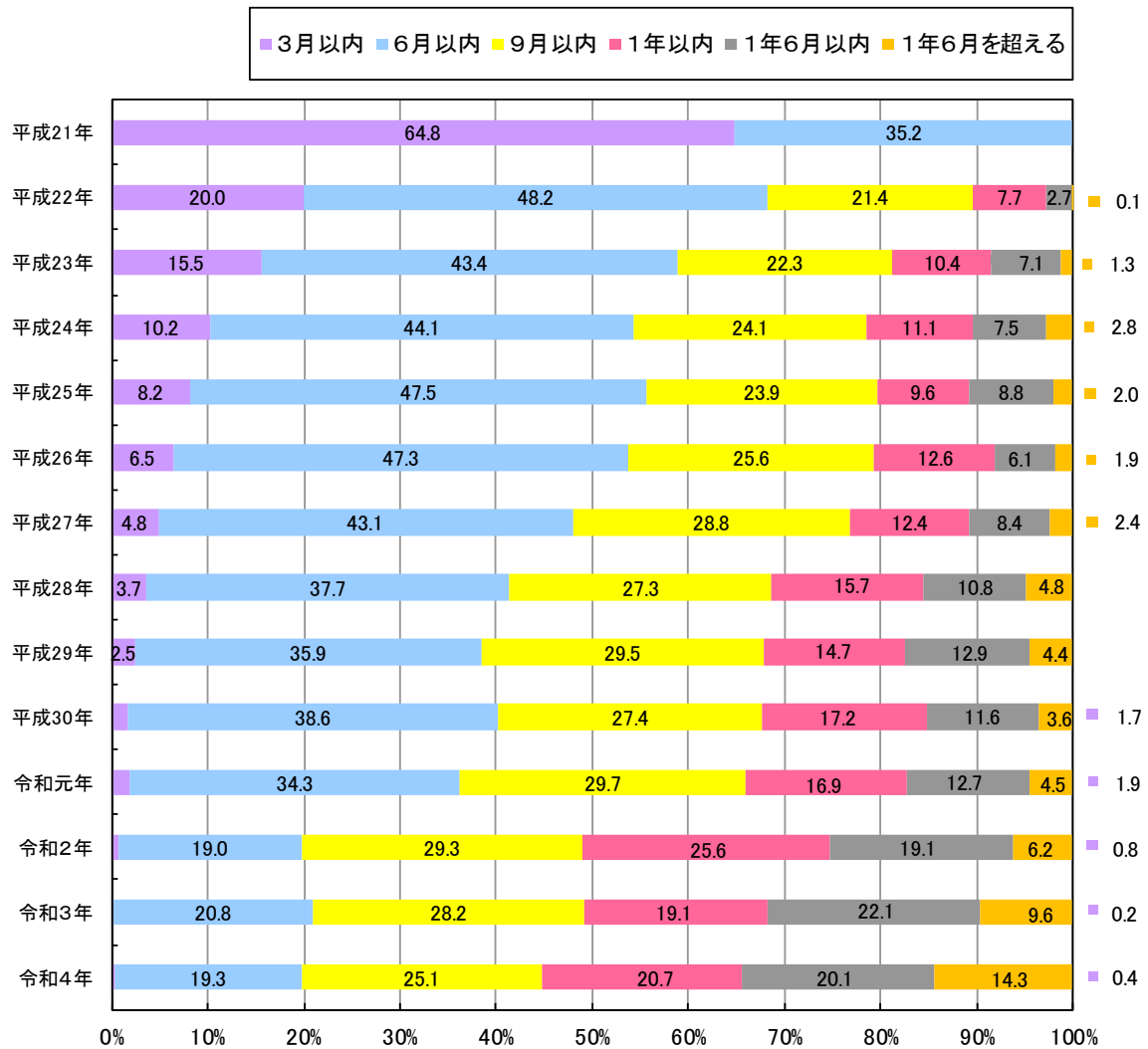
※ 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件で公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

【図24】審理段階別の平均日数の推移



- ※1 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件(例:裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等)を除く。
- 2 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。
- 3 日数の平均によるため、【図22】【図23】の平均審理期間及び公判前整理手続期間の平均とは一致しない。

【図25】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間別事件割合の推移



- ※1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員は裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
- 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
- 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

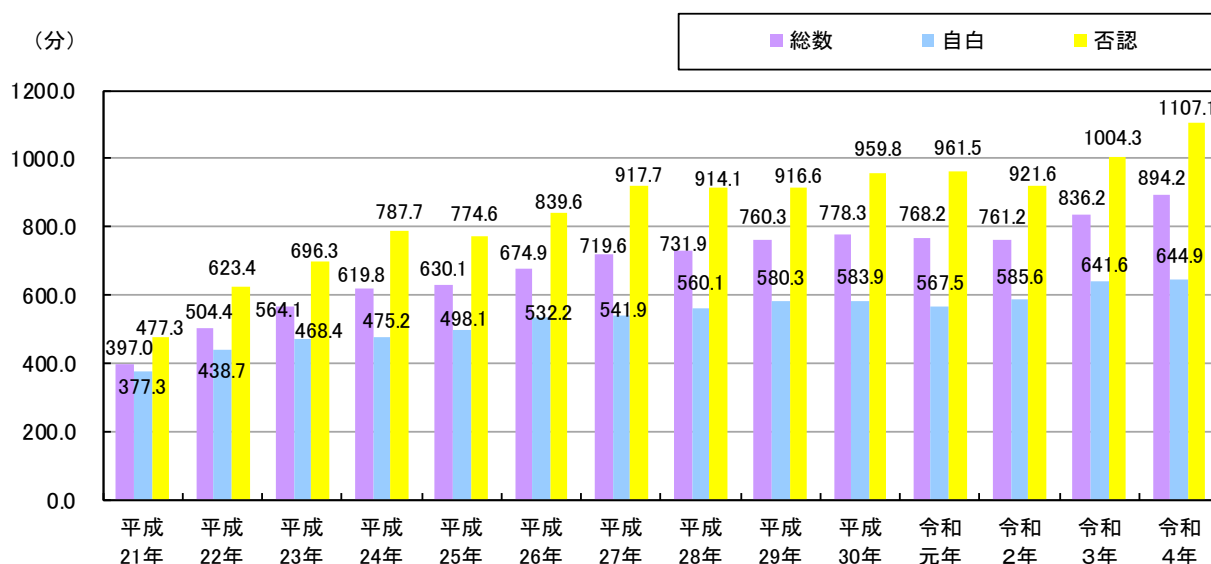
平均評議時間の推移については【図26】のとおりであり、自白事件では、前回(585.6分)より増加して644.9分となり、否認事件についても、前回(921.6分)より185.5分増加して1,107.1分となり、増加傾向にある。

弁護人選任率(100.0%)は、前回とほぼ同様であるが、外国人(要通訳)率(8.4%)は、前回(18.2%)より減少している。また、証拠調べの実施状況については、平均取調べ証人数(3.1人)、平均証人尋問公判回数(2.4回)、平均被告人質問公判回数(1.8回)及び鑑定実施率(7.7%)がいずれも前回(それぞれ2.6人、2.1回、1.6回、6.6%)より増加している一方で、検証実施率(0.0%)に大きな変化は見られない。

(【表5】)(第9回報告書130頁【表5】参照)

なお、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数(その多くは犯情関係と思われる。)は、0.7人となっており、裁判員法施行直後の時期(平成22年は0.4人)より増加している(「裁判員裁判の実施状況について⁸⁾10頁【表8】)。この状況は前回から継続しており、自白事件であっても、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるよう⁹⁾、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われるという運用が一般化したといえる。^{10) 11)}

【図26】 平均評議時間の推移(総数・自白・否認)



※ 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

⁸⁾ この資料は、最高裁判所ウェブサイトから閲覧することができる。

<https://www.saibanin.courts.go.jp/shiryo/index.html>

⁹⁾ 裁判員経験者を対象としたアンケートにおいても、疑問点を直接尋ねることができる、心情・態度等が分かりやすい、信用性の判断もしやすいなどといった理由から、人証の方が書証より分かりやすいという意見が多数を占めた(最高裁判所事務局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」76頁図表41(平成24年)参照)。

¹⁰⁾ もとより、性犯罪の被害者を始めとして、証人の二次被害等への配慮が必要であることは言うまでもない。

¹¹⁾ 統計上は把握しにくいですが、自白事件において、罪体に関する被告人質問を乙号証(被告人の供述調書等)の取調べに先立って実施し、被告人供述が得られて必要性がなくなれば乙号証は採用しないといった方法で、被告人質問の局面でも公判中心主義、直接主義を実質化しようという取組も定着しつつある。

2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

刑事事件については、これまでの報告書において指摘したとおり、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続が長期化しており、充実した公判前整理手続を迅速に行うことが重要な課題となっている。その長期化の要因については、統計数値の分析だけでは把握し難いことから、第8回検証から実情調査を実施し、公判前整理手続の長期化要因や公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について聴取を行った。これまでの報告書では、公判前整理手続の長期化については、事件内容の変化、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていると考えられるとした上で、このうち①事件内容の変化の要因は、科学技術の進展や社会情勢の変化等を背景とするいわば外在的なものであり、訴訟関係者の取組によって直ちに改善を図ることは容易ではないが、②当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮については、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて、公判前整理手続では何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の基本的な在り方について、法曹三者で議論を深め、共通認識を形成していくことで、この要因による長期化を改善する余地があると指摘したところである。

今回の検証においては、これまでの実情調査の結果からの経年変化や、庁の規模や地域性による対比を行う観点から、これまでと同様、公判前整理手続の長期化要因や公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について調査を行うこととし、令和4年3月及び10月に、大規模庁及び中規模庁の地方裁判所本庁各1庁の計2庁の裁判所並びにこれらの裁判所に対応する検察庁及び単位弁護士会に対して実情調査を実施した。

実情調査の結果の要点は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）公判前整理手続の長期化要因等について

ア 事件内容の変化について

事件内容の変化（電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加、否認事件の増加）が公判前整理手続の長期化に影響していることについては、これまでの実情調査とおおむね同様の認識が法曹三者から示された。

（ア）電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加

電子メールやクラウド上のデータ、防犯カメラ映像のような客観的証拠については、性質上、その量が膨大なものとなりやすい上、スマートフォン自体の記憶容量の増加、クラウド利用の一般化、防犯カメラの設置台数の増加などから、更に証拠の量が増えてきているとの認識が法曹三者から示された。検察官の側からは、限られた人員の中で膨大な量の客観的証拠の解析等をするために時間を要する場合もあることが紹介された。また、弁護人の側からも、電子メール等の客観的証拠については、事件に関係するか否かを峻別するのも時間を要することや、開示された証拠が録音・録画の場合、文字情報とは異なり、確認に時間を要し、特に身柄拘束された被告人の場合には接見室で弁護人がパソコン操作をして確認してもらう手間を要することなどから検討に多くの手間と時間が必要となることが紹介された。このように、検察官と弁護人の双方から、電子メール等の客観的証拠の増加が公判前整理手続の長期化に大きな影響を与えているといった意見が出された。他方、裁判所からは、例えば、共謀が争点になる事件ではメールが決め手になるが、必ずしもそうではない事件もあるとの意見や、客観的証拠が決め手になり得る事件であっても、並行して他の争点の準備を進めることによって迅速化を図ることができるため、この種の証拠の増加

が長期化に直結するとまではいえないとの意見もあった。

(イ) 科学的・専門的知見が問題となる事件の増加

責任能力のみならず、法医学等、科学的・専門的知見が問題となる事件が増加していること、弁護士も協力医等に依頼することも増えてきているため、その分当事者双方が証人請求をする事件も増加していることなどの認識が法曹三者から示された。また、このような事件では、弁護士における主張の検討や専門家への協力の取付けに時間を要し、また、その主張・立証の内容によっては、検察官も反論の立証を検討するため、時間を要しているとの認識も法曹三者共通であった。特に、当該分野の専門家が少ない地域においては、専門家の確保や協力を得るための調整に労力を要することがあるとの指摘もあった。

責任能力や死因を争う事件類型においては、鑑定（再鑑定）について、当事者の側から、鑑定の採否を巡る検察官と弁護士との主張の応酬や、裁判所による採否の判断に時間を要するとの指摘があった。これに対し、裁判所の側からは、鑑定の採否の判断に時間をかけることはせず、速やかに採否の判断をすることを意識しているとの紹介があった。また、責任能力が争われる事件については、審理の進め方や判断枠組み等についてある程度法曹三者の間で共通認識ができてきており、例えば、弁護士が協力医からの意見聴取を経るまでもなく、法律家としての視点に立脚して、起訴前鑑定の基礎資料に問題があるなどとして鑑定請求する事案もあるなど、以前と比べるとプラクティスが確立してきているとの指摘があった。他方、死因など法医学の専門的知見が問題となる事件については、責任能力が問題となる事件のように判断枠組みが整理されておらず、専門家の知見も多岐にわたり、プラクティスの蓄積が少ないため、法曹三者で共通のイメージを持ちながら進めていくのが難しいとの意見が出された。

(ウ) 捜査段階で黙秘する事件の増加

捜査段階で黙秘する事件が増加しているとの認識が法曹三者から示された。もっとも、黙秘することそれ自体で長期化するわけではなく、公判前整理手続における当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮次第であるとの認識が法曹三者から示された。すなわち、検察官や裁判所の側からは、捜査段階で黙秘でも、弁護士が公判前整理手続の初期に主張を明示すれば長期化することはないが、黙秘が継続し、主張が明らかにならないと長期化するとの指摘があった。また、弁護士の側からは、捜査段階から黙秘することにより、被告人の捜査段階での供述と被告人から聞き取った内容のそごを確認したり、問題がある供述がある場合に、その供述に至るまでの取調べの録音録画を確認したりする必要がなくなるため、一概に長期化に結びつくものではないとの指摘があった。一方、検察官が想定していなかったような主張が弁護士から出され、検察官において補充捜査が必要になると、公判前整理手続が長期化するとの指摘もあった。

イ 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について

(ア) 証拠開示

証拠開示については、上記のとおりデジタル証拠は膨大に及ぶことがあり、捜査機関における解析、検察官による開示の弊害の検討、紙での謄写、弁護士による分析の各段階で長期化するとの認識が法曹三者から示された。また、弁護士の側から、①任意開示の内容が必ずしも十分なものであるとは限らず、必要な証拠が全て開示されたことを確認するために類型証拠開示請求や争点関連証拠開示請求を行う必要がある、②開示証拠と証拠一覧表との対応関係が示されておらず、その確認に時間を要するとの指摘があった。これに対し、検察官の側からは、①弁護士が起訴後に幅広く証拠開示を受け、全ての証拠に合致して被告人にとって最も有利なストーリーを主張するというケースセオリーの手法を取る場合、類型証拠開示請求を重ねた上で、予定主張記載書面を段階的に提出して、これと併せて数回にわたって争点関連証拠開示請求が行われることも少なくなく、そのような場合には、公判前整理手続が長期化するとの指摘や、②証拠一覧表が証拠と紐付きになれば迅速化に資するとの意見に対し、そもそも明示が義務付けられておらず、証拠一覧表を早期かつ正確に交付しようとする、標目のみの記載の対応となるとの指摘や、弁護士から個別に証拠の内容について問われれば、個々の事案に応じて口頭で答えたり、一覧表に鉛筆書きで対

応関係を付記したりすることもあるが、一覧表作成から付記することは迅速性の点で問題があるとの指摘があった。

(イ) 主張整理等

主張整理についてみると、検察官の側からは、①弁護人の予定主張がなかなか明示されず長期化する、②予定主張が概括的なものにとどまる場合、例えば「公訴事実は全て争う」との主張のみの場合、間接事実型の事件において、検察官が主張する個々の間接事実について反論を明示しない場合等には、検察官として求釈明を行って対応せざるを得ず、そのやりとりによって長期化する、③結局弁護人の主張が具体化されないと、検察官は考えられるあらゆる主張に対する手当を網羅的に行わなければならない、その分公判が長期化し、ひいては裁判員に対して審理のポイントも伝わりにくくなるといった意見や、裁判所が検察官の主張する間接事実を推認力が低いという理由で取下げを促すことについては苦々しく思うことがあるとの意見があった。他方、弁護人の側からは、①検察官が弁護人に対して間接事実の認否を求釈明することが増えている、②例えば、精神科への通院歴のある被告人の責任能力を争う場合等、当事者のどちらからどの程度主張するのか当事者間にかみ合わないことがあるといった意見があった。また、裁判所の訴訟指揮については、弁護人の側からは、裁判体によっては、検察官と弁護人の主張を過度に細部までかみ合わせようとするところがあるという指摘があり、検察官の側からは、むしろ裁判所においては、立証命題との関係で当事者双方の主張がどのように論理的に関係し、必要性があるのかといった点も含め、もっと積極的に争点整理すべきとの指摘があった。これらの意見に関し、裁判所の側からは、公判前整理手続では、証拠調べの範囲を決めて、審理計画を立てられれば足りることから、あまり細かく争点整理を行わないという裁判体と、当事者間で認識を共通化させるため、比較的細かく主張のかみ合わせを行うという裁判体があった。ただし、前者の裁判体でも当事者間で認識が大きくずれないように当事者同士では問題意識を交換するよう促しており、後者の裁判体でも不必要な求釈明は答える必要はないと裁判体において交通整理をしているとの紹介があった。

ウ 現状に対する評価

被告人の迅速な裁判を受ける権利や、証人の記憶が減退しかねないことなどを踏まえ、公判前整理手続を迅速に進めることが望ましいことについては法曹三者の意見がおおむね一致していた。もっとも、弁護人の側からは、被告人の防御のためには十分な検討が必要であるとして、時間がかかるのはやむを得ないといった意見もあった。このほか、個々の裁判員裁判が終了した後に当該事件を担当した法曹三者が集まって振り返りの会をすると、もう少し迅速化できたことが明らかになる事件は少なくない、やるべきことはやっているつもりだが、なお目指すべきところはある、ここ一、二年審理期間が長期化しているのは新型コロナウイルス感染症の影響であり、その影響を脱し切れていないといった意見があった。

(2) 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について

ア 個々の事件において採られている方策

(ア) 起訴後早期の打合せ

公判前整理手続の充実・迅速化のための方策として従前から行われている、起訴後早期の打合せについては、弁護人からおおまかな主張の見通しや問題意識について聴取したり、これに応じた証拠の任意開示を検察官に促したりすることで、手続を促進することができるなど、一定の意義があることについて、法曹三者の間で共通の認識が示された。もっとも、当事者の側からは、あまりに早期だと弁護人から何も言うことができず、単なる顔合わせになってしまうとの意見があった。これに対しては、裁判所の側から、打合せを単に早期に行うことそのものを目的としているわけではなく、当事者の要望を聞きながら、事案ごとに打合せの時期や内容を検討しているとの意見があった。

(イ) 公判期日の仮予約

同様に従来から行われている公判期日の仮予約については、証人予定者や審理の規模が明らかになった

段階でできる限り早期に公判期日の仮予約をすることで、仮予約した日程に向けて集中して準備を進めることができるので、迅速化に資する取組であること、ただし、これはあくまでも「仮」のものであり、当事者の準備状況に合わせて柔軟に予定の変更を行うことを前提とするものであることにつき、法曹三者の間で認識が一致していた。

(ウ) 口頭議論

公判前整理手続期日において、当該事件のポイントとなる部分がどこにあり、そのために必要な証拠が何であるかについて口頭で議論をすることは、法曹三者間で共通認識を得るために有用であることは法曹三者の間で認識が一致し、迅速化にも資するものであるとの意見もあった。また、裁判所の側からは、当事者が書面を提出するには時間がかかるが、主張のおおよその方向性について口頭で確認し、必要な部分だけ書面を提出してもらおうといった工夫も紹介された。さらに、裁判所から予め期日で協議する事項について連絡をすることで、それぞれが事前に準備して活発な議論ができるとの意見も法曹三者から共通して出された。

(エ) その他

このほか、裁判所の側から、書面の提出管理については、書記官が、裁判体が次回期日に何をするつもりかを把握した上で、公判前整理手続期日に当事者に提出を促すなど、書記官の積極的な関与の在り方について紹介があった。

イ 個々の事件の処理を超えて採られている方策

いずれの地域においても、法曹三者の間で、裁判員裁判に関係する事項全般を対象として自由な意見交換を行う協議会ないし意見交換会を年に数回定期的に開催しているところ、その議題としては、専門的知見を要する事件を適正かつ合理的な期間内に実施するための工夫等、裁判の迅速化に関するものも繰り返し取り上げられていることが紹介された。このほか、裁判所と検察庁又は弁護士会との二者の協議会や、部総括裁判官・公判部長検察官・刑事弁護委員会のシニア層での協議会、若手の法曹三者での勉強会など様々なチャンネルで意見交換をしていることが紹介された。このような協議会等については、法曹三者が事件を離れて率直に意見交換を行うことを通じて、公判前整理手続の充実・迅速化に関する共通認識が形成しやすくなるといった意見があった。

また、法曹三者の間の取組として、個々の裁判員裁判が終了する都度、当該事件を担当した法曹三者が集まって振り返りの会が設けられており、その中では、公判前整理手続の進行や期間についても率直な意見交換が行われ、当該事件で生じたあい路を乗り越えるための方法について議論が及ぶこともあることなどが紹介された。検察官の側や裁判所の側からは、振り返りの結果を庁内で集積、共有し、今後の事件に活かすことができるようにしていることが紹介された。

さらに、各庁における取組として、裁判所の側からは、庁内のみならず高裁管内の他の地裁との間で、裁判員裁判対象事件の具体的な事例を基にした議論を定期的に行っていることが紹介された。また、検察官の側からは、公判部長検察官が平成30年に発表された公判前整理手続に関する司法研究（『裁判員裁判において公判準備に困難を来した事件に関する実証的研究』）の内容を踏まえた講義をした上で勉強会を開催し、その録画データを管内の検察官に送付して共有するなどの取組も紹介された。弁護士の側からは、裁判所や検察庁に比べて組織的な取組を行うことが困難であることや、事件数との関係で一人の弁護士が積むことのできる経験に限りがあることなどを踏まえ、単位弁護士会内での研修を充実させるとともに、二人目の国選弁護士については裁判員裁判の経験のある弁護士となるように努めるなどの取組を行っていることが紹介された。

3 検証検討会での議論

1 公判前整理手続の長期化要因等について

(1) 事件内容の変化について

検証検討会では、電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加などの事件内容の変化が長期化に影響を与えていることが改めて確認された。この点に関し、供述に頼るよりも客観的証拠をできる限り重視しようとする流れは基本的に正しいものであるし、従前であれば立証できなかったものが専門的知見を用いて立証できるようになった例もあるかもしれない、いずれもある程度時間がかかるものであるとの意見が出された。他方、客観的証拠や専門家の意見で全部立証しようとする時間がかり裁判員も分かりにくいということが起きかねないという観点から、客観的証拠や専門家証人の必要性を見極めることが必要であるとの意見もあった。また、このような事件内容の変化はいずれも法曹三者の取組を通じて直ちに改善を図ることは容易ではないとの指摘があった。他方、客観的証拠の増加については、客観的証拠が膨大であったとしても、並行して他の争点の準備を進めるなど法曹三者の取組によって迅速化を図られている例があるとの指摘もあった。また、将来的に証拠開示のデジタル化が実現すれば改善が期待できる部分もあるのではないかと意見が出された。

科学的・専門的知見が問題となる事件については、当該分野の専門家が少なく、専門家の確保や協力を得るための調整に労力を要することもあり、その背景には法曹三者のみでは解決し難い制度的・社会的な要因等もあるが、そのような現実の中でも、検察官と弁護士とが一緒に専門家を訪ねて話を聞いてくるなど、地域の実情に応じて法曹三者において円滑な進行のために工夫できるのではないかと意見が出された。責任能力が争われる事件については、精神鑑定の要否の判断も含めて、公判前整理手続の進め方やプラクティスが確立してきているが、それ以外の科学的・専門的知見が問題となる事件についてはプラクティスが確立していないため長期化しがちであり、個別性が強く類型化が難しいものの、事案を積み重ねる中で類型化ができないか検討を続けていくことが必要であるとの意見が出された。

(2) 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について

今回の実情調査を踏まえても、当事者はどの程度主張を明らかにすべきか、裁判所はどの程度詳細に争点を整理すべきかといった公判前整理手続の運用の基礎となるべき点について法曹三者の間で共通認識ができていないことが長期化に影響していることが示されているとの意見があった。また、刑事事件では、検察官は、弁護人にできる限り主張を具体化するよう要望し、他方、弁護士は、最小限の主張しか明らかにしたくないなど当事者双方の意向が食い違うことも多いところ、当事者間で対話を重ねてその溝を埋める努力をすべきとの意見があったほか、裁判所において、事案に応じて主張の明確化の程度について方針を示し、これに即して当事者双方を説得するなどして共通認識を図っていくべきとの意見もあった。

また、最近、裁判所の判決が結審から1週間後、1か月後になっているが、そもそも公判で心証を取り、評議し、判決を言い渡すという公判中心主義に立脚すべきはずなのに、上級審で覆されないようにするためか精緻な判決を長い時間をかけて書いているのではないかと、そのような判決が書けるように公判前整理手続も精緻で長くなっているのではないかと感じる、そのような裁判所の意識を変え、以前のように迅速化への思いを強くすべきであるとの意見があった。

2 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について

従前から実践されている、起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約、裁判員裁判終了後の法曹三者による振り返りの会等の取組は、有効であると評価しており、司法研修所における研究会においても民事の裁判官からも評価されていたとの意見があった。一方で、起訴後早期の打合せを、なぜその時期に、何を目的として行うのかについて、事件内容等も踏まえて考え、目的意識をもって運用すべきであるとの指摘も

あった。

また、振り返りの会は、運用として定着しているものの、形骸化しているのではないかという懸念があり、この機会を明確に目的設定した上で活用することが必要であるとの指摘があった。具体的には、法曹三者が互いの立場を理解して共通認識を形成することは有意義であり、そのためにはざっくばらんに当該事件の苦勞話を披露しあうことも有用であるとの意見や、当該事件における長期化の原因究明やその解決策を具体的に議論できる貴重な機会であり、振り返りの会のたびにこのような事項を話題とすることも考えられるとの意見があった。

法曹三者の勉強会や研究会も有意義であるが、そのような会に出席しない者にもその内容やそのような機会の有用性を広めていく努力を続けなければならないとの指摘があった。

4 今後に向けての検討

前回までの実情調査では、公判前整理手続の長期化については、事件内容の変化、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていると考えられること、事件内容の変化は、公判前整理手続の長期化に大きな影響を与えていることがうかがわれるものの、客観的証拠の増加や科学的・専門的知見が問題となる事件の増加といった、社会情勢の変化や科学技術の進展等を背景とするいわば外在的な要因に対して、訴訟関係者の取組により直ちに対処することが容易ではないこと、公判前整理手続を充実かつ迅速なものとするためには、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮を改善していくことにより対応することが相当であることが確認されてきたところであるが、今回の実情調査によっても、このことが裏付けられた。

そこで、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮について更に考察すると、今回の実情調査の結果によれば、公判前整理手続において、当事者の主張をどの程度かみ合わせるか、当事者のどちらからどの程度主張するかといった点について、法曹三者の間で必ずしも認識が一致しておらず、その結果主張等の整理に時間を要して長期化している事案があることがうかがわれたところである。そうすると、引き続き、法曹三者の間で、公判前整理手続では何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の運用の基礎となるべき点について、共通認識を形成していく必要があると考えられる。

また、このような共通認識を得るためには、個々の裁判員裁判が終了した際に行われる振り返りの会を活用し、法曹三者で当該事件での実情を披露しあって相互理解を深めるとともに、話題として長期化の要因や解決策を積極的に取り上げて具体的に議論することが有用であろう。また、その結果を今後の事件にも活用できるように各庁・会で集積することや、法曹三者間で定期的開催される研究会において、この問題を意識的に取り上げるとともに、その結果を、各庁・会内で広く共有することが必要と考えられる。

また、従前から個々の事件において実践されている、起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約、口頭議論等については、他分野の裁判官も参加して開催された司法研修所の研究会において、他分野の裁判官からもその有用性が指摘されたところである。一方で、実情調査の結果によれば、このような従前からの取組が時日を重ねて形骸化しているおそれもうかがわれるため、これらの取組の趣旨目的に立ち返りつつ、更に工夫を重ねる必要があるといえる。また、例えば、民事分野においても口頭議論の活性化について議論されており、「ノンコミットメントルール」のような民事分野において意識的に取り組まれている方策もある。これに限らず、法曹三者において視野を広くし、他分野での審理の充実・迅速化に向けた取組や、その根底にある発想を参考にしつつ、今後の取組を進めることも有用であろう。

以上からすると、公判前整理手続の長期化を防ぐためには、法曹三者の間で、現状に危機感を持ち、公判前整理手続が長期化することの弊害や、充実・迅速化に向けた改善の必要性を改めて認識し、公判前整理手続の在り方について更に議論を深め、認識を共有するとともに、そのための具体的な方策についても検討し、共有していくことが有用であるように思われる。



**家庭裁判所における
家事事件及び人事訴訟事件の
概況及び実情等**

1 家事事件の概況

1. 1 家事事件全体の概況

家事事件¹のうち別表第一審判事件の新受件数は、前回とほぼ同様に、主として後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件の増加の影響で増加傾向にある。

別表第二事件の新受件数は、調停事件を中心におおむね高止まり状態にあり、平均審理期間は、緩やかに長期化している。このうち、調停事件の平均審理期間については、令和2年に大きく長期化したのが、令和4年は前年と同様となり、審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が増加に転じた。令和4年にそれまでの平均審理期間の長期化傾向が一段落した要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れつつあることが考えられる。

一般調停事件については、新受件数が減少傾向にある中、平均審理期間については、令和3年までは長期化傾向にあったが、令和4年には減少に転じ、審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が増加している。令和3年までの傾向については、前回と同様、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していることに加え、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響しているのではないかと考えられる。他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れつつあることが考えられる。

終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られないものの、別表第二調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（15.0%）より1.7%増加して16.7%となっており、一般調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（11.9%）より3.8%増加して15.7%となっている。これは、前回指摘されているとおり、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によるものと思われる。

○ 別表第一審判事件

別表第一審判事件の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、令和4年における既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりである。

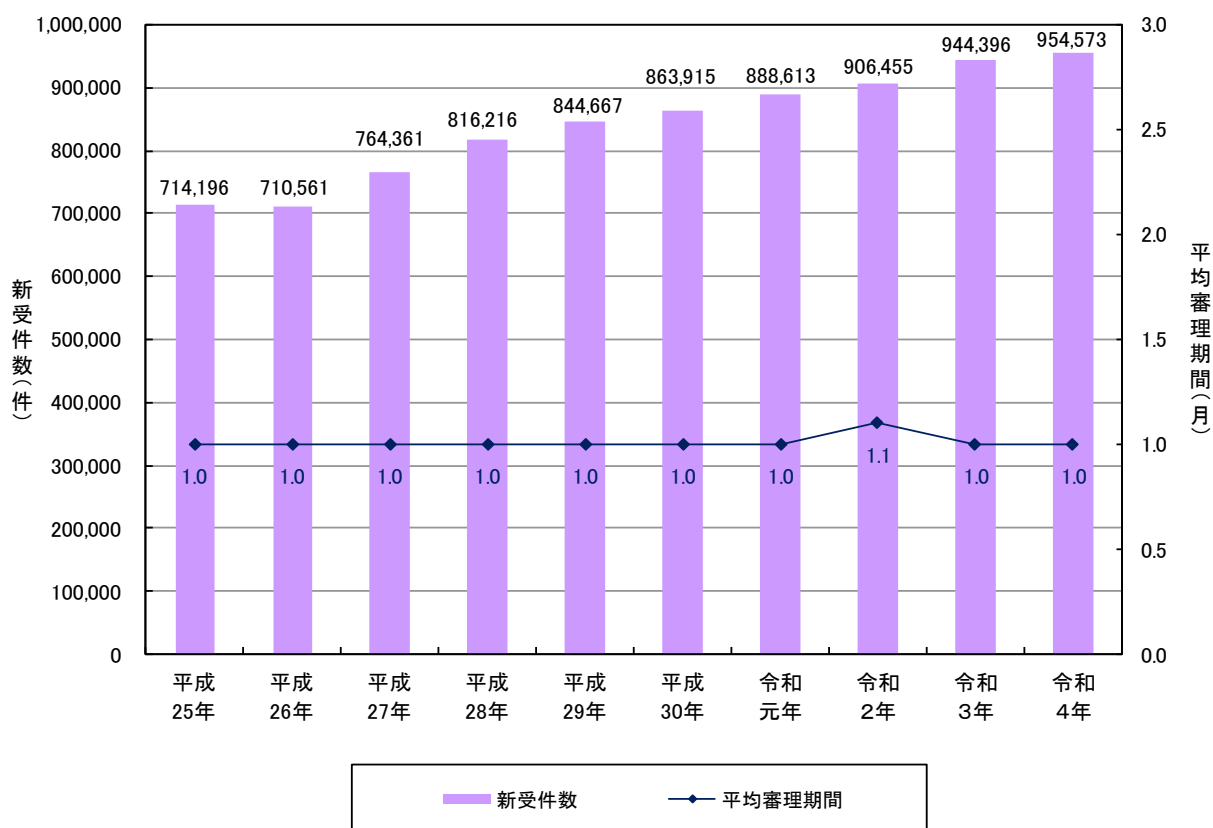
¹ 本報告書で取り上げる「家事事件」は、家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下「一般調停事件」という。）である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。

なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。

令和4年の新受件数（95万4573件）は、前回（90万6455件）より5.3%増加していて、増加傾向は続いている。こうした増加傾向の主な要因は、後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件を合計した新受件数が、前回の33万5139件から36万6654件に増加したことにより、これには、これまで指摘されているとおり、成年後見制度の利用者数が累積的に増加していること等が影響していると思われる（第7回報告書93頁、第8回報告書107頁、第9回報告書153頁参照）。

別表第一審判事件の既済件数は、家事事件全体の8割以上を占めており、その平均審理期間が1.0月と短期間である傾向に、前回から変化は見られない（第9回報告書154頁【表2】参照）。

【図1】新受件数及び平均審理期間の推移（別表第一審判事件）



【表2】家事事件の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	別表第一審判事件	別表第二審判事件	別表第二調停事件	一般調停事件
既済件数	951,064	21,921	78,205	47,223
平均審理期間(月)	1.0	6.1	7.7	6.5

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、大半の事件が6月以内に終局しているという傾向に変化はない（第9回報告書155頁【表3】参照）。

【表3】 家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
6月以内	943,041 99.2%	14,722 67.2%	43,297 55.4%	29,772 63.0%
6月超 1年以内	6,922 0.7%	4,931 22.5%	22,149 28.3%	12,205 25.8%
1年超 2年以内	969 0.1%	1,907 8.7%	10,527 13.5%	4,702 10.0%
2年を超える	132 0.01%	361 1.6%	2,232 2.9%	544 1.2%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりであり、認容で終局したものが97.8%で、他の終局区分の割合が非常に少ないことは、前回と同様の傾向である（第9回報告書155頁【表4】参照）。

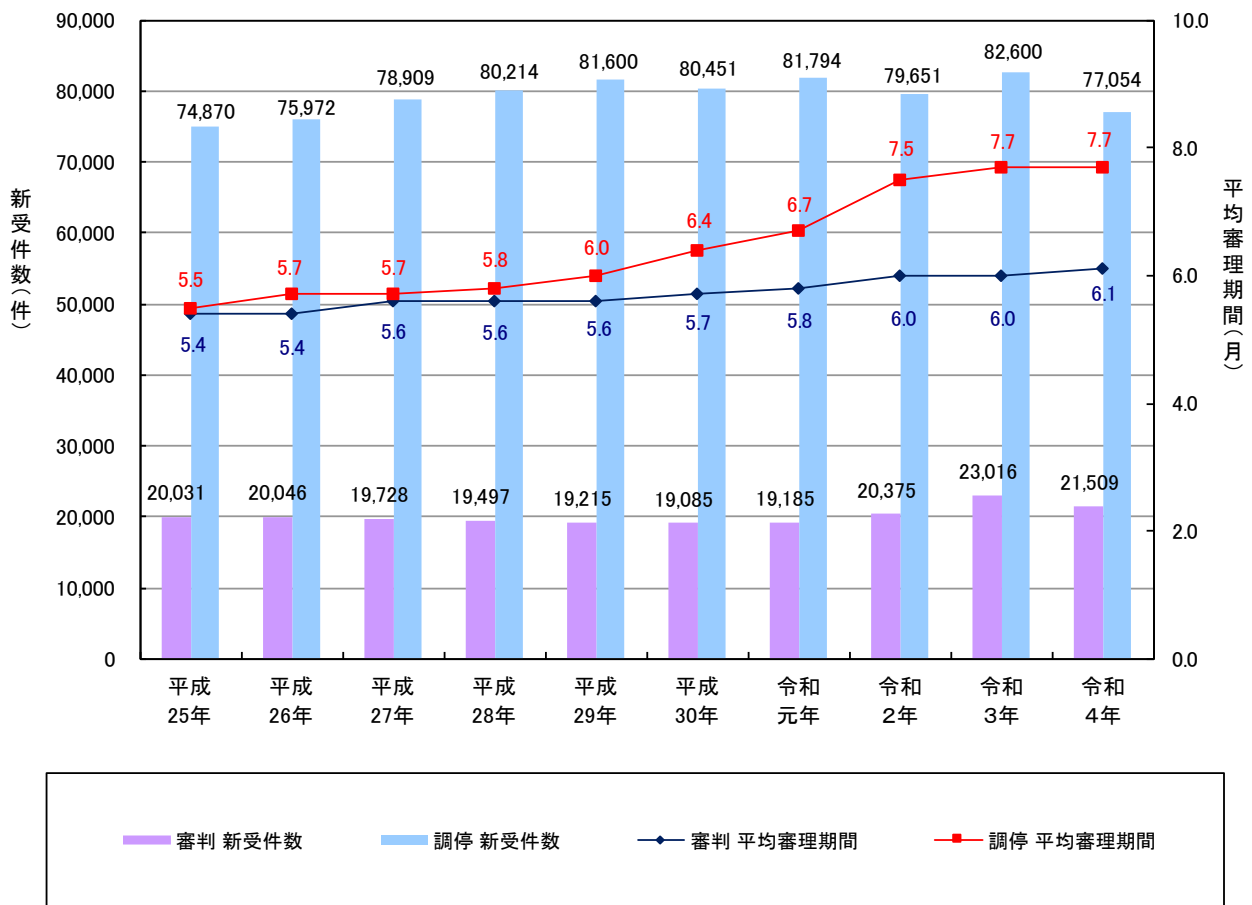
【表4】 家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件		別表第二 調停事件	一般調停事件
総数	951,064 100.0%	21,921 100.0%	総数	78,205 100.0%	47,223 100.0%
認容	930,427 97.8%	11,968 54.6%	成立	39,567 50.6%	18,547 39.3%
却下	2,393 0.3%	2,391 10.9%	不成立	11,546 14.8%	13,302 28.2%
取下げ	13,018 1.4%	3,094 14.1%	取下げ	13,997 17.9%	7,951 16.8%
それ以外	5,226 0.5%	4,468 20.4%	それ以外	13,095 16.7%	7,423 15.7%

○ 別表第二事件

令和4年における別表第二事件の既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図5】のとおりである。

【図5】 新受件数及び平均審理期間の推移(別表第二事件)



調停事件の新受件数は、平成 30 年及び令和 2 年に若干減少したものの、平成 25 年以降、おおむね増加傾向にあったが、令和 4 年は減少して、7 万 7054 件となった。審判事件の新受件数は、平成 26 年以降若干減少傾向にあり、令和元年以降増加に転じたが、令和 4 年は減少して、2 万 1509 件となった。いずれも、長期的に見ればおおむね高止まり状態にある。平均審理期間²について見れば、調停事件は、平成 25 年から緩やかに長期化していたが、令和 2 年には 7.5 月、令和 3 年には 7.7 月となり、令和 4 年も同様となった³。令和 2 年の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われるところ、令和 4 年にそれまでの平均審理期間の長期化傾向が一段落した要因としては、同感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第 9 回報告書 196 頁、198 頁参照）の効果が現れつつあることが考えられる。一方、審判事件も、平成 25 年以降緩やかに長期化し、令和 4 年には 6.1 月となった⁴。

² 本項において、別表第二審判事件の審理期間とは、審判事件として係属した時(審判事件として申立てがあった時、調停が不成立になって審判移行した時等)から審判事件として終局した時までを指す(調停事件についても同様である。)。この点、V. 1. 2. 1以降と異なる統計処理がされているので(後掲 V. 1. 2. 1【図9】の注記参照)、注意されたい。

³ なお、未済事件の平均係属期間は、平成 24 年以降、5.6 月から 7.3 月の間で推移している(未済事件の平均係属期間の令和 3 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況(1)一家庭事件一」法曹時報第 74 巻第 12 号 96 頁第 20 表(令和 3 年)参照)。

⁴ なお、未済事件の平均係属期間は、平成 24 年に 6.8 月であったが、令和 3 年には 6.4 月となっている(未済事件の平均係属期

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件の割合（審判事件で67.2%、調停事件で55.4%）は、審判事件では前回（67.6%）より0.4%減少したが、調停事件では前回（54.3%）より1.1%増加している。一方で審理期間が1年を超える事件の割合（審判事件で10.3%、調停事件で16.4%）は、審判事件では前回（10.0%）より0.3%増加し、調停事件では前回（15.4%）より1.0%増加している。（第9回報告書155頁【表3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりである。調停事件について、調停成立で終局した事件の割合（50.6%）は前回（52.0%）より減少した一方で⁵、調停不成立で終局した事件の割合（14.8%）は前回（12.8%）より増加し、取下げで終局した事件の割合（17.9%）は前回（20.2%）より減少している。他方、それ以外の事由で終局した事件の割合（16.7%）が前回（15.0%）より1.7%増加しているが、これが、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われることは、前回までに指摘されているとおりである^{6 7}。（第8回報告書109頁【表4】、110頁、第9回報告書155頁【表4】、157頁参照）

○ 一般調停事件

令和4年における一般調停事件の既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図6】のとおりである。

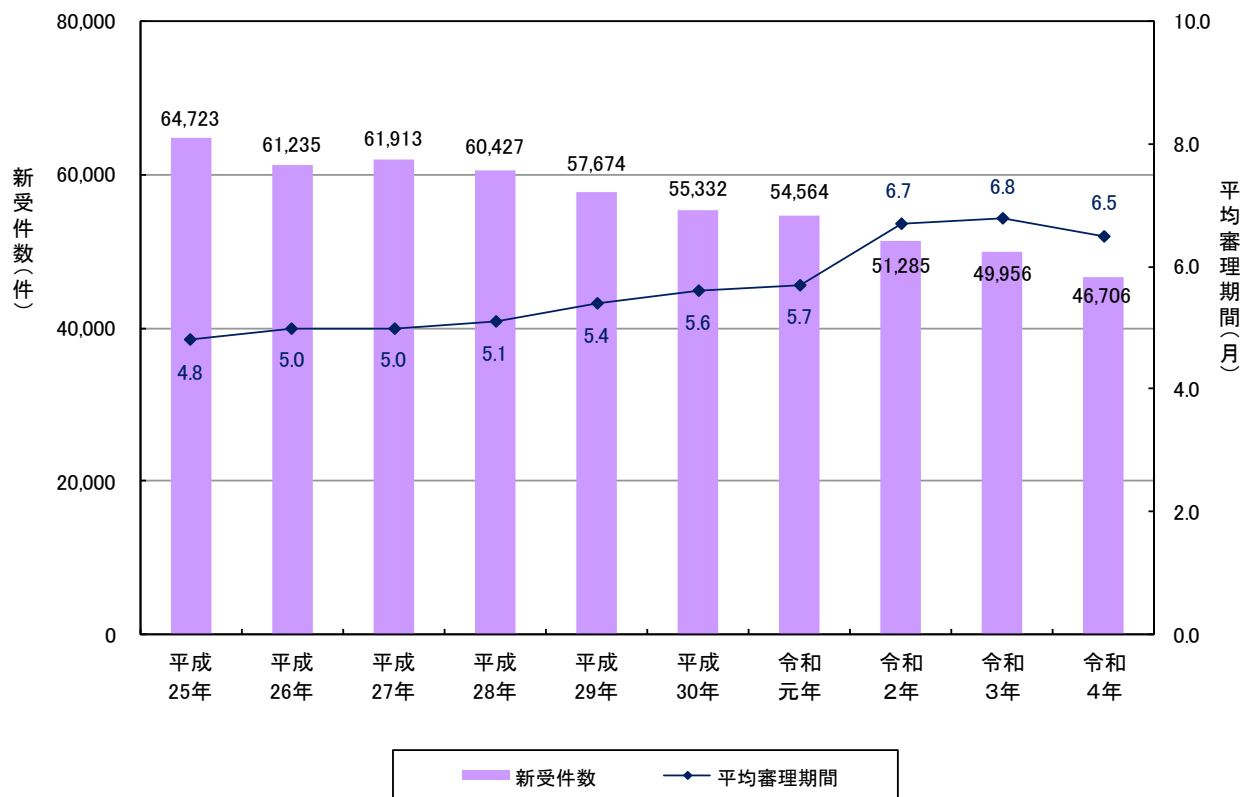
間の令和3年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・86頁第9表参照）。

⁵ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当事者間で合意に至った事件についても、当事者等の接触回避の観点から、当事者を出頭させて調停を成立させる代わりに、調停に代わる審判を活用したことも一因ではないかと考えられる。

⁶ 令和3年の既済事件（別表第二調停事件）のうち、10.0%が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・92頁第14表参照）（令和元年は8.2%）（第9回報告書157頁脚注6参照）。

⁷ 審判事件で「それ以外」による終局が多いのは、審判事件として審理している中で合意形成がされ、事件が調停に付されて調停成立となり、審判事件が当然終了する場合が一定数あるためである。

【図6】 新受件数及び平均審理期間の推移(一般調停事件)



一般調停事件（その大部分を夫婦関係調整調停事件が占める⁸。）の新受件数は、平成25年以降、おおむね減少傾向が続いているが、一方で、平均審理期間は、令和元年まで緩やかに長期化し、令和2年（6.7月）、令和3年（6.8月）には大きく増加したが、令和4年（6.5月）は減少に転じている。なお、未済事件の平均係属期間も、平成24年の3.9月から、令和2年に5.9月となった後、令和3年は5.6月と減少に転じている⁹。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件の割合（63.0%）は前回（59.2%）より3.8%増加している。一方で、審理期間が1年を超える事件の割合（11.2%）は、前回（11.0%）より0.2%増加している。（第9回報告書155頁【表3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合（39.3%）は前回（41.6%）より減少した一方で¹⁰、調停不成立で終局した事件の割合（28.2%）は前回（26.3%）より増加し、取下げで終局した事件の割合（16.8%）は前回（20.2%）より減少した。なお、それ以外の事由で終局した事件の割合（15.7%）が前回（11.9%）より3.8%増加しているが、これは、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われる¹¹。（第9回報告書155頁【表4】参照）

一般調停事件の平均審理期間が令和3年まで緩やかな長期化傾向にあったことについては、これまで指摘されていた、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していること

⁸ 夫婦関係調整調停事件の新受件数は、令和3年において3万9886件、令和4年において3万7528件である（なお、司法統計では、夫婦関係調整調停事件を「婚姻中の夫婦間の事件」と表記している。）。

⁹ 未済事件の平均係属期間の令和3年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・96頁第20表参照

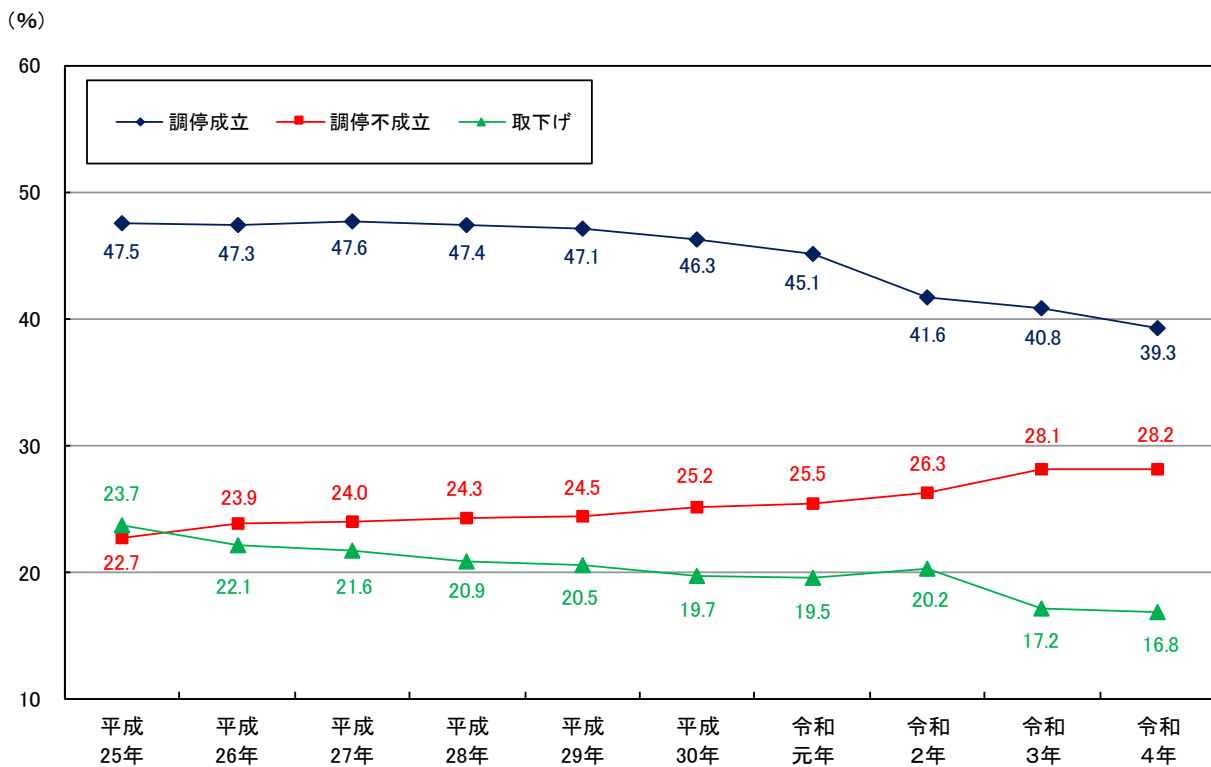
¹⁰ 脚注5参照

¹¹ 令和3年の既済事件（一般調停事件）のうち、8.1%が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・92頁第14表参照）（令和2年は3.2%）。

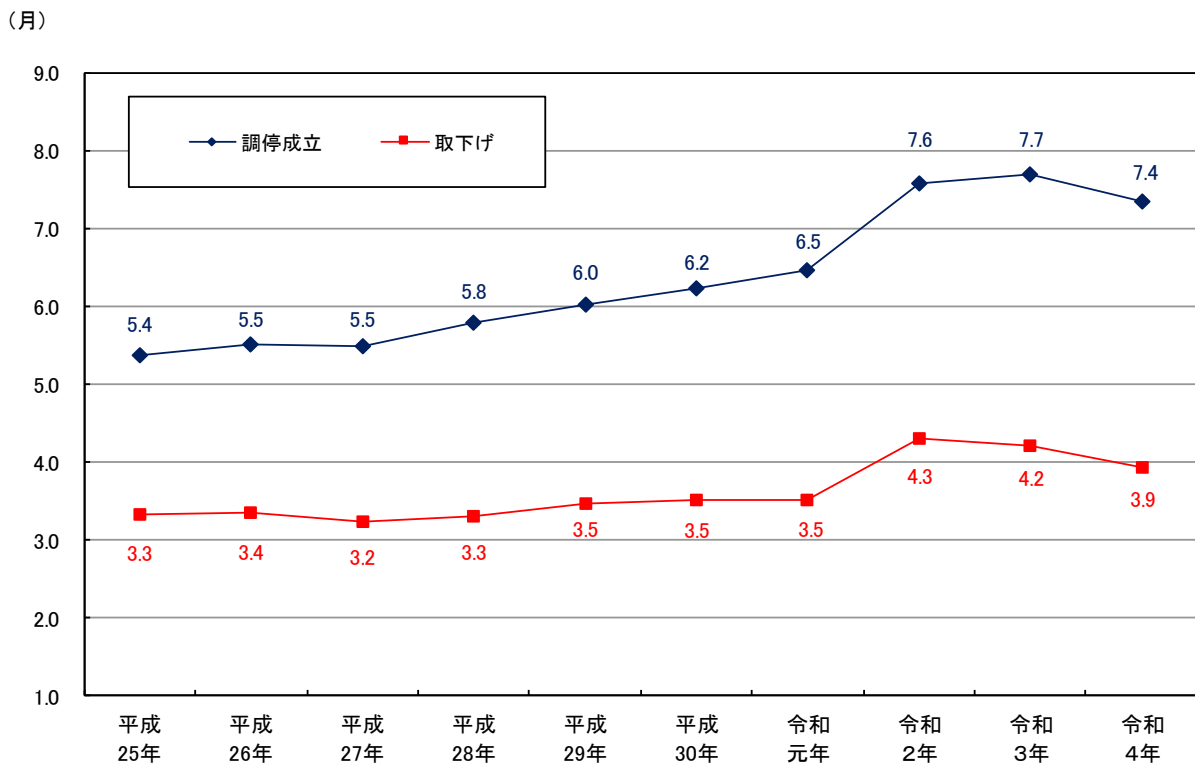
（【図7】、【図8】参照）に加え、婚姻費用分担事件が増加傾向にあること（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響していると考えられることは、前回と同様である。（第9回報告書158頁参照）

他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書196頁、198頁参照）の効果が現れつつあることが考えられる。

【図7】 一般調停事件の終局区分別割合の推移



【図8】 夫婦関係調整調停事件における終局区分別の平均審理期間の推移



1. 2 個別の事件類型の概況

1. 2. 1 遺産分割事件

高齢化の影響等により新受件数（審判＋調停）は近年高止まり状態にある。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば12月を下回る水準で推移していたところ、令和2年に前年と比較して大きく長期化した。令和4年は前年と比較して短縮に転じている。令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前掲V. 1. 1で指摘したと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れつつあることが考えられる。審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が増加し、1年を超える事件の割合は減少している。また、平均期日回数は前回よりわずかに増加している一方で、平均期日間隔は前回と同様である。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（27.9%）より増加して29.2%となっており、前回と比べても、他の事件類型と比べても、調停に代わる審判が更に積極的に活用されている。

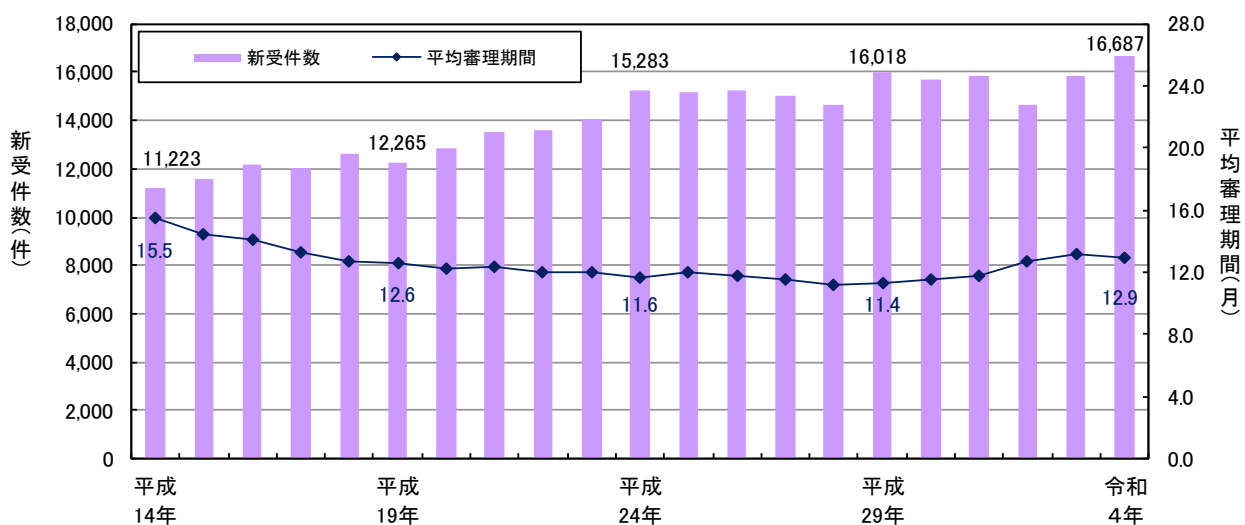
手続代理人弁護士との関与がある事件数は、この10年ほど増加傾向にある。

平均当事者数については、前回から大きな変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図9】のとおりである。

新受件数は、高齢化の影響等により、近年は高止まり状態にあり、令和4年は1万6687件であった。

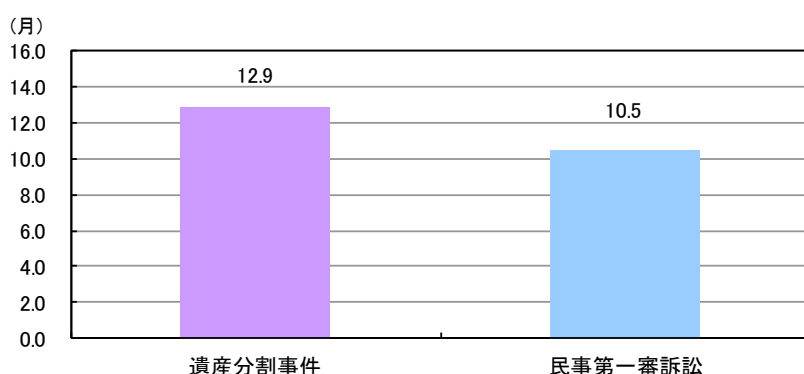
【図9】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（遺産分割事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

令和4年における平均審理期間は【図10】のとおり12.9月で、前回(12.6月)から0.3月長くなっている上、前回同様、民事第一審訴訟事件の平均審理期間と比べて長くなっている(第9回報告書161頁【図10】参照)。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば、【図9】のとおり、12月を下回る水準で推移していたが、令和2年に前年と比較して大きく長期化し、12月を上回ったが¹²、令和4年は前年と比較して短縮に転じている。令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組(第9回報告書196頁、198頁参照)の効果が現れつつあることが考えられる。

【図10】 平均審理期間(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表11】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合が前回(30.0%)より増加して32.8%となり、1年を超える事件の割合も前回(36.0%)より減少して35.0%となった(第9回報告書161頁【表11】参照)。

【表11】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟
既済件数	12,981	131,795
平均審理期間(月)	12.9	10.5
6月以内	4,256 32.8%	67,234 51.0%
6月超1年以内	4,183 32.2%	25,687 19.5%
1年超2年以内	3,088 23.8%	25,868 19.6%
2年超3年以内	972 7.5%	8,886 6.7%
3年を超える	482 3.7%	4,120 3.1%

¹² これは、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

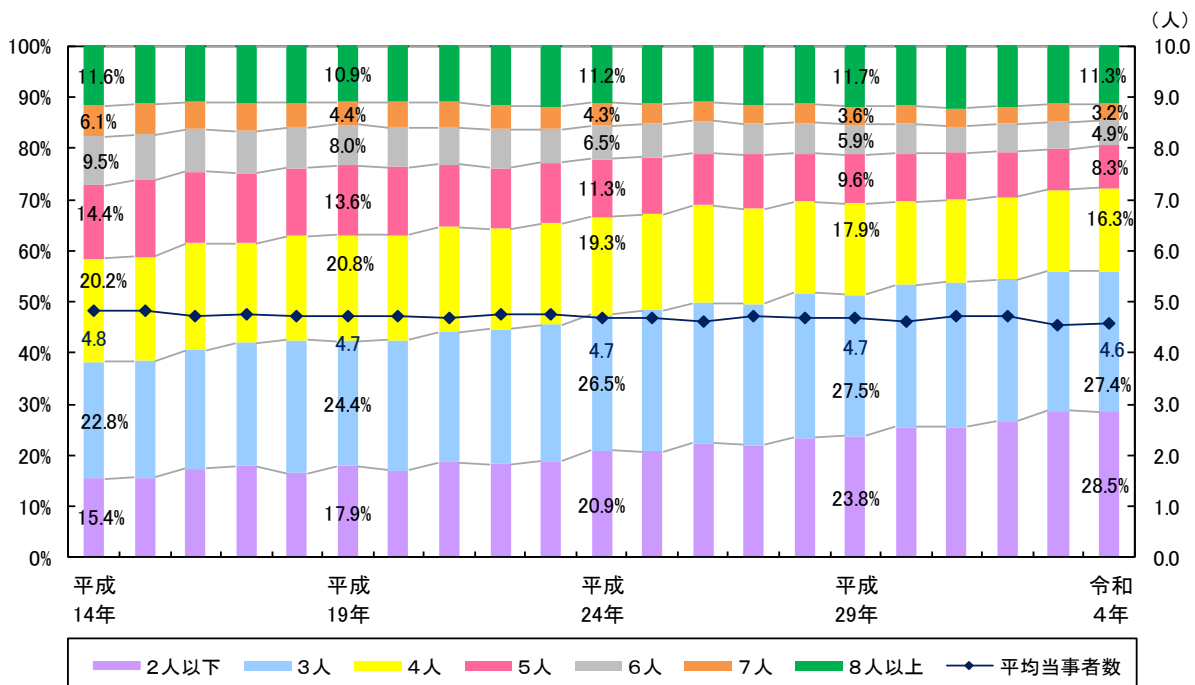
終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 12】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合（44.1％）は、前回（43.5％）より増加し、審判（認容、却下、分割禁止）により終局した事件の割合は、前回（8.46％）より増加して 9.45％となった。また、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（27.9％）より増加して 29.2％となったが、これは、婚姻関係事件や子の監護事件といった他の事件類型よりもかなり高い割合であり（後掲Ⅴ. 1. 2. 2【表 23】、後掲Ⅴ. 1. 2. 3【表 31】参照）、遺産分割事件において、簡易迅速な紛争解決手段として調停に代わる審判が更に積極的に活用されていることがうかがわれる¹³。（第9回報告書 162 頁【表 12】参照）

【表12】 終局区分別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件）

調停成立	5,729
	44.1%
調停をしない	154
	1.2%
調停に代わる審判	3,791
	29.2%
取下げ	2,044
	15.7%
当然終了	34
	0.3%
認容	1,186
	9.1%
却下	37
	0.3%
分割禁止	6
	0.05%

当事者数の推移は【図 13】のとおりであり、平均当事者数は 4.7 人前後で推移している。

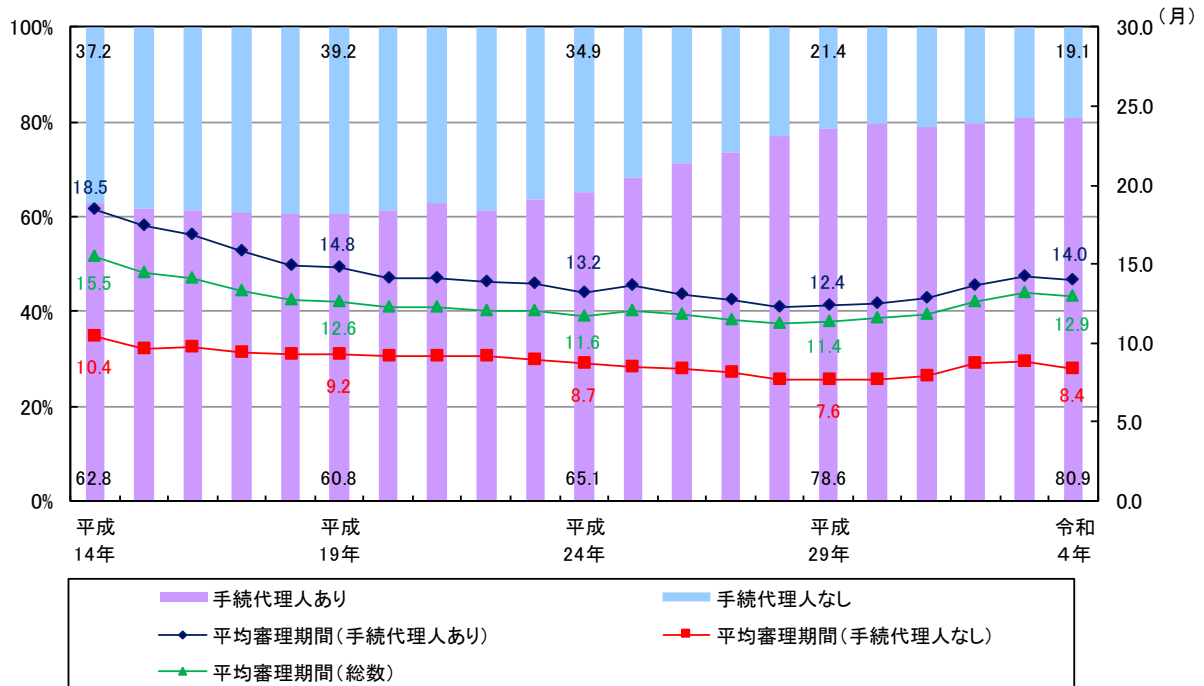
【図 13】 当事者数の推移(遺産分割事件)



¹³ 脚注5参照

遺産分割事件における手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 14】のとおりである。当事者のいずれかに手続代理人弁護士が関与した事件の割合は、長らく 6 割台で推移していたが、特にここ 10 年ほどは増加傾向にあって、令和 4 年には 80.9%に達するなど、手続代理人弁護士関与率の高い事件類型であるといえる。なお、手続代理人弁護士の関与がある事件の方が、その関与がない事件よりも平均審理期間が長いという傾向に変化はない。

【図 14】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(遺産分割事件)



平均期日回数及び平均期日間は【表 15】のとおりである。平均期日回数（5.2回）（そのほとんどが調停期日である。）は、前回（5.1回）から若干増加している。一方、平均期日間隔（2.5月）は前回と同様である。（第9回報告書 164 頁【表 15】参照）。

【表15】 平均期日回数及び平均期日間隔（遺産分割事件）

事件の種類	遺産分割事件
平均期日回数	5.2
平均調停期日回数	4.8
平均審判期日回数	0.5
平均期日間隔(月)	2.5

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

遺産分割事件に係る調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 16】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合が前回（3.4%）より減少して2.8%となっている（第9回報告書 164 頁【表 16】参照）。

【表16】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件）

調査命令	あり	369 2.8%
	なし	12,612 97.2%

1. 2. 2 婚姻関係事件¹⁴

新受件数（審判＋調停）は近年減少傾向にあるものの、依然として高水準にある。平均審理期間は、平成25年以降、長期化傾向にあったが、令和4年は前年から短縮した。この傾向に関連する事情として、前掲Ⅴ. 1. 1で指摘したのと同様に、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していることや、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が挙げられるとともに、手続代理人弁護士関与率の増加が事件の困難化傾向を示唆していると考えられることは、前回と同様である。他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前掲Ⅴ. 1. 1で指摘したのと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れつつあることが考えられる。これに関連して、6月以内に終局した事件の割合は、前回（56.1%）から増加して58.8%となった。平均期日回数（3.6回）については、前回（3.3回）から若干増加した一方で、平均期日間隔は、前回（2.1月）より若干短縮して2.0月となった。

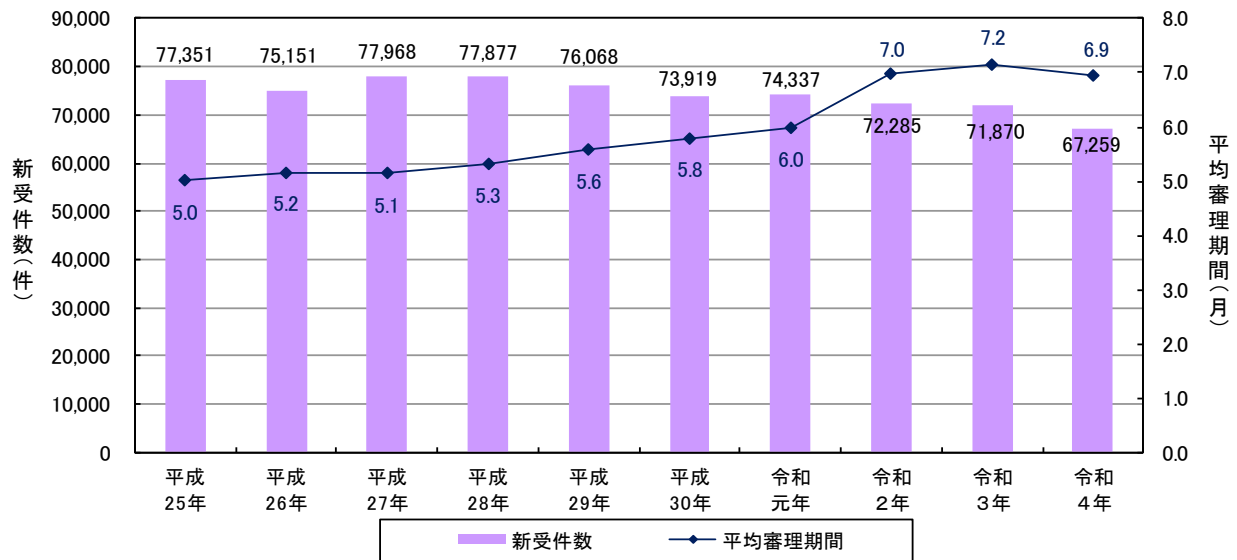
なお、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（5.9%）より増加して9.4%となった。また、調査命令のあった事件の割合は、前回（20.9%）より減少して16.1%となった。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図17】のとおりである。

令和元年以降、新受件数は減少傾向にあるが、令和4年は6万7259件であり、依然として高水準にある。

¹⁴ 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

【図17】 新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件(例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件)についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である(本項における既済事件のデータは全て同様である。)。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

平均審理期間は【図17】及び【表18】のとおり、平成25年以降、長期化傾向にあったが、令和4年は前年(7.2月)から短縮し、6.9月となった。

【表18】 既済件数及び平均審理期間(婚姻関係事件)

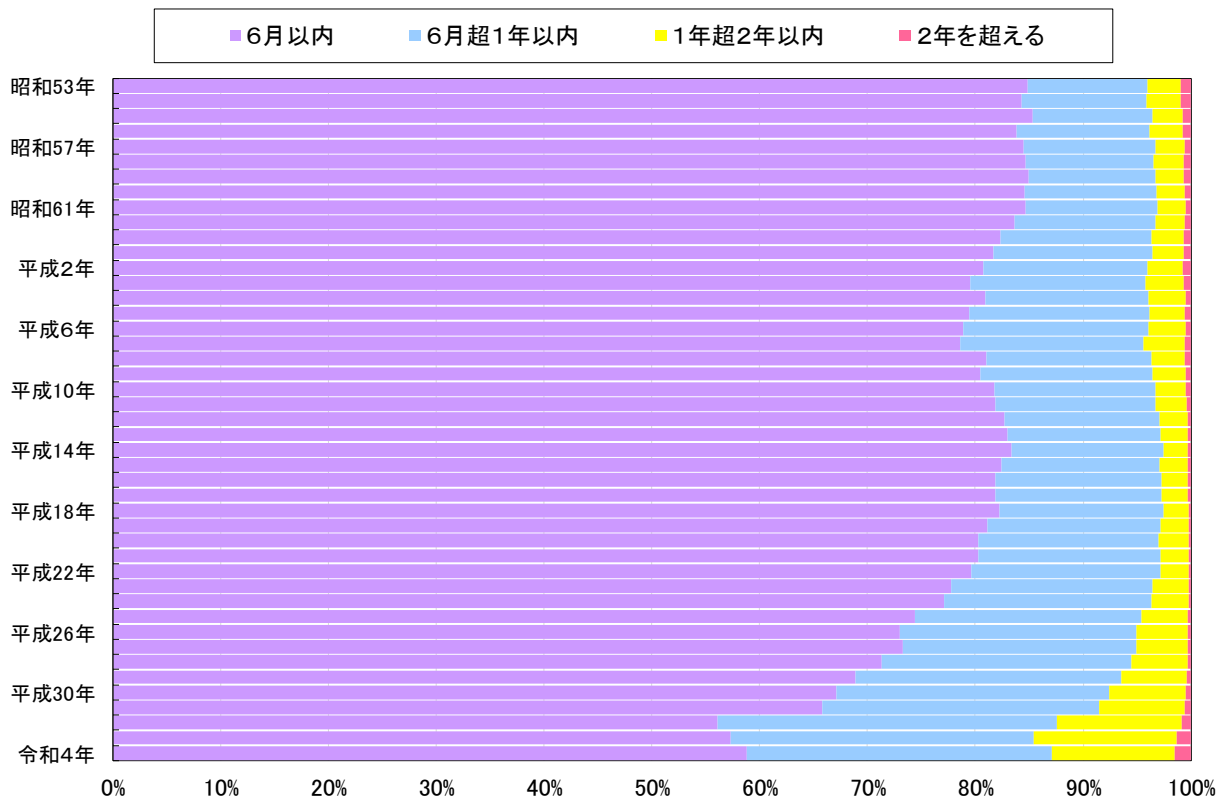
既済件数	61,271
平均審理期間(月)	6.9

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表19】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件の割合が前回(56.1%)より増加して58.8%となった一方、6月を超え1年以内の事件が前回(31.4%)より減少して28.3%になり、1年を超える事件の割合も前回(12.49%)とほぼ同様の12.9%になった(第9回報告書166頁【表19】参照)。既済事件の審理期間別事件割合の推移は【図20】のとおりであり、近年、審理期間が6月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1年を超える事件、特に1年を超え2年以内の事件の割合が増加傾向にあったが、令和3年以降、審理期間が6月以内の事件の割合が増加に転じている。

【表19】 審理期間別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

6月以内	36,021	58.8%
6月超1年以内	17,357	28.3%
1年超2年以内	6,994	11.4%
2年超3年以内	796	1.3%
3年を超える	103	0.2%

【図20】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(婚姻関係事件)

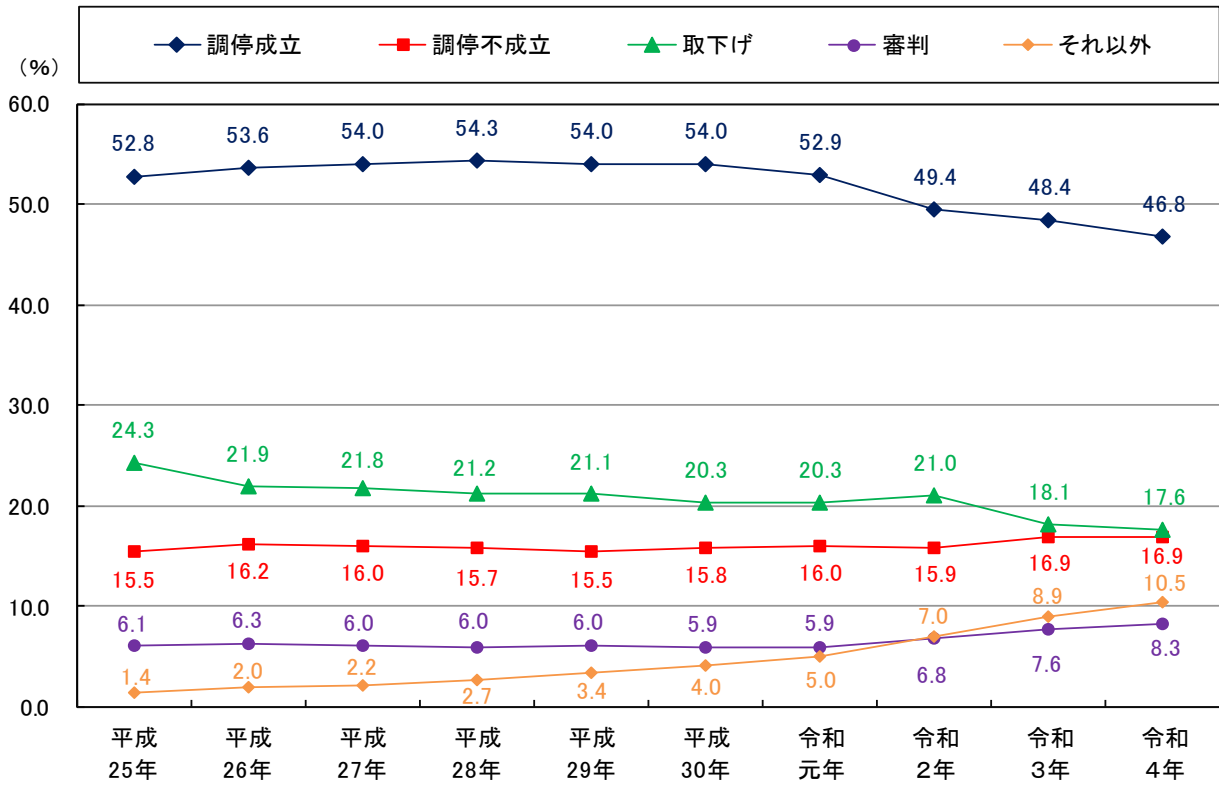


なお、婚姻関係事件の平均審理期間が令和3年まで長期化する傾向にあったことと関連して、夫婦関係調整調停事件について前述した（前掲Ⅴ．1．1参照）のと同様に、【図21】及び【図22】のとおり、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少傾向にあることのほか、婚姻費用分担事件が増加傾向にあること¹⁵（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響していると考えられることは、前回と同様である。（第9回報告書167頁参照）

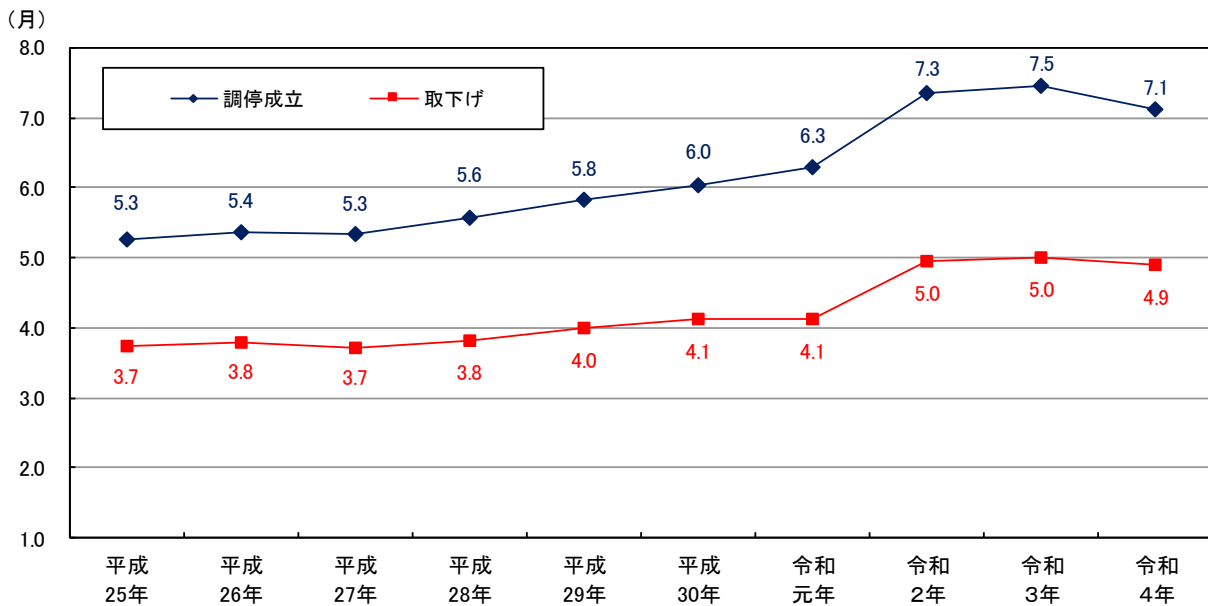
他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前述したとおり（前掲Ⅴ．1．1参照）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書196頁、198頁参照）の効果が現れつつあることが考えられる。

¹⁵ 婚姻費用分担事件の新受件数は、平成24年において、審判事件3,310件、調停事件1万6,544件（合計1万9,854件）であり、令和3年において、審判事件4,346件、調停事件2万2,271件（合計2万6,617件）である（最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・81頁第4表、88頁第12表参照）。なお、審判の申立てがあっても、多くの場合には、調停に付されて進められているものと思われる。

【図21】 終局区分別事件割合の推移(婚姻関係事件)



【図22】 終局区分別の平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



終局区分別の既済件数及び事件割合は【表23】のとおりである。調停成立で終局した事件（一般調停事件である夫婦関係調整調停事件）の割合は、前回（49.4%）より減少して46.8%となった¹⁶。調停不成立で終局した事件（夫婦関係調整調停事件）の割合は、前回（15.9%）より増加して16.9%、認容又は却下の審判で終局した事件（別表第二審判事件）の割合は、前回（6.8%）より増加して8.3%、取下げで終局した事件の割合は、前回（21.0%）より減少して17.6%となった。調停に代わる審判により終局した事件の割合は、前回（5.9%）より増加して9.4%となった¹⁷。（第9回報告書168頁【表23】参照）

【表23】 終局区分別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調停成立	28,655 46.8%
調停不成立	10,347 16.9%
調停をしない	475 0.8%
調停に代わる審判	5,771 9.4%
取下げ	10,785 17.6%
当然終了	170 0.3%
認容	4,777 7.8%
却下	291 0.5%

¹⁶ 脚注5参照

¹⁷ 脚注5参照

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 24】のとおりであり、平均期日回数（3.6 回）（そのほとんどが調停期日である。）は、前回（3.3 回）より若干増加している一方、平均期日間隔（2.0 月）は前回（2.1 月）よりも若干短縮している。（第 9 回報告書 169 頁【表 24】参照）。

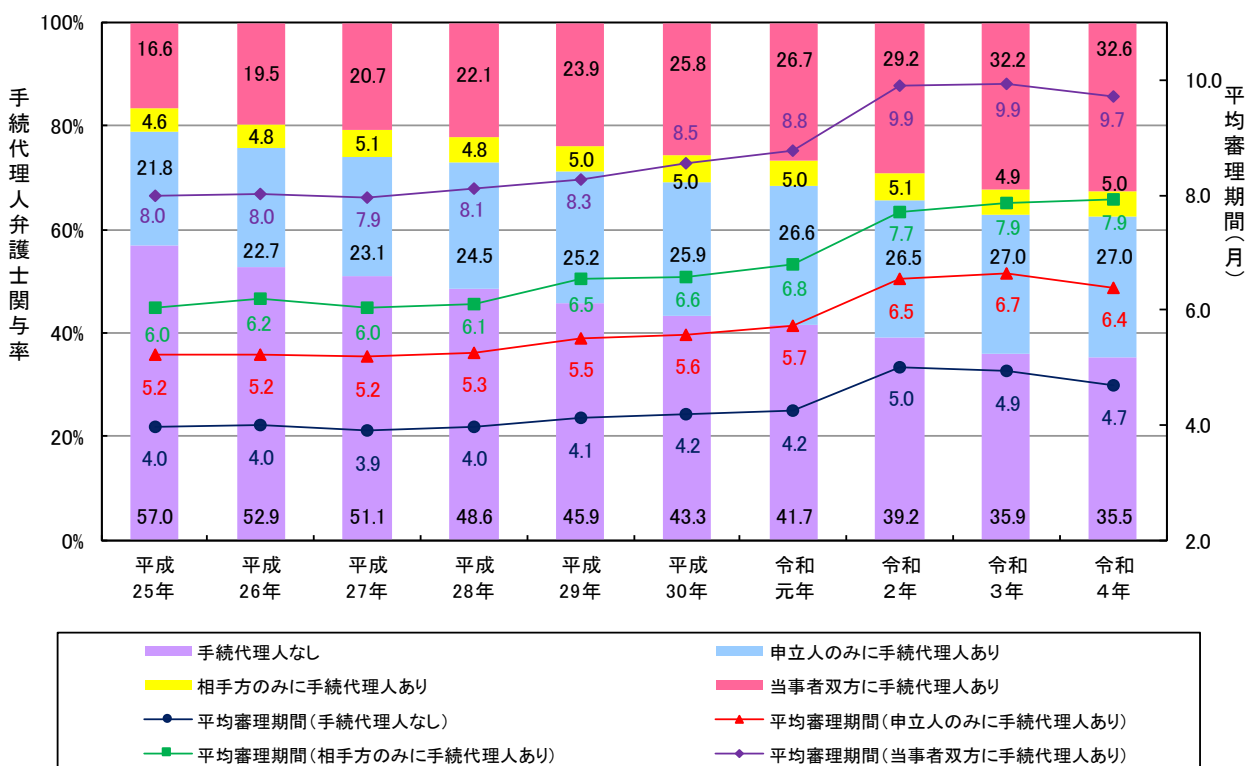
【表24】 平均期日回数及び平均期日間隔
(婚姻関係事件)

事件の種類	婚姻関係事件
平均期日回数	3.6
平均調停期日回数	3.4
平均審判期日回数	0.1
平均期日間隔(月)	2.0

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 25】のとおりであり、ここ数年、手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は増加している（当事者の双方又はいずれか一方に手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は、令和 2 年以降は 6 割を超えている。）。当事者の双方に手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間を上回り、また、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも手続代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を上回ることから、手続代理人弁護士の関与が増えたことと平均審理期間が長期化する傾向にあることは相関しているといえ、手続代理人弁護士関与率の増加が、事件の困難化傾向を示唆しているものとも考えられる。

【図25】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表26】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合(16.1%)は、前回(20.9%)より減少した(第9回報告書170頁【表26】参照)。事件別の調査命令の有無別の事件割合を見ると、令和4年の婚姻費用分担事件で調査命令のあった事件の割合(8.0%)は、令和2年(10.7%)より2.7%減少し、令和4年の夫婦関係調整調停事件で調査命令のあった事件の割合(22.0%)も、令和2年(28.1%)より6.1%減少している。

【表26】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調査命令	あり	9,870
	なし	51,401
		83.9%

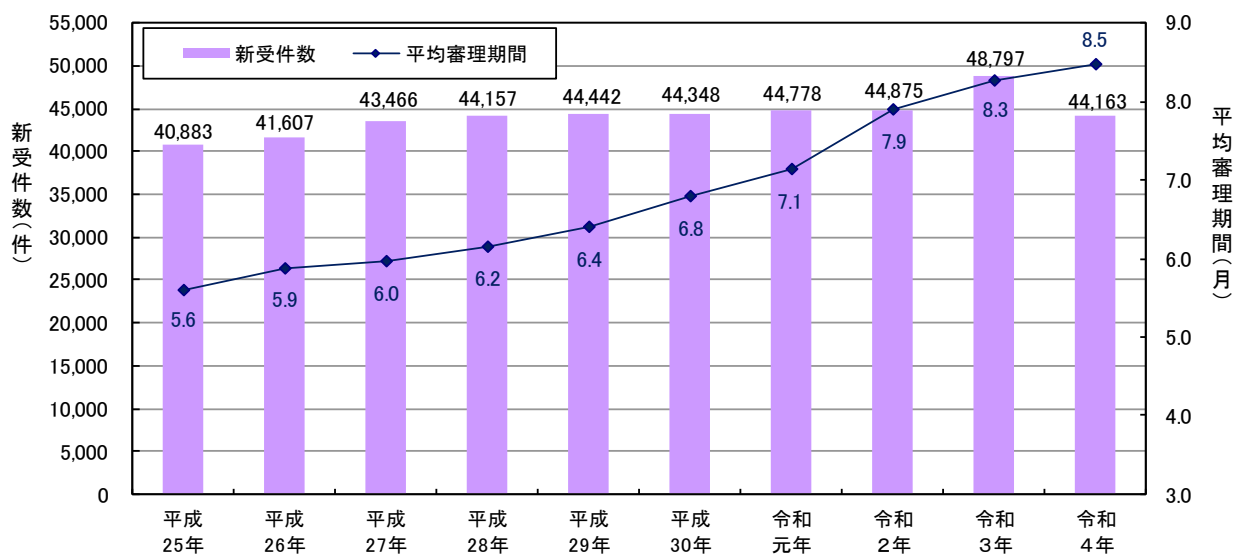
1. 2. 3 子の監護事件¹⁸

前回から引き続き、新受件数（審判＋調停）はおおむね増加傾向にあったが、令和4年は前年よりも減少した。他方で、平均審理期間は引き続き長期化傾向にある。長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件が増加傾向にあることが挙げられることは、前回と同様である。平均審理期間の長期化に伴い、6月以内に終局した事件の割合は、前回（50.7%）から減少して48.9%となった。平均期日回数（4.1回）は前回（3.7回）から若干増加した一方で、平均期日間隔は、前回（2.2月）より若干短縮して2.1月となった。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（5.7%）より増加して7.1%となったほか、調査命令のあった事件の割合は、前回（44.1%）より減少して43.7%となった。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図27】のとおりである。

【図27】 新受件数(審判＋調停)及び平均審理期間の推移(子の監護事件)



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件(例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件)についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である(本項における既済事件のデータは全て同様である。)。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

¹⁸ 子の監護事件には、養育費請求事件等(養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件)のほか、子の監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

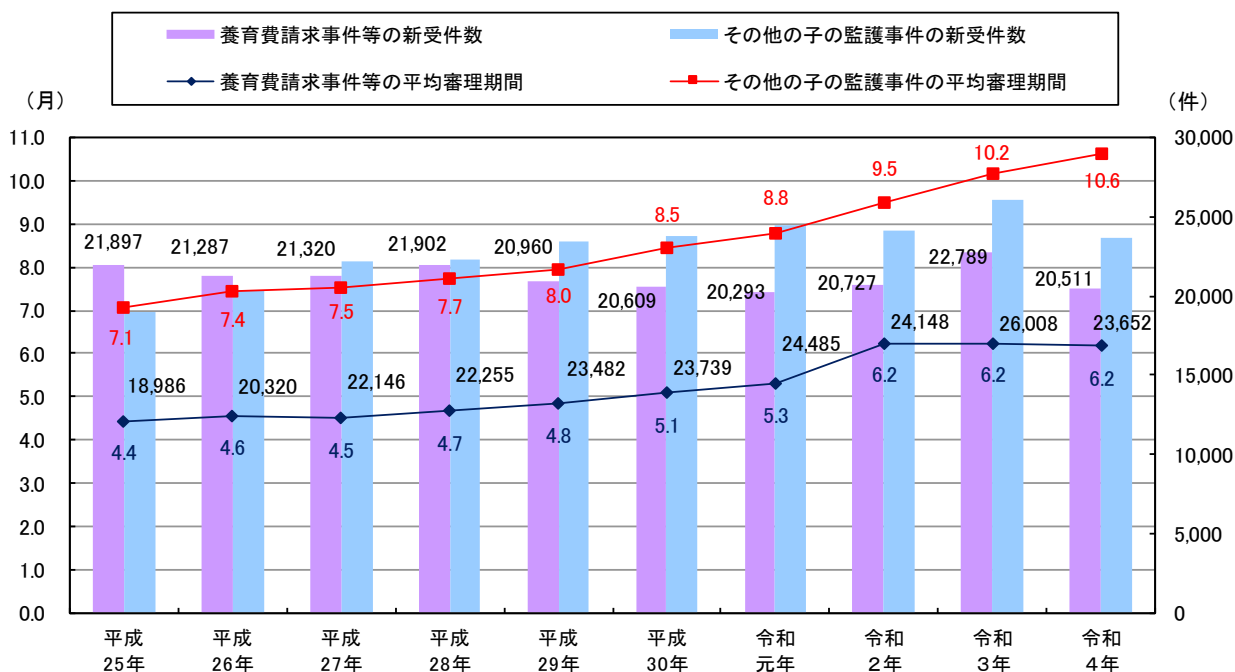
新受件数は、平成 25 年以降、おおむね増加傾向にあり、令和 3 年は 4 万 8797 件となったが、令和 4 年は 4 万 4163 件に減少した。平均審理期間は、一貫して長期化傾向が続いており、【表 28】にもあるように、令和 4 年は 8.5 月となった。

【表28】 既済件数及び平均審理期間
(子の監護事件)

既済件数	36,210
平均審理期間(月)	8.5

上記のような長期化傾向の理由としては、【図 29】のとおり、ここ数年間、養育費請求事件等よりも相対的に審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件を合わせたその他の子の監護事件の新受件数が長期的に見て増加傾向にあることが挙げられる（【図 29】のとおり、平成 25 年から令和 4 年までの間、養育費請求事件等の平均審理期間は 4.4 月から 6.2 月の間で推移しているが、その他の子の監護事件の平均審理期間は 7.1 月から 10.6 月へとより顕著な長期化傾向を示している。）。

【図29】 子の監護事件に係る類型別の新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表30】のとおりであり、前述した審理期間の長期化に伴い、審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（50.7%）より減少して48.9%となった一方、1年を超える事件の割合は、前回（17.1%）より増加して19.8%となった（第9回報告書173頁【表30】参照）。

【表30】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（子の監護事件）

6月以内	17,700 48.9%
6月超1年以内	11,368 31.4%
1年超2年以内	6,072 16.8%
2年超3年以内	924 2.6%
3年を超える	146 0.4%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表31】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合が前回（52.8%）より減少して50.0%となった¹⁹。一方で、認容又は却下の審判で終局した割合は、前回（14.5%）より増加して18.2%となり、調停に代わる審判で終局した事件の割合も、前回（5.7%）より増加して7.1%となった²⁰。（第9回報告書173頁【表31】参照）

【表31】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（子の監護事件）

調停成立	18,089 50.0%
調停をしない	454 1.3%
調停に代わる審判	2,580 7.1%
取下げ	8,330 23.0%
当然終了	159 0.4%
認容	5,120 14.1%
却下	1,478 4.1%

¹⁹ 脚注5参照

²⁰ 脚注5参照

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 32】のとおりであり、平均期日回数（4.1 回）（そのほとんどが調停期日である。）は前回（3.7 回）より増加する一方、平均期日間隔（2.1 月）は前回（2.2 月）よりも短縮した。（第 9 回報告書 174 頁【表 32】参照）。

【表32】 平均期日回数及び平均期日間隔
（子の監護事件）

事件の種類	子の監護事件
平均期日回数	4.1
平均調停期日回数	3.5
平均審判期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	2.1

調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 33】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合は、前回（44.1%）より 0.4%減少して 43.7%となっているが、他の家事事件よりもその割合が高いことは前回と同様である（前掲Ⅴ. 1. 2. 1【表 16】、前掲Ⅴ. 1. 2. 2【表 26】、第 9 回報告書 174 頁【表 33】参照）。

【表33】 調査命令の有無別の既済件数
及び事件割合（子の監護事件）

調査命令	あり	15,830 43.7%
	なし	20,380 56.3%

2 人事訴訟事件の概況等

人事訴訟に関し、新受件数（8,985件）は前回（8,568件）より若干増加した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いている。審理の長期化傾向の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が、長期的に見て増加傾向にあるほか、そうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間が長期化しており、その要因として、①財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐる当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐる審理が難航しがちであること、②離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されていることは、前回と変わらない。平均審理期間の長期化に伴い、1年を超える事件の割合が前回（48.17%）より増加して49.2%になったが、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることについては、前回から大きな変化は見られない。また、平均期日回数が前回（7.4回）よりも減少して6.2回になった一方で、平均期日間隔は前回（1.9月）よりも長くなって2.3月となった。審理期間及び期日間隔が令和4年に前回より長期化した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響がまだ残っていることもあるものと思われる。

判決で終局した事件の割合は前回とほぼ同様であったが、和解は前回（38.9%）より減少して34.8%となった一方で、取下げが前回（18.5%）より増加して22.2%となった。

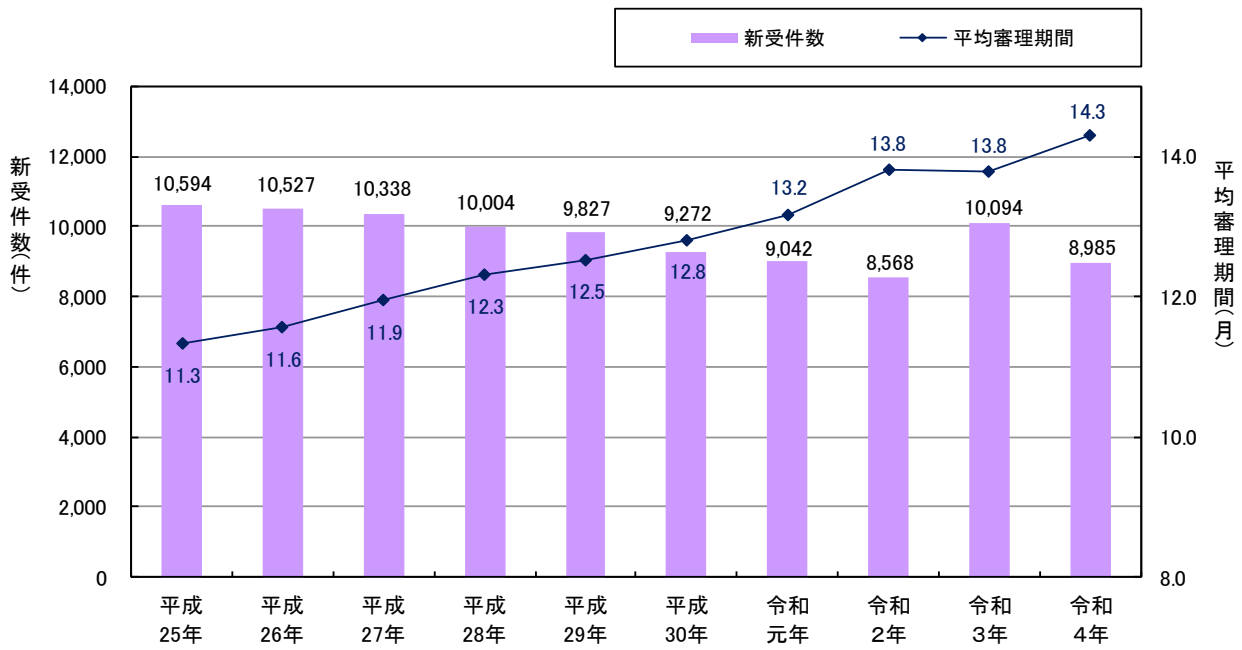
2. 1 人事訴訟事件の概況

○ 事件数及び平均審理期間

人事訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

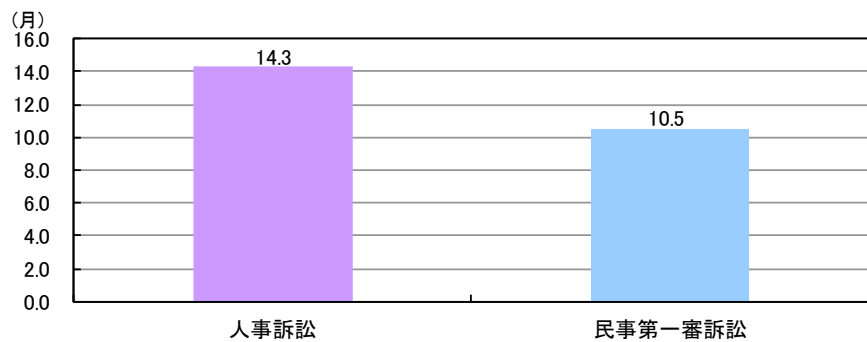
新受件数は、平成25年以降、減少傾向が続いていたところ、令和3年は増加に転じ、令和4年（8,985件）は前回（8,568件）より若干増加している。一方、平均審理期間は、ほぼ一貫して長期化傾向にある。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(人事訴訟)



平均審理期間は【図2】のとおりであり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて、長くなっている(第9回報告書176頁【図2】参照)。

【図2】 平均審理期間(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

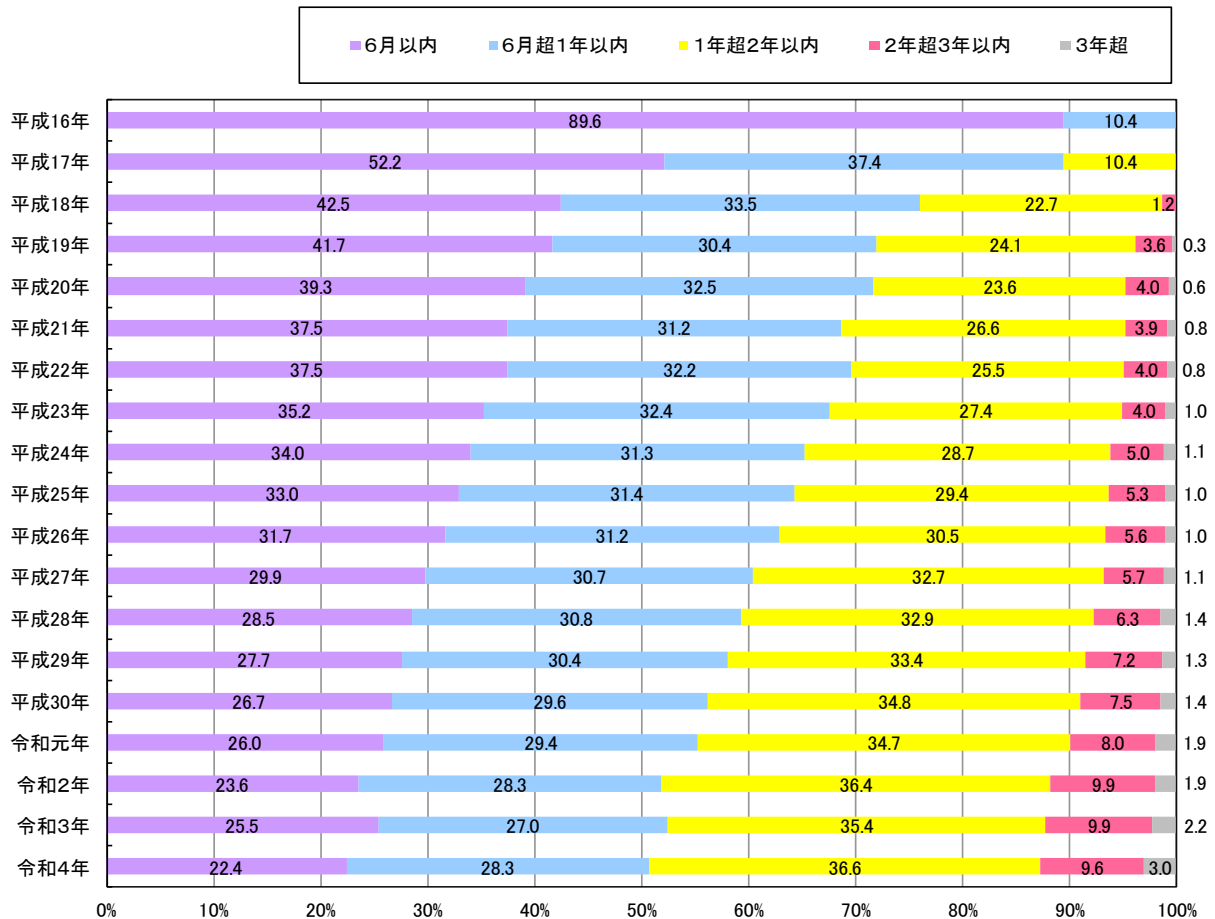
審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（23.6%）より減少して22.4%となった一方、1年を超える事件の割合は、前回（48.17%）より1.03%増加して49.2%（4,516件）となった。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べ、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い点が特徴である。（第9回報告書177頁【表3】参照）

既済事件の審理期間別事件割合の推移は、【図4】のとおりであり、審理期間の長期化に伴い、審理期間が6月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1年を超える事件の割合は増加傾向にある。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	9,174	131,795
平均審理期間(月)	14.3	10.5
6月以内	2,058 22.4%	67,234 51.0%
6月超1年以内	2,600 28.3%	25,687 19.5%
1年超2年以内	3,357 36.6%	25,868 19.6%
2年超3年以内	882 9.6%	8,886 6.7%
3年超5年以内	267 2.9%	3,605 2.7%
5年を超える	10 0.1%	515 0.4%

【図4】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(人事訴訟)



○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表5】のとおりである。判決（40.0%）は前回（39.8%）とほぼ同様であったが、和解（34.8%）は前回（38.9%）より減少した一方で、取下げ（22.2%）が前回（18.5%）より増加した。なお、判決で終局した事件のうち対席判決による割合（71.2%）は、前回（67.6%）より3.6%増加しており、民事第一審訴訟事件と比べても高い水準を維持している。（第9回報告書178頁【表5】参照）

【表5】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
判決	3,668 40.0%	60,311 45.8%
うち対席(%は判決に対する割合)	2,611 71.2%	33,498 55.5%
和解	3,188 34.8%	43,265 32.8%
取下げ	2,033 22.2%	23,880 18.1%
それ以外	285 3.1%	4,339 3.3%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表6】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べて、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が高く（6割を上回っている。）、本人による事件の割合が低いことは、前回とほぼ同じである（第9回報告書178頁【表6】参照）。

【表6】 訴訟代理人の選任状況
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
双方に訴訟代理人	5,943 64.8%	63,161 47.9%
原告側のみ訴訟代理人	2,942 32.1%	54,904 41.7%
被告側のみ訴訟代理人	137 1.5%	4,005 3.0%
本人による	152 1.7%	9,725 7.4%

○ 審理の状況

平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）及び平均期日間隔は【表7】のとおりである。平均口頭弁論期日回数（2.1回）は前回（2.2回）とほぼ同様であったが、平均争点整理期日回数（4.1回）が前回（5.2回）より減少したことにより、平均期日回数は前回（7.4回）よりも減少し、6.2回となっている。平均期日間隔については、前回（1.9月）より若干長くなって、2.3月となっている。（第9回報告書178頁【表7】参照）

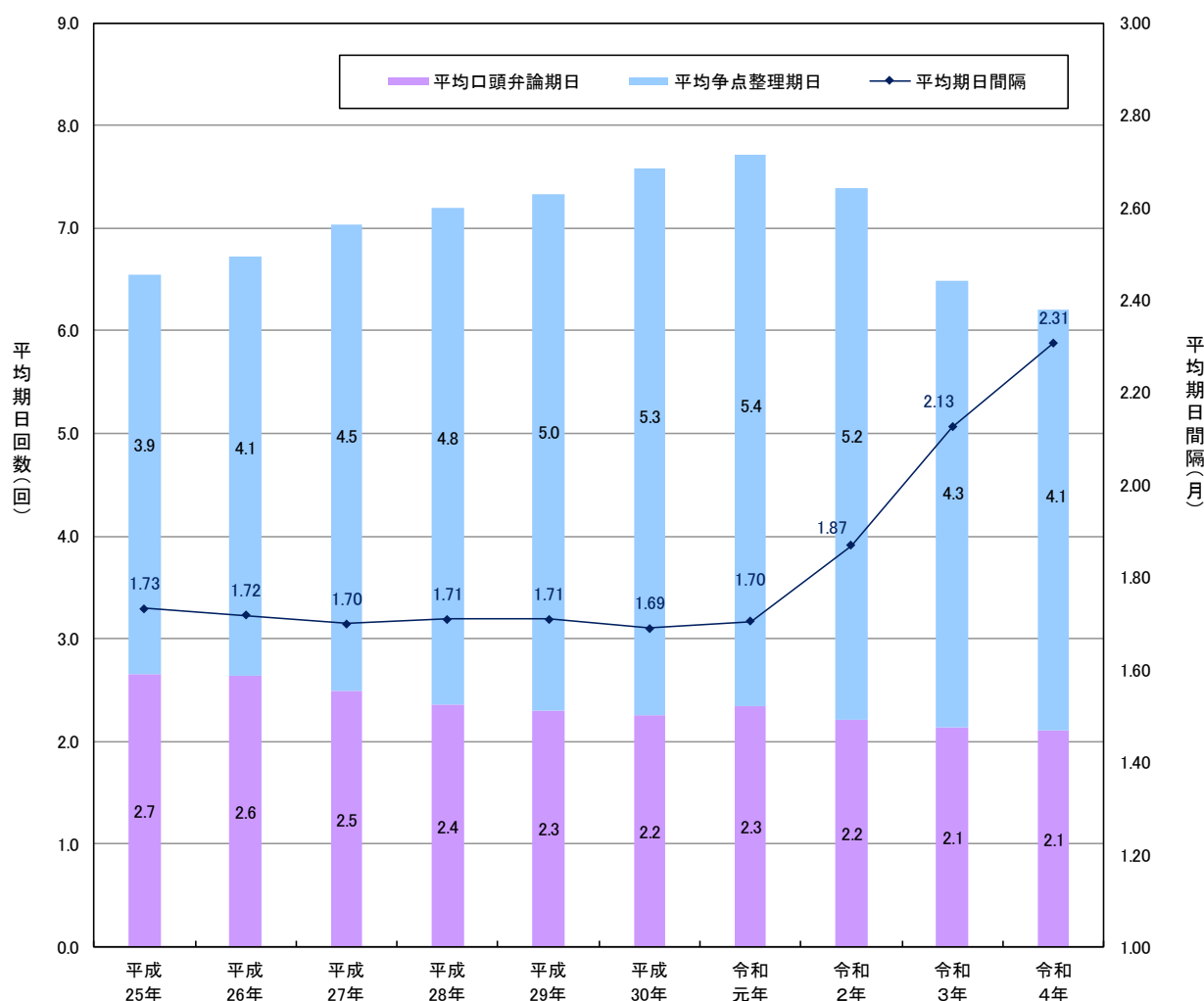
【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	6.2	4.1
うち平均口頭弁論期日回数	2.1	1.5
うち平均争点整理期日回数	4.1	2.6
平均期日間隔(月)	2.3	2.6

※ 端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図8】のとおりである。平均期日回数については、平均口頭弁論期日回数が長期的に見てわずかに減少傾向にあるのに対し、平均争点整理期日回数は、平成25年以降令和元年まで一貫して増加傾向にあり、それに伴い全体の平均期日回数も増加傾向にあったが、令和2年からは、平均争点整理期日回数も減少に転じている。平均期日間隔については、平成25年以降令和元年までは、若干短縮傾向にあったが、令和2年以降は長期化している。令和2年以降、それまでと比べて、平均期日回数が減少した一方で平均期日間隔が長期化した背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小やその後の同感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる¹。

【図8】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移(人事訴訟)



※ 端数処理の関係で、表示された数値が同一となることもある。

¹ 令和4年に既済となった人事訴訟事件の平均審理期間は 14.3 月であるから(【図1】参照)、令和4年の平均期日回数及び平均期日間隔にも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響がまだ残っているものと推測される。

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表9】のとおりである。争点整理手続の実施率は、前回（67.1%）より2.3%増加して69.4%であり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準にある（第9回報告書180頁【表9】参照）。

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		人事訴訟	民事第一審 訴訟
争点整理手続	実施件数	6,364	62,541
	実施率	69.4%	47.5%

人証調べ実施率及び平均人証数は【表10】のとおりである。人証調べ実施率（37.3%）は前回（37.3%）と同様であり、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向が続いていることは前回と同様である（第9回報告書180頁【表10】参照）。こうした傾向には、当事者間に争いのない事実についても証明が必要であること（人事訴訟法19条1項）や、婚姻生活中の事実関係について証明力の高い書証が少ないことが影響しているものと思われる。

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟
人証調べ実施率	37.3%	14.2%
平均人証数	0.7	0.4
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.0	2.7

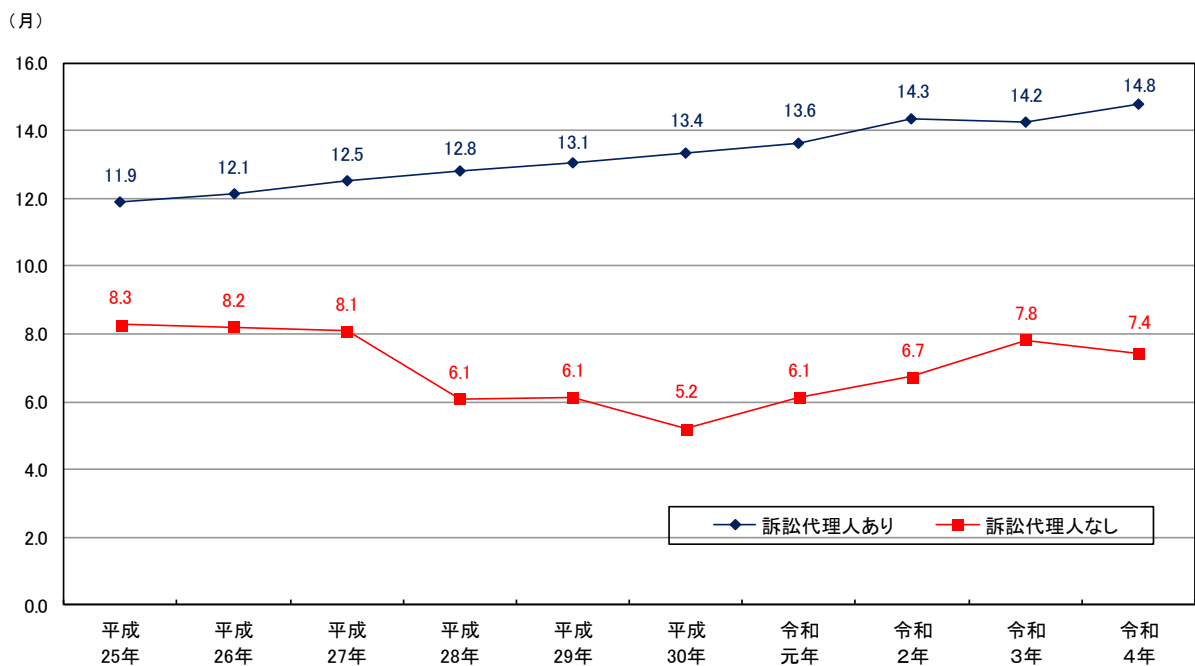
なお、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間は【表11】のとおりであり、平均審理期間（18.1月）は前回（17.3月）よりも若干増加している一方で、平均人証調べ期間（0.1月）は前回（0.2月）よりも若干減少している（第9回報告書180頁【表11】参照）。平均審理期間は、民事第一審訴訟事件（全体）の23.9月（前掲Ⅲ. 1. 1【表18】）と比べると短い。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（人事訴訟）

平均審理期間(月)	18.1
平均人証調べ期間(月)	0.1

離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士との関与の有無別の平均審理期間の推移は【図12】のとおりであり、当事者の双方又はいずれか一方に訴訟代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも訴訟代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を顕著に上回っており、ここ数年は、おおむね8か月ほど長くなる傾向が見られる。

【図12】 離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士の関与の有無別の平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況は【表13】のとおりである。

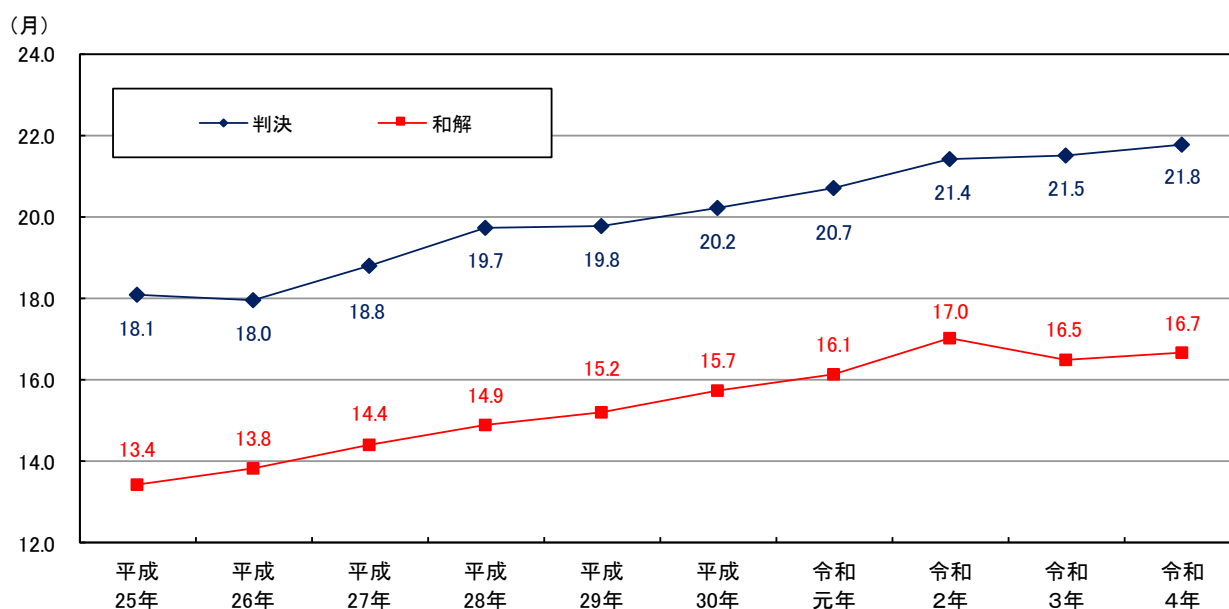
【表13】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況
(人事訴訟)

		離婚	親権者の指定をすべき子		財産分与の申立て		離婚以外
			あり	なし	あり	なし	
既済件数		8,118	4,694	3,424	3,139	4,979	1,056
平均審理期間(月)		14.7	14.8	14.5	17.8	12.7	11.5
平均期日回数		6.5	6.6	6.2	8.2	5.3	4.3
平均期日間隔(月)		2.3	2.2	2.3	2.2	2.4	2.7
争点整理実施率		71.8%	75.5%	66.6%	85.7%	63.0%	50.9%
審理期間	6月以内	1,685 20.8%	863 18.4%	822 24.0%	332 10.6%	1,353 27.2%	373 35.3%
	6月超 1年以内	2,274 28.0%	1,331 28.4%	943 27.5%	730 23.3%	1,544 31.0%	326 30.9%
	1年超 2年以内	3,085 38.0%	1,907 40.6%	1,178 34.4%	1,440 45.9%	1,645 33.0%	272 25.8%
	2年超 3年以内	823 10.1%	471 10.0%	352 10.3%	478 15.2%	345 6.9%	59 5.6%
	3年超 5年以内	241 3.0%	116 2.5%	125 3.7%	155 4.9%	86 1.7%	26 2.5%
	5年超	10 0.1%	6 0.1%	4 0.1%	4 0.1%	6 0.1%	- -
	訴訟代理人の選任状況	当事者双方	5,445 67.1%	3,275 69.8%	2,170 63.4%	2,463 78.5%	2,982 59.9%
原告側のみ		2,432 30.0%	1,313 28.0%	1,119 32.7%	619 19.7%	1,813 36.4%	510 48.3%
被告側のみ		114 1.4%	61 1.3%	53 1.5%	41 1.3%	73 1.5%	23 2.2%
本人による		127 1.6%	45 1.0%	82 2.4%	16 0.5%	111 2.2%	25 2.4%
終局区分	判決	3,030 37.3%	1,726 36.8%	1,304 38.1%	987 31.4%	2,043 41.0%	638 60.4%
	和解	3,040 37.4%	1,798 38.3%	1,242 36.3%	1,449 46.2%	1,591 32.0%	148 14.0%
	取下げ	1,802 22.2%	1,044 22.2%	758 22.1%	622 19.8%	1,180 23.7%	231 21.9%
	それ以外	246 3.0%	126 2.7%	120 3.5%	81 2.6%	165 3.3%	39 3.7%

離婚の訴えのうち財産分与の申立てがある事件（以下「財産分与の申立てがある離婚事件」という。）の平均審理期間がそれ以外の事件より長くなっていることは、前回と変わらない。財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の事件割合について見ると、和解で終局した事件の割合が前回（51.9%）より5.7%減少して46.2%となった一方、判決で終局した事件の割合が前回（30.9%）より0.5%増加して31.4%となり、取下げで終局した事件の割合が前回（15.1%）より4.7%増加して19.8%となっている。（第9回報告書182頁【表13】参照）

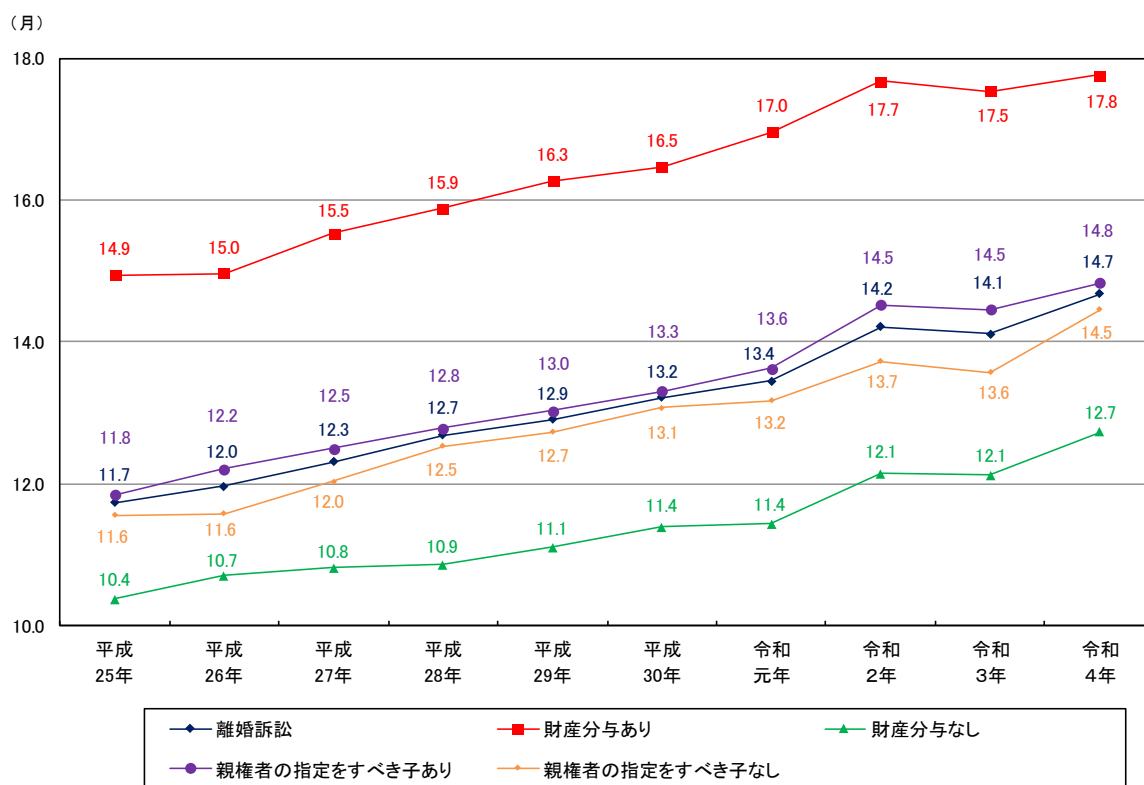
なお、財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の平均審理期間は、【図14】のとおり、判決による場合の方が和解による場合よりおおむね5か月程度長くなる傾向が見られる。

【図14】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける終局区分別平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移は、【図15】のとおりである。離婚の訴えのうち親権者の指定をすべき子がいる事件の平均審理期間は、ここ数年、親権者の指定をすべき子がない離婚事件の平均審理期間を上回っているが、その差は1か月に満たず、それほど大きくはないのに対し、財産分与の申立てがある離婚事件の平均審理期間は、同申立てがない離婚事件の平均審理期間を一貫して上回っており、ここ数年は、おおむね5か月ほど長くなる傾向が見られる。

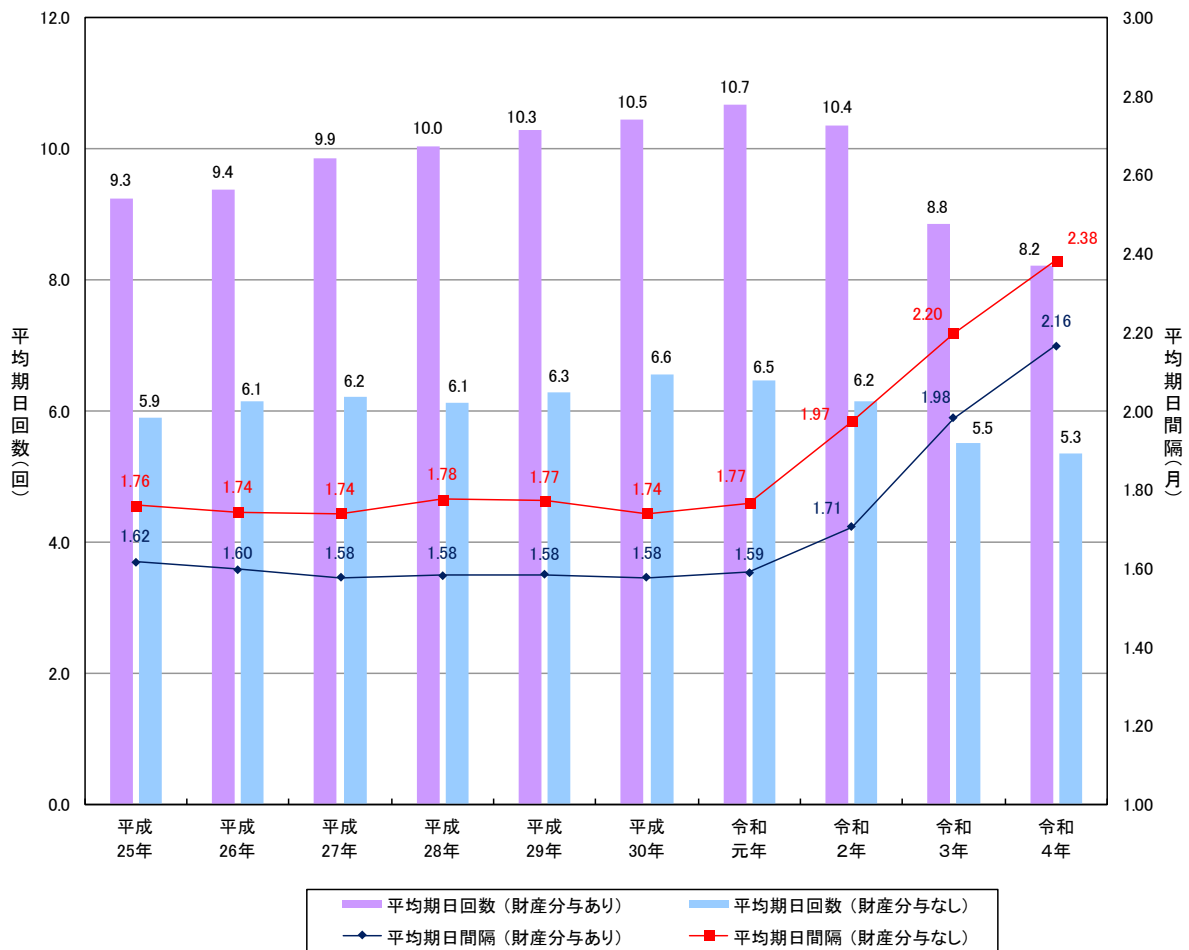
【図15】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図16】のとおりであり、平均期日回数については、財産分与の申立てがある離婚事件が同申立てがない離婚事件を上回っており、ここ数年は、おおむね3回ほど多くなる傾向が見られるのに対し、平均期日間隔については、財産分与の申立てがある離婚事件の方が同申立てがない離婚事件よりも短く、ここ数年は、おおむね0.2か月ほど短くなる傾向が見られる²。

² 財産分与の申立てがある事件の方が同申立てがない事件よりも平均期日間隔が短い傾向にある理由としては、同申立てのある事件は、同申立てのない事件よりも、当事者双方に訴訟代理人が選任されている割合が高いところ(【表13】参照)、訴訟代理人が選任されていない場合には、選任されている場合よりも、期日間における準備に時間がかかることも一因ではないかと推測される。

【図16】 離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移



※ 端数処理の関係で、表示された数値が同一となることがある。

○ 上訴に関する状況

上訴率³及び上訴事件割合⁴は【図17】のとおりである。民事第一審訴訟事件に比べ、いずれも高水準である。

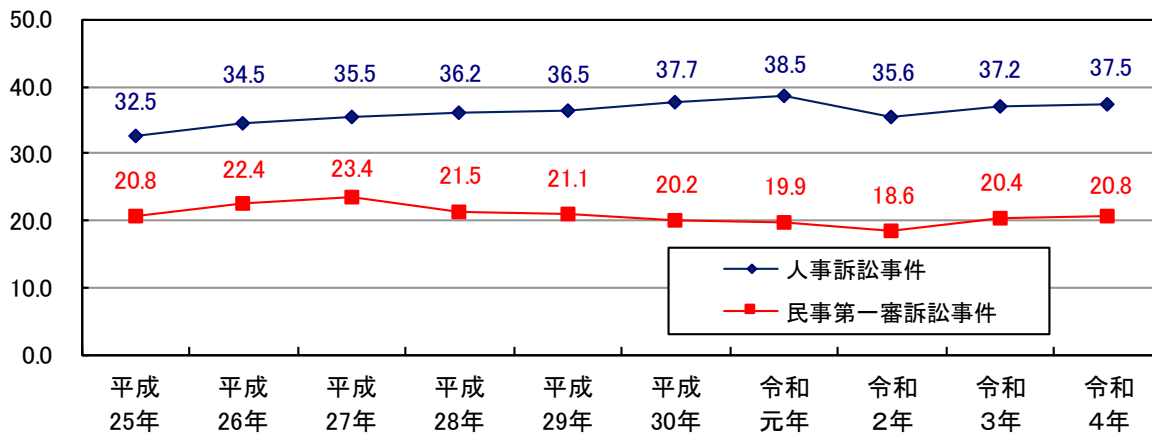
³ 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

⁴ 上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

【図17】 上訴率及び上訴事件割合の推移
 (人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

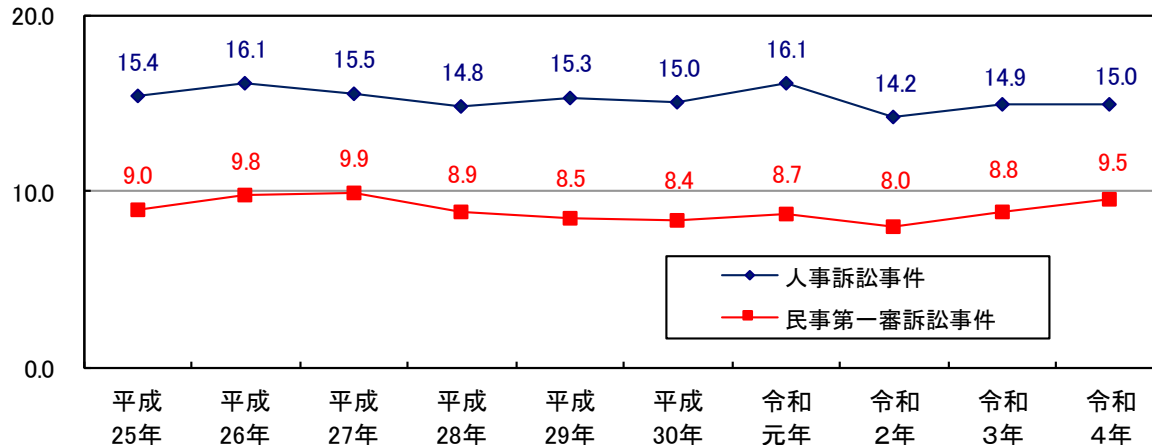
〈上訴率〉

(%)



〈上訴事件割合〉

(%)



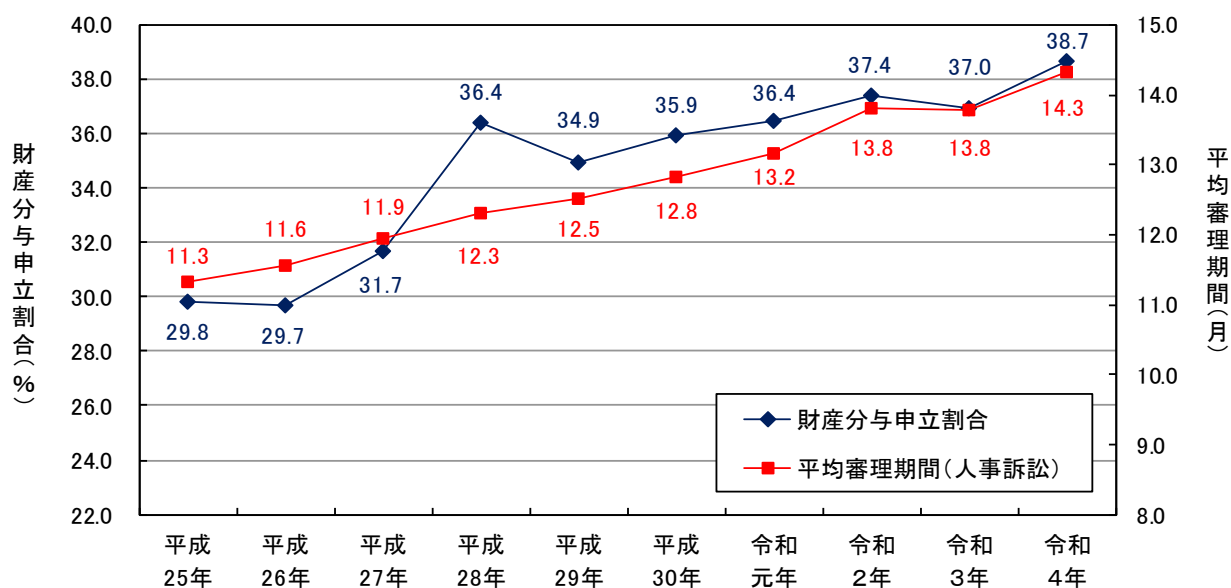
2. 2

審理期間の長期化傾向に関する分析

【図18】からは、既済事件に占める財産分与の申立てがある離婚事件の割合が長期的に増加傾向にあることとおおむね対応する形で、人事訴訟の平均審理期間が長期化する傾向にあることが読み取れることから、財産分与の申立てがある離婚事件の増加が人事訴訟全体の平均審理期間を押し上げている原因の一つであると推測される。この人事訴訟の平均審理期間の長期化に関しては、財産分与の申立てがある離婚事件について、資料収集をめぐって審理が難航しがちであることのほか、離婚原因について、必ずしも事案の結論には結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等が指摘されている。財産分与の申立てがある離婚事件の割合については、今後も推移を見ていく必要がある。また、この財産分与の申立てがある離婚事件については【表6】、【表13】及び【図19】のとおり、訴訟代理人が選任された事件の割合が人事訴訟全体と比べても高く、事件の困難さを示唆しているとも考えられる。

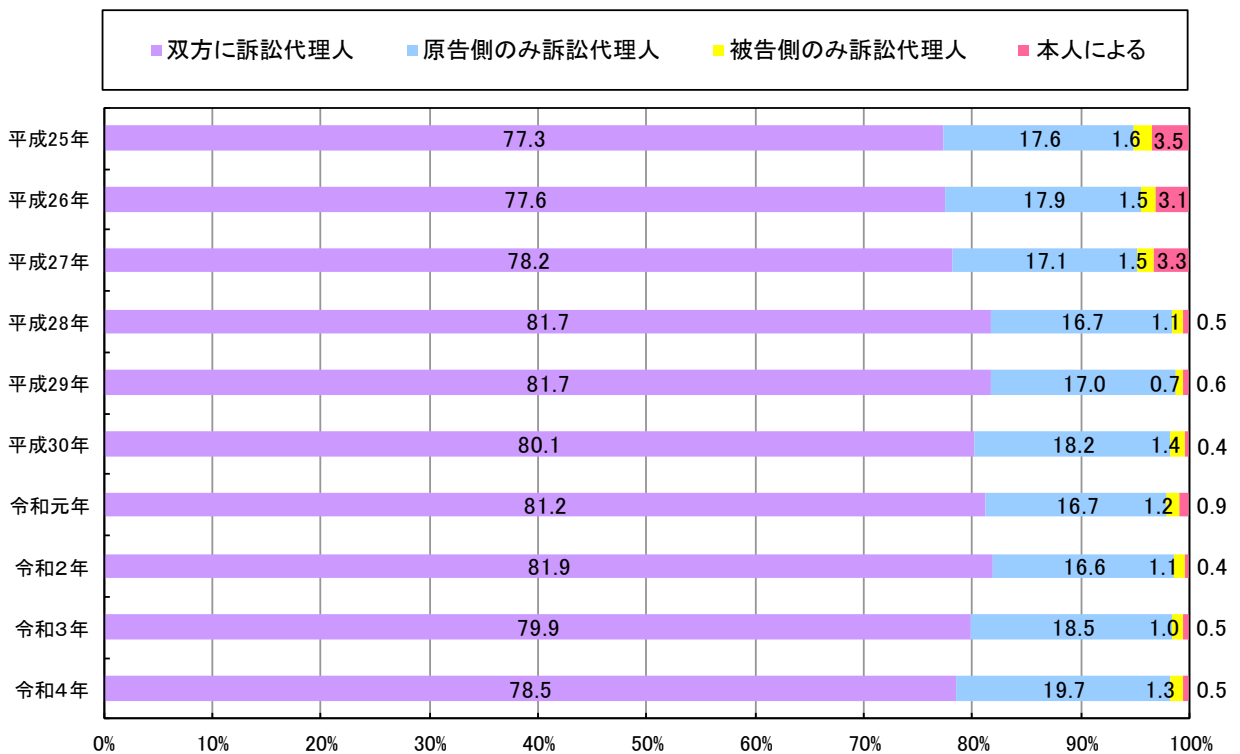
人事訴訟において、いわゆる欠席判決により終局する場合⁵でも証拠調べが必要であることが、民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が長くなる要因の一つであるとの指摘（第3回報告書分析編35頁、第5回報告書概況編66頁）についても、前提事情の変更はうかがわれない。

【図18】 離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



⁵ ここでいう欠席判決とは、適式な呼出し(公示送達による呼出しを含む。)がされたが、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかった場合にされる判決という意味である。

【図19】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける訴訟代理人選任状況の推移(人事訴訟)

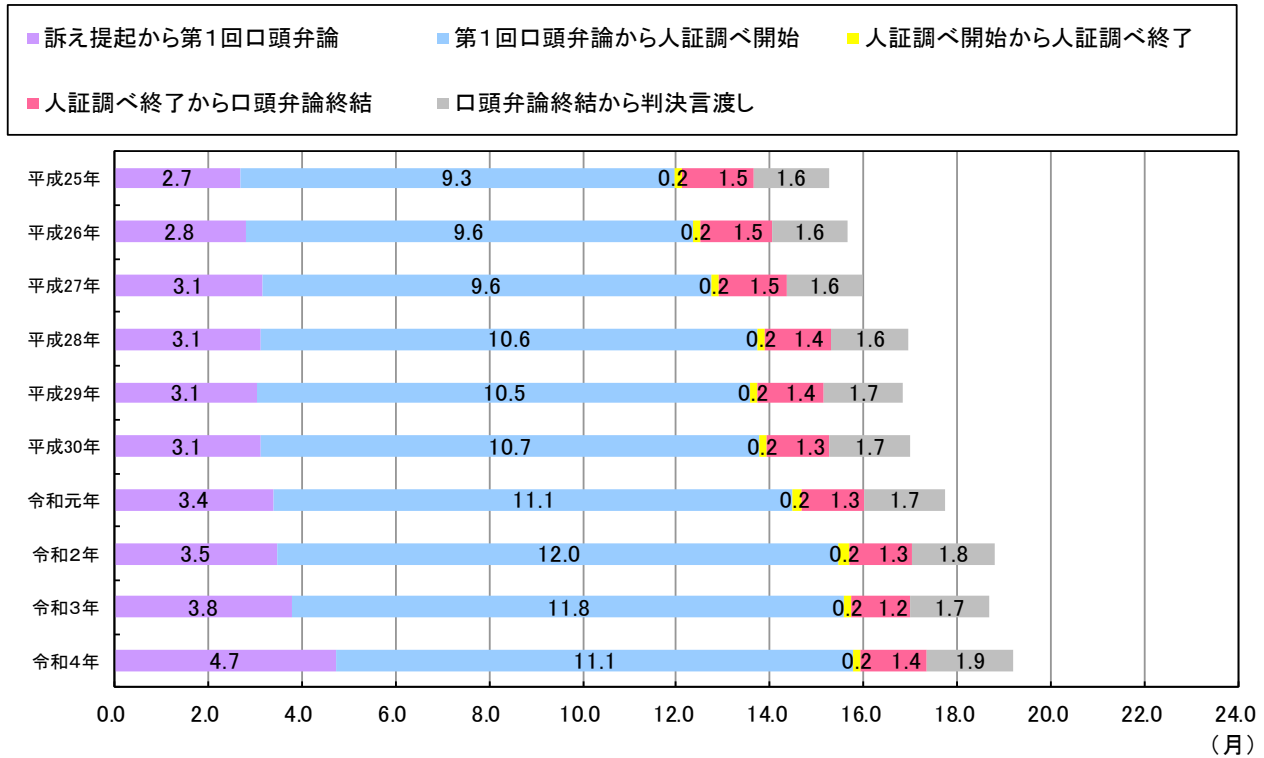


また、【図20①】及び【図20②】のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（全体及び財産分与の申立てがある離婚事件の双方）において、合計の平均審理期間の長期化が、主として、訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間の長期化に加え⁶、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間、すなわち争点整理に費やされる期間の長期化によって生じていることが読み取れる。

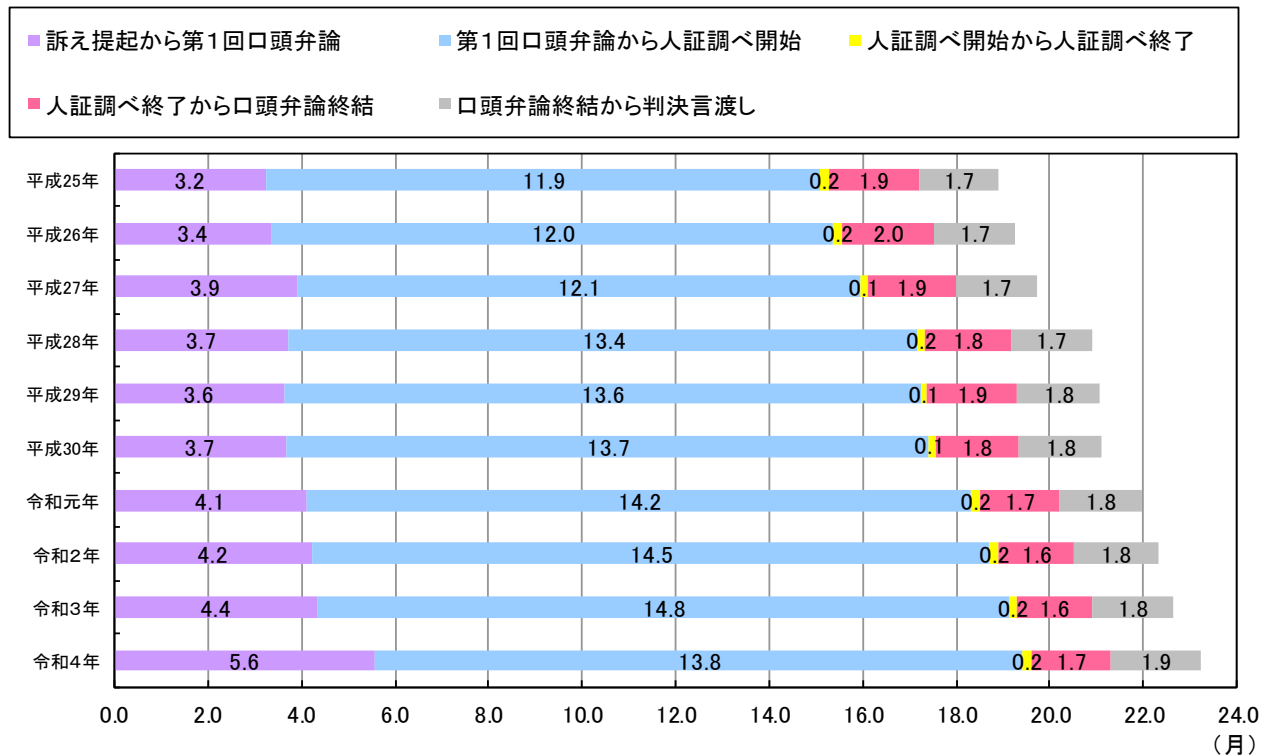
人事訴訟におけるこうした争点整理期間の長期化に関しては、従前から、例えば、財産分与の申立てがある離婚事件については、対象財産に係る資料を保有する側において、感情的反発等の理由からその提出を拒否するために、反対当事者が多数の調査嘱託の申立てを行ったり、基準時（別居時）の前後における預金の無断引き出し等に関し、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、また、離婚原因については、「婚姻を継続し難い重大な事由」（民法770条1項5号）が抽象的な要件であることもあって、感情的な思い入れの強い当事者間で、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等の指摘がされていたが（第6回報告書187頁、第9回報告書194頁）、この点についても大幅な事情の変更はうかがわれない。

⁶ 訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間が長期化している要因としては、実情調査でも指摘されているように、一部の家庭裁判所において、調停段階において当事者双方に訴訟代理人が選任されており、訴訟においても選任される予定がある場合には、事案によって、第1回目の期日として口頭弁論ではなく弁論準備手続等の期日を指定し、早期に実質的な審理に入れるように工夫していることも一因ではないかと推測される。このようにして長期化した期間も含めて、争点整理に費やされる期間といえる。

【図20①】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移
(人事訴訟)



【図20②】 財産分与の申立てがある離婚の訴えのうち人証調べを実施して対席判決で終局した事件
における手続段階別平均期間の推移(人事訴訟)



3 家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

家事調停事件については、平均審理期間が遺産分割事件を除き緩やかな長期化傾向にあり、人事訴訟事件については、新受件数が一貫して減少傾向にある（令和3年を除く。）一方で、平均審理期間は長期化が継続している。

こうした状況を踏まえ、第9回報告書においては、個々の事件の性質・内容、手続の進行段階等に応じて、期日における手続の内容について充実させるべきところは充実させ、時間をかけるべきところは時間をかけ、合理化するべきところは合理化するメリハリのある調停運営を行う必要があること、そのような調停運営を実現するための方策について、裁判所側の関係職種間、更には弁護士も含めて検討、実践、検証を重ねていくことが重要であるとの課題や、結果次第で、又は親子関係のように結果にかかわらず、今後も継続していくことが予定された家族関係に関する紛争であること、複雑な感情的対立を含むことが多く、法的な争点との関連性の乏しい主張立証が拡大しやすいことなどの人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理の在り方という課題等が指摘されたところである。

そこで、今回の検証では、令和4年5月に大規模家庭裁判所1庁及び同庁に対応する単位弁護士会に対し、同年11月に中規模家庭裁判所1庁及び同庁に対応する単位弁護士会に対し、それぞれ実情調査を実施し¹、①事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題（事案等に応じたメリハリのある調停運営を個々の事件において実現するための具体的な取組・方策の内容、当該取組の効果、課題、その克服策等）、②人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題（訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間について、裁判所と弁護士の協働の在り方も含めて、具体的な取組の内容や、実践する上での課題とその克服策）について、裁判官、調停委員、弁護士から意見を聴取した。

実情調査の結果の要点は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題

ア 新型コロナウイルス感染症の影響

裁判所の側から、①感染症対策を理由として監護親が面会交流の制限を主張したり、直接交流の協議が難航したりする事案が増えている、②就労・収入の不安定化を反映して、婚姻費用や養育費の減額調停が増加したほか、収入認定が強く争われる事案が増えている、③電話会議を利用した調停期日（以下「電話調停」という。）や、ウェブ会議が導入されている庁ではウェブ会議を利用した調停期日（以下「ウェブ調停」という。）の実施が増えているといった傾向が指摘された。

弁護士の側からも、同感染症の感染拡大の影響で収入が減少したことにより養育費の減額調停を求める依頼者が増えている、依頼者・代理人ともウェブ調停や電話調停のニーズが高まっているとの実情の紹介があった。もっとも、電話調停については、婚姻費用・養育費等の経済事案のうち比較的シンプルな事案では不都合はないが、調停委員の表情や反応が分からないため、言いたいことが調停委員に伝わっていないかが分かりにくいといった指摘や、前もって要点を記載した書面を提出するなどの工夫が必要になるといった指摘があった。

¹ 実情調査先については、庁や弁護士会の規模によって効果的な調停運営の在り方や人事訴訟における審理の在り方が異なり得ることを踏まえ、事件の個別性の影響を受けないよう、一定数の家事調停事件及び人事訴訟事件が係属し、かつ、規模の異なる2庁（大規模家庭裁判所及び中規模家庭裁判所）及びこれらの庁に対応する弁護士会を選定した。

イ 事案等に応じたメリハリのある調停運営

(ア) 対面による調停、電話調停及びウェブ調停の使い分け

裁判所の側から、対面による調停、電話調停及びウェブ調停を、それぞれの特性や手続の局面に応じて使い分けており、重要な局面では対面で期日を実施することが多いが、当事者の一方又は双方が遠方の場合や、他方当事者のDVを主張している事案では、電話調停やウェブ調停を積極的に検討しているといった実情が紹介された。すなわち、調停の進行段階等に応じて、対面で期日を行うべき局面では対面で期日を行っているが、他方で、特にウェブ調停は、当事者や代理人の都合等に合わせて柔軟に期日を設定することにより迅速な調停の進行が可能となる、当事者間の対立が激しいいわゆる高葛藤事案において当事者が安心して期日に参加することができるなど、積極的に活用することにメリットのある場合も多く、身振りや表情等を確認しながら手続を進めることができる点において電話調停よりも優れていることから、事案や局面を見極めて活用しているとのことであった。

弁護士の側からも、離婚調停等の初回の期日や、当事者が公平な事情聴取に懸念を示している場合には、対面での期日を要望することがあるとの実情が紹介された。

(イ) 調停期日の予定時間の目安の設定及び調停期日の3枠制（午後2枠制）

裁判所の側から、同感染症の感染拡大を契機として、1回の調停期日の予定時間に目安を設定するとともに、調停期日を3枠制（午後2枠制ともいう。調停期日を指定する時間帯につき、午前中のほか、午後早めの時間帯と遅めの時間帯の2枠を設定することで、柔軟な期日指定が可能となる。）とする取組や、当事者から20分交替で事情聴取を行う取組を始め、当事者間の公平にも配慮したメリハリのある事情聴取を実現しているとの実情の紹介があった。その上で、1回の調停期日の予定時間の目安を設定し、事前に当事者・代理人と共有することで、密度の濃い調停期日の実施が可能となるとともに、午後2枠制を実施することが可能となり、早期に柔軟な次回期日の指定が可能になった、実感としても、同取組により、期日の中身が濃くなり、解決に必要な期日の回数も減少してきているように感じているとの指摘があった。また、個別の事案や手続の進行状況に応じて予定時間の目安を柔軟に設定する、当事者の意向等を踏まえて予定時間の延長に柔軟に対応するなどしているとの実情も紹介された。中規模家庭裁判所においては、現在では調停事件の未済件数が落ち着いていることから、以前に比べて午後2枠目の活用件数は減少しているが、午後遅めであれば当事者・代理人の予定が合う場合、期日が比較的短時間で終わることが見込まれる場合等には、午後2枠目を活用することで、迅速な調停進行を図っているとの紹介がされた。調停委員からは、調停期日の予定時間の目安を設定したことにより、期日において目的意識を持って傾聴や調停運営を行うようになるなどの意識の変化が生じたとの紹介があった。

弁護士の側からも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって一時的に期日が入りにくい状況になったが、3枠制（午後2枠制）を導入したことで改善した、午後1枠目には、時間が足りなくなることもあるが、予定時間を延長する必要がある場合には空いている部屋を確保するなどして、柔軟に時間を延長するなどの対応が採られているなどの実情が紹介された。他方で、特に離婚調停の第1回期日においては、相応の時間を取って当事者の話をじっくり聴取することも必要であるとの指摘もあった。

(ウ) メリハリのある事情聴取・調整

裁判所の側から、傾聴の在り方を工夫し、当事者の思いを受け止めることを通して当事者との信頼関係を形成し、当事者の納得性を高めることにとどまらず、紛争解決に必要な情報を整理して、主体的な解決意欲を生み出していけるように働きかけることを実践している、そのような調停委員の傾聴の技法の習得には、家庭裁判所や調停協会の実施する研修のほか、家庭裁判所の調査官室が作成した講義ビデオ等を活用している、そのような調停委員のスキルアップを支援すべく、家庭裁判所において、必要な聴取項目等を整理して記載できるような手控えの様式や、事件類型ごとに調停進行のポイントとなる事項や標準的な調停進行の在り方を整理した審理ロードマップ等を作成し、調停委員と共有しているとの実情が紹介さ

れた。例えば、当事者の生活に直結する養育費請求や婚姻費用分担のロードマップは、要旨、①第1回の調停期日から密度の濃い期日を実施すべく、当事者には事前に収入に関する資料を提出してもらった上で、調停委員会において同資料の内容や双方の言い分を把握した上で、期日において聴取すべき事項を整理するなどの事前準備を行って調停期日に臨み、実情（当事者間の取決め・支払状況、職業・収入額、当事者間の子以外の子の有無等）や意向（希望額・根拠、支払の始期・終期の希望等）に関する必要事項を聴取して、争いのある部分等について当事者に必要な確認・検討や資料提出を促す、②第2回期日以降、当事者による確認・検討の結果や提出された資料を基に、金額の試算を行い、当該試算結果等を踏まえ、双方の意向を調整する、③以上の手順を経ることにより、おおむね第3回期日を目安に調停成立を目指す、といった内容であるとのことであった。

弁護士の間からも、調停委員の事情聴取の在り方は、基本的には必要かつ十分なものとなっている、特に離婚調停の第1回期日では、調停委員が周辺事情を含めて当事者の話を丁寧に聴取し、当事者の気持ちに寄り添う姿勢を示した上で、必要な聴取項目について確認していくと、調停が円滑に進むことが多い、代理人としても、調停委員による聴取の間、依頼者の感情を考慮し、適宜話題を変えるなどして、当事者にとって納得性の高い聴取となるよう配慮しているといった実情が紹介された。

(エ) 当事者との認識共有

裁判所の側から、必要に応じてホワイトボード（ノートブック型のものを含む。）を用いて、項目ごとに当事者の主張や現状の到達点を一覧できるような形で整理し、当事者・代理人と認識を共有しているといった実情が紹介された。また、大規模家庭裁判所においては、各調停期日の最後に、双方当事者ないし代理人が同席し、当該事案の争点、当該期日における到達点、今後の課題等について、認識共有を図っているとの実情が紹介された。

弁護士の側からも、ホワイトボードを活用するなどして、調停委員と当事者・代理人との認識共有が十分になされている、調停の進行計画についても、当事者・代理人の意見を踏まえて策定されているといった実情が紹介された。大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、各調停期日の最後に当事者双方が同席して今後の課題等を確認することは、当事者双方の準備事項が確認できる上、当事者双方に同じ話をしていることで公平感を感じることから、有効な取組であるとの指摘がされた。

(オ) 期日間準備の充実

裁判所の側から、各期日における争点整理や当事者との認識共有の内容を踏まえ、次回以降の期日の進行に必要な主張や資料につき、当事者に期日間準備を促すことがある、もっとも、その際には、当事者の準備の負担や、調停ならではの良さを損なわないよう、準備事項の内容や分量、提出期限等には配慮している、提出期限を過ぎて提出予定の書面が提出されない場合には、書記官から提出を促す連絡をしているが、提出されない場合もあり、当事者に提出期限を守ってもらうことに課題がある、といった実情が紹介された。中規模家庭裁判所においては、各期日ごとに、次回期日までに準備すべき資料やその提出期限、次回期日までに当事者において検討すべき事項等を当事者自身が書き留めることのできる「調停連絡ノート」と呼ばれる書式を裁判所が準備し、これを各期日の終了時に当事者自身が記入して持ち帰ることで、期日間準備に対する当事者の意識付けを行っているとの取組も紹介された。

弁護士の側からは、中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、上記「調停連絡ノート」の取組は、特に代理人の就いていない当事者に対して効果があるとの実情が紹介された。他方で、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、代理人と当事者本人との打合せ不足や、代理人の準備不足により、期日が空転することがあるとの紹介があった。

(カ) 評議の充実及び審判の見通し等を意識した調停

裁判所の側から、大規模家庭裁判所では、毎期日における事前評議（書面による場合を含む。）と2期日ごとの事後評議を、中規模家庭裁判所においては、第1回期日は全件につき終了前の評議を行っている

といった、各庁の実情に応じた評議の充実に関する取組が紹介された。また、事案によって、調停が審判等に移行した場合の判断の見通しを意識した調停運営を行っているが、その場合にも、当事者への見通しの伝え方には配慮しており、一般的には、双方の主張及び資料がおおむね出揃った段階で、あくまで調停段階での暫定的な見通しであることを明示しつつ、上記見通しを当事者に伝え、当事者の決断を促す場合が多い、といった実情が紹介された。

弁護士側の側から、事案によって、審判等に移行した場合の見通しを伝えてもらえると、当事者本人にリスクの説明がしやすくなるというメリットがある、人事訴訟についても、離婚や親権が認められそうか否かは、財産分与、面会交流、養育費等の論点についてどの程度準備をするかにも関わってくるので、離婚調停で見通しを伝えてほしいとの意見があった。他方で、調停段階では主張の提出を控えていることもあることから、離婚調停において離婚が認められるかや、親権者がどちらになるのかについて、当事者に見通しを伝えることについては慎重に検討すべきであるとの意見や、見通しの伝え方としては、「この点について説明してもらわないと難しい。」といった、課題を示す形で伝えてもらった方がよいとの意見もあった。

(キ) 多角的な取組の推進

裁判所の側から、迅速な紛争解決や法的観点も踏まえた適切な紛争解決に対する当事者のニーズが高まっていることを受けて、調停委員には、限られた時間の中で効果的かつ納得性の高い調停運営を行うための事情聴取等のスキルや、法的観点を踏まえて課題の整理等を行うスキルが求められるようになっていくことから、裁判所において作成したビデオ教材や審理ロードマップ等を活用して、調停委員の研修を行っているとの実情が紹介された。その他、調停運営の在り方について、部内の裁判官同士で意見交換をする、庁内のPTや検討会において、裁判官、書記官、家裁調査官といった関係職種が連携して、課題の検討等を行う、弁護士会と協議会を実施するなど、弁護士会との連携を図る、更には、調停委員の採用や調停制度の広報も工夫して行っているといった、多角的な取組の実情についても紹介された。

(2) 人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題

ア 人事訴訟事件の審理の現状

(ア) 訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間

裁判所の側から、訴状の補正を必要最小限の部分にとどめる、訴訟救助の資料についても必要最小限のもののみを求めるなどの工夫をしておき、訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間が長期化しているという実感はないが、事案によっては、被告への送達に時間を要することがあるとの実情が紹介された。また、大規模家庭裁判所からは、調停段階において当事者双方に代理人が就いており、訴訟においても代理人が就く予定がある場合には、事案によって、第1回目の期日として口頭弁論ではなく弁論準備手続等の期日を指定し、早期に実質的な審理に入れるように工夫しているとの紹介があった。

弁護士の側から、訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間が長期化しているとの実感はないとの意見があった。

(イ) 第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間

裁判所の側から、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までのいわゆる争点整理期間が長期化している原因として、①財産分与の審理において、当事者・代理人が自身の側の財産に関する資料の任意開示の要求に応じず、調査嘱託等の申立てが濫発され、同申立てに対する意見の応酬が繰り返されるなどして、裁判所の訴訟指揮にも応じないこと、②離婚原因を巡って、周辺事情に関する主張立証の応酬が繰り返されること、③当事者間に子どもがいる事案において、当事者間の対立が先鋭化し、子の監護状況等に関する調査官調査にも非協力的な態度を取ること、④人事訴訟の場合、時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定がないため、主張整理がある程度終了した段階で、当初は主張しないとしていた主張（有責配偶者の主

張等) がされたりするほか、離婚原因についての審理がある程度終了した段階で予備的な附帯処分の申立てがされるなどして、審理が計画どおりに進まないことがあることなどが指摘された。その他、一部の代理人弁護士が、当事者間に子がいる事案においても、当事者の心情に引きずられ、当事者と一体化して過熱気味となり、反論等を繰り返すことから、訴訟指揮に苦勞しているといった指摘や、インターネット等による情報収集が容易になったことで、当事者が自分に有利な情報のみに依拠するなどして、代理人や裁判所の助言等を聞き入れないことが増えているといった指摘があった。

弁護士の側からも、上記と同様の要因が指摘されたほか、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会においては、特に若手の代理人弁護士の中に、人事訴訟に不慣れな者が一定数存在し、焦点のずれた主張を繰り返すなどして、審理が長期化するケースがあるとの実情が紹介された。他方で、代理人としては、依頼者との関係から、周辺事情の主張立証や探索的な財産開示の要求を行わざるを得ない場合もあるので、裁判所が相手方に任意に財産開示をさせるなど適切に訴訟指揮をしてほしいとの意見もあった。

イ より合理的かつ効果的な訴訟運営に向けた工夫例等

(ア) 離婚原因の審理における工夫

裁判所の側から、離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返される事案では、裁判所としてはその部分は中心論点ではないと考えている旨の心証を開示するなどして、訴訟指揮により一定の歯止めをかけているとの実情が紹介された。

弁護士の側からは、当事者が細部の主張に拘泥してしまう場合には、主張としては争点に関連性の高い部分に絞り、当事者の言い分は陳述書に書いてもらうといった工夫が考えられるとの指摘があった。

(イ) 財産分与の審理における工夫

裁判所の側から、財産分与の審理において、探索的・五月雨式に開示要求が繰り返される事案では、大きな財産に絞って整理するよう促す、抽象的・探索的な開示要求や求釈明は認めないという方針を早期に明言しておき、探索的な調査嘱託の申立てがあった場合は早い段階で申立てを却下するといった訴訟指揮により、一定の歯止めをかけているとの実情が紹介された。また、当事者双方が財産関係を任意に開示することが、最も迅速な審理を可能にすることから、代理人には財産の任意開示に進んで応じてほしいとの指摘もあった。

弁護士の側からも、当事者の任意開示が一番の早道なので、裁判官の訴訟指揮で適切に開示させることが重要であり、特に調停段階で財産関係の資料の開示を行っておけば、事案の全体像を把握することができ、調停での話し合いや人事訴訟がスムーズに進むとの指摘があった。

(ウ) その他

裁判所の側から、①人事訴訟は整理すべき事項がある程度決まっていることから、弁護士会とも協力して、審理においてやるべき事項や留意すべき事項を整理し、裁判所と代理人弁護士との間で認識共有を図ることが有益と思われ、その発展型として、ゆくゆくは標準的な審理モデルのようなものを策定することが考えられる、②事案によっては、調停段階で人事訴訟も見据えた整理を行ってもらうことで、全体としての審理期間の短縮を図ることも考えられる、③裁判所内部での人事訴訟の審理運営のノウハウやスキルの継承も課題であり、ベテラン裁判官から若手裁判官への伝え方を工夫していく必要があるといった指摘がされた。

弁護士の側からも、人事訴訟のスタンダードな審理プラクティスないし審理モデルを整理し、裁判所とも共有する必要がある、一方当事者が頑なに財産開示に応じない場合には、財産分与の判断において、民法768条3項の「その他一切の事情」を活用することが考えられるといった指摘があった。

4 検証検討会での議論

1 事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題について

検証検討会では、実情調査において、家事調停における調停委員会と当事者側との認識共有について、様々な工夫がされていることが分かり、特に、各調停期日の最後に、双方当事者ないし代理人が同席し、当該事案の争点、当該期日における到達点、今後の課題等に係る認識共有を図る取組については、当事者や代理人が当該期日で何が行われ、次に何が行われるのかを理解することができ、充実した手続に資するのではないかとの意見が出された。また、調停において、一歩ずつ話し合いを前に進め、紛争解決に導いていくためには、調停委員が法的な観点や枠組みを念頭に置きながら、的確な発問をしていくことが極めて重要であるところ、実情調査先の家庭裁判所では、調停委員のスキルアップのための様々な研修が行われていたため、全国の家庭裁判所においても参考にすべきであるとの指摘があった。事情聴取の在り方についても、これまでは当事者の思いを受け止めることに重点が置かれていたが、今後は、当事者の主体的な解決意欲を引き出す働きかけをするという側面も重視する必要があるとの指摘があった。

他方で、調停において、審判等に移行した場合の見通しを当事者に示すことについては、調停手続と審判等の手続とでは手続の目的が異なることを踏まえた慎重な配慮が必要であるとの指摘があった。これに対しては、当該時点での情報を基にした暫定的な見通しであっても、その旨の留保を付けた上で積極的に開示していくことが、当事者が主体的に紛争解決の在り方について判断していくために重要ではないかとの意見もあった。その他、①当事者の主体的な解決意欲を引き出していくためには、手続の進め方についても、調停委員会と当事者・代理人との間で意見交換を行い、当事者の意向を手続に反映することで、紛争解決における当事者の主体的な地位を確保することが重要ではないかとの指摘、②期日終了の場面だけでなく、事案に応じて、双方当事者同席での事情聴取を行うことにより、情報共有を図る場面を増やしていくことも検討すべきであるとの指摘、③1回の調停期日の予定時間に目安を定める取組についても、当該期日の局面等に応じた柔軟な運用が必要ではないかとの指摘、④対面での調停とウェブ調停との使い分けについて、今後、更に踏み込んだ整理が必要ではないかとの指摘があった。

2 人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題について

人事訴訟における争点整理の在り方に関し、検証検討会では、実情調査を通じて、人事訴訟は当事者間に感情のもつれがあり、時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定も適用されないことから、主張立証等の応酬が繰り返され、審理が長期化していることが分かったとした上で、人事訴訟において通常問題となる争点や論点は限られていることから、家庭裁判所において標準的な審理モデルを策定し、弁護士会と共有することや、手続の早期の段階で、裁判官と当事者・代理人とで意見交換をしながら、大まかな審理の見通しを共有することが、有効ではないかとの指摘があった。

他方で、実情調査でも指摘された、当事者間に子がいる事案においても子の利益を顧みず、過熱気味となる代理人弁護士や、人事訴訟に不慣れで、焦点のずれた主張を繰り返すなどする代理人弁護士が一定数存在することについては、弁護士側において意識の向上を図ることが必要であるほか、裁判所側でもそれに対処することのできる仕組みや方策を考えていく必要があるとの指摘があった。また、当事者間に子どもがいる事案については、充実しかつ慎重な審理が求められる一方で、特に迅速な解決が求められるところ、裁判官、当事者、代理人等の関係者が、どの程度の期間で調停と人事訴訟を含む一連の事件を解決するのかを意識し、認識共有を図ることが重要であるとの指摘があった。

5 今後に向けての検討

1 事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題について

実情調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に各家庭裁判所において開始された、調停の本質・利点や利用者のニーズを改めて見つめ直し、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組が、各家庭裁判所において一定程度浸透し、各庁の実情に応じて様々な工夫が行われていることが確認された。

その中でも中核となる、メリハリのある事情聴取・調整については、調停委員による傾聴の在り方として、当事者の思いを受け止めることにより、当事者との信頼関係を構築するという側面に加え、紛争解決に必要な情報を整理し、当事者の主体的な解決意欲を高めるための働きかけを行うという側面をも重視した事情聴取が実践されており、検証検討会においても、これに好意的な意見があった。さらに、そのような事情聴取を実現するため、各家庭裁判所において、調停委員の研修の在り方を工夫するとともに、必要な聴取項目等を整理した手控えの様式や、事件類型ごとの調停運営のポイントとなる事項等を整理した審理ロードマップ等を作成し、これを調停委員と共有することにより、調停委員のスキルアップを支援する取組が行われていた。検証検討会でも指摘があったように、今後、当事者の権利意識やライフスタイルの変化、女性の社会進出等により、家族を取り巻く状況がますます多様化していく中で、調停委員には、より一層効果的な当事者への働きかけや、法的観点等を踏まえた調停運営が求められていくものと考えられ、それらを実現するための高度なスキルが求められることになるところ、上記のような各家庭裁判所における取組を全国の家庭裁判所の間で共有し、有益な取組を取り入れていく仕組みの構築が重要になるものと思われる。

また、1回の調停期日の予定時間に目安を設ける取組及び一定の事件類型における期日回数の目安を設ける取組は、目的意識を持った傾聴や調停運営に対する調停委員の意識を高め、スキルアップの意欲を高めることにもつながると考えられるほか、調停期日の1日3枠制（午後2枠制）を可能とすることにより、当事者・代理人の予定等にも配慮した柔軟かつ早期の期日指定が可能となり、迅速かつ充実した調停の実現に寄与するものと考えられる。他方で、検証検討会では、当該期日の局面等に応じた柔軟な運用を求める意見もあったところであり、個別事件における事情や当事者の意向等にも配慮した、合目的な運用が求められるところである。

さらに、検証検討会では、調停の進捗状況等に関する調停委員会と当事者・代理人との認識共有について、ホワイトボード等の活用や、各調停期日の最後に双方当事者ないし代理人が同席し、今後の課題等について認識共有を図る取組など、実情調査で確認された各家庭裁判所における様々な工夫に対する好意的な意見があった。他方で、事案に応じて、当事者双方同席での事情聴取を行うことや、手続の進め方についても当事者・代理人との意思疎通を密にして、当事者の主体的な解決意欲を引き出す調停運営を実現することなどが、今後の検討課題とされており、調停委員会と当事者・代理人とが協働して、より一層迅速かつ充実した調停を実現するために、更なる取組が求められている。

その他、検証検討会では、今後、対面での調停とウェブ調停との使い分けについて、更に踏み込んだ整理が必要ではないかとの意見があった。この点については、実情調査でも指摘された対面での調停とウェブ調停のそれぞれの特性、メリットや留意点等を整理した上で、対面で期日を行うべき局面とウェブ会議で期日を行うべき局面がどういったものであるかについて更に検討・実践を積み重ねていき、両者の適切な使い分けについて引き続き探究していく必要がある。

このように、各家庭裁判所において実践されている、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組は、一定の成果を上げつつあると評価することができるが、同取組において高度な役割を期待される調停委員のスキルアップや、個別の取組の趣旨・目的に立ち返った運用の在り方については、更なる課題が指摘されているところである。今後、全国の家庭裁判所において、これまでの調停運営の改善の取組を振り返り、

その効果を検証して課題を抽出し、不断の改善を図っていくことが重要であると思われる。

2 人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題について

人事訴訟の審理期間の長期化が進む要因として、実情調査では、当事者が資料の任意開示に応じないこと等により財産分与の審理が長期化することや、離婚原因を巡って周辺事情に関する主張立証の応酬が繰り返されることなどが指摘された。その背景として、検証検討会では、人事訴訟では当事者間に感情のもつれがあることや、時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定が適用されないことなどから、どこまでも主張立証の応酬が続くことになる点に問題があるとの指摘がされた。

また、実情調査では、裁判所側と弁護士会側の双方から、当事者間に子がいる事案においても子の利益を顧みず、過熱気味となる一部の弁護士の存在や、特に大規模家庭裁判所において、人事訴訟に不慣れで焦点のずれた主張を繰り返す一部の弁護士の存在が指摘され、検証検討会でも、そのような場合に裁判所側で訴訟の進行を制御することのできる仕組みや方策を考えていく必要があるとの指摘があった。そのような方策として、現状においては、実情調査でも指摘された、人事訴訟の標準的な審理モデルを整備し、裁判所と弁護士会との間でこれを共有する取組があり、この取組は、当事者・代理人の自律的な対応を促すことに加え、裁判所が毅然とした訴訟指揮を行うための前提としても、有用であると考えられる。

実情調査では、人事訴訟の審理期間の長期化の一因として、子どもの監護状況等に関する調査官調査に非協力的な態度を取る当事者や、財産分与の審理等に関して裁判所の訴訟指揮に応じない代理人が一定数いることも指摘されていた。検証検討会でも指摘があったように、今後は、当事者双方との間で、紛争の長期化が子どもに与える影響等についても意識を共有し、合理的な期間内に事件を解決することについて、当事者と認識共有を図ることも重要であると考えられる。また、検証検討会では、特に当事者間に子どもがいる事案については、充実しかつ慎重な手続が求められることはもちろんであるが、他の事件に比べて迅速な解決という面もより重く考える必要があり、裁判所はもちろんのこと、代理人においても、「子の利益」を十分に考慮した活動をすることが求められるとの意見があったところであり、今後は、「子の利益」を十分に考慮した活動をすることについて、代理人への意識付け等の方策を検討していくことが重要であると考えられる。



上訴審における訴訟事件の概況

1 高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況

1. 1 民事訴訟事件の概況

民事控訴審訴訟事件¹の既済件数及び平均審理期間²³については【表1】のとおりである。既済件数は、前回（1万0398件）より約3,000件増加して1万3441件となった。平均審理期間は、前回（6.8月）より0.3月短くなり6.5月となった。（第9回報告書203頁【表1】参照）

【表1】 既済件数及び平均審理期間
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	13,441
平均審理期間(月)	6.5

¹ 本報告書では、地方裁判所が第一審としてした民事訴訟事件の終局判決及び家庭裁判所が第一審としてした終局判決に対して控訴が提起された事件を分析の対象としている。同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、それぞれを別個の事件として統計処理している。

² 控訴審記録受理から控訴審終局までの期間のみが対象であるから、控訴提起から控訴審記録受理までの間は含まれない。

³ 前掲Ⅲ 1. 1 脚注2と同様に、民事控訴審訴訟全体の統計データのみを分析の対象とした。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表2】のとおりであり、多くの事件類型で前回より短縮している。比較的件数の多い類型の中で、平均審理期間が長めであった「医療損害賠償事件」（前回9.8月、今回8.0月）と「建築瑕疵損害賠償事件」（前回9.3月、今回8.5月）は、いずれも近年平均審理期間が長期化する傾向があったが、令和4年は短縮している。（第8回報告書142頁【表2】、第9回報告書204頁【表2】参照）

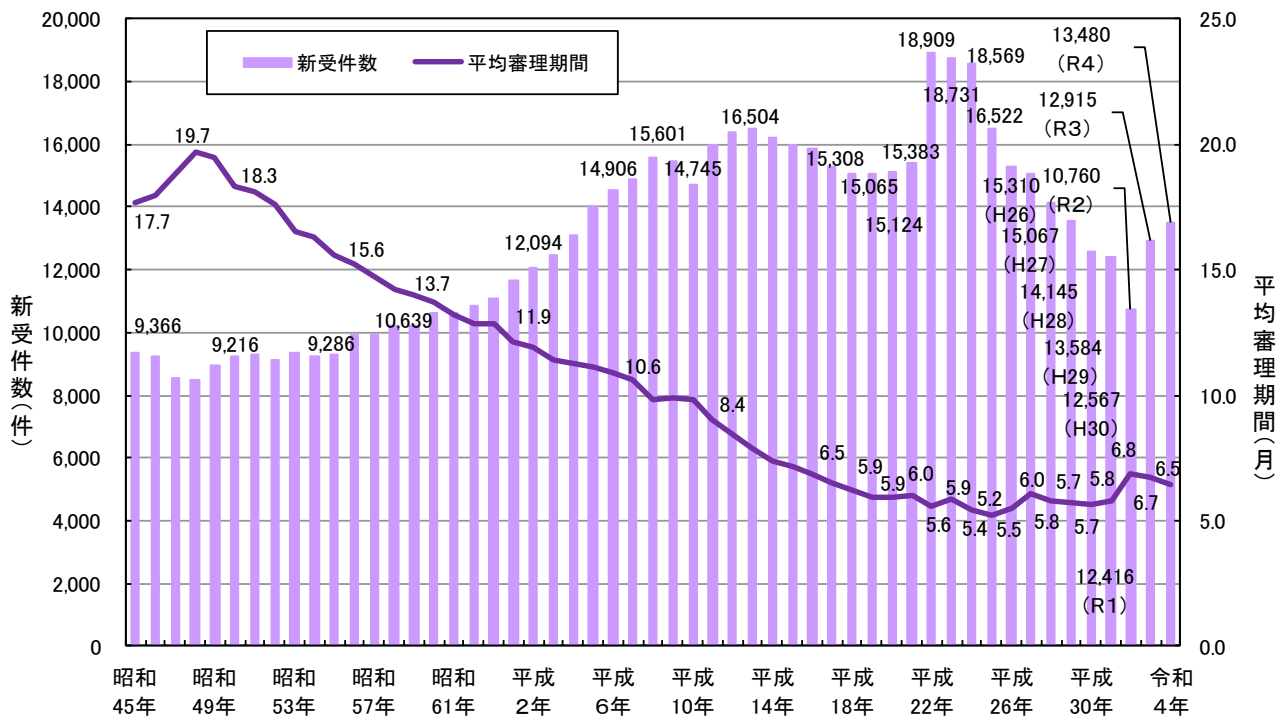
【表2】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
総 数	13,441	6.5
金		
売買代金	110	6.9
貸 金	387	6.3
立替金	39	5.9
建築請負代金	115	6.7
建築瑕疵損害賠償	77	8.5
交通損害賠償	1,446	5.3
医療損害賠償	183	8.0
公害損害賠償	4	5.1
その他の損害賠償	4,085	6.6
手形金	1	4.5
手形異議	3	5.3
金銭債権存否	51	7.3
労働金銭	463	6.6
知的財産金銭	62	7.1
金銭のその他	2,288	6.2

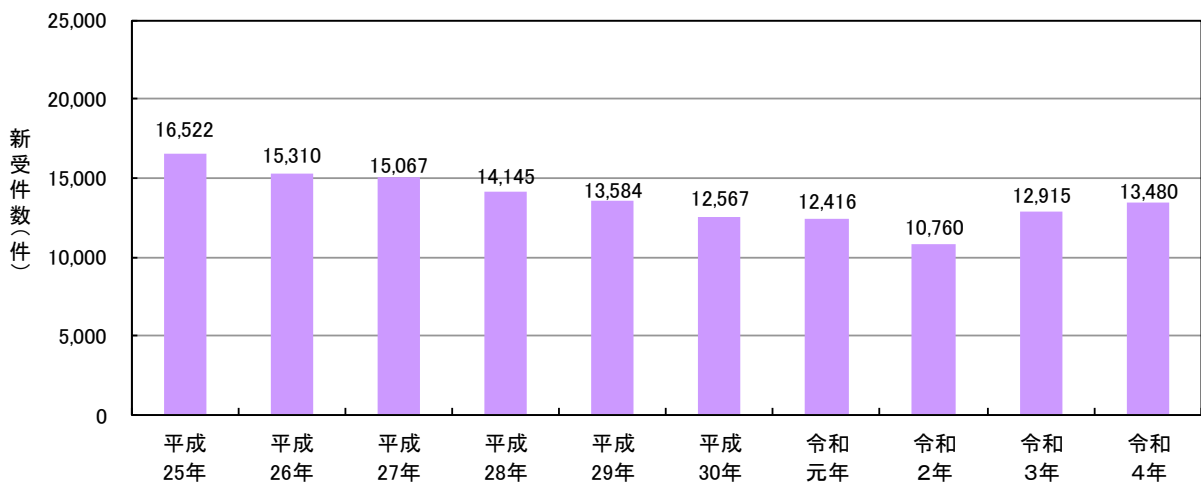
事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
建 物	780	6.0
土 地	568	7.6
土地境界	66	9.6
勞 働	122	6.7
知的財産	89	9.8
請求異議	63	5.8
第三者異議	8	6.2
公害差止め	1	30.0
人		
離 婚	1,183	6.5
離 縁	13	3.8
認 知	23	5.6
親子関係	45	6.1
人事のその他	38	6.5
その他	1,128	6.9

民事控訴審訴訟事件の新受件数の推移については、【図3】【図4】のとおりである。全体としては、長期的に増加傾向が続く中、過払金等事件の影響により、平成22年から平成24年にかけて事件数が急増し、その後、過払金等事件の減少の影響により減少傾向に転じたが、令和4年においては、新受件数は前回（1万0760件）から増加し、1万3480件となった。

【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



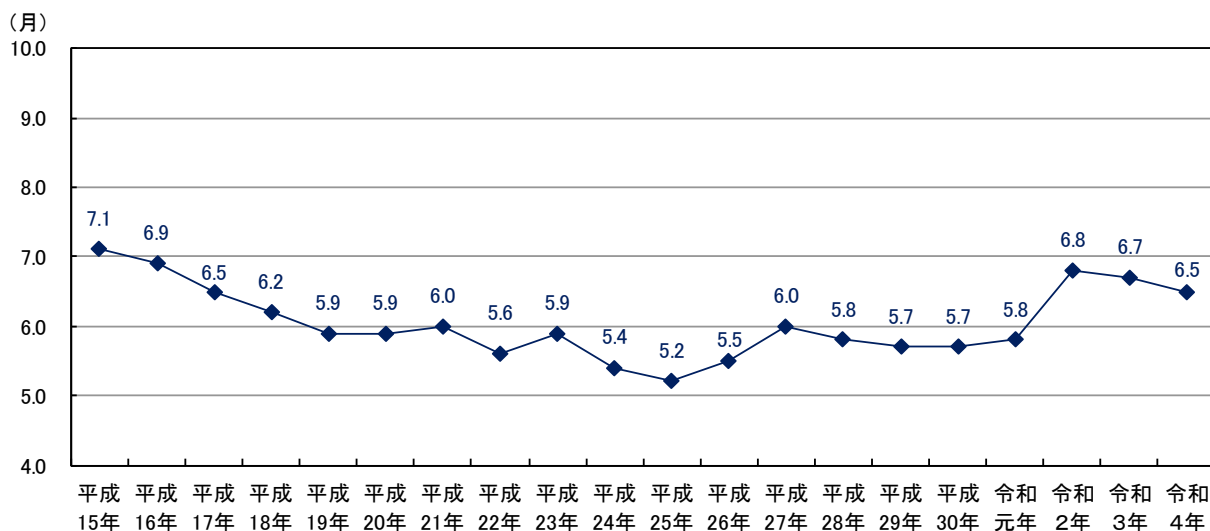
【図4】 新受件数の推移（民事控訴審訴訟事件）



平均審理期間の推移については【図3】【図5】のとおりであり、長期的にはおおむね一貫して短縮傾向が続いていたところ、平成26年以降若干長期化した後、平成28年以降は横ばいで推移していたが、近年

は長期化の傾向にあり、令和4年は6.5月となった⁴（【表1】）。

【図5】 平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。審理期間が6月を超える事件の割合は、前回(43.2%)から減少し33.9%となった(第9回報告書206頁【表6】参照)。

【表6】 審理期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	13,441
平均審理期間(月)	6.5
3月以内	1,664 12.4%
3月超6月以内	7,230 53.8%
6月超1年以内	3,640 27.1%
1年超2年以内	763 5.7%
2年を超える	144 1.1%

⁴ 令和2年以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表7】のとおりである。この平均期間は、前回（28.5月）より長期化して29.3月となった。また、合計で2年を超える期間を要した事件の割合も、前回（54.0%）より3.0%増加し、57.0%となった（第9回報告書207頁【表7】参照）⁵。

【表7】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	11,843
平均期間(月)	29.3
1年以内	1,053 8.9%
1年超2年以内	4,036 34.1%
2年超3年以内	3,982 33.6%
3年超5年以内	2,414 20.4%
5年を超える	358 3.0%

※附帯控訴申立て等を除く。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表8】のとおりであり、約6割が判決で終局し（うち約2割が原判決取消し（一部取消しを含む。）、約3割が和解で終局している傾向は、前回と同様である（第9回報告書207頁【表8】参照）。

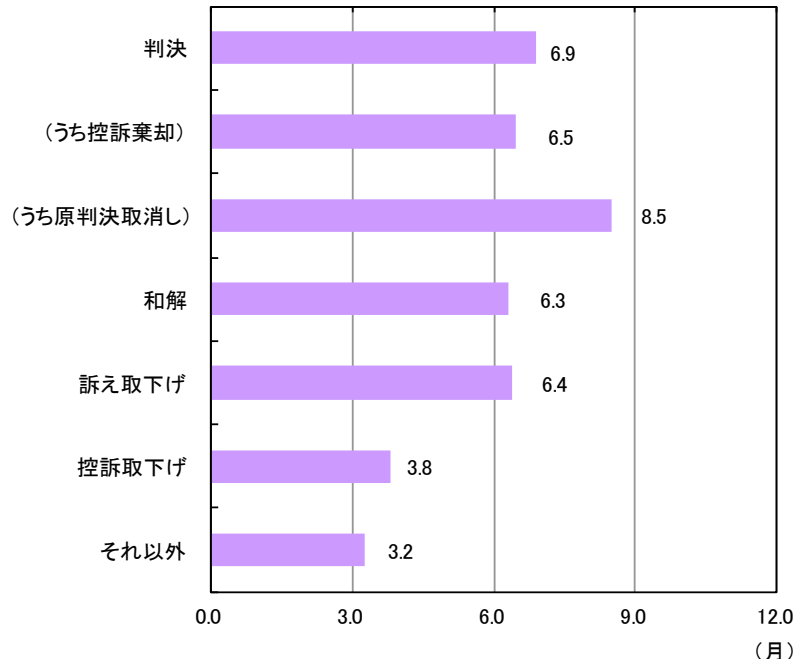
【表8】 終局区分別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	13,441
判決	8,458 62.9%
うち控訴棄却 (%は判決に対する割合)	6,555 77.5%
うち原判決取消し (%は判決に対する割合)	1,816 21.5%
和解	3,641 27.1%
訴え取下げ	272 2.0%
控訴取下げ	664 4.9%
それ以外	406 3.0%

⁵ 長期化の背景には、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

終局区分別の平均審理期間については【図9】のとおりであり、主要な終局区分である判決（6.9月）及び和解（6.3月）においては、いずれも前回（判決につき7.5月、和解につき6.5月）より短くなった（第9回報告書208頁【図9】参照）。

【図9】 終局区分別の平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

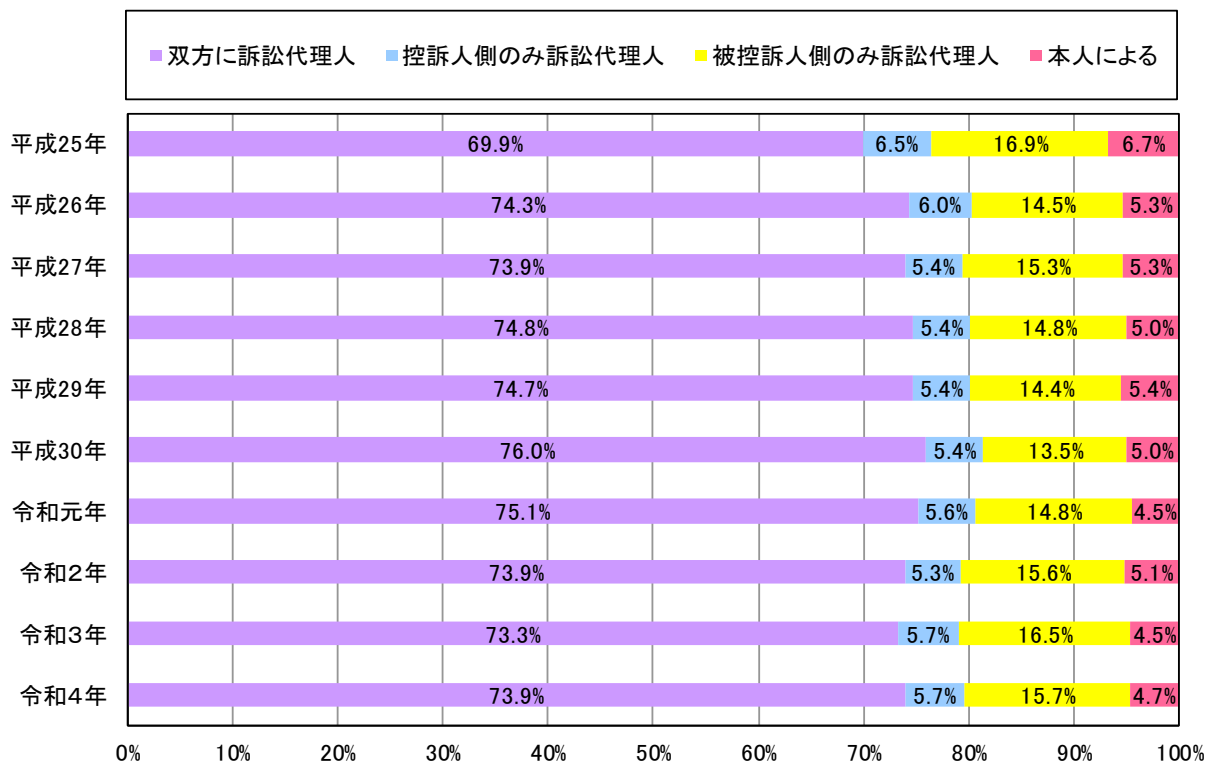


訴訟代理人の選任状況及びその推移については【表 10】
【図 11】のとおりである。【図 11】のとおり、双方に訴訟代
理人が選任された事件の割合は前回と同じ 73.9%であった。
他方、本人による事件の割合（4.7%）は前回（5.1%）より
減少し、控訴人側のみ訴訟代理人を選任された事件の割合
（5.7%）、被控訴人側のみ訴訟代理人を選任された事件の
割合（15.7%）は、いずれも前回（それぞれ 5.3%、15.6%）
より増加した。（第9回報告書 209 頁【表 10】参照）

【表10】 訴訟代理人の選任状況
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
双方に 訴訟代理人	9,938 73.9%
控訴人側のみ 訴訟代理人	767 5.7%
被控訴人側のみ 訴訟代理人	2,107 15.7%
本人による	629 4.7%

【図11】 訴訟代理人の選任状況の推移（民事控訴審訴訟事件）

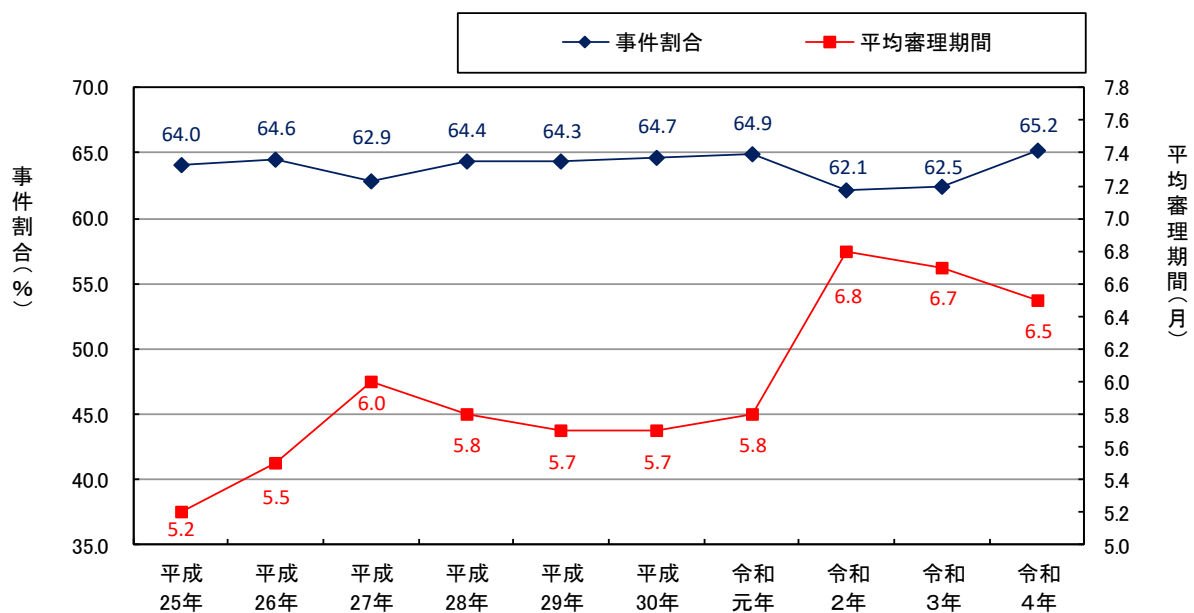


審理の状況について見ると、まず、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数）及び平均期日間隔については【表 12】のとおりであり、平均期日回数（1.8 回）は前回と同様であるが、平均期日間隔（3.6 月）は前回（3.9 月）より短縮した（第 9 回報告書 210 頁【表 12】参照）。口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移については【図 13】のとおりであり、令和 4 年は、口頭弁論期日 1 回で結審した事件の割合（65.2%）が前回（62.1%）より増加し、平均審理期間（6.5 月）が前回（6.8 月）より短縮した。

【表 12】 平均期日回数及び平均期日間隔(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.8
うち平均口頭弁論期日回数	1.1
うち平均争点整理期日回数	0.7
平均期日間隔(月)	3.6

【図 13】 口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移(民事控訴審訴訟事件)



争点整理手続の実施件数及び実施率は、【表 14】のとおりであり、実施率（18.3%）は、前回（17.5%）より増加した（第 9 回報告書 210 頁【表 14】参照）。

【表 14】 争点整理手続の実施件数及び実施率(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類		民事控訴審訴訟
争点整理手続	実施件数	2,459
	実施率	18.3%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 15】のとおりであり、実施率（1.6%）及び人証調べが実施された事件における平均人証数（1.8人）は、いずれも前回（それぞれ、1.6%、1.9人）から大きな変化はない（第9回報告書211頁【表 15】参照）。

これらと併せて、前述のとおり、平均期日回数が1.8回と少ないことも踏まえると、控訴審において改めて争点整理を行い、人証調べを実施する事件は少ない状況にあるといえる（【表 12】）。

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については、【表 16】のとおり、上告事件では、上訴率が28.4%であり、前回（29.9%）より減少し、上訴事件割合は17.9%であり、前回（17.1%）より増加し、上告受理事件については、上訴率が31.7%であり、前回（33.5%）より減少し、上訴事件割合が19.9%で前回（19.2%）より増加した（第9回報告書211頁【表 16】参照）。

【表15】 人証調べ実施率及び平均人証数(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	1.6%
平均人証数	0.03
平均人証数 (人証調べ実施事件)	1.8

【表16】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	28.4%	31.7%
上訴事件割合	17.9%	19.9%

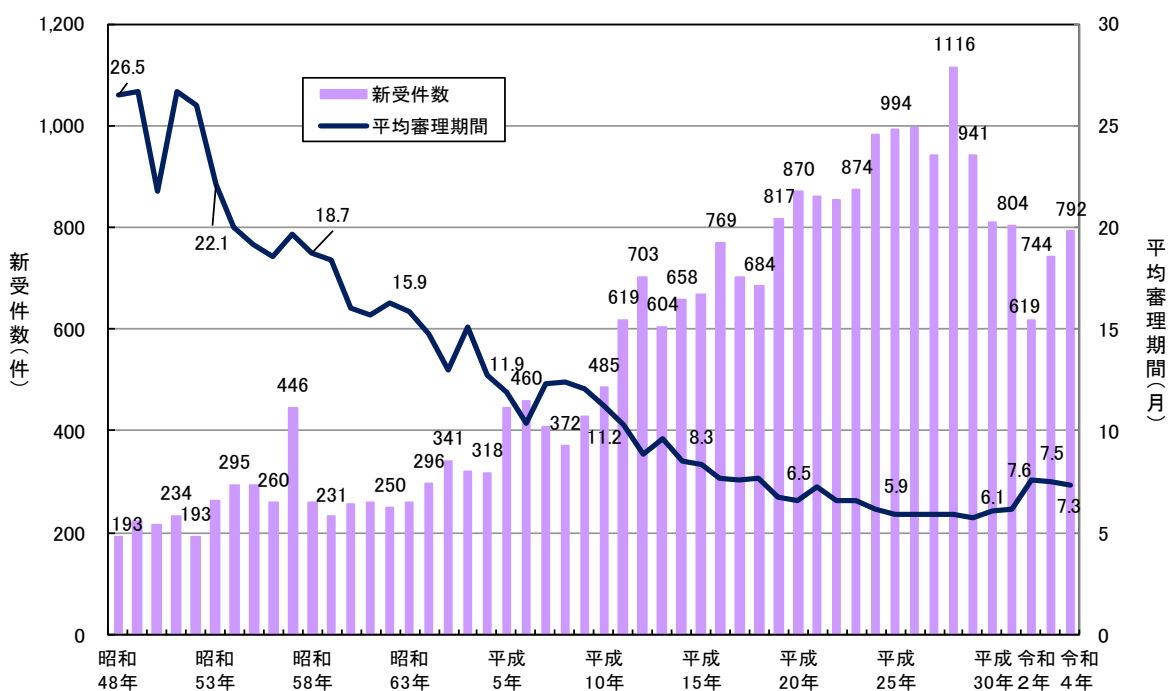
※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、令和4年1月1日から同年12月31日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

※ このデータには、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないもの(高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等)を含む。

1. 2 行政事件訴訟の概況

控訴審における行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図 17】のとおりである。新受件数は平成 29 年以降減少傾向にあるが、令和 4 年は、前回（619 件）から増加して 792 件となった。平均審理期間については、前回（7.6 月）より短縮して 7.3 月となった²。

【図17】 新受件数及び平均審理期間の推移(控訴審における行政事件訴訟)



¹ 同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、控訴事件と附帯控訴事件とを別個の事件として統計処理している。

² 前回(令和2年)から引き続き長期化傾向にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 18】のとおりである。既済件数は、前回（628 件）を上回り 762 件となり、審理期間が 6 月を超える事件の割合は、前回（52.3%）より減少して 43.8%³となった（第 9 回報告書 213 頁【表 18】参照）⁴。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表 19】のとおりである。この平均期間は、前回（28.3 月）よりも長期化して 29.7 月となり、2 年以内に控訴審の終局に至る事件割合は、前回（52.6%）から減少して 50.0%となった（第 9 回報告書 213 頁【表 19】参照）⁴。

【表 18】 審理期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	762	13,441
平均審理期間(月)	7.3	6.5
3月以内	70 9.2%	1,664 12.4%
3月超6月以内	358 47.0%	7,230 53.8%
6月超1年以内	265 34.8%	3,640 27.1%
1年超2年以内	53 7.0%	763 5.7%
2年を超える	16 2.1%	144 1.1%

【表 19】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟
既済件数	744
平均期間(月)	29.7
1年以内	97 13.0%
1年超2年以内	275 37.0%
2年超3年以内	190 25.5%
3年超5年以内	126 16.9%
5年を超える	56 7.5%

※ 行訴法18条、19条による訴えの追加的併合及び附帯控訴申立てを除く。

³ 端数処理の関係上、表 18 の数値を足し合わせた数値とは一致しない。

⁴ 前回(令和2年)から引き続き長期化傾向にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

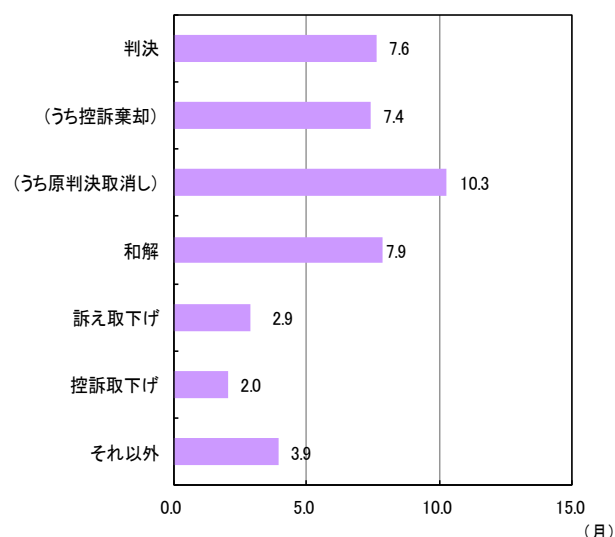
終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 20】のとおりであり、判決で終局した事件割合が前回（92.8%）から若干減少して 92.0%となり、うち原判決取消しとなった事件割合が前回（10.5%）から減少して 8.3%となった。民事控訴審訴訟事件と比べると、判決（控訴棄却）で終局した事件割合が高く、判決（原判決取消し）で終局した事件割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第 9 回報告書 214 頁【表 20】参照）

終局区分別の平均審理期間については【図 21】のとおりであり、判決（控訴棄却）及び判決（原判決取消し）がいずれも前回より短縮した（判決（控訴棄却）は、前回の 7.6 月から 7.4 月、判決（原判決取消し）は、前回の 10.5 月から 10.3 月）（第 9 回報告書 214 頁【図 21】参照）⁵。

【表20】 終局区分別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	762	13,441
判決	701 92.0%	8,458 62.9%
うち控訴棄却 （%は判決に対する割合）	637 90.9%	6,555 77.5%
うち原判決取消し （%は判決に対する割合）	58 8.3%	1,816 21.5%
和解	4 0.5%	3,641 27.1%
訴え取下げ	4 0.5%	272 2.0%
控訴取下げ	22 2.9%	664 4.9%
それ以外	31 4.1%	406 3.0%

【図21】 終局区分別の平均審理期間（控訴審における行政事件訴訟）



訴訟代理人の選任状況については【表 22】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が、前回（61.1%）より減少して 55.1%であったのに対し、双方とも本人による事件の割合は、前回（8.3%）より増加して 10.6%であった。民事控訴審訴訟事件と比べると、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第 9 回報告書 214 頁【表 22】参照）

【表22】 訴訟代理人の選任状況（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
双方に訴訟代理人	420 55.1%	9,938 73.9%
控訴人側のみ訴訟代理人	25 3.3%	767 5.7%
被控訴人側のみ訴訟代理人	236 31.0%	2,107 15.7%
本人による	81 10.6%	629 4.7%

⁵ 前回(令和2年)の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

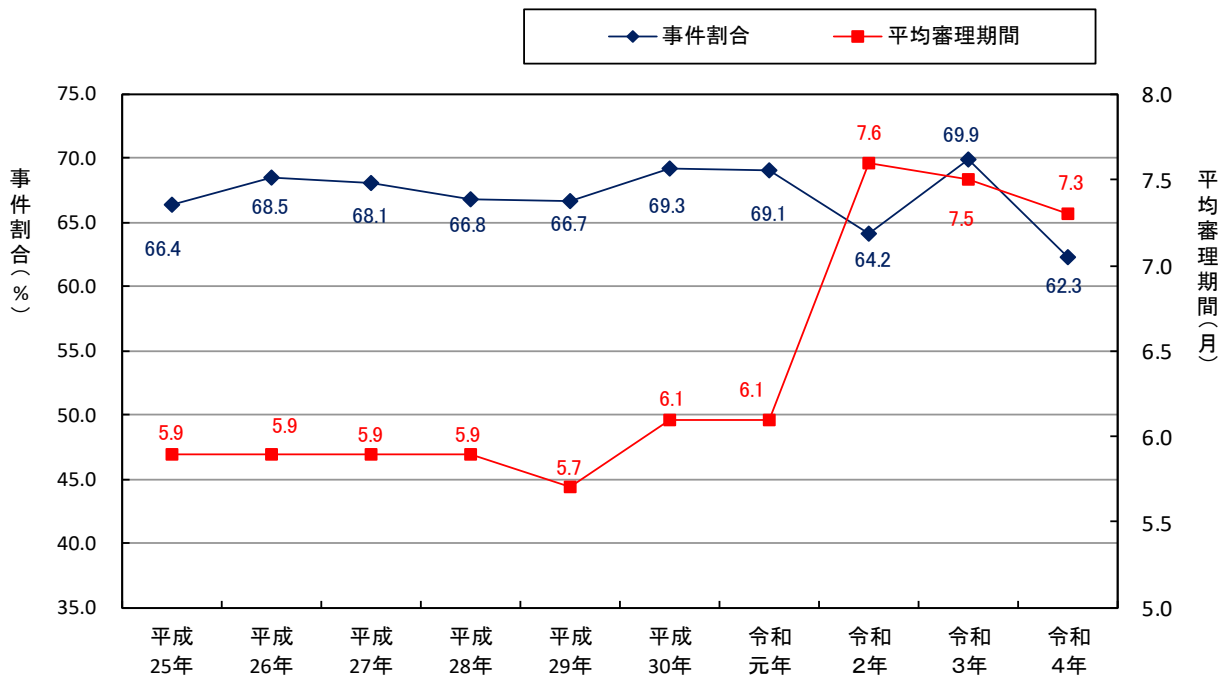
審理の状況について見ると、【表 23】のとおり、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）（1.5 回）は前回と同数であり、平均期日間隔（5.0 月）も前回とほぼ同数であった（第 9 回報告書 215 頁【表 23】参照）⁶。口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移は【図 24】のとおりであり、1 回の口頭弁論期日のみで結審に至る事件の割合（62.3%）は前回（64.2%）から減少し、平均審理期間（7.3 月）は前回（7.6 月）から若干短縮した⁶。

【表 23】 平均期日回数及び平均期日間隔（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.5	1.8
うち平均口頭弁論期日回数	1.3	1.1
うち平均争点整理期日回数	0.2	0.7
平均期日間隔(月)	5.0	3.6

※ 端数処理の関係上、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計値が、平均期日回数の数値と合致しない場合がある。

【図 24】 口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（行政控訴審訴訟）



⁶ 前回(令和2年)から引き続き長期化傾向にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

争点整理実施率については、【表 25】のとおり、前回（4.3%）より若干減少して 4.2%となったが、民事控訴審訴訟事件と比べると顕著に低いことは前回と同様である（第9回報告書 216 頁【表 25】参照）。

【表25】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
争点整理手続	実施件数	32	2,459
	実施率	4.2%	18.3%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 26】のとおりであり、前回と同様、人証調べを実施した事件の割合は非常に低くなっている（この点は、民事控訴審訴訟事件と同様である。）（第9回報告書 216 頁【表 26】参照）。

【表26】 人証調べ実施率及び平均人証数（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	1.3%	1.6%
平均人証数	0.02	0.03
平均人証数 （人証調べ実施事件）	1.2	1.8

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については【表 27】のとおりである。上告事件の上訴率及び上訴事件割合（それぞれ 46.3%、41.9%）は、いずれも前回（それぞれ 44.0%、40.0%）から増加し、上告受理事件の上訴率及び上訴事件割合（それぞれ 47.8%、43.2%）は、いずれも前回（それぞれ 50.6%、46.1%）から減少した（第9回報告書 216 頁【表 27】参照）。

【表27】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

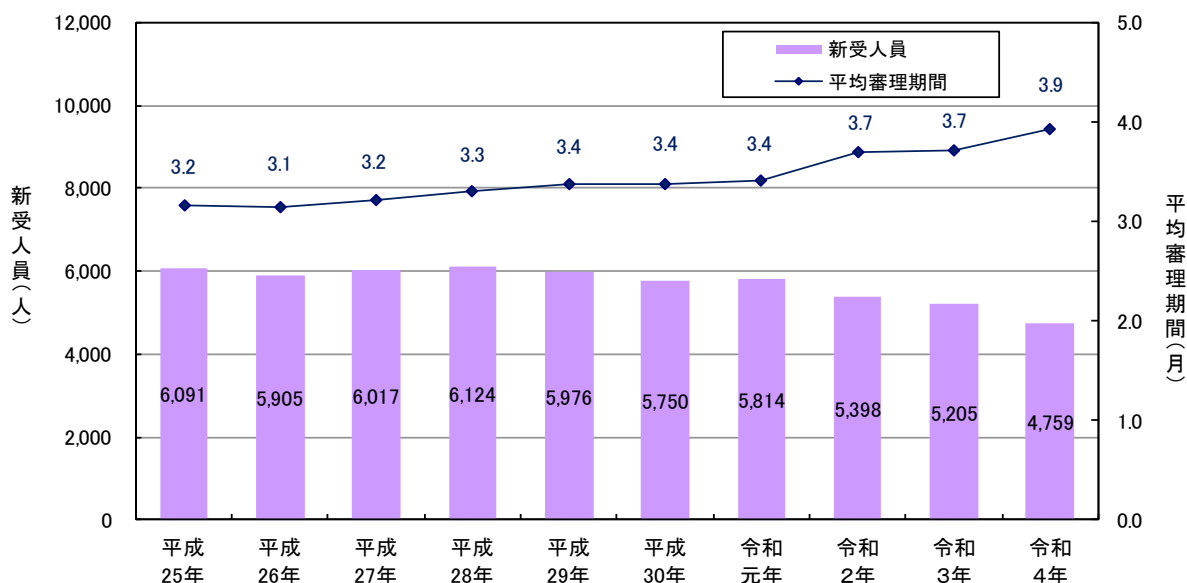
事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	46.3%	47.8%
上訴事件割合	41.9%	43.2%

※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、令和4年1月1日から同年12月31日までの「高等裁判所において受理した上告提起事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

1. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事控訴審訴訟事件の新受人員（延べ人員）及び終局人員（実人員）については【図1】【表2】のとおりである。新受人員は、平成29年まで6,000人前後で推移していたが、近年、減少傾向がみられる。終局人員（実人員）は、前回（5,332人）より512人減少して4,820人であった（第9回報告書219頁【表5】参照）。

【図1】新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事控訴審訴訟事件）



【表2】刑事控訴審訴訟事件の概況

新受人員(延べ人員)	4,759
終局人員(実人員)	4,820
平均審理期間(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	3.9
平均開廷回数(公判が開かれずに終局した事件を除外)	2.0
平均開廷間隔(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	1.9
平均取調べ証人数	0.05
弁護人選任率(%)	96.5
事実の取調べの実施割合(%)	38.7
上告率(%)	44.6

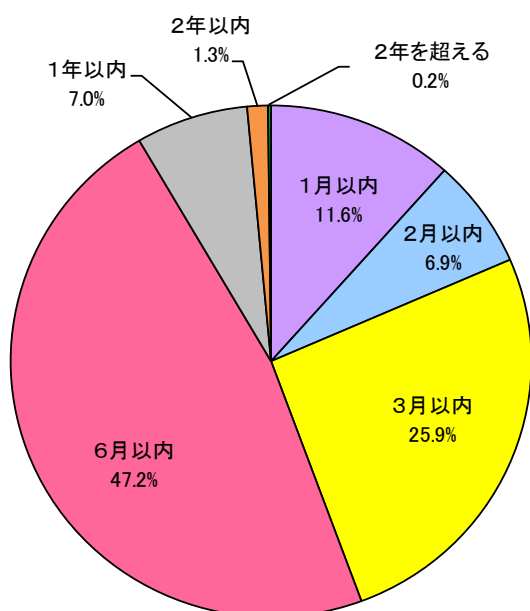
※1 平均開廷回数は、被告人1人当たりのものである。

2 平均開廷間隔とは、控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

平均審理期間については【図1】【表2】のとおりである。平均審理期間は、全体としてみると長期化傾向にあり、前回（3.7月）より長期化して3.9月となった。関連して、審理期間の分布については【図3】のとおりであり、審理期間が3月以内の事件は、前回（49.0%）より減少して44.4%となった（第9回報告書218頁【図3】参照）。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表4】のとおりである。この平均期間は、平成18年以降、10月前後で推移していたが（第5回報告書概況編214頁【図11】、第6回報告書205頁【表4】、第7回報告書143頁【表4】参照、第8回報告書155頁【表4】）、令和2年においては、11.8月に長期化し（第9回報告書218頁【表4】参照）、令和4年においても12.9月に長期化している。期間別の事件割合を見ると、第一審受理から1年以内に終局する事件が約7割を占めることは従前の傾向と同様であるものの、2年を超える事件の割合（7.2%）は前回（4.3%）より増加している。

【図3】 審理期間の分布(刑事控訴審訴訟事件)



【表4】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合(刑事控訴審訴訟事件)

事件の種類	刑事控訴審訴訟
終局人員(実人員)	4,820
平均期間(月)	12.9
1年以内	3,278 68.0%
1年超2年以内	1,193 24.8%
2年超3年以内	245 5.1%
3年超5年以内	93 1.9%
5年を超える	11 0.2%

終局区分の分布及び終局区分別の平均審理期間については【表5】のとおりである。終局区分の分布については、前回とほぼ同様であり、約7割が控訴棄却、約1割が破棄自判、2割弱が控訴取下げで終局し、これら以外の終局区分はほとんどない。終局区分別の平均審理期間については、控訴棄却及び破棄自判で終局した事件（それぞれ4.4月、5.3月）は、前回とほぼ同様である。また、前回と同様、原判決破棄で終局する事件の方が控訴棄却で終局する事件より平均審理期間が長く、控訴取下げによる終局の場合は、平均審理期間が非常に短い（1.1月）。破棄差戻・移送で終局した事件では、平均審理期間が前回（7.8月）より長くなっており（13.9月）、公訴棄却で終局した事件では、平均審理期間が前回（3.0月）より若干短くなっている（2.8月）が、いずれも母数が少なく個別事件の影響を受けやすいことに留意すべきであろう。（第9回報告書219頁【表5】参照）

審理の状況について見ると、平均開廷回数及び平均開廷間隔については【表2】のとおりであり、前回と同様である（第9回報告書 217 頁【表2】参照）。事実の取調べの実施割合の推移については【図6】のとおりであり、令和4年も、これまでの減少傾向に即して、前回（39.1%）から0.4%減少し、38.7%であった。平均取調べ証人数については【表2】のとおりであり、0.05人と前回と同様に少ない（第9回報告書 217 頁【表2】参照）。これらの統計データからは、控訴審が事後審であるとの趣旨を反映した審理がより広く進められていることがうかがわれる。

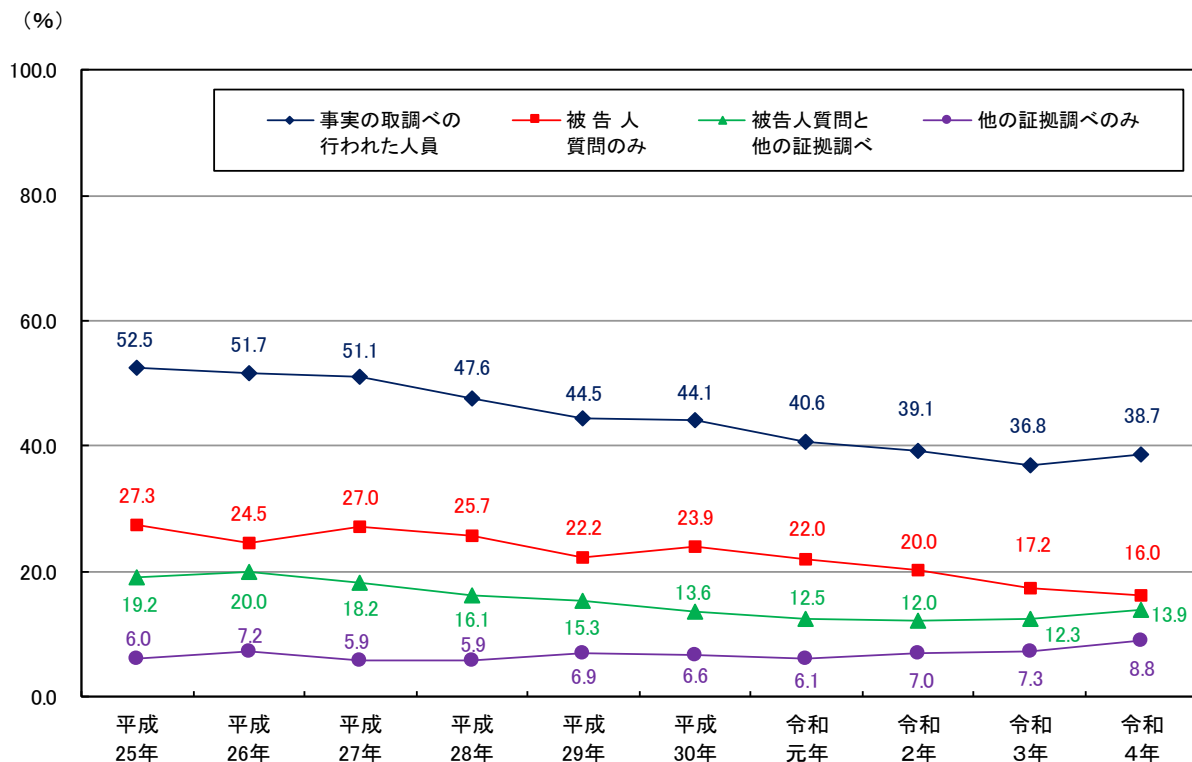
【表5】 終局区分の分布及び終局結果別の平均審理期間（刑事控訴審訴訟事件）

	終局人員(実人員)	平均審理期間(月)
総数	4,820	3.9
控訴棄却	3,578 74.2%	4.4
破棄自判	386 8.0%	5.3
破棄差戻・移送	25 0.5%	13.9
公訴棄却	25 0.5%	2.8
取下げ	806 16.7%	1.1

上告率については【表2】のとおりであり、近年の傾向に即した結果となっている（44.6%）。

弁護人選任率については【表2】のとおりであり、前回とほぼ同様であった（96.5%）（第9回報告書 217 頁【表2】参照）。

【図6】 事実の取調べの実施割合の推移（刑事控訴審訴訟事件）

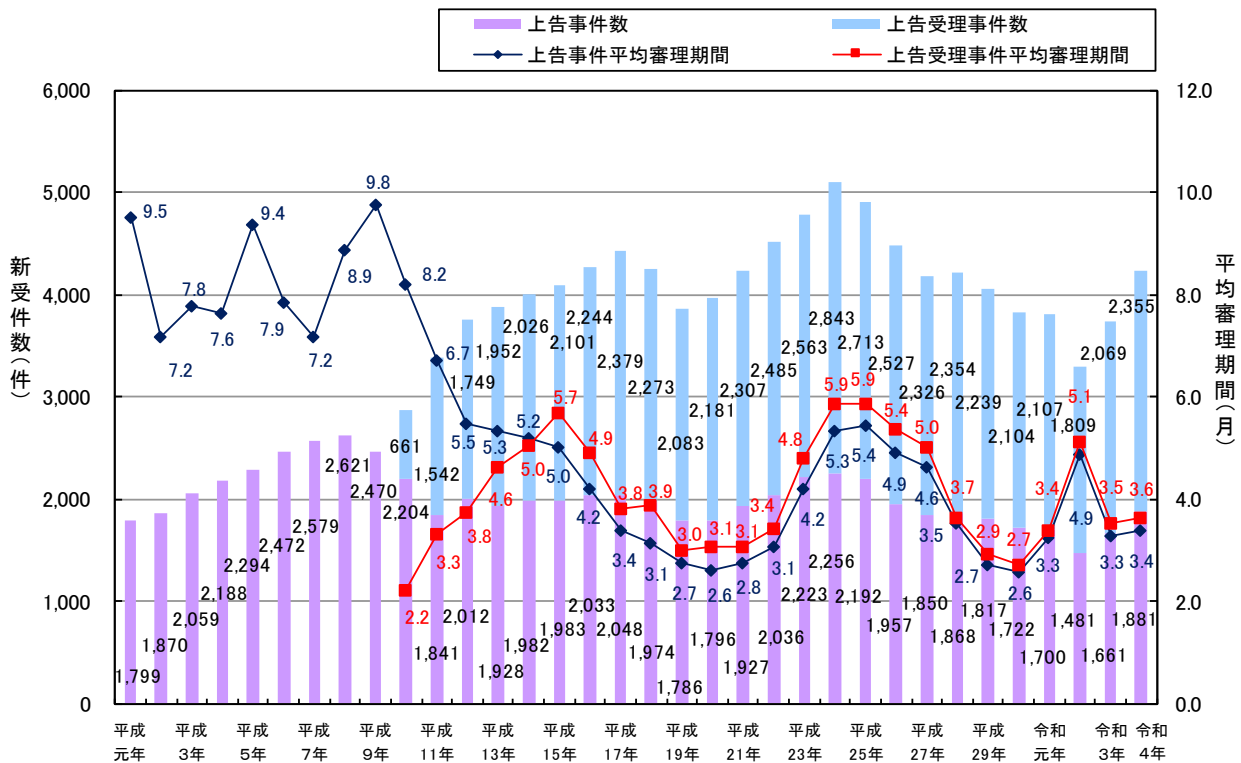


2 最高裁判所における上告審訴訟事件の概況

2. 1 民事訴訟事件の概況

民事上告事件及び民事上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間²の推移については【図1】のとおりである。平成20年以降、新受件数が増加傾向に転じた影響もあって、平均審理期間は、平成21年以降長期化傾向となり、平成26年から短縮傾向に転じ、令和元年には再度長期化に転じたが、令和4年においては、上告事件が3.4月、上告受理事件が3.6月となり、前回（それぞれ4.9月、5.1月）より短縮した。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事上告事件及び民事上告受理事件）



※ 上告事件の平均審理期間について、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件数を基に算出しているが、平成6年以前は、このような事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）が統計上区別されていないため、これを含んだ事件数を基に算出している。

※ 上告受理事件については、現行法が施行された平成10年以降の統計データを示す（以下同じ。）。

※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、民事訴訟事件のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、あるいは上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としている（ただし、【図1】の脚注を参照）。なお、1件の事件について上告・上告受理の双方が申し立てられる、いわゆる並行申立事件も相当程度あることに留意が必要である（後掲Ⅵ. 2. 2においても同様である。）。

² 上告審あるいは上告受理審における記録の受理から終局までの期間の平均である。なお、上告受理事件について上告受理決定がされた場合には、それによって上告があったものとみなされる（民訴法 318 条4項）から、その後判決等が出された場合に終局と扱われる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表2】のとおりである。上告事件については、審理期間が3月以内の事件の割合（56.0%）が前回（34.3%）より増加し、審理期間が3月超6月以内の事件の割合（34.2%）及び6月超1年以内の事件の割合（8.3%）がいずれも前回（それぞれ、39.6%、23.3%）より減少するなど全体的に短縮しており、平均審理期間（3.4月）は、前回（4.9月）より1.5月短くなった。上告受理事件についても同様の傾向であり、審理期間が3月以内の事件の割合（50.9%）が前回（31.7%）より増加し、審理期間が3月超6月以内の事件の割合（37.6%）及び6月超1年以内の事件の割合（9.8%）がいずれも前回（それぞれ、40.2%、25.1%）より減少しており、平均審理期間（3.6月）が前回（5.1月）より1.5月短くなった。なお、圧倒的多数の事件が、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局していることは、前回と同様である。（第9回報告書221頁【表2】参照）

【表2】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合
（民事上告事件及び民事上告受理事件）

〈上告事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	1,836	-	7	1,816	10	3
平均審理期間(月)	3.4	-	9.9	3.4	3.6	4.0
3月以内	1,028 56.0%	-	1 14.3%	1,019 56.1%	6 60.0%	2 66.7%
3月超6月以内	628 34.2%	-	3 42.9%	623 34.3%	2 20.0%	-
6月超1年以内	152 8.3%	-	-	149 8.2%	2 20.0%	1 33.3%
1年超2年以内	28 1.5%	-	3 42.9%	25 1.4%	-	-
2年を超える	-	-	-	-	-	-

〈上告受理事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	2,303	4	16	2,250	15	18
平均審理期間(月)	3.6	13.5	13.8	3.5	3.1	8.0
3月以内	1,172 50.9%	-	-	1,159 51.5%	10 66.7%	3 16.7%
3月超6月以内	865 37.6%	-	1 6.3%	854 38.0%	3 20.0%	7 38.9%
6月超1年以内	226 9.8%	2 50.0%	6 37.5%	212 9.4%	2 13.3%	4 22.2%
1年超2年以内	40 1.7%	2 50.0%	9 56.3%	25 1.1%	-	4 22.2%
2年を超える	-	-	-	-	-	-

また、第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間（上告事件 38.8 月、上告受理事件 40.6 月）は、前回（上告事件 38.7 月、上告受理事件 39.7 月）と比べて、いずれも長期化している。合計の期間が3年を超える事件の割合は、上告事件で 44.8%から 44.5%に減少し、上告受理事件で 47.3%から 49.3%に増加した。（第9回報告書 222 頁【表3】参照）

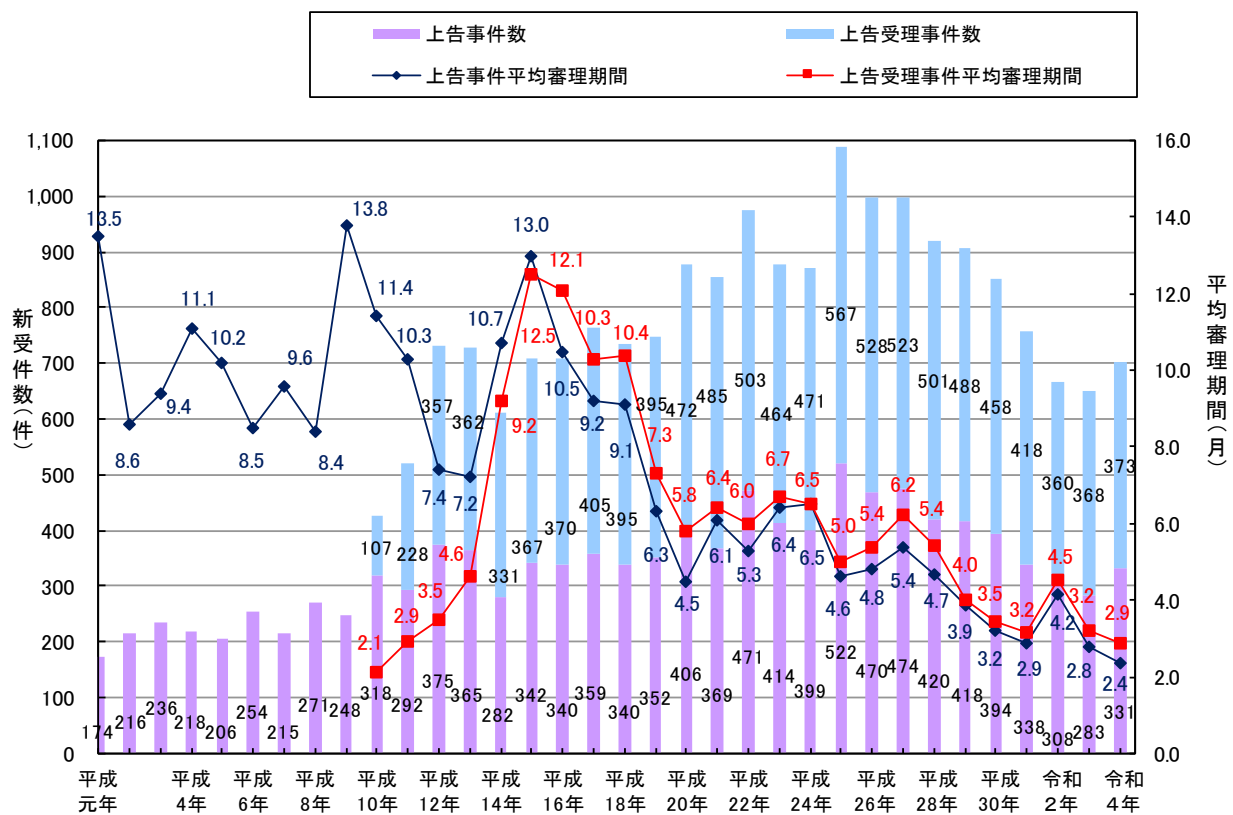
【表3】第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	1,836	2,303
平均期間(月)	38.8	40.6
1年以内	13 0.7%	12 0.5%
1年超2年以内	363 19.8%	359 15.6%
2年超3年以内	642 35.0%	796 34.6%
3年超5年以内	638 34.7%	885 38.4%
5年を超える	180 9.8%	251 10.9%

2. 2 行政事件訴訟の概況

行政上告事件及び行政上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図4】のとおりである。新受件数は、令和4年においては、上告、上告受理（それぞれ331件、373件）ともに前回（それぞれ308件、368件）より増加した。平均審理期間は、上告は平成9年、上告受理は平成15年がピークであったが、いずれについても、平成15年以降に顕著に短縮した後、平成20年以降は、変動はあるものの横ばいの状態となり、平成28年から更に短縮傾向にある²。

【図4】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政上告事件及び行政上告受理事件）



※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした判決に対して上告の提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、行政事件訴訟のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、又は上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としているが、民事訴訟事件と異なり、高等裁判所が第一審としてした終局判決に対する上告及び上告受理事件(知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等)も分析対象に加えている。この点の詳細は、第5回報告書概況編 222 頁脚注8参照

² 令和2年の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

終局区分別の既済件数については【表5】のとおりであり、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局した事件が9割を超えることは前回と同様である。平均審理期間については、決定（上告事件）及び不受理決定（上告受理事件）で終局した事件では、前回（それぞれ3.9月、4.2月）より大幅に短縮し、それぞれ2.1月、2.4月となった。【表5】は、審理期間別の事件割合についても示しており、上告、上告受理のいずれにおいても、審理期間が3月以内の事件の割合は前回（それぞれ45.4%、39.9%）より大幅に増加し、それぞれ79.9%、74.0%となった。他方、6月を超える事件の割合は前回（それぞれ18.8%、20.0%）より大幅に減少し、それぞれ4.0%、7.1%となった（第9回報告書224頁【表5】参照）。もっとも、上告、上告受理とも、事件数が年間数百件程度であるため、終局した事件の係属期間により一時的な影響が出やすいことにも留意が必要である。³

【表5】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

<上告事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	323	10	-	313	-	-
平均審理期間(月)	2.4	9.6	-	2.1	-	-
3月以内	258 79.9%	1 10.0%	-	257 82.1%	-	-
3月超6月以内	52 16.1%	1 10.0%	-	51 16.3%	-	-
6月超1年以内	10 3.1%	6 60.0%	-	4 1.3%	-	-
1年超2年以内	3 0.9%	2 20.0%	-	1 0.3%	-	-
2年を超える	-	-	-	-	-	-

<上告受理事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	393	7	9	374	3	-
平均審理期間(月)	2.9	15.4	15.0	2.4	2.5	-
3月以内	291 74.0%	-	-	289 77.3%	2 66.7%	-
3月超6月以内	74 18.8%	-	-	73 19.5%	1 33.3%	-
6月超1年以内	15 3.8%	2 28.6%	3 33.3%	10 2.7%	-	-
1年超2年以内	13 3.3%	5 71.4%	6 66.7%	2 0.5%	-	-
2年を超える	-	-	-	-	-	-

³ 前回(令和2年)の審理期間の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。上告事件及び上告受理事件の平均期間（それぞれ35.8月、39.8月）については、前回とほぼ同数であった。期間別に見ても、上告、上告受理のいずれにおいても、2年超3年以内の事件の割合が増加した（上告事件は、前回の31.7%から37.2%、上告受理事件は、前回の27.6%から35.8%）。（第9回報告書225頁【表6】参照）⁴

【表6】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	285	332
平均期間(月)	35.8	39.8
1年以内	4 1.4%	4 1.2%
1年超2年以内	71 24.9%	66 19.9%
2年超3年以内	106 37.2%	119 35.8%
3年超5年以内	84 29.5%	102 30.7%
5年を超える	20 7.0%	41 12.3%

※ 高裁第一審判決に対する上告及び上告受理事件を除く。

⁴ 前回(令和2年)以降長期化傾向にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があると思われる。

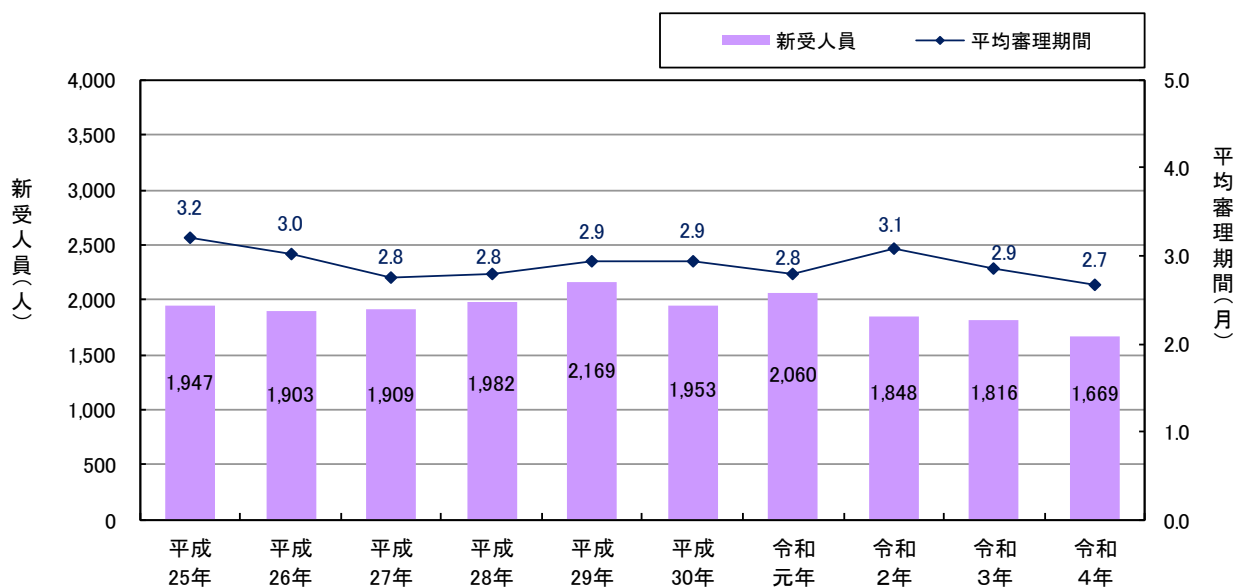
2. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事上告事件¹の新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移については【図1】のとおりである。

新受人員については、約 2,000 人前後で増減を繰り返していたが、近年は減少傾向がみられ、令和4年は、前回（1,848人）から減少して1,669人となった。

平均審理期間については、近年は3月前後で推移している。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事上告事件）



¹ 本報告書で取り上げている刑事上告事件は、最高裁判所における刑事訴訟事件のうち高等裁判所が第二審とした終局判決に対して上告が提起された事件である。

終局区分別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況については【表2】のとおりである。審理期間の分布状況については、3月以内に終局した事件の割合は、前回（68.5%）より14.2%増加して82.7%となった。終局区分別の終局人員の分布状況については、前回と同様、8割以上の事件が上告棄却で終局し、他の大半が取下げで短期間のうちに終局しており、破棄判決が出される事件は極めて少数である。（第9回報告書227頁【表2】参照）

【表2】 終局区分別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況（刑事上告事件）

終局区分	総数	破棄自判	破棄差戻・移送	上告棄却	公訴棄却	取下げ
終局人員	1,684	4	4	1,406	4	266
平均審理期間(月)	2.7	13.5	21.0	2.9	14.8	1.1
1月以内	139 8.3%	-	-	-	1 25.0%	138 51.9%
1月超2月以内	357 21.2%	-	-	249 17.7%	1 25.0%	107 40.2%
2月超3月以内	896 53.2%	-	-	876 62.3%	-	20 7.5%
3月超6月以内	253 15.0%	-	-	252 17.9%	-	1 0.4%
6月超1年以内	26 1.5%	2 50.0%	-	23 1.6%	1 25.0%	-
1年超2年以内	11 0.7%	2 50.0%	3 75.0%	6 0.4%	-	-
2年を超える	2 0.1%	-	1 25.0%	-	1 25.0%	-

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間については、前回（16.9月）より1.2月長期化して18.1月となった（第9回報告書227頁【表3】参照）。期間別の状況を見ると、第一審受理から上告審終局までの期間が2年を超える事件は、刑事上告事件全体の2割弱にとどまり、大半は2年以内に終局している。

【表3】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合（刑事上告事件）

事件の種類	刑事上告事件
終局人員（総数）	1,684
平均期間(月)	18.1
1年以内	691 41.0%
1年超2年以内	677 40.2%
2年超3年以内	239 14.2%
3年超5年以内	67 4.0%
5年を超える	10 0.6%